

第140回国会概観

第140回国会（常会）は1月20日に召集され、6月18日、150日間の会期を終了した。

開会式は召集日の午後1時から、参議院議場で行われた。

同日、開会式に引き続き、両院の本会議において、橋本龍太郎内閣総理大臣の施政方針演説を初め外交・財政・経済の政府4演説が行われ、これに対する代表質問は22日から24日にかけて行われた。

今国会は、第41回衆議院議員総選挙後初の常会であり、駐留軍用地特別措置法改正案、健康保険法等改正案、臓器移植法案（前国会からの継続審査）、日本銀行法案、金融監督庁設置法案、独占禁止法改正案、外国為替及び外国貿易管理法改正案、日本電信電話株式会社法改正案等多くの重要法案が提出された。これらは、政党間の政策的対立を伴うものも多かったが、順調に審議が進められ、成立した。

また、平成8年度補正予算及び平成9年度総予算が成立するとともに、参議院では平成6年度決算が、衆議院においては、平成6年度決算及び平成7年度決算がそれぞれ議決された。

さらに、オレンジ共済組合問題、日本海におけるロシア・タンカーからの重油流出事故、動燃事業団東海再処理施設の火災・爆発事故と虚偽報告問題、野村証券及び第一勧業銀行の総会屋に対する利益供与問題等について質疑が行われた。

そのほか、参議院本会議において、在ペルー日本国大使公邸占拠事件人質解放に関する報告等がなされ、同事件の解決に感謝する決議等が行われた。衆議院本会議においても、同様の報告及び決議が行われた。

また、参議院本会議において、国際問題調査会等3調査会の各調査会長から中間報告があった。

1月29日、参議院は、オレンジ共済組合の詐欺事件で友部達夫参議院議員の逮捕について全会一致で許諾を与えることに決し、同日、同議員は逮捕された。また4月4日、同議員の辞職勧告決議案を可決した。

3月12日、国賓として来日したセディージャ・メキシコ合衆国大統領が参議院議場で演説を行った。

参議院創設50周年を記念する一連の行事が行われ、5月20日から、記念式典、上院議長会議、特別参観及び特別展示が行われた。

6月18日、衆参両院本会議において、それぞれ閉会中審査の手續や請願審査等の会期末手續等を行い、閉幕した。

【議院の構成等】

参議院においては、召集日当日の本会議で、地方行政委員長に峰崎直樹君、外務委員長に寺澤芳男君がそれぞれ選任された。また、科学技術特別委員会等の7特別委員会が設置された。さらに、4月9日、「日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会」が、5月16日、「臓器の移植に関する特別委員会」がそれぞれ設置された。

会期末の6月18日、本会議において懲罰委員長を除く16の常任委員長が選任され、6特別委員会それぞれ特別委員長が互選された。

衆議院においては、召集日当日の本会議で懲罰委員長に左藤恵君が選任され、8特別委員会が設置された。また4月4日、「日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会」が衆議院に設置された。

【橋本総理大臣の施政方針演説等】

1月20日、衆参両院本会議において、橋本総理大臣が施政方針演説、池田行彦外務大臣が外交演説、三塚博大蔵大臣が財政演説、麻生太郎経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の概要は、次のとおりである。

ペルーの日本大使公邸人質・占拠事件について述べ、我が国は、テロに屈することなく、人命尊重を第一としながら事件の平和的解決を図り、人質の早期全面解放を実現するよう努力している。今後とも、フジモリ大統領に全幅の信頼を置き、ペルー政府や関係国と緊密に連絡をとりながら、事件を一刻も早く平和的に解決し、人質が全面解放されるよう全力を傾ける。あわせて日本海で発生したロシアのタンカーからの重油流出事故等もあり危機管理体制を一層充実させる。

また現在の仕組みがかえって我が国の活力ある発展を妨げていることは明らかであり、世界の潮流を先取りする経済社会システムを一日も早く創造しなければならない。このため、行政、財政、社会保障、経済、金融システム、教育の6つの改革を一体的に断行しなければならない。さらに行政改革については一切の聖域を設けず行政のあり方を総点検する。

沖縄に係る諸問題については、国政の最重要課題として取り組み、沖縄の人々の負担は国民がひとしく負うべきものである。沖縄における米軍施設等の整理・統合・縮小に関しては、日米安全保障条約の目的との調和を図りながら実現することは内閣の最重要課題であり、普天間飛行場の返還を初め沖縄に関する特別行動委員会の最終報告の内容を的確かつ迅速に実施するよう全力を尽くす。

また財政再建は平成9年度が第一歩で、厳しい努力が必要であり、財政構造

改革会議を設置し、歳出の改革と縮減の具体策を検討し、10年度概算要求段階から成果を反映させるとともに、財政再建のための法律の骨格を定め、早期に国会に法案を提出する。

教育改革については個々人の多様な能力開発と創造性、チャレンジ精神を重視した生涯学習の視点に立った教育に転換し、中高一貫教育等の学校制度や教育課程の見直しをする。

財政投融资については改革を推進するとの基本方針のもと、公的部門は、本来、民間活動を補完すべきものであるとの観点等から見直すとともに、効率的かつ重点的な資金配分に努めていく。

中央省庁再編は、行政改革会議において11月末までに成案を取りまとめる。

政府4演説に対して、1月22日及び23日の衆本会議において、23日及び24日の参本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、公務員の綱紀粛正、ロシアタンカー・ナホトカ号沈没による重油流出事故、外交・安全保障、在ペルー日本大使公邸人質・占拠事件、税制・行財政改革、国会の行政監視機能の強化、経済構造改革プログラム、医療保険制度、介護保険制度、教育改革、農林水産業問題、阪神・淡路大震災対策及び環境アセスメント制度等についてであった。（政府4演説、主な質疑項目・答弁の概要については、Ⅲの2を参照されたい。）

【予算の審議】

1月20日に国会に提出された平成8年度補正予算及び平成9年度総予算はそれぞれ成立した。

一平成9年度総予算一

一般会計予算総額が77兆3,900億円の平成9年度総予算は、1月24日、衆参両予算委員会で三塚大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、衆議院予算委員会で、2月3日から13日まで総括質疑が、14日から28日まで一般質疑が行われた。この一般質疑の間、17日（午後）、18日、19日の2日半にわたり、経済、行財政、危機管理及び沖縄問題等について集中審議を行い、20日、21日に公聴会を、3月3日、4日に分科会審査を行った。5日に締めくくり総括質疑を行った後、新進党及び太陽党が共同で、また、民主党、日本共産党がそれぞれ単独で、平成9年度総予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議を提出し、趣旨の説明後、総予算及び各動議について討論が行われ、採決の結果、各動議はいずれも否決され、総予算は賛成多数をもって原案のとおり可決された。同日、衆議院本会議において、新進党及び太陽党が共同で、また、民主党が単

独で平成9年度総予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議をそれぞれ提出、趣旨弁明が行われ、討論終局後、動議はいずれも否決され、平成9年度総予算は、記名投票の結果、賛成267票、反対231票で委員長報告のとおり可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会で3月6日から14日まで総括質疑を行い、また17日に6人の公述人から意見を聴取する公聴会を行った。さらに、18日には6つの改革及び景気等に関し、19日には外交、危機管理、医療・福祉等に関し、それぞれ集中審議を行った。24日には金融・証券問題及び財政・税制問題について4人の参考人から意見聴取、質疑を行った。25日及び26日（午前）に一般質疑を行った。また委嘱審査は27日に行われた。28日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、賛成多数をもって原案どおり可決された。

同日の本会議において、平成9年度総予算は、討論の後、記名投票の結果、賛成141票、反対104票で可決、成立した。

なお、平成会から提出された所得税の特別減税継続等を内容とする修正案は賛成64票、反対181票で否決された。

新年度の本予算が年度内に成立するのは平成7年度予算以来2年ぶりであり、3月28日の成立は戦後4番目に早い時期の成立となった。

参予算委における主な質疑項目は、6つの改革、沖縄県の米国駐留軍施設の使用期間切れ問題、在ペルー日本大使公邸人質・占拠事件、ロシアタンカー・ナホトカ号沈没による重油流出事故、オレンジ共済組合問題、極東有事への対応と日米防衛協力指針の見直し、金融不良債権問題、野村証券事件及び動燃事業団東海再処理施設事故の原因と対応等であった。

なお、予算の執行状況に関する調査として、3月21日、オレンジ共済組合問題について警視庁において友部達夫参議院議員及び友部百男被告の出張尋問を行った。また同日、株式会社託正代表齋藤衛氏の証人喚問を行うとしたが、同証人が病気を理由に欠席したため、証人喚問ができなかった。26日午後、同証人に対する証人喚問を行ったが、体調不良を訴えたため、途中で取りやめ、再度喚問することを決定した。再喚問は4月11日に行われた。

－平成8年度補正予算－

緊急防災対策費等を盛り込んだ平成8年度補正予算は、衆議院予算委員会で1月27日から29日まで3日間質疑が行われ、29日、衆議院本会議で賛成多数をもって可決され、参議院予算委員会においては30日から31日まで2日間質疑が行われ、31日に参議院本会議で賛成多数をもって可決され、成立した。

なお、参議院予算委員会において、予算執行に当たっては国会審議を踏まえ

特段の配慮を行う等を内容とする「平成8年度補正予算等に関する決議」を賛成多数で可決した。

【決算の審査】

1月24日、参議院本会議で平成6年度決算は賛成多数をもって是認するとともに、内閣に対する10項目の警告決議を全会一致で行った。平成7年度決算は、2月3日の本会議で大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、委員会において審査が進められた。

衆議院においては、平成6年度決算及び平成7年度決算について、4つの分科会を中心に審査が行われ、6月17日の決算委員会で、委員長から議決案が提出され、両年度決算は議決案のとおり議決され、同日の本会議に上程され委員長報告のとおり議決された。

【駐留軍用地特別措置法改正案の審議】

5月14日に沖縄県の駐留米軍に提供している施設及び区域のうち一定の施設に係る土地の強制使用期限が切れることに伴い、当該施設に関し引き続き米軍の使用に供するための必要な手続が完了しない場合には、5月15日以降無権原状態になることから、それを回避するための特別措置を定めることが必要とされるに至った。

本改正案は、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため使用されている土地等の使用期限が切れても収用委員会の裁決による権原取得まで暫定使用ができるようにするものであり、4月3日、閣議決定され、国会に提出された。

4日、衆議院本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会で趣旨説明の聴取を行った。

7日及び8日、同特別委員会で質疑が行われ、9日、6人の参考人から意見聴取、参考人に質疑を行った。10日、質疑終局後、民主党から修正案が提出され、討論終局後、採決の結果、修正案は否決され、同法案は賛成多数をもって原案のとおり可決された。翌11日、本会議において、採決の結果、賛成多数をもって委員長報告のとおり可決され、参議院に送付された。

同日、参議院本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、また日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会で趣旨説明聴取が行われた。14日及び15日、同特別委員会において質疑が行われ、16日、6人の参考人から意見聴取、質疑を行った。17日、質疑終局後、民主党・新緑風会から5年の時限立法とする旨の修正案が提出され、討論終局後、採決の結果、修正案は

否決され、同法案は賛成多数をもって原案どおり可決された。同日の本会議において、賛成多数をもって可決、成立した。なお、民主党・新緑風会から修正案が提出されたが否決された。

同日の本会議において、討論中に傍聴席からやじ等で議事進行を妨害したとして、議長は男女21人を国会法第118条に基づき退場させ麴町警察署に身柄を引き渡した。

なお、衆議院は、4月22日の本会議において、「沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議」を日本共産党を除く賛成多数で可決した。

【健康保険法等改正案の審議】

本法案は、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、給付と負担の見直し等の措置を講じようとするものである。

4月8日、衆議院本会議において趣旨説明を聴取し、質疑が行われ、同日、衆議院厚生委員会で提案理由説明を聴取し、質疑は9日から5月7日にかけて8日間行われ、この間、4月22日には8人の参考人から意見聴取、質疑を行った。

5月7日、同委員会において、自由民主党及び社会民主党・市民連合の共同提案による修正案が提出され、本法案及び修正案に対して質疑を行い、討論終局後、採決の結果、賛成多数をもって修正議決された。

翌8日の衆議院本会議において、討論終局後、記名投票をもって採決の結果、賛成268票、反対205票で委員長報告どおり修正議決され、参議院に送付された。

衆議院における修正の内容は、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担金、政府管掌健康保険の保険料率及び施行期日等の規定を改めるとともに、本法律の施行後の検討等の規定を加えるものである。

23日、参議院本会議において、厚生大臣から本法案の趣旨説明聴取及び衆議院における修正部分について説明聴取後、質疑が行われた。また同日、厚生委員会で本法案の趣旨説明聴取及び衆議院における修正部分について説明聴取を行った。同委員会においては、27日から6月12日にかけて6日間、質疑が行われた。この間、6月6日、8人の公述人から意見を聴取する公聴会を行った。12日、橋本総理に対し質疑を行い、質疑終局後、薬剤に係る一部負担金の額の改定及び薬剤に係る一部負担金の免除を行うとする修正案が提出され、同修正案に対し質疑が行われ、討論終局後、採決の結果、本法案は賛成多数をもって修正議決された。翌13日の参議院本会議において、討論終局後、採決の結果、本法案は賛成多数をもって修正議決された。

同日、修正された本法案は衆議院に回付され、16日の衆議院本会議において、参議院回付案について討論が行われた後、採決の結果、参議院の修正に同意することに決し、成立した。

【臓器の移植に関する法律案の審議】

第139回国会に提出され、衆議院厚生委員会で継続審査となっていた中山太郎君外13名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「中山案」という。）は、3月18日、衆議院本会議において趣旨説明を聴取し、質疑が行われた。

中山案は、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものである。

また3月31日、衆議院に提出された金田誠一君外5名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「金田案」という。）は臓器の摘出は移植術に使用されるために提供する本人の意思に基づいて行われることを目的の中に定めるとともに、脳死を人の死とせず、厳しい条件のもとに社会的に許容される法令または正当な業務による行為として脳死状態からの臓器移植に道を開くものである。

4月1日、衆議院厚生委員会において中山案について質疑を行った。2日、同委員会において金田案の提案理由説明聴取を行った。8日、同委員会において、10人の参考人から意見聴取し、質疑を行った。また、15日及び18日に両案について質疑を行った。

22日、衆議院本会議において中間報告を求めるの動議が賛成多数で可決され、町村厚生委員長が両案について委員会審査の中間報告を行った。24日、衆議院本会議においては、記名投票をもって採決の結果、金田案は賛成76票、反対399票で否決され、中山案は賛成320票、反対148票で可決され、参議院に送付された。

5月19日、参議院本会議において、中山案及び衆議院の金田案とほぼ同趣旨の猪熊重二君外4名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「猪熊案」という。）について順次趣旨説明聴取、質疑が行われた。同日、臓器の移植に関する特別委員会で2案について順次趣旨説明聴取を行った。

同特別委員会において、5月26日、6月2日、11日、16日に質疑が行われ、この間、6月12日、いわゆる地方公聴会を大阪府及び新潟県において行い、翌13日に6人の公述人から意見を聴取する公聴会を行った。

16日、同特別委員会において、中山案に対する質疑終局後、同案に対し、臓器移植に際して、脳死が人の死として認められる場合を本人の臓器提供の意思及び脳死判定に従う意思が書面で表示されている場合であって、かつ、家族が拒まないときに限定すること、脳死判定手続の一層の厳格化を図ること、罰則の整備と強化等を内容とする修正案が関根則之君外5名から提出された。修正案に対する質疑が行われた後、討論終局後、採決の結果、中山案は賛成多数をもって修正議決された。

翌17日の参議院本会議において、中山案は記名投票をもって採決の結果、賛成181票、反対62票で修正議決された。

同日、修正された中山案は衆議院に回付され、同日の衆議院本会議において、参議院回付案について討論が行われ、討論終局後、記名投票をもって採決の結果、賛成323票、反対144票で参議院の修正に同意することに決し、成立した。

本法案の採決は、衆参両院とも、日本共産党を除く各会派とも党議拘束をかけずに各議員の自由投票で行われた。

【法律案等の成立件数等】

今国会に提出された内閣提出法律案は92件であり、このうち、90件が成立し、その成立率は97.8%であった。

内閣提出法律案のうち、精神保健福祉士法案及び公職選挙法改正案の2件は衆議院で継続審査となり、また前国会提出された介護保険法案及び関連2法案の3件は衆議院で修正議決されたが、参議院で継続審査となった。

議員提出法律案は両院において計56件が提出された。近年になく多かったが、その大半は野党提出のものであった。

衆議院議員提出法律案は新たに提出された45件中10件が成立し、参議院議員提出法律案は新たに提出された11件中3件が成立した。

参議院議員提出法律案のうち2件が参議院で継続審査となり、衆議院議員提出法律案は2件が衆議院において、4件が参議院においてそれぞれ継続審査となった。

議員提出法律案のうち、市民活動促進法案、スポーツ振興投票実施等法案、日本体育・学校健康センター法改正案、スポーツ振興法改正案及び議院証言法改正案はいずれも参議院において継続審査となった。

なお、行政監視院法案、選択的夫婦別氏制の導入等を柱とする民法改正案等はそれぞれ審査未了、廃案となった。

予算は、6件提出され、いずれも成立した。

条約は提出された16件すべてが承認された。

【国政調査等】

在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件は、会期を通じて質疑が行われた。4月23日（日本時間）、同事件はペルー軍特殊部隊の強行突入により、日本人24名を含む人質71名が救出され、発生以来127日目で解決した。5月13日には参議院外務委員会において、青木盛久駐ペルー日本大使を参考人招致し質疑を行った。

3月11日、動燃事業団東海再処理施設内において火災・爆発事故が発生し、施設外部に放射能が漏れ、作業員多数が被曝する大きな事故となり、科学技術庁は原子炉等規制法違反の罪で同事業団と東海事業所幹部を茨城県警に告発するという事態になった。

3月17日、参議院科学技術特別委員会では、政府より事故の状況と今後の対応について説明聴取後、質疑が行われるとともに、同21日、同特別委員会は火災・爆発事故を起こした東海事業所再処理施設を視察した。またその後、火災爆発事故の原因調査状況、事故による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」への影響、施設の安全審査体制の責任の所在等について質疑が行われた。

さらに、参議院予算委員会においても、同事業団幹部を参考人招致し、一連の事故、事故後の対応の不手際、虚偽報告及び科学技術庁からの告発等について質疑が行われた。

4月22日、参議院予算委員会は、総会屋グループに対する利益供与問題で酒巻野村証券元社長外2名に対し参考人質疑を行った。また5月28日、同委員会は、田淵野村証券元会長、酒巻元社長、近藤第一勧銀頭取、宮崎相談役に対し参考人招致を行い、総会屋に対する利益供与事件への関与、融資の存在と背景、総会屋への融資と認識、取り引き関係等について質疑を行った。

なお、この総会屋グループに対する利益供与問題は、酒巻元社長を初め野村証券幹部の逮捕に始まり、関連ノンバンクを介した迂回融資による総会屋への利益供与で第一勧銀幹部が相次いで逮捕される事件に拡大した。

年金会オレンジ共済組合の詐欺事件については参議院予算委員会等において、友部議員の平成7年に行われた第17回通常選挙における比例代表名簿の上位登載決定をめぐる疑惑等について質疑が行われた。6月6日、衆議院予算委員会においてオレンジ共済組合問題について参考人に対し質疑が行われた。

日米両国政府が日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめを、6月8日（日本時間）、公表した。同件について政府から衆参両院の外務委員会、衆議院の安全保障委員会等、参議院の内閣委員会等で報告を聴取し、論議が交わされた。

【オレンジ共済組合問題】

1月28日、年金会オレンジ共済組合の詐欺事件を捜査していた警視庁は友部達夫参議院議員の逮捕状を東京地裁に請求した。東京地裁は、同議員の逮捕許諾要求書を内閣に提出し、閣議の逮捕許諾請求決定を経て、参議院に対し詐欺被疑事件により友部議員の逮捕許諾請求を行った。

これを受け、翌29日、議院運営委員会は秘密会を開き同議員の逮捕について許諾を求めるの件について説明を聴取し、これに対し質疑を行った。秘密会終了後、許諾を与えるべきものと議決した。続いて開かれた参議院本会議においても、同議員の逮捕について全会一致で許諾を与えることに決した。同日、同議員は逮捕された。参議院での逮捕許諾請求は43年ぶり3回目であった。

2月19日、東京地検特捜部は友部議員を詐欺罪で東京地裁に起訴した。

3月12日、参議院議院運営委員会の下稲葉耕吉委員長及び理事4人が警視庁に勾留中の友部議員と接見し議員辞職を求めたが同議員は拒否した。

4月4日、参議院本会議において、友部議員の議員辞職勧告に関する決議を賛成多数で可決した。議員辞職勧告決議が可決されたのは初めてであった。

【参議院制度改革検討会答申後の経過概要等】

2月6日、参議院各会派代表者懇談会において参議院制度改革答申について協議が行われ、昨年末に提示された議長見解のうち、委員会運営の改善、決算審査のあり方の改善、議員立法の取扱いの充実等については基本的に議長見解の方向で進めることを了承した。

また、斎藤十朗議長は、伊藤宗一郎衆議院議長に対し衆参合同で国会改革について協議する場の設置、決算の早期提出並びに検査官の任命に関する衆議院優越規定の削除等について協力要請を行い、国会改革について両院合同の協議する場の設置については基本的に合意した。

各会派代表者懇談会に設置された「委員会再編に関する作業小委員会」（小委員長・斎藤文夫参議院議員）は、委員会再編案について検討を進め、6月17日、報告書を斎藤議長に提出した。

報告書の内容は、第一種常任委員会及び特別委員会を12の基本政策別の常任委員会に再編する場合の各委員会の名称、所管事項等についてであった。

また、行財政機構及び行政監察に関する調査会は、「オンブズマン的機能を備えた第二種常任委員会を設置する。」という調査会長案をとりまとめ、その立法化について斎藤議長に要請することとした。

【参議院50周年記念行事】

新憲法に基づく第1回国会の召集（昭和22年5月20日）以来、50年が経過した平成9年5月20日、参議院50周年記念式典が天皇皇后両陛下の御臨席のもと参議院議場において挙行された。記念式典には、衆参両院議長、内閣総理大臣、最高裁判所長官の三権の長を初めとして衆議院役員、参議院議員、元参議院議員、元参議院議員遺族、国务大臣、駐日各国大使、招聘された上院議長一行、国民各界各層代表者等の約800名が参列した。

式典では、君が代吹奏の後、斎藤参議院議長が式辞を述べ、天皇陛下からおことばを賜った。次いで、伊藤衆議院議長、橋本内閣総理大臣、三好最高裁判所長官、スワーレン・ベルギー王国議会上院議長がそれぞれ祝辞を述べた。

記念式典終了後、参議院議長公邸において祝賀会が開催された。

5月20日、21日の2日間、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、コロンビア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ルーマニアの8カ国の上院議長を招聘し、参議院第43委員会室において上院議長会議が開催された。

上院議長会議は、「上院の果たすべき役割について」及び「21世紀に向けて一人類の平和と幸福のために」を議題に、斎藤参議院議長を初め9カ国の上院議長が基調報告を行った後、自由討議を行い、21日には共同声明を採択し、閉幕した。

5月24日、25日の2日間、参議院50周年を記念して行われた特別参観では、天皇陛下をお迎えしたときや、選挙直後に議員が初登院するときなど限られた機会にしか使用されない中央玄関が開かれるとともに、史上初めて一般に参議院本会議場の演壇が公開され、2日間で約5万7,000人の参観者が訪れた。

特別参観とあわせて、参議院50年の足跡を振り返り参議院の情報の迅速な公開と発信をテーマとする実演を交えた特別展示も国会議事堂本館委員会室において実施された。

また、参議院50周年を機に全国の青少年を対象に「21世紀にかける期待と夢」をテーマに論文を募集した。全国から1,516件の応募があり、その中から選考した52件の作品を掲載した論文集を5月20日に発行した。

今後の参議院50周年記念行事として、7月29日、30日には全国から選ばれた252名の子ども議員が参議院に一堂に会し意見を述べ合う「子ども国会」が、10月4日には一般国民から公募された252名の女性議員が21世紀に向け男女共同参画社会を目指して討議を行う「女性国会」が予定されている。

さらに、国民が参議院の役割と活動についてより深く理解することを目的として、参議院50年の歴史を紹介する出版物「参議院50年のあゆみ」の発行を予定している。

1 参議院役員等一覽

(会期終了日 平成9. 6. 18現在)

役員名		召集日	会期中選任	
議長		斎藤 十朗		
副議長		松尾 官平		
常任委員	内閣	鎌田 要人	竹山 裕 (9. 6. 18)	
	地方行政	峰崎 直樹	藁科 満治 (9. 6. 18)	
	法務	続 訓弘	風間 昶 (9. 6. 18)	
	外務	寺澤 芳男	大久保 直彦 (9. 6. 18)	
	大蔵	松浦 孝治	石川 弘 (9. 6. 18)	
	文教	清水 嘉与子	大島 慶久 (9. 6. 18)	
	厚生	上山 和人	山本 正和 (9. 6. 18)	
	農林水産	真島 一男	松谷 蒼一郎 (9. 6. 18)	
	商工	木宮 和彦	吉村 剛太郎 (9. 6. 18)	
	運輸	直嶋 正行	泉 信也 (9. 6. 18)	
	通信	淵上 貞雄	谷本 巍 (9. 6. 18)	
	労働	勝木 健司	星野 朋市 (9. 6. 18)	
	建設	鴻池 祥肇	関根 則之 (9. 6. 18)	
	予算	大河原太一郎	岩崎 純三 (9. 6. 18)	
	決算	野沢 太三	宮崎 秀樹 (9. 6. 18)	
	特別委員	議院運営	下稲葉 耕吉	中曾根 弘文 (9. 6. 18)
懲罰		吉田 之久		
科学技術		猪熊 重二	山下 栄一 (9. 6. 18)	
環境		渡辺 四郎	菅野 壽 (9. 6. 18)	
災害対策		清水 達雄	浦田 勝 (9. 6. 18)	
選挙制度		武田 節子	山崎 順子 (9. 6. 18)	
沖縄北方		楢崎 泰昌	志村 哲良 (9. 6. 18)	
国会移転		千葉 景子	武田 邦太郎 (9. 6. 18)	
委員長	行革税制	遠藤 要		
	安保実施		倉田 寛之 (9. 4. 9)	
	臓器移植		竹山 裕 (9. 5. 16)	
調査会長	国際問題	林田 悠紀夫		
	国民生活	鶴岡 洋		
	行財政	井上 孝		
政治倫理審査会長		岩崎 純三	宮澤 弘 (9. 6. 18)	
事務総長		黒澤 隆雄		

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平成 9. 6. 18 現在)

会 派	議 員 数	①10. 7.25 任期満了			②13. 7.22 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	112 (9)	17 (2)	43 (1)	60 (3)	16 (4)	36 (2)	52 (6)
平 成 会	59 (10)	15 (3)	9 (1)	24 (4)	16 (3)	19 (3)	35 (6)
社会民主党・護憲連合	22 (5)	6 (1)	6 (1)	12 (2)	4 (2)	6 (1)	10 (3)
民主党・新緑風会	22 (4)	5 (1)	6 (1)	11 (2)	5 (1)	6 (1)	11 (2)
日 本 共 産 党	14 (4)	4	2 (1)	6 (1)	5 (2)	3 (1)	8 (3)
二 院 ク ラ ブ	4	1	2	3	1	0	1
自 由 の 会	4 (1)	1	1	2	0	2 (1)	2 (1)
新 党 さ き が け	3 (1)	0	0	0	2 (1)	1	3 (1)
新 社 会 党 ・ 平 和 連 合	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
太 陽	3	0	2	2	0	1	1
各派に属しない議員	6	0	3	3	1	2	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (35)	50 (7)	76 (6)	126 (13)	50 (13)	76 (9)	126 (22)

()内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覧

(召集日 平成9. 1. 20現在)

無印の議員は平成10年7月25日任期満了を、○印の議員は平成13年7月22日任期満了を示す。

また、()内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

(112名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○阿部 正俊 (山形) | 青木 幹雄 (島根) | 井上 吉夫 (鹿児島) |
| 井上 孝 (比例) | 井上 裕 (千葉) | ○石井 道子 (比例) |
| ○石川 弘 (比例) | ○石渡 清元 (神奈川) | 板垣 正 (比例) |
| ○岩井 國臣 (比例) | ○岩崎 純三 (栃木) | 岩永 浩美 (佐賀) |
| 上杉 光弘 (宮崎) | 上野 公成 (群馬) | 浦田 勝 (熊本) |
| ○海老原 義彦 (比例) | 遠藤 要 (宮城) | 小野 清子 (東京) |
| ○尾辻 秀久 (比例) | 大河原太一郎 (比例) | 大木 浩 (愛知) |
| 大島 慶久 (比例) | ○大野 つや子 (岐阜) | ○太田 豊秋 (福島) |
| 岡 利定 (比例) | ○岡野 裕 (比例) | 岡部 三郎 (比例) |
| 加藤 紀文 (岡山) | ○狩野 安 (茨城) | ○鹿熊 安正 (富山) |
| ○景山 俊太郎 (島根) | 笠原 潤一 (岐阜) | ○片山 虎之助 (岡山) |
| ○金田 勝年 (秋田) | ○釜本 邦茂 (比例) | ○鎌田 要人 (鹿児島) |
| 上吉原 一天 (栃木) | ○亀谷 博昭 (宮城) | 河本 英典 (滋賀) |
| 木宮 和彦 (静岡) | ○北岡 秀二 (徳島) | 久世 公堯 (比例) |
| 杳掛 哲男 (石川) | ○倉田 寛之 (千葉) | ○小山 孝雄 (比例) |
| ○鴻池 祥肇 (兵庫) | 佐々木 満 (秋田) | 佐藤 静雄 (福島) |
| ○佐藤 泰三 (埼玉) | 斎藤 文夫 (神奈川) | 坂野 重信 (鳥取) |
| 志村 哲良 (山梨) | ○清水 嘉与子 (比例) | 清水 達雄 (比例) |
| ○塩崎 恭久 (愛媛) | 嶋崎 均 (比例) | 下稲葉 耕吉 (比例) |
| ○陣内 孝雄 (佐賀) | ○須藤 良太郎 (比例) | 鈴木 栄治 (東京) |
| 鈴木 省吾 (福島) | ○鈴木 政二 (愛知) | 鈴木 貞敏 (山形) |
| ○世耕 政隆 (和歌山) | 関根 則之 (埼玉) | ○田浦 直 (長崎) |
| 田沢 智治 (比例) | 高木 正明 (北海道) | ○竹山 裕 (静岡) |
| ○武見 敬三 (比例) | ○谷川 秀善 (大阪) | 坪井 一宇 (大阪) |
| ○中島 真人 (山梨) | 中曾根 弘文 (群馬) | ○中原 爽 (比例) |
| 永田 良雄 (富山) | ○長峯 基 (宮崎) | 檜崎 泰昌 (比例) |
| ○成瀬 守重 (比例) | ○西田 吉宏 (京都) | 野沢 太三 (比例) |
| 野間 赳 (愛媛) | 野村 五男 (茨城) | 南野 知恵子 (比例) |
| ○橋本 聖子 (比例) | ○馳 浩 (石川) | ○畑 恵 (比例) |
| 服部 三男雄 (奈良) | ○林 芳正 (山口) | 林田 悠紀夫 (京都) |
| ○平田 耕一 (三重) | 二木 秀夫 (山口) | ○保坂 三蔵 (東京) |
| 真島 一男 (新潟) | ○真鍋 賢二 (香川) | 前田 勲男 (和歌山) |
| 松浦 功 (比例) | 松浦 孝治 (徳島) | 松谷 蒼一郎 (長崎) |
| ○松村 龍二 (福井) | ○三浦 一水 (熊本) | ○溝手 顕正 (広島) |
| 宮崎 秀樹 (比例) | 宮澤 弘 (広島) | 村上 正邦 (比例) |
| 守住 有信 (熊本) | 矢野 哲朗 (栃木) | 山崎 正昭 (福井) |

- 山本 一太 (群馬) ○依田 智治 (比例) ○吉川 芳男 (新潟)
 吉村 剛太郎 (福岡)

【平成会】

(61名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○足立 良平 (比例) | ○阿曾田 清 (熊本) | 荒木 清寛 (愛知) |
| ○石井 一二 (兵庫) | ○石田 美栄 (岡山) | 泉 信也 (比例) |
| ○市川 一朗 (宮城) | 猪熊 重二 (比例) | ○今泉 昭 (比例) |
| ○岩瀬 良三 (千葉) | ○魚住 裕一郎 (東京) | 牛嶋 正 (比例) |
| ○海野 義孝 (比例) | 及川 順郎 (比例) | 大久保 直彦 (比例) |
| ○大森 礼子 (比例) | ○加藤 修一 (比例) | 風間 昶 (北海道) |
| 片上 公人 (兵庫) | 勝木 健司 (比例) | ○小林 元 (茨城) |
| ○木暮 山人 (比例) | ○木庭 健太郎 (福岡) | ○白浜 一良 (大阪) |
| ○菅川 健二 (広島) | ○鈴木 正孝 (静岡) | ○田村 秀昭 (比例) |
| ○高野 博師 (埼玉) | ○高橋 令則 (岩手) | 武田 節子 (比例) |
| 都築 譲 (愛知) | 続 訓弘 (比例) | ○常田 享詳 (鳥取) |
| 鶴岡 洋 (比例) | ○寺崎 昭久 (比例) | 寺澤 芳男 (比例) |
| ○戸田 邦司 (比例) | 直嶋 正行 (比例) | 永野 茂門 (比例) |
| ○西川 玲子 (神奈川) | 長谷川 清 (比例) | ○長谷川 道郎 (新潟) |
| 浜四津 敏子 (東京) | ○林 久美子 (比例) | ○林 寛子 (比例) |
| 平井 卓志 (香川) | ○平田 健二 (岐阜) | 平野 貞夫 (高知) |
| 広中 和歌子 (比例) | ○福本 潤一 (比例) | ○星野 朋市 (比例) |
| ○益田 洋介 (比例) | ○水島 裕 (比例) | ○山崎 力 (青森) |
| 山崎 順子 (比例) | 山下 栄一 (大阪) | ○山本 保 (愛知) |
| 横尾 和伸 (福岡) | ○吉田 之久 (奈良) | ○和田 洋子 (福島) |
| ○渡辺 孝男 (比例) | | |

【社会民主党・護憲連合】

(22名)

- | | | |
|--------------|-------------|---------------|
| 青木 薪次 (静岡) | 赤桐 操 (千葉) | 及川 一夫 (比例) |
| 大淵 絹子 (新潟) | 大脇 雅子 (比例) | ○梶原 敬義 (大分) |
| 上山 和人 (鹿児島) | ○菅野 壽 (比例) | ○日下部 禧代子 (比例) |
| 志苦 裕 (比例) | ○清水 澄子 (比例) | 鈴木 和美 (比例) |
| 瀬谷 英行 (埼玉) | ○谷本 巍 (比例) | ○角田 義一 (群馬) |
| ○照屋 寛徳 (沖縄) | ○田 英夫 (東京) | 渊上 貞雄 (比例) |
| ○三重野 栄子 (福岡) | ○村沢 牧 (長野) | 山本 正和 (比例) |
| 渡辺 四郎 (福岡) | | |

【民主党・新緑風会】

(22名)

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| ○朝日 俊弘 (比例) | ○伊藤 基隆 (比例) | 一井 淳治 (岡山) |
| 今井 澄 (長野) | ○小川 勝也 (北海道) | 萱野 茂 (比例) |
| 川橋 幸子 (比例) | ○久保 亘 (鹿児島) | ○国井 正幸 (栃木) |

小島	慶三 (比 例)	○齋藤	勁 (神奈川)	○笹野	貞子 (京 都)
○菅野	久光 (北海道)	○竹村	泰子 (比 例)	武田	邦太郎 (比 例)
千葉	景子 (神奈川)	中尾	則幸 (北海道)	○前川	忠夫 (比 例)
○松前	達郎 (比 例)	峰崎	直樹 (北海道)	本岡	昭次 (兵 庫)
藁科	満治 (比 例)				

【 日 本 共 産 党 】

(1 4 名)

○阿部	幸代 (埼 玉)	有働	正治 (比 例)	上田	耕一郎 (東 京)
○緒方	靖夫 (東 京)	○笠井	亮 (比 例)	聽濤	弘 (比 例)
○須藤	美也子 (比 例)	立木	洋 (比 例)	西山	登紀子 (京 都)
○橋本	敦 (比 例)	○筆坂	秀世 (比 例)	○山下	芳生 (大 阪)
吉岡	吉典 (比 例)	○吉川	春子 (比 例)		

【 二 院 ク ラ ブ 】

(4 名)

○佐藤	道夫 (比 例)	島袋	宗康 (沖 縄)	西川	潔 (大 阪)
山田	俊昭 (比 例)				

【 自 由 の 会 】

(4 名)

江本	孟紀 (比 例)	椎名	素夫 (岩 手)	○末広	真樹子 (愛 知)
○田村	公平 (高 知)				

【 新 党 さ き が け 】

(3 名)

○奥村	展三 (滋 賀)	○堂本	暁子 (比 例)	○水野	誠一 (比 例)
-----	----------	-----	----------	-----	----------

【 新 社 会 党 ・ 平 和 連 合 】

(3 名)

栗原	君子 (広 島)	矢田部	理 (茨 城)	山口	哲夫 (比 例)
----	----------	-----	---------	----	----------

【 太 陽 】

(3 名)

北澤	俊美 (長 野)	釘宮	磐 (大 分)	○小山	峰男 (長 野)
----	----------	----	---------	-----	----------

【 各 派 に 属 し な い 議 員 】

(4 名)

芦尾	長司 (兵 庫)	斎藤	十朗 (三 重)	○友部	達夫 (比 例)
松尾	官平 (青 森)				

4 議員の異動

第139回国会終了日（平成8年12月18日）以降における議員の異動である。

○死去

嶋崎 均君（自 民・比 例） 9. 5. 11

○繰上補充当選

長尾 立子君（比 例） 9. 5. 19 嶋崎 均君の繰り

○会派結成

「太陽」 8. 12. 27 北澤 俊美君（平成・長野）（代表）
釘宮 磐君（平成・大分）
小山 峰男君（平成・長野）

○会派名変更

「無所属クラブ」 9. 1. 16 「自由の会」

○所属会派異動・会派所属

小川 勝也君（平 成・北海道） 8. 12. 27 「平成会」を退会、「民主党・新
緑風会」へ入会
北澤 俊美君（平 成・長 野） 12. 27 「平成会」を退会
釘宮 磐君（平 成・大 分） 12. 27 「平成会」を退会
小山 峰男君（平 成・長 野） 12. 27 「平成会」を退会
一井 淳治君（社 民・岡 山） 9. 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
久保 亘君（社 民・鹿児島） 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
齋藤 勁君（社 民・神奈川） 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
前川 忠夫君（社 民・比 例） 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
松前 達郎君（社 民・比 例） 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
藁科 満治君（社 民・比 例） 1. 13 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
千葉 景子君（社 民・神奈川） 1. 20 「社会民主党・護憲連合」を退会、
「民主党・新緑風会」へ入会
常田 享詳君（平 成・鳥 取） 3. 28 「平成会」を退会
長谷川 道郎君（平 成・新 潟） 4. 1 「平成会」を退会
長尾 立子君（比 例） 5. 19 「自由民主党」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧

(初回開会日現在)

【内閣委員会】

(19名)

委員長	鎌田	要人 (自民)	狩野	安 (自民)	角田	義一 (社民)
理事	板垣	正 (自民)	村上	正邦 (自民)	齋藤	勁 (民緑)
理事	鈴木	貞敏 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	笠井	亮 (共産)
理事	鈴木	正孝 (平成)	依田	智治 (自民)	聽濤	弘 (共産)
理事	清水	澄子 (社民)	大久保	直彦 (平成)	北澤	俊美 (太陽)
	海老原	義彦 (自民)	永野	茂門 (平成)		(9. 2. 20 現在)
	岡野	裕 (自民)	山崎	力 (平成)		

【地方行政委員会】

(19名)

委員長	峰崎	直樹 (民緑)	鈴木	省吾 (自民)	大淵	絹子 (社民)
理事	関根	則之 (自民)	谷川	秀善 (自民)	渡辺	四郎 (社民)
理事	竹山	裕 (自民)	松浦	功 (自民)	有働	正治 (共産)
理事	小林	元 (平成)	山本	一太 (自民)	西川	潔 (二院)
理事	朝日	俊弘 (民緑)	牛嶋	正 (平成)	田村	公平 (自由)
	岡部	三郎 (自民)	風間	昶 (平成)		(9. 1. 23 現在)
	上吉原	一天 (自民)	吉田	之久 (平成)		

〔暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会〕

(8名)

小委員長	竹山	裕 (自民)				
	関根	則之 (自民)	朝日	俊弘 (民緑)	田村	公平 (自由)
	小林	元 (平成)	有働	正治 (共産)		(9. 1. 23 現在)
	大淵	絹子 (社民)	西川	潔 (二院)		

【法務委員会】

(19名)

委員長	統	訓弘 (平成)	志村	哲良 (自民)	及川	一夫 (社民)
理事	久世	公堯 (自民)	下稲葉	耕吉 (自民)	照屋	寛徳 (社民)
理事	前田	勲男 (自民)	中原	爽 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
理事	浜四津	敏子 (平成)	服部	三男雄 (自民)	菅野	久光 (民緑)
理事	橋本	敦 (共産)	林田	悠紀夫 (自民)	斎藤	十朗 (無)
	遠藤	要 (自民)	大森	礼子 (平成)		(9. 1. 23 現在)
	岡	利定 (自民)	山崎	順子 (平成)		

〔民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会〕

(9名)

小委員長	岡部	三郎 (自民)				
	久世	公堯 (自民)	浜四津	敏子 (平成)	菅野	久光 (民緑)
	志村	哲良 (自民)	山崎	順子 (平成)	橋本	敦 (共産)
	中原	爽 (自民)	照屋	寛徳 (社民)		(9. 2. 20 現在)

【外務委員会】

(19名)

委員長	寺澤	芳男 (平成)	武見	敬三 (自民)	立木	洋 (共産)
理事	須藤	良太郎 (自民)	成瀬	守重 (自民)	佐藤	道夫 (二院)
理事	野間	赳 (自民)	宮澤	弘 (自民)	椎名	素夫 (自由)
理事	高野	博師 (平成)	猪熊	重二 (平成)	矢田部	理 (新社)
理事	武田	邦太郎 (民緑)	長谷川	道郎 (平成)	小山	峰男 (太陽)
	岩崎	純三 (自民)	田	英夫 (社民)		(9. 1. 23 現在)
	笠原	潤一 (自民)	萱野	茂 (民緑)		

【大蔵委員会】

(22名)

委員長	松浦	孝治 (自民)	片山	虎之助 (自民)	寺崎	昭久 (平成)
理事	石川	弘 (自民)	金田	勝年 (自民)	益田	洋介 (平成)
理事	河本	英典 (自民)	清水	達雄 (自民)	志苦	裕 (社民)
理事	荒木	清寛 (平成)	嶋崎	均 (自民)	千葉	景子 (民緑)
理事	鈴木	和美 (社民)	樋崎	泰昌 (自民)	吉岡	吉典 (共産)
理事	小島	慶三 (民緑)	岩瀬	良三 (平成)	山口	哲夫 (新社)
	阿部	正俊 (自民)	海野	義孝 (平成)		(9. 2. 13 現在)
	上杉	光弘 (自民)	白浜	一良 (平成)		

【文教委員会】

(19名)

委員長	清水	嘉与子 (自民)	世耕	政隆 (自民)	山本	正和 (社民)
理事	小野	清子 (自民)	田沢	智治 (自民)	本岡	昭次 (民緑)
理事	鹿熊	安正 (自民)	馳	浩 (自民)	阿部	幸代 (共産)
理事	石田	美栄 (平成)	菅川	健二 (平成)	江本	孟紀 (自由)
理事	日下部	禧代子 (社民)	田村	秀昭 (平成)	堂本	暁子 (さき)
	井上	裕 (自民)	林	久美子 (平成)		(9. 2. 14 現在)
	釜本	邦茂 (自民)	山下	栄一 (平成)		

【厚生委員会】

(19名)

委員長	上山	和人 (社民)	田浦	直 (自民)	和田	洋子 (平成)
理事	尾辻	秀久 (自民)	中島	真人 (自民)	三重野	栄子 (社民)
理事	南野	知恵子 (自民)	長峯	基 (自民)	今井	澄 (民緑)
理事	木暮	山人 (平成)	宮崎	秀樹 (自民)	西山	登紀子 (共産)
	大島	慶久 (自民)	高野	博師 (平成)	釘宮	磐 (太陽)
	大野	つや子 (自民)	水島	裕 (平成)		(9. 2. 18 現在)
	塩崎	恭久 (自民)	山本	保 (平成)		

【農林水産委員会】

(21名)

委員長	真島	一男 (自民)	岩永	浩美 (自民)	常田	享詳 (平成)
理事	浦田	勝 (自民)	佐藤	静雄 (自民)	村沢	牧 (社民)
理事	高木	正明 (自民)	松村	龍二 (自民)	国井	正幸 (民緑)
理事	阿曾田	清 (平成)	三浦	一水 (自民)	須藤	美也子 (共産)
理事	谷本	巍 (社民)	石井	一二 (平成)	島袋	宗康 (二院)
理事	一井	淳治 (民緑)	及川	順郎 (平成)		(9. 2. 20 現在)
	青木	幹雄 (自民)	高橋	令則 (平成)		
	井上	吉夫 (自民)	都築	讓 (平成)		

【商工委員会】

(19名)

委員長	木宮	和彦 (自民)	斎藤	文夫 (自民)	梶原	敬義 (社民)
理事	杓掛	哲男 (自民)	中曾根	弘文 (自民)	竹村	泰子 (民緑)
理事	吉村	剛太郎 (自民)	平田	耕一 (自民)	藁科	満治 (民緑)
理事	片上	公人 (平成)	松村	龍二 (自民)	阿部	幸代 (共産)
理事	前川	忠夫 (民緑)	加藤	修一 (平成)	松尾	官平 (無)
	大木	浩 (自民)	木庭	健太郎 (平成)		(9. 2. 18 現在)
	倉田	寛之 (自民)	平田	健二 (平成)		

【運輸委員会】

(19名)

委員長	直嶋	正行 (平成)	野沢	太三 (自民)	瀬谷	英行 (社民)
理事	佐藤	泰三 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	筆坂	秀世 (共産)
理事	二木	秀夫 (自民)	溝手	顕正 (自民)	末広	真樹子 (自由)
理事	戸田	邦司 (平成)	吉川	芳男 (自民)	栗原	君子 (新社)
理事	中尾	則幸 (民緑)	泉	信也 (平成)	芦尾	長司 (無)
	亀谷	博昭 (自民)	平井	卓志 (平成)		(9. 1. 23 現在)
	鈴木	政二 (自民)	横尾	和伸 (平成)		

【通信委員会】

(19名)

委員長	洲上	貞雄 (社民)	鈴木	栄治 (自民)	林	寛子 (平成)
理事	加藤	紀文 (自民)	畑	恵 (自民)	松前	達郎 (民緑)
理事	陣内	孝雄 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	上田	耕一郎 (共産)
理事	足立	良平 (平成)	守住	有信 (自民)	山田	俊昭 (二院)
理事	三重野	栄子 (社民)	魚住	裕一郎 (平成)	水野	誠一 (さき)
	景山	俊太郎 (自民)	鶴岡	洋 (平成)		(9. 2. 20 現在)
	北岡	秀二 (自民)	西川	玲子 (平成)		

【労働委員会】

(19名)

委員長	勝木	健司 (平成)	小山	孝雄 (自民)	星野	朋市 (平成)
理事	石渡	清元 (自民)	佐々木	満 (自民)	大脇	雅子 (社民)
理事	坪井	一字 (自民)	西田	吉宏 (自民)	笹野	貞子 (民緑)
理事	長谷川	清 (平成)	野村	五男 (自民)	吉川	春子 (共産)
理事	川橋	幸子 (民緑)	畑	恵 (自民)	友部	達夫 (無)
	上野	公成 (自民)	今泉	昭 (平成)		(9. 2. 20 現在)
	大河原	太一郎 (自民)	武田	節子 (平成)		

【建設委員会】

(19名)

委員長	鴻池	祥肇 (自民)	太田	豊秋 (自民)	赤桐	操 (社民)
理事	永田	良雄 (自民)	坂野	重信 (自民)	梶原	敬義 (社民)
理事	山崎	正昭 (自民)	橋本	聖子 (自民)	小川	勝也 (民緑)
理事	市川	一朗 (平成)	松谷	蒼一郎 (自民)	久保	亘 (民緑)
理事	緒方	靖夫 (共産)	平野	貞夫 (平成)	奥村	展三 (さき)
	井上	孝 (自民)	広中	和歌子 (平成)		(9. 2. 13 現在)
	岩井	國臣 (自民)	福本	潤一 (平成)		

【予算委員会】

(45名)

委員長	大河原 太郎 (自民)	金田 勝年 (自民)	高野 博師 (平成)
理事	片山 虎之助 (自民)	久世 公堯 (自民)	戸田 邦司 (平成)
理事	佐藤 静雄 (自民)	杳掛 哲男 (自民)	長谷川 道郎 (平成)
理事	斎藤 文夫 (自民)	関根 則之 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	田沢 智治 (自民)	武見 敬三 (自民)	大淵 絹子 (社民)
理事	木庭 健太郎 (平成)	谷川 秀善 (自民)	日下部 禧代子 (社民)
理事	都築 讓 (平成)	成瀬 守重 (自民)	清水 澄子 (社民)
理事	横尾 和伸 (平成)	野間 赳 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	山本 正和 (社民)	真鍋 賢二 (自民)	川橋 幸子 (民緑)
理事	有働 正治 (共産)	依田 智治 (自民)	小島 慶三 (民緑)
	阿部 正俊 (自民)	石田 美栄 (平成)	菅野 久光 (民緑)
	石渡 清元 (自民)	市川 一朗 (平成)	藁科 満治 (民緑)
	板垣 正 (自民)	牛嶋 正 (平成)	上田 耕一郎 (共産)
	岩永 浩美 (自民)	菅川 健二 (平成)	緒方 靖夫 (共産)
	加藤 紀文 (自民)	田村 秀昭 (平成)	山田 俊昭 (二院)
			(9. 1. 24 現在)

【決算委員会】

(30名)

委員長	野沢 太三 (自民)	景山 俊太郎 (自民)	星野 朋市 (平成)
理事	塩崎 恭久 (自民)	清水 嘉与子 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	須藤 良太郎 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	吉川 芳男 (自民)	中島 真人 (自民)	田 英夫 (社民)
理事	山崎 順子 (平成)	長峯 基 (自民)	朝日 俊弘 (民緑)
理事	山下 栄一 (平成)	松村 龍二 (自民)	小川 勝也 (民緑)
理事	筆坂 秀世 (共産)	守住 有信 (自民)	萱野 茂 (民緑)
	岩井 國臣 (自民)	魚住 裕一郎 (平成)	椎名 素夫 (自由)
	海老原 義彦 (自民)	海野 義孝 (平成)	水野 誠一 (さき)
	大木 浩 (自民)	加藤 修一 (平成)	山口 哲夫 (新社)
			(9. 2. 5 現在)

【議院運営委員会】

(25名)

委員長	下稲葉 耕吉 (自民)	岩永 浩美 (自民)	常田 享詳 (平成)
理事	中曾根 弘文 (自民)	釜本 邦茂 (自民)	平田 健二 (平成)
理事	溝手 顕正 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	福本 潤一 (平成)
理事	矢野 哲朗 (自民)	鈴木 政二 (自民)	山本 保 (平成)
理事	風間 昶 (平成)	中原 爽 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	寺崎 昭久 (平成)	林 芳正 (自民)	国井 正幸 (民緑)
理事	角田 義一 (社民)	保坂 三蔵 (自民)	須藤 美也子 (共産)
理事	伊藤 基隆 (民緑)	山本 一太 (自民)	(9. 1. 20 現在)
理事	吉岡 吉典 (共産)	岩瀬 良三 (平成)	

〔庶務関係小委員会〕

(15名)

小委員長	陣内	孝雄 (自民)				
	岩永	浩美 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	角田	義一 (社民)
	釜本	邦茂 (自民)	風間	昶 (平成)	三重野	栄子 (社民)
	中曾根	弘文 (自民)	寺崎	昭久 (平成)	伊藤	基隆 (民緑)
	中原	爽 (自民)	平田	健二 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	溝手	顕正 (自民)	福本	潤一 (平成)		(9. 1. 20 現在)

〔図書館運営小委員会〕

(15名)

小委員長	岩瀬	良三 (平成)				
	鈴木	政二 (自民)	矢野	哲朗 (自民)	角田	義一 (社民)
	中曾根	弘文 (自民)	山本	一太 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
	林	芳正 (自民)	風間	昶 (平成)	国井	正幸 (民緑)
	保坂	三蔵 (自民)	常田	享詳 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	溝手	顕正 (自民)	寺崎	昭久 (平成)		(9. 1. 20 現在)

【懲罰委員会】

(10名)

委員長	吉田	之久 (平成)	佐々木	満 (自民)	立木	洋 (共産)
理事	井上	吉夫 (自民)	宮澤	弘 (自民)	釘宮	磐 (太陽)
理事	永野	茂門 (平成)	瀬谷	英行 (社民)		(9. 4. 4 現在)
	遠藤	要 (自民)	菅野	久光 (民緑)		

【科学技術特別委員会】

(20名)

委員長	猪熊	重二 (平成)	北岡	秀二 (自民)	水島	裕 (平成)
理事	鹿熊	安正 (自民)	杓掛	哲男 (自民)	山本	正和 (社民)
理事	吉川	芳男 (自民)	志村	哲良 (自民)	川橋	幸子 (民緑)
理事	高橋	令則 (平成)	二木	秀夫 (自民)	阿部	幸代 (共産)
理事	中尾	則幸 (民緑)	松村	龍二 (自民)	立木	洋 (共産)
	岩永	浩美 (自民)	長谷川	道郎 (平成)	矢田部	理 (新社)
	海老原	義彦 (自民)	広中	和歌子 (平成)		(9. 1. 20 現在)

【環境特別委員会】

(20名)

委員長	渡辺	四郎 (社民)	小山	孝雄 (自民)	寺澤	芳男 (平成)
理事	狩野	安 (自民)	谷川	秀善 (自民)	長谷川	清 (平成)
理事	成瀬	守重 (自民)	西田	吉宏 (自民)	小川	勝也 (民緑)
理事	山下	栄一 (平成)	馳	浩 (自民)	竹村	泰子 (民緑)
理事	大淵	絹子 (社民)	平田	耕一 (自民)	有働	正治 (共産)
	景山	俊太郎 (自民)	足立	良平 (平成)	末広	真樹子 (自由)
	河本	英典 (自民)	常田	享詳 (平成)		(9. 1. 20 現在)

【災害対策特別委員会】

(20名)

委員長	清水	達雄 (自民)	釜本	邦茂 (自民)	渡辺	孝男 (平成)
理事	佐藤	静雄 (自民)	田浦	直 (自民)	青木	薪次 (社民)
理事	陣内	孝雄 (自民)	竹山	裕 (自民)	村沢	牧 (社民)
理事	山崎	力 (平成)	依田	智治 (自民)	一井	淳治 (民緑)
理事	本岡	昭次 (民緑)	市川	一朗 (平成)	山下	芳生 (共産)
	阿部	正俊 (自民)	戸田	邦司 (平成)	北澤	俊美 (太陽)
	岩井	國臣 (自民)	横尾	和伸 (平成)	(9. 1. 20	現在)

【選挙制度に関する特別委員会】

(20名)

委員長	武田	節子 (平成)	鈴木	貞敏 (自民)	淵上	貞雄 (平成)
理事	須藤	良太郎 (自民)	中原	爽 (自民)	伊藤	基隆 (民緑)
理事	関根	則之 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	橋本	敦 (共産)
理事	平野	貞夫 (平成)	村上	正邦 (自民)	西川	潔 (二院)
理事	三重野	栄子 (社民)	吉村	剛太郎 (自民)	奥村	展三 (さき)
	大島	慶久 (自民)	大森	礼子 (平成)	小山	峰男 (太陽)
	上吉原	一天 (自民)	勝木	健司 (平成)	(9. 1. 20	現在)

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(20名)

委員長	楢崎	泰昌 (自民)	永田	良雄 (自民)	福本	潤一 (平成)
理事	鈴木	栄治 (自民)	長峯	基 (自民)	鈴木	和美 (社民)
理事	高木	正明 (自民)	橋本	聖子 (自民)	萱野	茂 (民緑)
理事	星野	朋市 (平成)	三浦	一水 (自民)	前川	忠夫 (民緑)
理事	照屋	寛徳 (社民)	加藤	修一 (平成)	吉岡	吉典 (共産)
	板垣	正 (自民)	風間	昶 (平成)	島袋	宗康 (二院)
	尾辻	秀久 (自民)	高野	博師 (平成)	(9. 1. 20	現在)

【国会等の移転に関する特別委員会】

(20名)

委員長	千葉	景子 (民緑)	佐藤	泰三 (自民)	平田	健二 (平成)
理事	中曽根	弘文 (自民)	鈴木	政二 (自民)	山本	保 (平成)
理事	溝手	顕正 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	赤桐	操 (社民)
理事	山崎	順子 (平成)	真島	一男 (自民)	瀬谷	英行 (社民)
理事	国井	正幸 (民緑)	矢野	哲朗 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	石渡	清元 (自民)	片上	公人 (平成)	江本	孟紀 (自由)
	太田	豊秋 (自民)	続	訓弘 (平成)	(9. 1. 20	現在)

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(45名)

委員長	遠藤 要 (自民)	斎藤 文夫 (自民)	小林 元 (平成)
理事	片山 虎之助 (自民)	塩崎 恭久 (自民)	鈴木 正孝 (平成)
理事	倉田 寛之 (自民)	嶋崎 均 (自民)	浜四津 敏子 (平成)
理事	永田 良雄 (自民)	関根 則之 (自民)	和田 洋子 (平成)
理事	松谷 蒼一郎 (自民)	中島 真人 (自民)	日下部 禮代子 (社民)
理事	今泉 昭 (平成)	林 芳正 (自民)	鈴木 和美 (社民)
理事	広中 和歌子 (平成)	保坂 三蔵 (自民)	角田 義一 (社民)
理事	清水 澄子 (社民)	三浦 一水 (自民)	久保 亘 (民緑)
理事	齋藤 勁 (民緑)	宮澤 弘 (自民)	小島 慶三 (民緑)
理事	吉川 春子 (共産)	吉村 剛太郎 (自民)	峰崎 直樹 (民緑)
	石川 弘 (自民)	阿曾田 清 (平成)	聴濤 弘 (共産)
	狩野 安 (自民)	荒木 清寛 (平成)	佐藤 道夫 (二院)
	亀谷 博昭 (自民)	石田 美栄 (平成)	田村 公平 (自由)
	久世 公堯 (自民)	泉 信也 (平成)	奥村 展三 (さき)
	沓掛 哲男 (自民)	岩瀬 良三 (平成)	山口 哲夫 (新社)
			(9. 1. 20 現在)

【日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会】

(35名)

委員長	倉田 寛之 (自民)	鈴木 栄治 (自民)	高野 博師 (平成)
理事	石川 弘 (自民)	関根 則之 (自民)	益田 洋介 (平成)
理事	永田 良雄 (自民)	成瀬 守重 (自民)	山崎 力 (平成)
理事	野間 赳 (自民)	保坂 三蔵 (自民)	照屋 寛徳 (社民)
理事	泉 信也 (平成)	三浦 一水 (自民)	田 英夫 (社民)
理事	風間 昶 (平成)	宮澤 弘 (自民)	前川 忠夫 (民緑)
理事	角田 義一 (社民)	山本 一太 (自民)	本岡 昭次 (民緑)
理事	齋藤 勁 (民緑)	依田 智治 (自民)	筆坂 秀世 (共産)
理事	笠井 亮 (共産)	吉村 剛太郎 (自民)	島袋 宗康 (二院)
	板垣 正 (自民)	今泉 昭 (平成)	末広 真樹子 (自由)
	加藤 紀文 (自民)	鈴木 正孝 (平成)	北澤 俊美 (太陽)
	亀谷 博昭 (自民)	田村 秀昭 (平成)	(9. 4. 9 現在)

【臓器の移植に関する特別委員会】

(35名)

委員長	竹山 裕 (自民)	大島 慶久 (自民)	山崎 順子 (平成)
理事	岡部 三郎 (自民)	小山 孝雄 (自民)	山本 保 (平成)
理事	加藤 紀文 (自民)	塩崎 恭久 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	関根 則之 (自民)	田浦 直 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	木庭 健太郎 (平成)	田沢 智治 (自民)	菅野 壽 (社民)
理事	和田 洋子 (平成)	中島 真人 (自民)	笹野 貞子 (民緑)
理事	照屋 寛徳 (社民)	長峯 基 (自民)	中尾 則幸 (民緑)
理事	川橋 幸子 (民緑)	南野 知恵子 (自民)	橋本 敦 (共産)
理事	西山 登紀子 (共産)	宮崎 秀樹 (自民)	佐藤 道夫 (二院)
	阿部 正俊 (自民)	大森 礼子 (平成)	末広 真樹子 (自由)
	石渡 清元 (自民)	木暮 山人 (平成)	栗原 君子 (新社)
	尾辻 秀久 (自民)	水島 裕 (平成)	(9. 5. 16 現在)

【国際問題に関する調査会】

(25名)

会長	林田 悠紀夫 (自民)	木宮 和彦 (自民)	直嶋 正行 (平成)
理事	板垣 正 (自民)	北岡 秀二 (自民)	山崎 力 (平成)
理事	南野 知恵子 (自民)	塩崎 恭久 (自民)	大脇 雅子 (社民)
理事	益田 洋介 (平成)	馳 浩 (自民)	齋藤 勁 (民緑)
理事	赤桐 操 (社民)	林 芳正 (自民)	菅野 久光 (民緑)
理事	武田 邦太郎 (民緑)	山本 一太 (自民)	笠井 亮 (共産)
理事	上田 耕一郎 (共産)	石井 一二 (平成)	田村 公平 (自由)
	尾辻 秀久 (自民)	今泉 昭 (平成)	(9. 2. 5 現在)
	笠原 潤一 (自民)	魚住 裕一郎 (平成)	

【国民生活・経済に関する調査会】

(25名)

会長	鶴岡 洋 (平成)	片山 虎之助 (自民)	林 久美子 (平成)
理事	小野 清子 (自民)	金田 勝年 (自民)	水島 裕 (平成)
理事	大島 慶久 (自民)	鈴木 省吾 (自民)	三重野 栄子 (社民)
理事	牛嶋 正 (平成)	中島 真人 (自民)	朝日 俊弘 (民緑)
理事	日下部 禧代子 (社民)	橋本 聖子 (自民)	一井 淳治 (民緑)
理事	笹野 貞子 (民緑)	平田 耕一 (自民)	堂本 暁子 (さき)
理事	聴濤 弘 (共産)	三浦 一水 (自民)	小山 峰男 (太陽)
	大野 つや子 (自民)	海野 義孝 (平成)	(9. 1. 29 現在)
	太田 豊秋 (自民)	小林 元 (平成)	

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(25名)

会長	井上 孝 (自民)	上吉原 一天 (自民)	都築 譲 (平成)
理事	加藤 紀文 (自民)	亀谷 博昭 (自民)	西川 玲子 (平成)
理事	守住 有信 (自民)	小山 孝雄 (自民)	渡辺 孝男 (平成)
理事	菅川 健二 (平成)	佐々木 満 (自民)	上山 和人 (社民)
理事	菅野 壽 (社民)	武見 敬三 (自民)	渡辺 四郎 (社民)
理事	今井 澄 (民緑)	宮澤 弘 (自民)	山田 俊昭 (二院)
理事	山下 芳生 (共産)	矢野 哲朗 (自民)	山口 哲夫 (新社)
	井上 吉夫 (自民)	猪熊 重二 (平成)	(9. 1. 28 現在)
	石渡 清元 (自民)	鈴木 正孝 (平成)	

【政治倫理審査会】

(15名)

会長	岩崎 純三 (自民)	大木 浩 (自民)	林 寛子 (平成)
幹事	青木 幹雄 (自民)	高木 正明 (自民)	梶原 敬義 (社民)
幹事	宮澤 弘 (自民)	真鍋 賢二 (自民)	菅野 久光 (民緑)
幹事	平井 卓志 (平成)	大久保 直彦 (平成)	武田 邦太郎 (民緑)
	板垣 正 (自民)	鶴岡 洋 (平成)	橋本 敦 (共産)
			(召集日 現在)

1 本会議審議経過

○平成9年1月20日（月）

開 会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、地方行政委員長渡辺四郎君の辞任を許可することに決した。

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、地方行政委員長に峰崎直樹君、外務委員長に寺澤芳男君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員20名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る国会等の移転に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休 憩 午前10時6分

再 開 午後4時1分

日程第3 国務大臣の演説に関する件

橋本内閣総理大臣は施政方針に関し、池田外務大臣は外交に関し、三塚大蔵大臣は財政に関し、麻生国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散 会 午後5時34分

○平成9年1月23日（木）

開 会 午前10時1分

在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案（下稲葉耕吉君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、下稲葉耕吉君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

橋本内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

平井卓志君、坂野重信君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散 会 午後零時12分

○平成9年1月24日（金）

開 会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員遠藤要君、一井淳治君、同予備員長谷川清君、裁判官訴追委員荒木清寛君、同予備員南野知恵子君、山崎順子君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に井上裕君、照屋寛徳君、同予備員に菅野久光君（第4順位）、裁判官訴追委員に久保亘君、同予備員に竹村泰子君、小島慶三君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第2順位の矢野哲朗君を第1順位とし、第3順位の鈴木栄治君を第2順位とし、竹村泰子君を第3順位とし、小島慶三君を第4順位とした。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

竹山裕君、小野清子君、山本正和君は、それぞれ質疑をした。

休 憩 午後零時1分

再 開 午後1時11分

休憩前に引き続き、菅野久光君、立木洋君、大久保直彦君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第2 平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書

日程第3 平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第4 平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第2はまず委員長報告のとおり是認することに決し、次いで全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第3及び第4は是認することに決した。

散 会 午後3時58分

○平成9年1月29日（水）

開 会 午前11時1分

日程第1 議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件

本件は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって許諾を与えることに決した。

散 会 午前11時6分

○平成9年1月31日（金）

開 会 午後3時41分

日程第1 平成8年度一般会計補正予算（第1号）

日程第2 平成8年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第3 平成8年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

散 会 午後3時59分

○平成9年2月3日（月）

開 会 午後零時7分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成7年度決算の概要について）

本件は、三塚大蔵大臣から報告があつた後、山崎順子君、小川勝也君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後零時49分

○平成9年2月14日（金）

開 会 午後零時7分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、検査官に杉浦力君、科学技術会議議員に石塚貢君を任命することに同意することに決し、国家公安委員会委員に岩男寿美子君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時12分

○平成9年3月14日（金）

開 会 午後零時1分

日程第1 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、益田洋介君、本岡昭次君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後1時3分

○平成9年3月17日（月）

開 会 午後零時9分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成9年度地方財政計画について）

日程第2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、白川自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、小林元君、朝日俊弘君、有働正治君がそれぞれ質疑をした。

日程第3 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、岡野労働大臣から趣旨説明があった後、今泉昭君、笹野貞子君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後1時47分

○平成9年3月19日（水）

開 会 午後零時1分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員大久保直彦君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員大久保直彦君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します
坂野重信君は、祝辞を述べた。

大久保直彦君は、謝辞を述べた。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、亀井建設大臣から趣旨説明があった後、福本潤一君が質疑をした。

休 憩 午後零時50分

再 開 午後 5 時23分

日程第 1 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件

日程第 2 アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第 3 国家公務員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第 4 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 5 男女共同参画審議会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

以上 3 案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 6 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 7 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

工業標準化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案（第 2 の議案は日程に追加）は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第 7 は可決され、日程追加の第 2 の議案は全会一致をもって可決された。

日程第 8 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第 9 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 内航海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第11 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

以上両件は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第10は可決され、日程第11は全会一致をもって承認することに決した。

日程第12 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第13 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第14 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第15 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後5時54分

○平成9年3月21日(金)

開 会 午後零時4分

児童福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、山本保君、三重野栄子君、竹村泰子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 地方公務員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2は可決、日程第3は全会一致をもって可決され

た。

散 会 午後1時12分

○平成9年3月24日（月）

開 会 午後零時4分

南極地域の環境の保護に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石井国務大臣から趣旨説明があった後、加藤修一君が質疑をした。

日程第1 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第2 酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（内閣提出）

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第1の議案は可決、第2の議案は全会一致をもって可決された。

散 会 午後零時46分

○平成9年3月26日（水）

開 会 午後零時1分

北海道開発審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、高木正明君、風間昶君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に播谷実君を任命することに同意することに決した。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、佐藤通商産業大臣から趣旨説明があった後、平田健二君が質疑をした。

日程第1 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第2 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は可決され、日程第2は承認することに決した。

日程第3 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散 会 午後零時50分

○平成9年3月28日（金）

開 会 午後3時12分

平成9年度一般会計予算

平成9年度特別会計予算

平成9年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、白浜一良君から3案に対する永野茂門君外1名提出の修正案の趣旨説明があつて、討論の後、修正案を記名投票をもって採決の結果、

賛成64、反対181にて否決、次いで原案は記名投票をもって採決の結果、賛成141、反対104にて可決された。

日程第1 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第2 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第4 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第5 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第3及び第4は全会一致をもって可決、日程第5は可決された。

日程第6 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案（第2の議案は日程に追加）は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第9 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第10 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第11 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第12 総務庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第13 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後5時33分

○平成9年3月31日（月）

開 会 午後3時31分

日程第1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後3時34分

○平成9年4月4日（金）

開 会 午前10時1分

議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案（坂野重信君外4名発議）
（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、坂野重信君から趣旨説明があった後、可決された。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、宇宙開発委員会委員に秋葉鏝二郎君、商品取引所審議会会長に神崎克郎君、同委員に上村達男君、北岡隆君、佐々波楊子君、竹居照芳君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

承認することに決した。

日程第2 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 南極地域の環境の保護に関する法律案（内閣提出）

本案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時18分

○平成9年4月9日（水）

開 会 午前10時2分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を審査するため委員35名から成る日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、木暮山人君が質疑をした。

日程第1 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時47分

○平成9年4月11日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第3 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

休 憩 午前10時11分

再 開 午後2時1分

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、久間国务大臣から趣旨説明があった後、永田良雄君、泉信也君、田英夫君、齋藤勁君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後3時56分

○平成9年4月17日（木）

開 会 午後2時31分

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、竹村泰子君から竹村泰子君提出の修正案の趣旨説明があつて、討論の後、修正案を否決、次いで原案は可決された。

散 会 午後3時34分

○平成9年4月21日（月）

開 会 午後零時31分

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、久間国務大臣から趣旨説明があった後、山崎力君が質疑をした。

日程第1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午後1時6分

○平成9年4月25日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告について）

本件は、梶山国務大臣から報告があった。

在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案（下稲葉耕吉君外8名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、下稲葉耕吉君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

梶山国務大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第2 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 日本私立学校振興・共済事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第8 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第9 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第9は可決、日程第10は全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時32分

○平成9年5月7日（水）

開 会 午前11時32分

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員斎藤十朗君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員斎藤十朗君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功勞に対しここに院議をもって表彰します

坂野重信君は、祝辞を述べた。

斎藤十朗君は、謝辞を述べた。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、海野義孝君が質疑をした。

日程第1 平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第2 平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第3 平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書（その2）（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第4 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第5 平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

日程第6 平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第139回国会内閣提出、第140回国会衆議院送付）

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1、第4及び第5は承諾することに決し、日程第2、第3及び第6は全会一致をもって承諾することに決した。

散 会 午後零時26分

○平成9年5月9日（金）

開 会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（米国、豪州及びニュー・ジーランド訪問に関する報告について）

本件は、橋本内閣総理大臣から報告があった後、板垣正君、高野博師君、大脇雅子君、武田邦太郎君、立木洋君がそれぞれ質疑をした。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、古賀運輸大臣から趣旨説明があった後、横尾和伸君、中尾則幸君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 **学校図書館法の一部を改正する法律案**（南野知恵子君外7名
発議）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
可決された。

散 会 午後零時20分

○平成9年5月14日（水）

開 会 午前10時2分

環境影響評価法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、石井国務大臣から趣旨説明があった後、山下栄
一君、清水澄子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 **放送大学学園法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院
送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
全会一致をもって可決された。

日程第2 **放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案**
（内閣提出、衆議院送付）

本案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、
全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時54分

○平成9年5月16日（金）

開 会 午前10時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、臓器の移植に関連する諸法案を審査し、併せ
て臓器の移植に関する諸問題等を調査するため委員35名から成る**臓器の
移植に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長
は、特別委員を指名した。

日程第1 **過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認め
られる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する19
96年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似
の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に
改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件**（衆議
院送付）

日程第2 **過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認め
られる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書**

の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 空港整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第5 商法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第6 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時15分

○平成9年5月19日（月）

開 会 午後1時1分

日程第1 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）及び臓器の移植に関する法律案（参第3号）（趣旨説明）

本件は、衆議院議員中山太郎君、本院議員猪熊重二君から順次趣旨説明があった後、関根則之君、水島裕君、山崎順子君、谷本巍君、一井淳治君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後3時58分

○平成9年5月23日（金）

開 会 午前10時11分

議長は、新たに当選した議員長尾立子君を議院に紹介した後、同君を法務委員に指名した。

健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、佐々木満君、渡辺孝男君、菅野壽君、今井澄君、西山登紀子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、

全会一致をもって可決された。

日程第2 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 正午

○平成9年5月26日（月）

開 会 午後1時1分

日程第1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、岡野労働大臣から趣旨説明があった後、武田節子君、大脇雅子君、川橋幸子君、吉川春子君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後2時27分

○平成9年5月28日（水）

開 会 午前10時1分

日本銀行法案（閣法第65号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、三塚大蔵大臣から趣旨説明があった後、岩瀬良三君、千葉景子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は可決、日程第2は全会一致をもって可決された。

日程第3 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第4 河川法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前11時2分

○平成9年5月30日（金）

開 会 午後零時1分

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、梶山国務大臣から趣旨説明があった後、木庭健太郎君が質疑をした。

電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、堀之内郵政大臣から趣旨説明があった後、西川玲子君が質疑をした。

日程第1 航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1及び第2は全会一致をもって承認することに決し、日程第3は承認することに決した。

日程第4 商法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第7 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午後1時28分

○平成9年6月2日（月）

開 会 午前10時1分

日程第1 金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、梶山国務大臣から趣旨説明があった後、片山虎之助君、広中和歌子君、渡辺四郎君、峰崎直樹君、笠井亮君がそれぞれ質疑をした。

散 会 午後零時2分

○平成9年6月6日（金）

開 会 午前10時1分

議員嶋崎均君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、松浦孝治君が哀悼の辞を述べた。

日程第1 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第4 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上4件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第1は全会一致をもって承認することに決し、日程第2ないし第4は承認することに決した。

日程第5 行政書士法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）

本案は、地方行政委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第6 運輸施設整備事業団法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第7 大学の教員等の任期に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前10時33分

○平成9年6月9日（月）

開 会 午前10時1分

日程第1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 環境影響評価法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散 会 午前10時7分

○平成9年6月11日（水）

開 会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、人事官に中島忠能君、科学技術会議議員に佐野陽子君、公正取引委員会委員長に根來泰周君、同委員に糸田省吾君、黒河内久美君、公害等調整委員会委員長に川崎義徳君、公安審査委員会委員長に藤田耕三君、同委員に伊藤助成君、大川隆康君、木村治美君、波多野敬雄君、日本銀行政策委員会委員に武富將君、運輸審議会委員に石川雅嗣君を任命することに同意することに決し、検査官に金子晃君、宇宙開発委員会委員に末松安晴君、公害等調整委員会委員に長崎護君、二宮充子君、平石次郎君、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君、労働保険審査会委員に細川昌俊君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第2 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第3 建築士法の一部を改正する法律案（永田良雄君外6名発議）

本案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第4 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第5 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第8 日本銀行法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、行財政機構及び行政監察に関する調査会長から報告があった。

散 会 午前10時41分

○平成9年6月13日（金）

開 会 午前9時31分

介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、大島慶久君、和田洋子君、大淵絹子君、朝日俊弘君、有働正治君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第2 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討

論の後、委員長報告のとおり修正議決された。

日程第3 電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散 会 午前11時44分

○平成9年6月16日（月）

開 会 午後3時2分

元議員塚田十一郎君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第1 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

金融監督庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、日程に追加し、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第1及び第2の議案に対する討論の後、第1及び第2の議案は可決、第3の議案は全会一致をもって可決された。

散 会 午後3時47分

○平成9年6月17日（火）

開 会 午前10時1分

日程第1 臓器の移植に関する法律案（衆議院提出）

本案は、臓器の移植に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成181、反対62にて委員長報告のとおり修正議決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

散 会 午前11時10分

○平成9年6月18日（水）

開 会 午前10時32分

日程第1ないし第24の請願

私学助成制度の拡充強化に関する請願外7件の請願

本請願（私学助成制度の拡充強化に関する請願外7件の請願は日程に追加）は、一括して議題とすることに決し、労働委員長外9委員長の報告を省略、日程第8の請願は委員会決定のとおり採択することに決し、その他の請願は全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、選挙制度に関する特別委員会の公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）並びに文教委員会のスポーツ振興投票の実施等に関する法律案（衆第21号）、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（衆第22号）及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
- 国の防衛に関する調査

地方行政委員会

- 地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 法務及び司法行政等に関する調査

外務委員会

- 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）
- 介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）
- 医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）
- 社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

- 農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

- 労働問題に関する調査

建設委員会

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

- 予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書
- 平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件

科学技術特別委員会

○科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

○公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）

○災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

○選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

○国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

○行財政改革・税制等に関する調査

国際問題に関する調査会

○国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

○国民生活・経済に関する調査

行財政機構及び行政監察に関する調査会

○行財政機構及び行政監察に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	鎌田	要人君
地方行政委員長	峰崎	直樹君
法務委員長	統	訓弘君
外務委員長	寺澤	芳男君
大蔵委員長	松浦	孝治君
文教委員長	清水	嘉与子君
厚生委員長	上山	和人君
農林水産委員長	真島	一男君
商工委員長	木宮	和彦君
運輸委員長	直嶋	正行君
逓信委員長	淵上	貞雄君
労働委員長	勝木	健司君
建設委員長	鴻池	祥肇君
予算委員長	大河原	太一郎君

決算委員長
議院運営委員長

野沢 太三君
下稲葉 耕吉君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長
地方行政委員長
法務委員長
外務委員長
大蔵委員長
文教委員長
厚生委員長
農林水産委員長
商工委員長
運輸委員長
逓信委員長
労働委員長
建設委員長
予算委員長
決算委員長
議院運営委員長

竹山 裕君
藁科 満治君
風間 昶君
大久保 直彦君
石川 弘君
大島 慶久君
山本 正和君
松谷 蒼一郎君
吉村 剛太郎君
泉 信也君
谷本 巍君
星野 朋市君
関根 則之君
岩崎 純三君
宮崎 秀樹君
中曾根 弘文君

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休憩 午前10時42分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成9年1月20日（月）

【橋本内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

第140回国会の開会に当たり、国政に臨む私の所信を申し上げます。

まず初めに、在ペルー日本国大使公邸占拠事件が今もなお解決していないことは、極めて遺憾であります。人質とされている方々の御苦勞と御家族の御心配に思いをはせるとき、本当に心が痛みます。我が国は、テロに屈することなく、人命尊重を第一としながら事件の平和的解決を図り、人質の早期全面解放を実現するよう努力しております。また、国際社会は一致してテロに対する断固たる姿勢を示しております。今後とも、フジモリ大統領に全幅の信頼を置き、ペルー政府や関係国と緊密に連絡をとりながら、この事件を一刻も早く平和的に解決し、人質が全面解放されるよう全力を傾ける考えであります。

テロ活動は、すべての国家と社会に対する重大な挑戦であり、国際社会が一致して対応することが不可欠であります。我が国としても、国際的な合意を踏まえ、国内外における各種テロ対策を推進するとともに、テロ行為など我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態に対応できる体制を一層充実させてまいります。

〔変革と創造〕

私は、今般、東南アジア諸国を訪問いたしました。この訪問を通じ、この地域が民主主義と開放的な市場経済体制に基づいて世界の成長センターとも言われる発展を遂げ、社会全体に躍動感と未来への確信がみなぎっていることを改めて実感いたしました。また、米国は規制緩和や技術革新を通じて経済を再活性化し、欧州も市場統合に加え、さらに通貨統合を進めるなど、世界の一体化に対応した動きを進めております。

重ねて申し上げますが、私が目指す社会は、国民一人一人が将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる社会、世界の人々と分かち合える価値をつくり出すことのできる社会であります。戦後50年の間、我が国は、国民各層、そして地域の平等性を求めながら、豊かな国民生活を手に入れることを目標としてまいりました。現在の我が国のシステム、具体的には行政のシステム、民間活動に対する規制、社会保障・福祉の仕組み、教育行政、国と地方公共団体との関係などは、この目標に沿った形でつくられ、長期間にわたり、総じて効率的に機能してまいりました。そして、それゆえに、これら

のシステムは日本の社会そのものに深く根をおろしております。

しかしながら、世界が一体化し、人、物、資金、情報が自由に移動する時代にあって、現在の仕組みがかえって我が国の活力ある発展を妨げていることは明らかであり、世界の潮流を先取りする経済社会システムを一日も早く創造しなければなりません。社会に深く根をおろした仕組みを変えることは大きな困難を伴います。しかも、これらのシステムは相互に密接に関連し合っております。私が、行政、財政、社会保障、経済、金融システムに教育を加えた6つの改革を一体的に断行しなければならないと申し上げているのは、まさにこのためであります。

また、私が目指す社会の建設は、社会の仕組みを変えるだけでは実現できません。私は、この国で暮らすすべての人が、正義や公正を重んじ、他人や弱い者への思いやりを持ち、人生の先輩を敬い、郷土や国、そしてかけがえのない地球を愛する心を持つことのできる環境をつくり出すことこそが政治の役割であると考えます。

沖縄に係る諸問題につきましては、総理に就任して以来、国政の最重要課題として取り組んでまいりました。沖縄の方々が背負ってこられた負担は、本来、国民がひとしく負うべきものとの姿勢に立ち、引き続き全力で取り組みます。

このような基本認識に立ち、私は、3党政策合意に基づく協力関係のもと、考え方を同じくするすべての方の未来に対する創造力と熱意を結集し、21世紀の幕あけを国民全体が希望に満ちた気持ちで迎えられるよう全力で外交と内政に邁進いたします。

〔外交〕

我が国は、歴史的にも地理的にもアジア太平洋国家であります。アジア太平洋地域が、開かれた地域協力を基盤とした政治の安定と経済の発展の好循環を維持することは、我が国外交にとって極めて重要であるとともに、この地域が人口問題、食糧問題、エネルギー問題、そして環境問題という課題を克服できるかどうかは、21世紀の世界にとって重要な意味を持っております。

我が国は、米国との間で地球規模の課題への協力を進めておりますが、今後、アジア諸国との間でも同様の取り組みを強化することが重要であると考え、このような認識に立って、私は、先般のASEAN各国首脳との会談において共同の取り組みを強化することを提案いたしました。APECなどを通じてもこの分野の協力を強化するとともに、また、この地域における貿易・投資の一層の自由化、さまざまな分野における経済・技術協力や政策対話に力を入れてまいります。

米国がアジア太平洋地域への関与を続けることは、安全保障面においても経

済社会面においても地域全体にとって好ましいものであり、私は、本日をもって2期目に入られるクリントン大統領とともに、我が国外交の基軸である良好な日米関係を一層強固なものとするよう最大の努力をいたします。中でも日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体にとって極めて重要であり、日米防衛協力のための指針の見直しなどにより、その信頼性の向上に努めます。

我が国の防衛については、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守るとともに、防衛大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、現行の防衛力の一層の合理化、効率化、コンパクト化、及び必要な機能の充実と防衛力の質的向上を図ります。また、アジア太平洋地域における安全保障面の信頼醸成のために、ASEAN地域フォーラムを初めとする安全保障面の対話や防衛交流を進めてまいります。

沖縄に所在する米軍の施設・区域の整理・統合・縮小を日米安全保障条約の目的との調和を図りながら実現することは、内閣の最も重要な課題の一つであり、普天間飛行場の返還を初め沖縄に関する特別行動委員会の最終報告の内容を的確かつ迅速に実施するよう全力を尽くします。沖縄振興に関しましては、基地所在市町村に関する懇談会の提言の実現に向けて予算を確保したところであり、今後とも沖縄とともに真剣に施策を検討し、内閣を挙げて全力で取り組みます。

日本、米国、中国のいずれの2国間関係の前進も、アジア太平洋地域全体の安定と発展に寄与するものであります。米中関係が改善の方向に向かい始めたことを歓迎し、我が国と中国の両国民が国交正常化25周年を心から祝福できるよう相互信頼に基づく両国関係の発展に努めるとともに、中国のWTO早期加盟の支援などにより、中国と国際社会との一層の協調を促します。

朝鮮半島に関しては、今週末の首脳会談などを通じて韓国との友好協力関係を一層強化するとともに、朝鮮半島の平和と安定に資するとの観点をも踏まえ、韓国などと緊密に連携しながら日朝関係に対処いたします。

欧州諸国との関係においては、我が国と欧州との間の広範な協力を推進するとともに、アジアと欧州が国際社会における責任を共有し相互の利益を増進するため、アジア欧州会合の発展に努力いたします。

ロシアとの関係では、さまざまな分野で活発化しつつある対話や協力をさらに強化するとともに、特に、東京宣言に基づいて北方領土問題を解決し、平和条約を締結して関係の完全な正常化を実現するため、引き続き努力してまいります。

我が国は、本年から国連安全保障理事会の非常任理事国となりました。国際社会が直面するさまざまな問題の解決に向けて、国連の場などを通じて国際社会を先導し、これまで以上に主体的に行動いたします。国連が時代の要請に適合した役割を果たすことができるよう、全体として均衡のとれた国連改革の実現に努めるとともに、安保理常任理事国入り問題については、国連改革の進捗状況やアジア近隣諸国を初めとする国際社会の支持と一層の国民的理解を踏まえて対処いたします。

中東などにおける地域紛争の予防と解決や、アフリカなどで深刻化している難民問題の解決にも、国連の平和維持活動への参加などを通じて積極的に対応いたします。大量破壊兵器や通常兵器の軍縮と不拡散に関しては、唯一の被爆国の立場から、核兵器に用いられる核物質の生産を禁止するための条約交渉の早期開始に努力するなど、核兵器のない世界を目指し、率先して取り組みます。

途上国の開発努力を支援することは、世界全体の平和と繁栄だけでなく、我が国の利益に資するものであります。国民の皆様の御理解をいただきながら、政府開発援助を一層効率的に実施してまいります。同時に、途上国が直面する課題の変化に的確に対応するため、開発援助の質の向上に重点を置いて、政府開発援助のあり方をさまざまな角度から検討いたします。

我が国は、これまで戦後の経済発展の成功を中心にみずからの経験を諸外国に伝えてまいりましたが、今後、環境問題を初めとする我が国の経験を、成功例にとどまらず、失敗事例やその解決の過程における困難、そしてそれを克服してきた努力などを含めて紹介し、他の国々が同じ過ちを繰り返すことのないようにすることが重要であります。昨年末に我が国が主催した東アジア社会保障担当閣僚会議は、私のこのような考え方を社会保障・福祉の分野において具体化したものでありますが、世界福祉構想に基づき、今後ともあらゆる機会をとらえ、各国との間でお互いの経験を共有するよう努めてまいります。

〔財政構造改革〕

この3月には、国と地方を合わせて442兆円にも上る長期債務を抱える中、財政の健全化を進めていくためには、歳出歳入両面にわたる構造改革が不可欠であります。私は、このような認識に立って平成9年度を財政構造改革元年と位置づけ、9年度予算を編成いたしました。

歳入面においては、消費税率の引き上げ及び地方消費税の導入を予定どおり実施するとともに、特別減税を実施しない決断をいたしました。これは、これ以上の赤字拡大を放置することが財政の破綻につながる状況のもとで、地方や福祉の充実のための財源を確保するとともに、働く世代の負担を軽減し、社会を構成する一人一人が広く負担を分かち合うことにより、経済構造改革にも資

する税制改革を行うためであります。65歳以上の低所得者層など税制改革による影響が大きい方には必要な措置を講ずることとしております。

歳出面においては、一般歳出の伸び率を名目成長率より相当低い1.5%に抑えることなどにより、国債費を除く歳出を租税収入などで賄える範囲にとどめ、財政健全化の第一歩としております。

景気との関係では、9年度予算にあわせて8年度補正予算の早期成立と円滑な執行に努めるなど、適切な経済運営を進めてまいります。

財政再建は9年度が第一歩であり、今後さらに厳しい努力が必要であります。財政の健全化については、平成17年度までのできるだけ早い時期に国及び地方の財政赤字の対GDP比率を3%以下とすること、国の一般会計においては特例公債依存からの脱却と公債依存度の引き下げを図ることなどを目標といたします。その実現に向けて、財政構造改革会議を設置し、政府・与党が一体となって歳出の改革と縮減を具体的にどう行うかを早急に検討し、10年度概算要求段階からその成果を反映させ、予算編成において一段と歳出の改革と縮減を進めるとともに、財政再建のための法律の骨格を定め、できるだけ早い機会に国会に法律案をお諮りしたいと考えております。私自身、こうした検討作業の先頭に立ち、皆様から評価いただける平成10年度予算を編成いたします。

同時に、少子・高齢化の進展の中で、働く世代や企業の負担の増大が経済活力を低下させる懸念を踏まえ、現在及び将来の世代の負担の抑制に最大限努力いたします。処理すべき債務が27兆円を超え、深刻な状況にある国鉄長期債務については、10年度から本格的処理を実施すべく具体策を取りまとめてまいります。

財政投融资につきましては、改革を推進するとの基本方針のもと、対象となる分野・事業について、公的部門は、本来、民間の活動を補完すべきものであるとの観点や、償還確実性といった観点などから見直すとともに、効率的かつ重点的な資金配分に努めてまいります。

〔教育改革〕

我が国が世界的にも高い教育水準を達成できたことは、教育に対する国民の情熱のたまものであります。今後、国民一人一人が充実感を持って暮らしていくためには、学歴が一生を左右しかねない現状を改め、一人一人が自分の適性に基づいて能力を伸ばし、努力し、生涯にわたって活躍できる社会を建設する必要があります。また、国際化、情報化が進展する中で、国際社会に通用する人材を育成することはますます重要であります。かかる認識に立ち、平等性、均質性を重視した学校教育を、個々人の多様な能力の開発と、創造性、チャレンジ精神を重視した生涯学習の視点に立った教育に転換する教育改革を進めて

まいります。

私は、この国の将来を担う次の世代が、みずからの夢や目標のために努力すると同時に、国や地域の将来に高い志と国際的視野を持って積極的にかかわっていく世代であってほしいと願っております。こうした人材を育てるためには、答えが決められている問題を解く知識だけではなく、みずから問題意識を持って自分なりの解答を出し、その実現に努力できる知識、見識、良識をバランスよく育てる教育が必要であり、また、子供たちが多様な夢や目標を目指して努力するには、教育の分野においても選択の幅を広げることが必要です。このような認識に立って、学校週5日制に移行するための準備を進めながら、中高一貫教育などの学校制度や教育課程の見直しにより、子供たちの持つ可能性を十分に引き出し、生きる力をはぐくむことのできる教育を実現したいと考えます。いじめや非行の問題については、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むことができるよう支援を強化いたします。

社会の進歩と人々の幸福につながる知的資産を世界に発信できる科学技術創造立国を目指し、独創的、基礎的な研究開発体制の充実、創造性に富む人材の育成、産学官の連携協力の推進、脳科学や遺伝子研究の充実など、科学技術の振興にも努力いたします。また、開かれた大学づくり、自己啓発、公共職業訓練などによる生涯学習の充実、スポーツ、文化、芸術活動の振興、留学生の交流拡大を含めた諸外国との文化交流、文化協力の活発化にも力を入れ、だれもが生きがいのある人生を送ることができる社会の建設に努力いたします。

女性政策については、男女共同参画社会を実現するための行動計画を着実に実施するとともに、新たな審議会の設置を図ります。また、働く女性が性により差別されることなく、かつ、母性を尊重しながらその能力を十分に発揮できるよう関係法案を今国会に提出いたします。

人権が守られ、差別のない公正な社会の実現に向け、人権に関する教育や啓発など人権の擁護に関する施策を推進いたします。また、アイヌに関する文化の振興や理解の促進を図ります。

〔社会保障構造改革〕

急速な少子・高齢化が進展する中で、給付と負担の均衡がとれた社会保障をいかに実現するかは国民の公的負担水準とかかわる重大問題であります。社会保障の費用は、本人の負担か事業者の負担か税金を使った国や地方の負担かにかかわらず、だれかが負担しなければならないものです。個人の尊厳と自立・自助努力を縦軸として確立した上で、社会の連帯の精神を横軸に据え、民間の参入を促しながら、利用者の選択に応じ、質の高いサービスを効率的に提供できる社会保障制度を整備してまいります。

切実な問題となっている高齢者介護の問題に対応する介護保険制度の創設は社会保障構造改革の第一歩であり、今国会における法案成立に全力を尽くします。また、大幅な赤字体質となっている医療保険制度をこのまま放置することは許されません。国民皆保険の仕組みを維持しながら、適切かつ効率的な医療サービスを安心して受けられるよう、今国会に提出する法案を出発点として、医療の提供体制と保険制度全般にわたる総合的な改革を行います。さらに、高齢者や障害者の方がハンディキャップを克服し、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、新ゴールドプランと障害者プランを着実に推進いたします。

少子化傾向が定着し、夫婦共働き家庭が一般化した今日、社会の支えなくしては仕事と育児の両立は困難です。今国会においては、子供を持つ家庭のさまざまな要請に応じて保育サービスを選択できるような制度を改正したいと考えております。

〔経済構造改革〕

私が目指す日本経済は、民間の需要が原動力となって安定した成長軌道をたどり、質の高い雇用の場が拡大する経済であり、豊かな国民生活や財政の健全化はこうした経済のもとで可能となるものであります。強靱な日本経済を再建するためには、富をもたらす新たな雇用をつくり出す重要なかぎとなる新しい産業について、資金、技術、人材などの観点から環境を整備し、成長が期待される分野に応じて総合的な施策を展開しなければなりません。また、経済的に効果の大きい規制の撤廃や緩和、企業税制の改革や持ち株会社の解禁などを通じ、魅力ある事業環境を整備し、経済の効率性や柔軟性と産業の競争力を高めることも不可欠です。

同時に、サービス産業化が進む中であっても、製造業は日本経済の基盤であり、先端産業を支える部品産業など、物づくりを支える地域における技術や技能の集積を守り育てることは重要な課題であります。あわせて、経営革新に努力する中小企業を支援することも必要です。

昨年末に決定した「経済構造の変革と創造のためのプログラム」は、このような認識に立って、経済構造改革を大胆に実行していくための政府の取り組みを明らかにしたものであります。特に、物流、エネルギー及び情報通信は産業活動の基盤であり、コストを含めたサービス水準を2001年までに国際的に遜色のないものとするを具体的な目標に掲げております。情報通信の分野では、N T Tの国際通信業務への進出、情報通信基盤の整備を推進いたします。

今後、関連法案の成立に努力するなど、このプログラムを着実に実施してまいります。プログラムの基本的考え方に示された課題に対する今後の取り組

み内容をできる限り充実するなど、その実現に向け、政府の行動計画をこの春までに策定いたします。

農業についても構造改革を急がなければなりません。農業農村をめぐる環境は農業基本法が制定された昭和30年代から大きく変化しており、意欲あふれる農業者の育成、活力にあふれた農村の再生など、WTO体制にも対応した農政を実現するための新たな基本法の制定に向けて本格的な検討を進めます。

水産業については、韓国、中国との新漁業協定の早期締結、資源管理やつくり育てる漁業の推進に努めます。

公正で透明な多角的国際経済システムは、これらの経済構造改革を支えるものであり、貿易関連の国際紛争をWTO協定に則して解決するとともに、新しいルールづくりにも積極的に取り組みます。

〔金融システム改革〕

国際的な自由化の進展や情報技術の革新を先取りし、東京をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場に復権させることを目指す金融システム改革は、円の国際的地位を向上させ、本格的な高齢社会の到来を控えた我が国の経済活力を維持するために不可欠です。国境を越えた金融取引を抜本的に自由化する法案を今国会に提出することを初めとして、銀行、証券、保険分野への参入を促進し、1,200兆円に上る個人金融資産を有利に運用することができるよう規制を見直し、国際化に対応した法制度を整備するなど、2001年までに逐次改革を実行してまいります。

この改革は利用者が多様な商品やサービスを選択することを可能にしますが、その一方で、リスクを伴う取引を自己責任のもとで行うこと、さらには規制に安住する経営が許されなくなることを意味します。政府としては、こうした状況に的確に対処するために、ディスクロージャーの徹底、ルールの明確化などにより透明かつ公正な金融行政を行います。同時に、金融危機が国際的に瞬時に伝播することも考えられるため、緊密な国際協力体制を確立してまいります。あわせて、我が国金融システムの安定に万全を期すとともに、金融機関の不良債権問題の速やかな処理に全力を尽くします。

さらに、新たな金融行政に対応するために金融行政機構を改革する法案と、日本銀行を開かれた独立性を持つ中央銀行に改革する法案の今国会中の成立を期します。

〔安全で安心できる国民生活〕

発生から2年を経過した阪神・淡路大震災は多数の死傷者と甚大な被害をもたらしました。また、昨年末に姫川蒲原沢で発生した土石流災害は、とうとい人命を失う結果となりました。亡くなられた方々と御遺族に対しまして改めて

深く哀悼の意を申し上げますとともに、これらの教訓をもとに今後の災害対策や災害発生時の危機管理に万全を尽くします。また、補正予算や9年度予算における措置などにより、阪神・淡路大震災の被災地の生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりや全国的な防災対策の充実に最大限努力いたします。

また、阪神・淡路大震災の教訓や東京圏への一極集中などを踏まえ、全国総合開発計画の策定や首都機能の移転に積極的に取り組みます。

社会資本の整備に関しては、限られた予算を効率的に活用するために、住宅・都市、環境衛生など国民生活の質の向上に直結する分野や、国際ハブ空港や高規格幹線道路など次世代の発展基盤となる分野に一層重点的に予算を配分してまいります。同時に、公共事業に対する批判を重く受けとめ、建設コストを大幅に縮減するための行動計画を早急に策定し、実施いたします。また、整備新幹線の未着工区間については、整備区間ごとに、収支採算性、並行在来線の経営分離についての地方公共団体の同意、JRの同意などの基本条件が整えられていることを確認した上で、その取り扱いを厳正に判断してまいります。

都市に関しては、大都市とその周辺に暮らす住民のために、職場と住宅の近接した快適な住環境の実現や密集市街地の整備などによる都市の構造改革に努めるとともに、土地の有効利用や実需に基づく取引の活性化のために土地政策を利用重視に転換することとし、新しい土地政策要綱を早急に策定いたします。

また、ゆとりと潤いにあふれ、緑豊かな国土を目指し、農山漁村の振興に努めるとともに、森林の多面的な機能を踏まえ、我が国林業のあり方を検討いたします。

環境と開発に関する国連特別総会が開催される本年は、持続可能な開発の重要性に世界の首脳が一致した地球サミットから5年目に当たり、我が国としても環境問題への取り組みを大きく前進させるべき年であります。特に、12月に京都で開催される国際会議は、21世紀における地球温暖化防止のための国際的取り組みを定める重要な会議であり、効果があり、かつ公平で実行可能な合意が得られるよう各国に積極的に働きかけてまいります。

同時に、原子力の平和利用は、地球の温暖化と我が国の脆弱なエネルギー供給構造に対応するために不可欠であり、徹底した安全の確保を前提に積極的な情報公開に努め、国民の皆様の御理解をいただきながら着実に推進いたします。また、循環型社会を目指した廃棄物のリサイクルや排出抑制、産業廃棄物の適正な処理や不法投棄問題への対応に必要な制度改正を行うとともに、環境アセスメント制度についても所要の法案を今国会に提出する考えであります。

日本海で発生したタンカー海難事故により流出した重油は広い範囲の海岸に漂着しており、自然環境や漁業への影響が懸念されます。いち早く重油の回収

に当たられた地域の皆様方やボランティアの方々にも一日も早く安心していただけるよう、政府としては、地方公共団体と緊密に連携をとりながら、また、民間の御協力を得ながら、関係省庁が一体となって被害の拡大防止に万全を期します。

また、市民生活の安全を脅かす銃器の使用や薬物の乱用への対策、組織犯罪対策、交通安全対策にも力を入れます。

〔行政改革〕

以上申し上げた変革と創造を実現するという内閣の決意を示し、国民の皆様への御支持、御協力をいただくためには、政府みずからの改革を率先して行うことが不可欠です。そして、それはまさに政治の責任であります。

私は、行政サービスを利用する国民の立場から国が果たすべき機能を見きわめ、国民が求めるサービスを最小の費用で提供できる行政、我が国の活力ある発展のために経済社会の変化に柔軟に対応できる行政をつくり上げることが行政改革の目的であると考えます。この目的に照らし、国や地方公共団体が規制などによって民間活動に関与していることを廃止できないか、国の現業や特殊法人などの公的部門が提供しているサービスを民間にゆだねられないか、行政が関与する場合であってもその主体を国から地方にゆだねられないか、この3つの観点から、一切の聖域を設けず行政のあり方を総点検いたします。

官民の役割分担に関しては、市場競争の原理を尊重し、行政改革委員会がまとめた判断基準を最大限活用して見直しを進めます。公的規制に関しては、規制緩和推進計画を3月末までに再度改定し、さらに経済的規制の原則排除、社会的規制の白地からの見直しによって必要最小限に絞り込んでまいります。

地方公共団体との関係では、地方の自主性と自立性を高めるために、権限の委譲を進め、中央集権型行政の象徴とされている機関委任事務制度を廃止すると同時に、補助金等の整理合理化や、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を行います。自主的な合併を初めとする行政体制の整備と徹底した行財政改革に取り組むよう地方公共団体に強く求めながら、平成10年の通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期に地方分権推進計画を作成し、総合的かつ計画的に地方分権を推進いたします。

政府は、9年度中に情報公開法案の国会提出を図り、また、特殊法人に関する一層のディスクロージャーなど行政活動の状況と政策を積極的に説明し、開かれた行政を実現するために努力いたします。1カ所で複数の事務手続を可能にするワンストップサービスの導入や情報技術を利用した行政情報の提供など、行政サービスの質の向上にも努力いたします。

中央省庁の再編については、以上申し上げた認識に基づき、行政改革会議に

において11月末までに成案を取りまとめます。

行政改革を進めるに当たり、政治の責任でこれをなし遂げるためには、政治への信頼を回復することが不可欠であります。

政治の浄化に関しては、各党各会派で政治資金や選挙制度について十分御論議をいただき、その結果を踏まえて適切に対処するとともに、政治や行政が個別地域や特定業界の利益をいたずらに守っているとおしかりを受けることがないように毅然と対応いたします。また、閣僚に対しては、各省庁の立場を離れて高い識見とリーダーシップを発揮するよう、公務員に対しては、縦割りの弊害を克服し国民本位の行政改革の実現に全力を尽くすよう、それぞれ求めます。あわせて、行政に対する信頼を回復するため、すべての公務員が国民全体の奉仕者であるとの自覚を持って各省庁の定めた倫理規程を遵守するよう徹底するとともに、全省庁の事務執行体制を再点検し、不祥事の根絶に万全を期します。さらに、公務員制度のあり方について総合的な見直しを行います。

〔結び〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

戦後50年の間に極めて精緻かつ強固になった経済社会システムを変革し創造することはかなりの痛みを伴うものであり、新しいシステムをつくり上げる以上の英知と勇気を必要といたします。

規制を撤廃すれば、規制の傘のもとに保護されてきた事業者は競争の荒波にさらされ、利用者にもみずからの責任において商品やサービスを選択する目が求められます。財政を効率化すれば、それに依存している方々は厳しい状況に置かれます。個々人には、逆境にあっても失敗をしても立ち上がる不屈の精神が求められます。真に手を差し伸べるべき方々には必要な手だてを講じます。しかし、痛みを恐れて改革の歩みを緩めたり先延ばしにすることは許されません。今を生きる我々には、よりよい社会を実現し、次の世代にそれを引き継ぐ責任があります。

変革と創造の実現のために困難を乗り越えるリーダーシップを発揮することは政治の使命であります。みずから方向性を示し、国民の皆様からいただく御意見、御提案には真剣かつ謙虚に耳を傾け、その上で、議論し、決断し、実行する、そのためにすべてをささげる、これが私の申し上げたいことのすべてであります。

国民の皆様並びに御臨席の議員各位の御支援と御協力を心からお願いいたします。

○平成9年1月20日（月）

【池田外務大臣の外交演説】

第140回国会の開会に当たり、我が国の外交の基本方針につき所信を申し述べます。

〔在ペルー日本国大使公邸占拠事件〕

まず、昨年12月に発生した在ペルー日本国大使公邸占拠事件が今なお解決に至っていないことは、極めて遺憾であります。人質とされている方々の御苦労と、御家族、関係者の御心配を思うと、心痛にたえません。政府としては、テロに屈することなく、ペルー政府を信頼し、これと緊密に連携して、人命尊重を第一としながら平和的解決を図り、人質の早期全面解放を実現すべく粘り強い努力を続けております。国際社会は一致してテロに対する断固たる姿勢を示しており、政府としては、この事件が一刻も早く平和的に解決するよう一層の努力を傾ける決意であります。

テロについては、各国ごとの対策とともに効果的な国際協力が不可欠であり、このための努力もしてまいります。また、政府として、海外邦人の安全対策並びに在外公館の警備の強化を含む危機管理体制の一層の強化に努めてまいります。

〔国際社会の相互依存の深化と我が国の外交〕

我が国の外交の基本目標は、言うまでもなく我が国の安全と繁栄の確保にあります。国際的な相互依存が深まっている現在、これは国際社会の安定と繁栄なしには実現できません。我が国としては、そのためのより好ましい国際環境を醸成していくため、これまで以上に主体的な外交を展開してまいります。

〔米国その他諸国及び地域との協力関係の推進〕

米国を初めとする主要諸国との関係の強化は、我が国外交の基本であります。

日米関係は日本外交の基軸であり、また、アジア太平洋地域の平和と繁栄のかなめであるのみならず、世界全体にとっても重要な関係であります。昨年4月の日米首脳会談で示された方向に沿い、今後とも幅広い分野における協力関係の進展に努めてまいります。

特に、日米安保体制は日米関係の根幹であり、その一層円滑かつ効果的な運用に努める必要があります。沖縄県における米軍施設・区域の問題については、先月合意された沖縄に関する特別行動委員会最終報告の内容を着実に実施しつつ、今後とも最重要課題の一つとして真剣に取り組んでまいります。また、日米防衛協力のための指針の見直しなどの作業を精力的に推進いたします。経済分野でも、航空などの残された問題の解決に向けて引き続き努力いたします。

また、W T OやA P E Cにおける協力やコモン・アジェンダを初めとする地球規模の問題についての協力も一層推進してまいります。

地理的に近く、また歴史的にかかわりの深い中国や韓国との関係は、隣国であるがゆえに生じる種々の懸案はありますが、いずれも我が国にとり最重要な2国間関係であり、懸案の解決に向け努力しつつ良好な関係を維持発展させていくことは、お互いの国のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとり極めて重要であります。

中国との間で本年は国交正常化25周年に当たり、緊密な対話とさまざまな交流を通じて日中関係の一層の発展に努めてまいります。また、中国が国際社会において建設的な役割を果たしていくことの重要性にかんがみ、中国の改革・開放政策を引き続き支援し、W T O早期加盟を支持していくと同時に、国際社会のさまざまな課題への取り組みにおいて日中間の協力を強化いたします。さらに、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器の問題を含め、日中間の諸懸案の解決に努めてまいります。また、本年7月には香港が中国に返還されますが、香港の繁栄を支える法の支配のもとでの自由で開かれた諸制度が返還後も維持されることが重要であると考えます。なお、アジア太平洋の平和と繁栄にとり日米中3カ国の安定的な関係は極めて重要であり、こうした観点から米中関係の進展を歓迎いたします。

韓国との間では、2国間の種々の問題に適切に対処しつつ良好な関係を推進するとともに、国際社会の中で日韓両国が協力していく重要性がますます高まっております。私は、先週訪韓し、柳宗夏外務部長官に対し改めてかかる考え方を伝え、意見の一致を見ました。また、今週末の金泳三大統領の訪日がこうした日韓友好協力関係を一層発展させることと確信しております。

北朝鮮情勢については、今後ともその動向を注視していく必要がありますが、日朝関係については、第2次世界大戦後の不正常な関係を正すとともに、朝鮮半島の平和と安定に資するものとするとの2つの観点を踏まえ、韓国などと緊密に連携しながら対処いたします。また、米韓両国が提案した4者会合を引き続き支持してまいります。北朝鮮の核兵器開発問題については、今後とも米国及び韓国と緊密に協力しつつ、朝鮮半島エネルギー開発機構の活動に積極的に取り組む所存です。

また、中国及び韓国との間では、現在、新たな漁業協定を締結すべく協議を行っております。国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた協定が早期に締結されるよう鋭意努めます。

本年はA S E A N創設30周年に当たり、年頭に橋本総理大臣もこの地域を訪問されたところであります。我が国は、アジア太平洋において役割を増してい

るASEAN諸国を中心として、今後とも東南アジアとの協力関係を強化してまいります。さらに、近年の経済の自由化を基礎に著しい発展を遂げつつあるインドなど、南西アジア諸国との関係も推進いたします。

ロシアとの間では、国交回復40周年でもあった昨年は首脳会談を初めとする一層緊密な対話が持たれました。今後もロシア第1副首相及び国防相の訪日、私自身の訪日などを積み重ね、引き続き両国間の対話の維持強化を図り、種々の分野における実務関係を着実に進めてまいります。同時に、東京宣言に基づき北方領土問題を解決し、平和条約を締結して両国間の関係の完全な正常化を達成するため粘り強い努力を続ける所存です。

また、今後のアジア太平洋地域の発展にとって、東アジアに次ぐ世界の成長センターとなりつつある中南米諸国の役割も重要です。今回のペルーでの事件は大変遺憾ではありますが、中南米諸国の長期的安定を重視し、これら諸国が抱えている諸問題の解決に向けての支援を強化してまいります。

我が国としては、アジア太平洋における主要2国間関係の強化と並行して地域協力を推進し、もって域内の繁栄の確保と信頼関係の向上に努めてまいります。

APECについては、本年のカナダ会合に向けて、自由で開かれた貿易と投資の達成のための個別行動計画を着実に実施するとともに、そのさらなる改善を図っていく必要があります。我が国としては、経済・技術協力分野の強化や民間部門との連携強化などへの取り組みを含め、APECのさらなる発展に貢献してまいります。

安全保障の面では、ASEAN地域フォーラムがこの地域の信頼醸成に重要な役割を果たしております。昨年7月の閣僚会合において合意された協力措置を着実に実施し、その活動を発展させるため、我が国としても貢献してまいります。

統合を強めつつある欧州地域は、国際社会において引き続き重要な地位を占めております。我が国は、欧州との対話の枠組みを強化するとともに、具体的な協力を着実に進めてまいります。また、昨年始まったアジア欧州会合については、本年2月にシンガポールで外相会合が、9月には我が国で経済閣僚会合などが予定されており、明年の第2回会合に向け、その発展に貢献いたします。

〔国際的な取り組みに対する協力〕

以上述べたように、各国との2国間関係を強化し、地域協力を推進すると同時に、国際社会全体として取り組むべき共通の課題の克服に向けた努力にも積極的に協力してまいります。

—— 国連 ——

我が国は、本年より2年間、安保理非常任理事国を務めます。選出に当たり国際社会より示された期待にもかんがみ、一層積極的な役割を担ってまいります。国連改革については、国連の機能強化を目指して、安保理、財政、経済社会の分野を含め全体として均衡のとれた改革を進めるよう率先して取り組んでまいります。我が国は、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることにつき、これまでも国連総会等の場において表明してきているところでもあります。

以下、国際社会が直面する幾つかの主要課題と、これに対する我が国の取り組みを述べたいと思います。

—— 大量破壊兵器及び通常兵器の軍縮と不拡散 ——

我が国は、核軍縮及び不拡散に真剣に取り組むよう一貫して訴えてまいりました。昨年 of 包括的核実験禁止条約の成立は歴史的な一歩であり、我が国はその早期発効に向けて努力を続けます。さらに、カットオフ条約交渉の早期開始のために最大限努力いたします。また、2000年の核不拡散条約再検討会議に向けた準備プロセスが円滑に進展し、関係国間で建設的な議論が行われるよう努めます。

通常兵器に関しては、昨年発足した新たな国際的輸出管理体制を通じて、今後ともその過度の移転と蓄積の防止に努めます。また、対人地雷の全面禁止に向けた努力を継続するとともに、地雷の除去や犠牲者に対する支援などについての国際協力を強化するため、本年3月に対人地雷に関する東京会議を開催いたします。

—— 地域紛争 ——

地域紛争への対処に関しては、国連平和維持活動や人道的な国際救援活動に引き続き人的物的な貢献を行うとともに、地域紛争の予防・解決、復興支援のための協力を続けてまいります。難民の急増は深刻な人道問題であるとともに世界の大きな不安定要因であり、特に近年、大量の難民が発生している中部アフリカ地域に対しては、国連難民高等弁務官やアフリカ統一機構などの取り組みを支援していく所存です。

中東和平プロセスは依然楽観を許しませんが、国際社会と協力し、各当事者に対し和平プロセスの促進を働きかけてまいります。ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊への自衛隊部隊などの派遣の継続や、パレスチナ支援及び多国間協議への参画などの努力も継続いたします。また、湾岸地域の安定を確保するため、湾岸諸国との対話と協力の拡充に努めてまいります。

旧ユーゴ和平に関しても、これまでの和平努力の成果を一層進展させるため、人道・難民支援及び復旧・復興支援などの分野で適切な貢献を続けてまいります。

—— 開発 ——

開発途上国の安定と発展は国際社会全体の平和と繁栄にとり不可欠であり、政府開発援助はこのために我が国がなし得る貢献の中核であります。政府開発援助を通じて途上国の開発問題に取り組むことは、国際社会に大きく依存する我が国自身の利益にも資するものであり、今後ともその効率的、効果的な実施と一層の充実に努めます。

我が国は、途上国の主体性の重視及び先進国と途上国のパートナーシップを中心的な理念とする「新たな開発戦略」を提唱しておりますが、その考え方に基づき、開発の成果を上げるよう努めてまいります。特に、アフリカの安定と開発に関して、明年を目途に第2回アフリカ開発会議を、本年その準備会合を我が国で開催いたします。

—— 世界経済の持続的な発展と我が国の政策努力 ——

日本経済の繁栄のためには、世界経済の持続的な発展が不可欠であります。我が国は、経済のグローバル化が生み出している機会を積極的に活用すべく、これまで以上の思い切った規制緩和、競争政策の徹底、市場アクセスの改善などの経済構造改革の努力を行っていく必要があります。こうした施策を通じ、世界経済の活性化にもさらに貢献してまいります。

同時に、経済のグローバル化の進展に伴って生じつつある新たな諸課題に対応する多角的な貿易・投資の枠組みの整備も重要です。我が国としては、第1回WTO閣僚会議の成果を踏まえ、新たな分野でのルールづくりなど多角的貿易体制の一層の強化に取り組むとともに、OECDにおける多数国間投資協定交渉を本年のOECD閣僚理事会までに終結すべく努力し、多角的で公正透明なルールに立脚した国際経済システムの強化に引き続き努めます。また、主要先進国首脳会議などの場を活用し、引き続き先進諸国間の政策協調を強化してまいります。

—— よりよい地球社会の実現に向けた課題 ——

我が国は、よりよい地球社会の実現に向け、人口、環境、福祉、食糧、エネルギー、原子力安全などの諸課題や、テロ、国際犯罪、麻薬問題など、市民社会への挑戦と言える諸課題の克服に向けた国際協力に積極的に参画してまいります。また、民主化の促進及び人権の擁護にも積極的な役割を果たしてまいります。

特に、環境問題については、本年6月に開催される国連特別総会が所期の成

果を上げるよう協力してまいります。また、地球温暖化対策については、本年12月に京都市において気候変動枠組条約第3回締約国会合が開催されますが、この会議は2000年以降の国際的取り組みに関する枠組みを定める重要な機会であり、その成功に向けて開催国として全力を尽くしてまいります。

また、安定した国際関係に不可欠な国民レベルの相互理解と協力のすそ野を広げるための努力も継続いたします。そのため、文化交流の分野においても、2国間にとどまらず、多国間の対話と交流や政府と民間の活動の連携を重視し、文化遺産の保存にも積極的に協力いたします。また、海外広報活動の一層の充実や査証手続の簡素化にも努めてまいります。

〔結び〕

以上、外交の基本方針について申し述べました。内政と外交がますます一体化する中で、私は、国民の皆様の一層の御理解が得られるよう、世論に十分耳を傾けつつ、引き続き外交実施体制の一層の強化に努めてまいります。

何とぞ、議員各位、国民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

○平成9年1月20日（月）

【三塚大蔵大臣の財政演説】

今後の財政金融政策の基本的考え方
平成9年度予算
平成8年度補正予算

平成9年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要の御説明をいたします。

〔はじめに〕

我が国経済は、戦後、目覚ましい高度成長を遂げ、世界有数の地位を占めるに至りましたが、経済のグローバル化の一層の進展に伴い国際的な競争環境が厳しさを増していく一方で、少子・高齢化の急速な進行を背景に、今後、経済の活力が低下していくのではないかとの懸念を抱えております。

また、バブル経済崩壊以降長きにわたり経済が低迷する中で、政府は累次にわたる経済対策等を実施し、ようやく民間需要中心の自律的な回復への基盤が整ってまいりましたが、たび重なる財政出動や税収の低迷等から、財政赤字は著しく増加し、我が国経済の中長期的な持続的成長の足かせとなりかねない深刻な事態になっております。

これらの直面する問題を克服し、国民一人一人が豊かに暮らせる自由で活力ある21世紀社会を構築していくため、今こそ各般の構造改革を強力に進めていかなければなりません。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような認識に基づき、改革の第一歩を着実に踏み出し、以下に述べる諸課題に全力をもって取り組んでまいり所存であります。

〔民需中心の自律的な景気回復の実現〕

第1の課題は、民間需要主導の自律的な景気回復を確実なものとするところであります。

まず、国際経済情勢を見ますと、米国では景気は安定した拡大が続いており、欧州では総じて緩やかに改善しているなど、世界経済は全体として拡大基調を維持しております。

また、我が国経済の現状を見ますと、景気は回復の動きを続けております。そのテンポは緩やかなものの、民間需要は堅調さを増しております。なお、雇用情勢は厳しい状況にあるものの、改善の動きが見られるところであります。

政府としては、このような最近の内外経済情勢を踏まえ、現在の景気の回復力を一層強固なものとし、民間需要を軸とした中長期的な安定成長につなげていくため、引き続き適切な経済運営に努めてまいり所存であります。

9年度予算においても、極めて厳しい財政事情のもとではありますが、経済構造改革に資する創造的、基礎的研究等の分野に重点的、効率的配分を図っているところであります。また、8年度補正予算とあわせ、予算の切れ目のない円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。

金融面では、累次にわたる金融緩和措置の実施により、各種金利は依然として低い水準にあり、その効果を見守ってまいりたいと存じます。また、株式市場の動向につきましては、今後とも十分注視してまいり所存であります。

なお、為替相場については、今後とも主要国との政策協調及び為替市場における協力を通じその安定を図ってまいりたいと考えております。

〔財政構造改革〕

第2の課題は、財政構造改革であります。

財政健全化は、今や主要先進国共通の課題であり、各国とも果敢に取り組んでおるところであります。我が国においても、現在の財政構造を放置し、財政赤字のさらなる拡大を招けば、経済、国民生活が破綻することは必至であり、21世紀の我が国経済社会の活力を維持するため、財政構造改革に取り組んでいくことが喫緊の課題であります。

このため、2005年度までのできるだけ早期に国及び地方の財政赤字対GDP比を3%以下とし、また、国の一般会計において特例公債依存から脱却するとともに、公債依存度の引き下げを図ること等を財政健全化の目標とすること、さらに、これらの目標の達成のため国の一般歳出の伸び率を名目経済成長率よりも相当低く抑え、地方に対しても同様のことを要請することを先般閣議決定いたしましたところであります。

このような目標のもと、9年度予算においては、医療保険制度改革を初めとする各般の制度改革を織り込むことにより、一般歳出の伸び率を1.5%と9年ぶりの低い水準に抑制するとともに、公債減額4兆3,220億円、特例公債については4兆5,280億円の縮減を実現し、また、国債費を除く歳出を租税等の範囲内に抑制し現世代の受益が負担を上回る状況を解消するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところであります。

しかしながら、これらの努力をもってしても、なお公債発行残高が平成9年度末には約254兆円にも達する見込みであるなど、我が国財政は引き続き危機的な状況にあり、今後とも年々着実に財政構造改革を進め、将来世代に負担を残さない財政構造をつくり上げることに努力していく必要がございます。

このため、10年度予算編成に向けて、早い時期から歳出の全般的見直しを進めるとともに、概算要求段階から一層厳しい抑制に取り組むなど、さらなる歳出削減のため努力してまいりたいと考えておるところであります。また、政府・与党の財政構造改革会議が設置され、財政再建のための法律の骨格を含めた歳出の改革・縮減の具体的方策が検討されることになっておりますので、その審議に積極的に参画してまいりたいと考えております。

なお、財政投融资につきましては、改革を推進するとの基本方針のもとで、民業補完の観点をも踏まえ、社会経済情勢の変化等に応じその対象分野・事業を見直し、資金の重点的、効率的な配分を図ってまいりたいと考えております。

〔税制上の諸課題〕

第3の課題は、税制上の諸課題に適切に対応することです。

税制につきましては、平成6年秋の税制改革のうち、先行して実施されている所得税等の恒久減税と一体として法定された消費税率の引き上げ等がこの4月から実施に移されます。この改革は、少子・高齢化の進展という構造変化に税制面から対応するものであり、中長期的に見て我が国経済社会の活性化につながるものと確信をいたしております。この改革の円滑な実施に向け、政府が一体となってきめ細やかな対応を図っていくとともに、その意義について国民の皆様の一層の御理解をお願いいたしたいと存じます。

税制は国家の基であり、国民生活や企業活動の前提として安定性が求められる一方、急速な国際化や情報化等のとうとうたる潮流変化に即応して改革が常に求められます。今後ともこうした観点から、より望ましい税制の姿を実現するよう不断の取り組みを行ってまいり所存であります。

〔金融をめぐる諸課題〕

第4の課題は、金融をめぐる諸課題に適切に対応することです。

金融行政につきましては、金融機関の不良債権問題の処理に引き続き精力的に取り組むとともに、金融の自由化、国際化や技術革新等金融をめぐる環境の著しい変化を踏まえつつ、市場規律を基軸とした透明性の高い金融行政の確立に向けて、以下の諸改革を進めてまいります。

まず、東京市場がニューヨーク、ロンドン並みの市場に復権することを目指して、日本版ビッグバンとも言うべき広範かつ抜本的な金融システム改革を推進いたします。現在、関係する5審議会において、銀行、証券、保険分野への参入促進、商品規制の撤廃・緩和、各種手数料の自由化等について、2001年までに改革が完了するプランを取りまとめるべく御審議いただいております。さらに、各審議会代表者による連絡協議会を設置し、改革を一体的に進める体制を整備いたしたところでもあります。この改革のフロントランナーとして、国境を越え

たより自由な金融取引を実現するため外国為替管理制度を改正することとし、今国会に所要の法案を提出したいと考えております。また、さきの日米保険協議の決着に基づく自由化の実施は、改革の推進に大きな役割を果たすものと考えます。

金融システムの改革は、1,200兆円もの個人金融資産の効率的な運用等のために不可欠なものでありますが、他方、市場参加者にリスクや痛みをもたらします。このため、情報開示の促進や早期是正措置等ルールの明確化など必要な措置を講じ、自由かつ透明で信頼できる市場を構築してまいります。また、金融システム全体の安定に細心の注意を払うとともに、国際化に対応した監督協力体制の確立にも努めてまいります。

次に、住専問題等を契機として国民各層から金融行政に対してなされたさまざまな御批判を重く受けとめ、激動する時代の変化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確立する観点から、金融システム改革とともに、金融行政機構の改革に取り組みます。

先般、「行政改革プログラム」において、大蔵省の銀行局及び証券局を統合するとともに、総理府に民間金融機関等に対する検査及び監督を所掌する機関を設立する等の措置を平成10年度に実施することとされたところであり、与党合意の趣旨を踏まえつつ、国民経済の基本にかかわる問題として万般の詰めを行い、政府として今国会に所要の法案を提出できるよう最大限努力してまいりたいと考えます。

さらに、日本銀行につきましても、中央銀行研究会報告の示した基本的な指針に沿いまして、開かれた独立性を有する中央銀行とするため抜本的に改革する必要があります。現在、金融制度調査会において御審議をいただいております。その答申の取りまとめを受けて今国会に所要の法案を提出したいと考えております。

〔世界経済の健全なる発展への貢献〕

第5の課題は、世界経済の健全なる発展への貢献であります。

我が国は、WTO、APEC等の場を通じ多角的自由貿易体制の維持強化に積極的に取り組んでいるところであり、9年度関税改正においても、税関手続の簡素化、適正な課税の確保、関税率の改正等、所要の措置を講ずることとしたしております。

また、世界経済の安定と発展に資するため、国際社会と協調しつつ、開発途上国の自助努力の支援に引き続き積極的に取り組んでまいります。今般、世界銀行における我が国の出資比率の引き上げが合意されたところであり、さらに本年設立される予定の中東・北アフリカ経済協力開発銀行に対しても積極的に

支援をしていく所存であります。

〔平成9年度予算の概要〕

次に、平成9年度予算の概要について御説明を申し上げます。

歳出面につきましては、一般歳出の規模を43兆8,067億円、前年度当初予算に対して1.5%の増加と、9年度消費者物価上昇率の見通しを下回る伸び率といたしております。これに地方交付税交付金及び国債費等を加えた一般会計予算規模は77兆3,900億円となります。

国家公務員の定員につきましては、第9次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、2,219人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進いたしております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、最近の社会経済情勢等に顧み、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化、蒸留酒に係る酒税の見直しその他所要の措置を講ずることといたしております。なお、自律的景気回復への基盤が整いつつある経済状況や厳しい財政状況を勘案し、特例公債によらざるを得ない所得税の特別減税は実施いたしません。

公債発行予定額は、前年度当初予算より4兆3,220億円減額し、16兆7,070億円としております。その内訳は、建設公債9兆2,370億円、特例公債7兆4,700億円となっております。その結果、公債依存度は21.6%となっております。特例公債の発行等につきましては、別途、平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

財政投融资計画につきましては、対象分野・事業を厳しく見直すとともに、社会経済情勢の変化に即応し、資金の重点的、効率的な配分を図っております。

この結果、一般財投の規模は39兆3,271億円、前年度当初計画に対し3.0%の減額となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融资計画の総額は51兆3,571億円、前年度当初計画に対し4.5%の増加となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、21世紀の少子・高齢化社会においても国民経済と整合性がとれ、効率的で安定的な社会保障制度を確立するための構造改革を進めることとし、9年度には医療保険制度改革に取り組むこととしております。この改革は、破綻に瀕した医療保険財政を立て直すとともに、世代間の負担と給付の公平を図るために必要なものと考えます。雇用対策につきまして

は、産業構造の転換に対応した雇用の創出等を推進するとともに、雇用環境の整備など勤労者のための施策を総合的に進めることといたしております。

文教及び科学振興費につきましては、教育環境の整備、高等教育・学術研究の推進、文化の振興等を図るとともに、創造的、基礎的研究等の充実、若手研究者の支援・活用など科学技術振興のため、各般の施策の推進に努めております。

公共事業関係費につきましては、厳しい財政事情等にかんがみ、前年度当初予算と実質的に同水準にとどめておりますが、その配分に当たりましては、公共投資基本計画等の考え方、国民のニーズ等を踏まえつつ、国民生活の質の向上に直結する分野、次世代の発展基盤の整備等経済構造改革に資する分野等への重点化を図っております。また、各省の枠を越えた事業間の連携の強化を図るとともに、公共工事の建設コストの低減対策を総合的かつ計画的に実施する等、その効率的、効果的実施に努めることといたしております。

中小企業対策費につきましては、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、技術開発や情報化に対する支援措置等、特に緊要な課題に重点を置いて施策の充実を図っております。

農林水産関係予算につきましては、いわゆる新食糧法の施行やウルグアイ・ラウンド農業合意の実施等を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造の実現に重点を置くこととし、所要の施策の着実な推進に努めております。

経済協力費につきましては、事前調査、事後評価の拡充等を通じて途上国から真に評価される質の高い援助の実施に努めるほか、NGO等との連携強化、途上国における人づくり支援の充実等に重点を置くこととし、援助の量から質への転換を図ることといたしております。

防衛関係費につきましては、中期防衛力整備計画等のもと、厳しい財政事情等を踏まえ、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることといたしております。

エネルギー対策費につきましては、地球環境保全の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、引き続き大幅な財源不足が見込まれますが、一方、国の財政事情も極めて厳しく、公経済の車の両輪がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえつつ、所要の地方交付税総額を確保する等、その運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずることといたしております。地方公共団体におかれましても、徹底した歳出の抑制等を図り、財政体質の健全化に鋭意努力されるよう要請するものであります。

〔平成8年度補正予算の概要〕

この機会に、平成8年度補正予算について一言申し上げます。

8年度補正予算につきましては、歳出面において、阪神・淡路大震災復興対策費、災害復旧等事業費、緊急防災対策費、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策費、緊急経済構造改革対策費、税制改革関連対策費、地方交付税交付金等、特に緊要となった事項について措置を講じております。また、前年度剰余金について国債整理基金特別会計への繰り入れ等を行う一方、既定経費の節減、予備費の減額を行うことといたしております。

他方、歳入面では、租税及び印紙収入、前年度剰余金等を計上するとともに、公債金については、建設公債を1兆6,760億円増発する一方、特例公債を3,370億円減額しております。

以上によりまして、8年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し2兆6,663億円増加し、77兆7,712億円となります。

以上、平成9年度予算及び平成8年度補正予算の大要について御説明いたしました。関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

〔結び〕

これまで申し述べてまいりました財政金融両面からの改革は、もとより容易に達成し得るものではなく、その実現の過程において幾多の困難を伴うものがあります。しかし、これらの改革は、21世紀に向けて豊かで活力に富み国際的にもふさわしい役割を果たし得る経済社会を築いていくため、現世代の私たちが責任を持ってなし遂げなければならないものであると確信をいたします。

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

○平成9年1月20日（月）

【麻生経済企画庁長官の経済演説】

日本経済の当面する課題と経済運営の基本的な考え方について所信を申し述べさせていただきます。

〔転換期にある日本経済〕

敗戦後50年を経た日本経済は、現在、まさに歴史的な転換期にあると存じます。従来の追いつき追い越せ型経済からの脱却、情報・通信革命時代への対応、少子化に伴う高齢化の進展、バブル経済の崩壊に伴う調整、円高や大競争と言われる時代の中での生き残りなど、過去、現在そして未来からの挑戦を日本経済は受けております。

例えば、財政・社会保障につきましては、さきに経済審議会が行った試算によりますと、現行制度のままでは国民負担率に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は、1994年度の39.2%から、30年後の2025年度には実に70%を上回るとの数字が示されております。また、この試算から、社会保障基金は2025年度までには底をつき、一般政府債務残高は資金調達が困難なほど膨れ上がります。さらに、21世紀初頭には我が国は財政のみならず国際収支も赤字になるという双子の赤字の状態に陥り、純債務国に転落すること等の予測が示されておるところであります。

我が国が直面しているこれらの問題を解決し、未来を切り開いていくためには、行財政改革とともに経済構造改革、すなわち日本経済を支えてまいりましたこれまでの制度や慣行を根本から見直すことが必要であります。経済構造改革につきましては総論では理解されても、各論になるや、影響を受ける分野から反対の声が上がり、改革を進めるにしても既存の秩序を乱さないよう時間をかけて進めるべきであるとの意見が聞かれます。

しかしながら、経済構造改革は、確かに特定の分野におきましては痛みが生じるものの、日本経済全体にとってはそれを上回る大きな利益が得られるものであるということを忘れてはならないと思います。また、構造改革がおくれれば、改革によって享受できるはずの利益が得られないばかりか、経済の各分野において既に見られる空洞化がさらに進み、現在の我が国の生活水準の維持さえも難しくなるおそれがあります。すなわち、これまでの経済社会の構造やシステムに安住しては日本経済の前途は危ぶまれるということでもあります。

現在、日本を覆っている閉塞感を払拭し、日本経済の活力を復活させるためには、改革が展望を切り開くという認識のもと、政府と国民が相携えて、変化を恐れず、勇気を持って経済社会の構造改革を推進していくことが必要である

と確信をいたしております。

〔内外経済の現状〕

次に、内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済は全体として拡大基調が続いております。米国経済は安定的に拡大をしており、西ヨーロッパ経済も総じて緩やかに改善いたしております。また、アジア経済は、東アジアにおいては一部に減速の動きが見られるものの、総じて拡大を続けております。

他方、日本経済の最近の動向を見ますと、設備投資は回復傾向にあり、住宅建設は高い水準で推移しております。個人消費も緩やかな回復傾向にあります。また、純輸出は、円高是正等もあり、このところおおむね横ばいで推移をいたしております。こうした需要動向を背景として、生産は増加傾向にあります。このように景気は回復の動きを続けており、そのテンポは緩やかではありますが、民間需要が堅調さを増しております。また、雇用情勢につきましては、なお厳しい情勢が続いておりますが、最近におきましては、雇用者数が増加するなど明るい動きが見られるようになってきております。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成9年度の経済運営に当たりましては、次の基本的な考え方に沿って対応してまいりたいと考えております。

〔自律的な景気回復の実現と平成9年度経済の姿〕

基本的考え方の第1は、適切かつ機動的な経済運営を行いつつ、このところ堅調さを増しております民間需要が主導する自律的な景気回復を実現することにあります。

政府は、平成9年度予算において一般歳出を厳しく抑制し、財政健全化に取り組む中で、創造的、基礎的な科学技術研究の充実、情報通信基盤の整備など、21世紀に向けて日本経済の発展基盤を整える施策を推進することといたしております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、適切かつ機動的な運営を図ってまいります。

また、我が国産業の国際競争力の源泉である物づくりを支え、地域の経済と雇用を担っております中小企業につきましては、その活力が失われることがないように、技術開発、新規創業などに対する支援を中心とする総合的な施策を推進してまいります。

物価の安定は国民生活安定の基礎であり、経済運営の基盤となるものであります。物価はこのところ安定をいたしておりますが、今後ともその安定に努めてまいります。また、本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、税負担の円滑かつ適正な転嫁について消費者及び事業者の皆様のご理解が得られるよ

う努めるとともに、便乗値上げの発生を防止するため万全の対応を図ってまい
る所存であります。さらに、高いという御指摘もある公共料金につきましては、
事業の効率化を通じてその低廉化を図ることが重要であります。そのために、
参入規制の緩和、価格設定方式の改革、情報公開の徹底等を積極的に推進いた
してまいります。

以上申し上げた施策や、次に申し上げる経済構造改革の推進などにより、平
成9年度における日本経済は、税制改正の影響等により年度前半は景気の足取
りは緩やかとなるものの、次第に民間需要を中心とした自律的回復が実現され
るとともに、持続的成長への道が開かれていくものと見込まれます。こうした
経済の推移により、平成9年度の実質経済成長率は、平成8年度の2.5%程度
から、1.9%程度と引き続き内需中心の成長になるものと見込んでおります。

具体的に申し上げますと、まず個人消費は、雇用者所得の緩やかな回復が持
続すると見込まれ、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動などがある
ものの、総じて見れば緩やかな回復を続けてまいります。

次に、民間設備投資につきましては、生産の増加や企業収益の改善による好
影響が見込まれるとともに、経済構造改革の動き等をにらんだ新たな投資も期
待されることから、全体としてみれば、大企業、製造業を中心に始まった回復
が中小企業や非製造業に広がりを見せるなど増加傾向が続いてまいります。

住宅投資も、駆け込み需要の反動はあるものの、高水準を維持いたします。
また、公的需要につきましては、財政構造改革を反映して横ばいで推移をいた
します。

国際収支につきましては、貿易・サービス収支及び経常収支の黒字が引き続
き減少はいたしますものの、そのテンポは緩やかなものとなります。

雇用情勢は厳しさが続きますが、景気回復につれ徐々に改善していくと思
われます。

〔経済構造改革の推進〕

基本的考え方の第2は、経済構造改革の推進であります。

構造改革はもはや議論をしている段階ではなく、実行に移していく段階に來
ております。構造改革の重要な柱の一つである規制の見直し・緩和・撤廃につ
きましては、昨年12月に経済審議会から建議された6分野の経済構造改革の提
言を初め、物流、金融、雇用・労働、高度情報通信、医療・福祉などの分野に
おいて各種の施策に関する方針が打ち出されました。また、新規産業の創出、
国際的に魅力ある事業環境の創出等を推進するため、経済構造改革に資する規
制緩和措置の充実を含めた「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を既
に閣議決定いたしましたところであります。

これらの施策の具体例を申し上げますと、物流の分野におきましては、目標期限を定め、原則として需給調整規制を廃止するための施策を講じることとしたしております。金融につきましては、2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場とすることを目指して金融システム改革を行うこととしております。雇用面では、労働市場の流動化が進んできている現状を踏まえ、労働者と企業双方の要求をより適切に合致させるため、民間有料職業紹介事業の取扱職業の範囲を見直すなどの施策を進めてまいります。

今後、政府として、これらの規制緩和等についてより実効性を高めるべく、「経済構造の変革と創造のためのプログラム」の具体化作業及び規制緩和推進計画の改定作業を鋭意進め、経済構造改革を強力に推進していくことが重要であります。

このような規制緩和を初めとする経済構造改革の推進を通じて、内外価格差に象徴される日本経済の高コスト構造が改善され、国民経済全体に大きな影響がもたらされるものと確信をいたしております。政府としても、内外価格差の是正縮小の進展状況を的確に把握するとともに、規制緩和の経済効果を可能な限り定量的にお示しすることにより、国民各層の御理解、御協力を得られますよう努めてまいりたいと考えております。

〔安全で安心な生活の再設計〕

基本的考え方の第3は、安全で安心な生活の再設計を図ることにあります。

日本においては、これまで経済的には繁栄し、かつ危険が少なく、加えて安心して暮らせる国家をつくってきたと信じられてきました。しかしながら、近年の国民の意識を世論調査などで見ると、教育、雇用、犯罪、医療や年金について不安や不満を感じる人がふえてきております。少子化に伴う高齢化の進展、日本的雇用の変貌などにより、国民の将来の生活への確信に揺らぎが生じているように思われます。これはこれまで社会の各分野を支えてきたシステムが時代に合わないものになってきたことによるものと考えられます。このような状況に対応していくためには、経済構造改革や社会保障構造改革を推進していくとともに、日本型社会システムの見直し、改革をもあわせて進め、従来のように安全で安心して暮らすことができる日本社会の再構築を図っていくことが必要であると考えております。

また、特に大都市の住宅事情に見られる、遠い、高い、狭い、醜い、危ないといった5重苦の解消を図るため、土地の有効利用を図る等の施策を通じて、ゆとりがあり、災害に強い住宅・都市構造の形成を図ってまいらなければなりません。

さらに、規制緩和が進展する中で消費者はより一層多様な選択を行い得るよ

うになってまいります。同時に、消費者が自己責任を持つことが求められます。このため、消費者の自立を支援するべく諸施策を推進してまいります。とりわけ、消費者と事業者との間の情報力や交渉力の格差を是正し、消費者、事業者双方の自己責任に基づく行動を促すための条件を整えることにより、消費者取引の適正化を図ってまいります。また、製造物責任法が施行されてから1年余りが経過し、同法が国民の間に浸透しつつあります。今後とも、都道府県等の自主的な裁判外紛争処理体制の整備に対する支援、消費者安全教育の充実など、関連します諸施策を実施し、消費者被害防止・救済策の推進に取り組んでまいります。

市民活動につきましては、国際化や高齢化の進展など我が国の経済社会を取り巻く環境が変化していく中で、ボランティア活動等に対する国民意識が高まり、福祉、国際協力、環境といったさまざまな分野で実際に活動されている方がふえてきております。ボランティア等による市民活動が社会に根づき健全な発展を遂げていくためには、法制面を含めた枠組みを構築していくことが必要であり、このための環境整備を積極的に推進してまいります。

〔世界経済への貢献〕

基本的考え方の第4は、市場経済化、一体化が進んでいる世界経済への貢献であります。

日本が今後世界とともに共存共栄していくためには、対外的にも一層開かれた経済社会を形成するとともに、人口、環境等を含む国際的な問題への取り組みに積極的に参画することにより、世界経済の持続的発展に貢献することが求められております。

そのため、WTOを中心とする制度的枠組みの中で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献するとともに、APECにおける貿易・投資の自由化、円滑化のためのマニラ行動計画を着実に実施すると同時に、その内容の充実に努めてまいります。

さらに、市場開放や政府調達に関する苦情処理体制の積極的な活用、対日投資促進を図る対日投資会議などの活動を通じて、諸外国から我が国への市場アクセスの改善、さらには国際的に魅力ある事業環境の創出を図ってまいります。

また、地球環境問題や人口問題への対応、民主化、市場経済化促進のための知的支援の強化など、経済協力の新たな課題にも取り組んでまいります。

〔結び〕

敗戦後、日本の飛躍的な発展を支えてまいりました先進国に追いつくためのシステムは、21世紀を間近に控えて、大幅な見直し、改革を行うことが求められております。改革に伴う苦痛は避けて通ることはできません。仮にその苦痛

を避けようと改革を先送りにしたとしても、いずれは改革を避けることができなくなり、そのときの苦痛はより一層大きなものになると考えられます。

21世紀に向けて我が国経済社会の新たな展望を切り開いていくためには、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革及び教育改革という6つの改革を一体的、総合的に断行していくことが必要であります。平成9年度は、まさにこの6つの構造改革を推進していく上で大きな一歩を踏み出す構造改革元年とならなければなりません。

私たちは、先人の努力によりこれまで蓄積してきた資本、人的資源、高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤などを有しております。また、人口約1億2,500万人を擁し、その一人当たりの国民所得も世界のトップレベルを誇るといふ世界に冠たる国内市場を有していることを忘れてはならないと思います。これらの財産を活用していくことにより、豊かで安心して暮らせる活力ある高齢化社会を構築していくために、微力ながら精いっぱい努力をしてまいります。

国民の皆様並びに各党各会派の議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は、1月23日、24日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

—— 質疑者 —— （発言順）

平井 卓志君（平成）	坂野 重信君（自民）	竹山 裕君（自民）
小野 清子君（自民）	山本 正和君（社民）	菅野 久光君（民緑）
立木 洋君（共産）	大久保直彦君（平成）	

〔政治姿勢〕

長い間に築かれてきた経済社会システムを変革することはかなりの痛みを伴うものであるし、新しいシステムをつくり上げる以上に英知と勇気を必要とする。与野党を問わず各党各会派の、そして国民の理解と協力を得ながら、我が国の将来を見据えて全力でこれに当たる決意である。

〔公務員の綱紀粛正〕

昨年12月の事務次官等会議の申し合わせに基づいて各省庁が制定した公務員倫理規程は、綱紀粛正策として実効の上がるものになっていると考えている。今後、その厳格な運用、遵守によって綱紀粛正を徹底し、国民の信頼を回復するよう努力していきたい。

〔ナホトカ号重油流出事故〕

○事故発生後の対応

人命救助、流出油の監視・防除、船首部の沖合曳航等に全力を挙げて取り組んできたが、結果として船首部の曳航は成功せず、また、流出油の一部が沿岸に漂着し事態が拡大したことは残念である。政府の対応に反省すべき点があったことは率直に認める。

○油濁損害に対する補償

油濁関係条約及び国内法に基づいて、民事上の手続により、船舶所有者からの賠償及び国際油濁補償基金からの補償がなされ得ることになっているが、政府としてもこの補償等が適切に実施されるよう対応していく。

○今後の対応

事故の重大さにかんがみ、このような事態にも対応可能な油防除体制、危機管理体制について総合的に検討し、適切に対処していきたい。また、被害状況の把握、環境に与える影響の調査、さらに事故原因の究明や老朽タンカー対策などについても全力で取り組んでいく。

○近隣諸国との連携協力

今回のような事故において近隣諸国との連携協力は極めて重要である。本年夏、我が国とロシア、中国及び韓国から成る北西太平洋地域海計画に基づいて、日本海の海洋汚染防止対策に関する会合を我が国で開催する準備を進めており、この会合において同様事故への緊急の対応についても検討していきたい。

〔外交・安全保障〕

○在ペルー日本国大使公邸占拠事件

現在なお多数の方が人質として捕らえられており、事態は依然として極めて厳しい。ペルー政府はこのような背景から不測の事態が起きないようにさまざまな対策を講じており、我が国政府もかかるペルー政府の対応に対し協力をしているところである。

○日韓・日中関係

竹島及び尖閣諸島の領有権について我が国は従来から一貫した立場を堅持し、累次にわたりそれを明らかにしてきた。他方、竹島に関する日韓両国の立場の相違あるいは尖閣諸島をめぐる事態によって、我が国と韓国あるいは中国との友好協力関係が損なわれることのないように努めていきたい。

○駐留軍用地特措法に基づく手続

国と沖縄県との信頼関係のもとに知事から公告・縦覧手続に協力をいただいた。今後、県収用委員会の公開審理が開始される予定であるが、このような状況を踏まえ、裁決に至る手続が円滑かつ迅速に行われることを願っている。また、政府としても関係者の協力が得られるよう最大限の努力をしていく。

〔税制・行財政改革〕

○平成9年度予算

本予算は、医療保険制度改革を初めとする各般の制度改革の実現に努めながら、一般歳出の伸び率は1.5%と物価上昇率見通しを下回る実質伸びゼロの予

算としている。その一方で、経済構造改革に資する創造的、基礎的研究分野に重点配分するなど、限られた財政資金の重点的、効率的配分に努めた。

○財政構造改革会議

先般、財政健全化目標の実現に向けて検討を行う場として財政構造改革会議を設けた。今後、この会議において、さまざまな歳出の改革と縮減の具体的な方策についてあらゆる経費を対象に検討を行い、できるだけ早い機会に財政再建のための法律案を提出したいと考えている。

○国鉄の長期債務

長期債務の本格的処理を10年度から実施し、その具体的処理策について9年中に成案を得ることとする閣議決定を昨年末に行った。行財政改革との関連も踏まえながら処理策の策定に努力するとともに、国民負担の軽減を図る観点から、土地や株式など残る資産の早期処分に全力を挙げていく。

○消費税、特別減税

消費税率の引き上げ及び地方消費税の導入は、活力ある福祉社会を目指し、少子・高齢化の進展という構造変化に対応した税制改革の一環として、法律に定めたとおり4月に実施する。特別減税は、我が国経済が回復基調にあること、危機的財政状況の中にこれを存続することによって財政上非常に困難を生じる、こうしたことを踏まえ実施しないこととした。

○国会の行政監視機能の強化

行政監視機能を強化する観点から国会が憲法の諸規定を踏まえて活動されることは大切であるし、そのあり方は国会で判断をなされるべきである。今後、参議院の調査会における活動も含め、行政監視機能のあり方につき十分検討されることを期待している。

○情報公開

情報公開は国民に開かれた信頼される行政を実現するための重要な課題である。9年度内に所要の法律案の国会提出を図るという行政改革プログラムに沿い、できるだけ早い機会に法案を提出できるよう立案当局を督励している。

〔経済・産業〕

○経済構造改革プログラム

このプログラムは、空洞化の懸念、高齢化の進展の中で、豊かな国民生活を支え得る経済活力を維持するために策定したものである。これに従い経済構造改革を実行することによって、高付加価値型の産業構造が実現され、質の高い雇用機会を確保できると考えている。改革に伴う痛みへの適切な対応といった点も踏まえ、国民の理解を得て経済構造改革を進めていきたい。

○経済の現状と見通し

景気回復の動きは緩やかながら続いているし、民間需要も堅調さを増し、雇用情勢には改善の動きも見えている。消費税率の引き上げなどによって9年度前半の景気の足取りは緩やかになるであろうが、経済構造改革の実施などと相まって、次第に民間需要を中心とした自律的回復が実現され、持続的成長への道が開かれると思っている。

〔社会保障・福祉〕

○医療保険制度

21世紀に向けて医療の提供体制及び医療保険制度の両面にわたる改革を総合的、段階的に実施していかなければならない。こうした改革を進めるためにも、現行の医療保険制度の財政安定を確保していくことが喫緊の課題であることから、9年度に給付と負担の見直しなどの制度改革を実施することにした。

○介護保険制度

この制度は、住民参加型組織など地域の資源を活用しつつ、介護を社会全体で支える仕組みを構築しようとするものである。今国会において幅広い観点から審議願うとともに、12年度実施に向け早期の成立に全力を尽くしたい。

〔教育〕

○教育改革

教育はこの国のすべてのシステムの基盤であるという認識のもとに、子供たちの個性や創造性をいかに伸ばしていくか、そしてみずから考える力などの生きる力をはぐくむ、こうしたことを目指しながら教育改革を進めていきたい。

○外国人留学生の受け入れ促進

外国人留学生の数が伸び悩んでいる状況を踏まえ、このたび各方面の有識者

から成る留学生政策懇談会を設けた。今後、この懇談会において、我が国がとるべき政策に関して精力的に検討を行っていく。

〔農林水産業〕

○米の生産調整

米の供給過剰による価格の大幅な低落を防ぎ稲作経営の安定を図ることを主眼にして生産調整を行っている。政府としては、引き続き行政と生産者団体の一体的な取り組みのもとにその推進に努めていく考えであり、減反政策の抜本的な転換について現在は考えていない。

○森林の整備

昨年11月に閣議決定した森林資源に関する基本計画等に基づき、必要な各種の施策を展開している。そして、持続可能な森林経営を一層推進し、いろいろな機能を有する森林の整備に努めているところである。今後、林政審議会の論議を踏まえて、我が国森林・林業のあり方について検討を進めていく。

○水産基本法

我が国水産業を取り巻く厳しい状況の中で、その振興を図り、水産物を安定的に供給していくため、関係者及び有識者から成る水産政策検討会において、現在、新たな基本法の制定という問題をも念頭に置きつつ、我が国水産業が直面する課題を中心に検討を行っているところである。

〔阪神・淡路大震災〕

地元自治体が復興基金の活用により実施を予定している生活再建支援金の給付などに対して地方財政措置による支援を行うとともに、健康・福祉サービスや生きがい対策など生活再建策の充実を図ることとしており、今後とも被災者の自立を支援するために努力をしていく。

〔その他〕

○環境アセスメント制度

本制度は、環境汚染を未然に防止し、総合的な環境保全を図る上で重要な施策であり、その的確な推進を図る必要がある。国民の期待にこたえとともに、地球温暖化防止京都会議を控え、我が国の姿勢を国際的にも示すために、中央環境審議会の答申を踏まえて環境影響評価法案を今国会に提出する考えである。

○新エネルギー開発

エネルギーセキュリティ確保と同時に地球温暖化問題への対応を図っていく上で、新エネルギー開発の推進は極めて大事である。エネルギー問題は人類共通の課題という問題意識を持ちながら、地球規模での取り組みに対して貢献していくべく、新エネルギー開発を推進していきたい。

○次期全総計画

先般公表した国土審議会計画部会の調査検討報告では、国土構造の流れを多軸型に転換する必要があると位置づけている。ことしの夏前の計画策定を目途にして、本報告をもとに国民各層との意見交換をしつつ検討を深めたい。

○女性基本法と審議会への女性の参画促進

基本法については、男女共同参画審議会の答申において提言をいただき、政府としても検討すべき重要な課題と受けとめている。また、審議会への女性の参画促進については、昨年5月に男女共同参画推進本部が決定した新たな目標の達成に向けて一層の努力を傾注していきたい。

○市民活動促進法

国際化や高齢化の進展など我が国の経済社会を取り巻く環境変化に適切に対応していく上で市民活動の活性化は不可欠である。こうした趣旨から、現在、いわゆるNPO法案は議員立法として検討が進められているが、政府としてもこの重要性は十分認識しているつもりである。

○平成9年2月3日（月）

【三塚大蔵大臣の平成7年度決算の概要についての報告】

平成7年度の一般会計歳入歳出決算等の概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は80兆5,572億円余、歳出の決算額は75兆9,385億円余でありまして、差し引き4兆6,186億円余の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成8年度歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成7年度における財政法第6条の純剰余金は6,173億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額78兆340億円余に比べまして2兆5,232億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額2兆1,159億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は4,072億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額78兆340億円余に平成6年度からの繰越額2兆965億円余を加えました歳出予算現額80兆1,305億円余に対しまして、支出済み歳出額は75兆9,385億円余でありまして、その差額4兆1,920億円余のうち、平成8年度に繰り越しました額は3兆6,773億円余となっており、不用となりました額は5,147億円余となっております。

このうち、予備費であります。平成7年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は578億円余であります。

次に、平成7年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額であります。平成7年度末における債務額は386兆2,806億円余であります。

このうち、公債であります。平成7年度末における債務額は228兆488億円余であります。

次に、平成7年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は56兆8,033億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は56兆7,906億円余であります。

次に、平成7年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額であります。平成7年度末における国の債権の総額は277兆995億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額であります。平成7年度末における物品の総額は11兆636億円余であります。

以上が平成7年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

○平成9年4月25日（金）

【梶山国務大臣の在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告】

一日昨日早朝、ペルー軍特殊部隊による在ペルー日本大使公邸人質救出作戦が実行され、日本人人質24名を含む71名の人質が救出をされました。

フジモリ大統領を初めとするペルー政府関係者には、テロに屈することなく、すべての人質を安全に救出するために周到に準備され、大部分の人質を無事救出いただきました。

事件が解決し、橋本総理よりフジモリ大統領に電話で感謝の気持ちを伝えましたが、その際、フジモリ大統領より、事前に日本政府への連絡をとらなかったにもかかわらず、ペルー政府を信じていただき、感謝するというメッセージを日本国民に伝えていただきたいというお話がございました。

また、この間に多くの関係国から協力と助言をいただきました。国際社会の温かい連帯に改めて感謝いたします。政府としても、テロ撲滅のために、国際社会とともにますます大きな努力を払ってまいります。

ただ、救出作戦におきまして、人質と、作戦を実行した特殊部隊の中から3名の方々のとうとい生命が犠牲になりました。衷心より哀悼の意を表します。

池田外務大臣には、ペルーに行き、フジモリ大統領を初めとするペルー政府に謝意を表明するとともに、犠牲者の遺族の方々に弔意を表明し、また事後の種々の問題に対応しているところであります。

最後になりましたが、本事件解決に向けて各党より党派を超えて温かい御支援、御協力をいただいたことに対し、心から感謝の意を表します。

○平成9年5月9日（金）

【橋本内閣総理大臣の米国、豪州及びニュー・ジーランド訪問に関する報告】

私は、4月24日より5月1日まで、米国、豪州及びニュージーランドを訪問いたしました。

私とクリントン大統領との首脳会談は6回目となりますが、4月25日に開かれた会談では、多岐の分野にわたり率直かつ踏み込んだ意見交換を行いました。

第1に、安保関係では、日米安保共同宣言に基づき、日米防衛協力のための

指針の見直し、沖縄問題、軍事態勢等に関する協議等の協力を充実させていく旨確認いたしました。この関連で大統領より沖縄問題について引き続き敏感さをもって協力していく旨の発言がありました。

第2に、経済関係では、私より日本の諸改革について説明いたしましたところ、大統領よりは抜本的な規制緩和を含む日本経済の構造改革に対する歓迎の意が示されました。また、日本経済の内需主導型の成長促進と日本の対外黒字の大幅増加の回避が共通の目的である旨確認いたしました。

第3に、中国、朝鮮半島、カンボジア等アジア太平洋地域の諸問題につき日米協調の重要性を確認いたしました。

第4に、デンバー・サミット、テロ対策、コモン・アジェンダ等のグローバルな協力を進めることで一致いたしました。この関連で、在ペルー日本大使公邸占拠事件に対する米国の協力に謝意を表するとともに、両国はテロリズムと闘う決意を新たにいたしました。

このほかに、米議会訪問やナショナル・プレス・クラブでの演説、ゴア副大統領、ギングリッチ下院議長、コーエン国防長官との意見交換等を行いました。これらの会談などは現在の幅広い日米関係をさらに発展させていく上で有意義であったと思います。

豪州及びニュージーランド訪問においては、それぞれハワード首相及びボルジャー首相と会談し、良好な2国間関係を確認するとともに、アジア太平洋地域情勢及び2国間関係について意見交換を行いました。

豪州においては、私よりアジア太平洋地域の中の日豪関係に関する政策演説を行うとともに、ハワード首相との間で、原則として年1回首脳会談を行うこと、次回日豪閣僚委員会を8月1日に東京で開催すること、及び経済のみならず政治・安全保障分野での対話、協力を強化していくこと等につき合意しました。

ニュージーランドでは、両国の共通の関心事項につき首脳間で率直な意見交換を行うとともに、私よりの招待を受け、ボルジャー首相が来年前半に日本を訪問することとなりました。

また、今回の訪問において、アジア太平洋とヨーロッパの首脳との非公式会合であるASEMに豪州及びニュージーランドがアジア側の一員として参加していくことを支持し、そのために協力するという日本の立場を明らかにいたしました。今回の訪問の成果を踏まえ、両国との協力の増進に引き続き努めてまいりたいと考えます。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会決議	本会議決議	備考
1	在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案	下稲葉耕吉君 外8名	9. 1. 22			9. 1. 23 可 決	
2	本年4月1日からの消費税率引き上げを行わないことを求める決議案	上田耕一郎君 外6名	3. 26	未 了			
3	議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案	坂野 重信君 外4名	4. 3			4. 4 可 決	
4	在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案	下稲葉耕吉君 外8名	4. 24			4. 25 可 決	

○平成9年1月23日（木）

【在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議】

昨年12月17日、ペルーの首都リマで起きた日本国大使公邸占拠・人質事件は、我が国及び国際社会に強い衝撃を与えた。

テロリストによるこの許しがたい行為は、いかなる政治的あるいは理念的な目的によっても正当化することはできず、平和と安全を希求する国際社会に対する重大な犯罪行為であり、強く非難されるべきものである。

事件発生から早1カ月、この間、我が国をはじめペルー政府、関係各国、国際機関等による平和的解決に向けた努力がなされてきているが、未だに多数の人々が人質として拘束されている。

本院は、かかる国際的な重大事件を深く憂慮し、人質とされている多くの方々のご苦勞と、ご家族・関係者のご心勞を思い、本事件の一刻も早い解決を求め、次のとおり表明する。

- 1、本事件におけるテロリストの行為を強く非難するとともに、テロリストに対しては譲歩をすべきではないとの考え方に則り、平和的解決を目指すペルー政府の努力への支持を表明する。
 - 2、政府は、ペルー政府、関係各国、国際機関等と緊密に連携し、人命尊重を第一として事態の平和的解決を図り、全ての人質が例外なく、安全に、即時全面解放されるよう、引き続きあらゆる努力を払うべきである。
 - 3、政府は、今回の事件にかんがみ、外交実施体制及び外交施策の在り方について十分な検討を行い、特に、在外公館の警備等の充実を図り、事件の再発防止に努めるべきである。
- 右決議する。

○平成9年4月4日（金）

【 議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議 】

本院は、議員友部達夫君の議員辞職を勧告する。

右決議する。

理 由

政治に対する信頼は、議会制民主主義の根幹である。

国会議員は、国民の代表としてより高い倫理的義務を負っており、清廉に徹し、いやしくも国民の疑惑を受けるような行為をしてはならない。

本院は、議員友部達夫君が年金会オレンジ共済組合の実質的主宰者として顧客を欺いて金銭を取得したとする詐欺被疑事件について、本年1月28日、内閣から同君の逮捕について許諾を求められ、翌29日に全会一致をもってこれに許諾を与えることを議決した。同君は、直ちに逮捕され、2月19日、本事件について詐欺罪で起訴されるに至った。その政治的・道義的責任は極めて重大である。

本院は、各会派代表者懇談会の決定に基づき、議員辞職勧告決議の前提として、慎重に手順をふみ、議院運営委員長等が、去る3月12日勾留中の同君に接見し辞職を促したが、同君は、頑なにこれを拒み国民の批判が一層高まる中、今日に至ってもなお議員の職にあることは、断じて許しがたい。

もとより、憲法に保障された国会議員の身分は重く、係争中の事案に際してはその審理の結果を踏まえて対処すべきは言うまでもない。しかし本事件の重大性にかんがみ、このような状況をこれ以上放置することは、国民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、良識の府である本院の名誉と権威を傷つけるものである。よって、議員友部達夫君は、速やかに議員の職を辞すべきである。

これが、本決議案を提出する理由である。

○平成9年4月25日（金）

【在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議】

本院は、ペルーの日本国大使公邸占拠及び人質事件が、テロリストに屈しないとの原則に則り解決されたことについて、フジモリ大統領はじめペルー政府、関係者に対して、心から感謝と深甚なる敬意を表明する。

また、人質救出の際亡くなられた3名の犠牲者の方々及びその御遺族に対し、衷心より弔意を表明するとともに負傷者の1日も早い回復を願うものである。

さらに、本事件発生以来127日間にわたる長い拘禁生活を強いられた人質の方々、その御家族の心身両面にわたる御苦勞に対して、心からお見舞い申し上げるとともに、この間、事件解決を目指して並々ならぬ御協力をいただいたシプリアーニ大司教、ヴィンセント・カナダ大使等保証人委員会をはじめ関係各国、国際機関等にあらためて謝意を表明する。

なお、昨年6月のリヨン・サミットで、「テロリズムに関する宣言」が採択され、テロ撲滅の国際世論が高まる中において、我が国もテロリストに対してはいかなる譲歩もすべきではないとの原則をあらためて確認する。

右決議する。

4 決算に対する議決

○平成9年1月24日（金）

【平成6年度決算に対する議決】

- 1 本件決算は、これを是認する。
- 2 内閣に対し、次のとおり警告する。
 - (1) 厚生省の前事務次官が収賄容疑で逮捕・起訴されたのを始め、大蔵省、厚生省及び通商産業省の幹部職員が関係業界及び業者との過度の癒着を指摘されるなど、最近の公務員をめぐる一連の不祥事により、行政に対する国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、国民の行政及び公務員に対する信頼が早急に回復されるよう、行政と関係業界との癒着の防止に努めるとともに、公務員に関する具体的行為規範の遵守を図るなど、綱紀粛正の徹底が図られるよう諸般の方策を講じるべきである。
 - (2) 消費税の納付について、その新規発生滞納額が、近年、多額で推移しており、平成6年度末の滞納額も3,359億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、消費者が負担した消費税の一部が国庫に納入されていない事態となっていることを重く受け止め、消費税に対する国民の信頼を損なわないよう、滞納の未然防止及び滞納整理の促進に一層努力すべきである。
 - (3) 病原性大腸菌O-157による食中毒が全国的に発生する中で、学校給食においても集団食中毒が相次いで発生し、死者が出る事態となったことは、遺憾である。

政府は、O-157に対する総合的な対策を着実に進めるとともに、安全な学校給食が提供されるよう、衛生管理の徹底や施設・設備の充実を促進するなど学校給食における食中毒の再発防止に一層努めるべきである。
 - (4) 健康保険又は厚生年金保険に関し、特定の国民健康保険組合に加入している土木建築業の従業員や地方公共団体に雇用されている嘱託職員等について適用漏れの事態が生じ、平成6年度決算検査報告において、113億円を超える保険料の徴収不足が指摘されたことは、遺憾である。

政府は、社会保険の公平・適正な適用の重要性にかんがみ、社会保険事務所における調査確認及び指導の徹底を図るなど、健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化に格段の努力をすべきである。
 - (5) 医療費について、支払の不適切等に係る指摘が、決算検査報告において、

昭和61年度以降毎年続いており、それに係る国庫負担額も平成6年度までに78億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、今後も高齢化の進展等により医療費の増加が見込まれるとともに、医療保険財政の状況も深刻化していることにかんがみ、審査支払機関及び保険者等による審査点検の徹底を図るなど、医療費の請求・審査の適正化に一層努力すべきである。

- (6) 国庫補助事業である特別養護老人ホームの施設整備等を巡り、贈収賄事件が発覚するなど、その国庫補助金の適正な支出等に関し疑惑が持たれる事態が生じていることは遺憾である。

政府は、今後の高齢化に対応した新ゴールドプランの強力な推進が求められている中で、こうした事態が生じたことを厳しく認識し、特別養護老人ホームの施設整備等に関し早急に必要な実態の把握を行うとともに、補助金交付や社会福祉法人の認可等について制度の全般にわたる見直し・再点検を行い、社会福祉事業の適正な実施が確保されるよう万全の対策を講じるべきである。

- (7) 農業構造の改善に寄与すること等を目的とした農業者年金事業における経営移譲年金について、不適正支給の事例が見られることは遺憾である。

政府は、農業者年金制度が多額の国庫助成を行わざるを得ない状況となっていることにかんがみ、その支給の適正化に万全を期するとともに、年金財政の健全化、情報開示に向けて今後とも更に努力すべきである。

- (8) 労働者災害補償保険の診療費の算定について、全国的な統一基準が定められているにもかかわらず、これと異なる割高な料金を設定したいわゆる地域特掲料金が、なお一部の都県において解消されていないことは遺憾である。

政府は、地域特掲料金の解消について平成元年度決算検査報告で指摘されて以来、既に6年が経過していることにかんがみ、その完全解消の早期実現に努力すべきである。

- (9) 国庫補助事業に係る食糧費の使用について、補助事業との関連性が明確でなく、また、その経理関係書類が不備である等の不適切な事態が見られたことは遺憾である。

政府は、食糧費の使用について、今後国民の疑念を生じさせないように、補助事業者である地方公共団体に対し一層の指導に努めるとともに、食糧費を含む事務費の支出状況を的確に把握し、不適正な使用が明らかになった場合には返還を命じる等、厳正な措置を講じるべきである。

- (10) 各地の地方公共団体において、いわゆる食糧費の不正使用やカラ出張・

カラ飲食等による不適正な公費支出が相次いで明らかとなり、しかも、公正な行財政執行を確保すべき監査委員及び同事務局においても同様な公費支出が見られたことは、遺憾である。

政府は、公正で能率的な行政の確保という監査委員制度本来の機能が発揮されるよう必要な指導等に努めるとともに、地方分権の推進に伴う監査機能の充実方策について検討すべきである。

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、衆議院議員提出2件の合計11件であり、内閣提出9件、衆議院議員提出1件を可決し、1件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願16種類328件のうち、3種類98件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、恩給年額を0.85%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算を増額するほか、短期在職旧軍人等の仮定俸給を改善することにより、恩給受給者の処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、3月17日、恩給の基本的性格と今後の在り方、短期在職旧軍人等の仮定俸給の改善理由等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

男女共同参画審議会設置法案は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するための機関として、総理府に、男女共同参画審議会を設置しようとするものである。

委員会においては、3月17日、「男女共同参画2000年プラン」実現、審議会の役割、夫婦別氏制導入問題等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

国家公務員法の一部を改正する法律案は、国家公務員の労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間としようとするものである。

委員会においては、3月17日、提出者の衆議院内閣委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

総務庁設置法の一部を改正する法律案は、行政の簡素化、効率化等を図るとの観点から公務員制度審議会を廃止するとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、3月27日、公務員制度審議会を廃止し、公務員制度調査

会を設置する理由、今後の公務員制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、平成9年3月31日で期限が切れる地域改善対策特定事業のうち一部のものについて平成14年3月31日まで期限を延長しようというものである。

委員会においては、3月27日、地域改善対策事業の成果と今後の課題等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

参議院先議で提出されたアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しようとするもので、併せて北海道旧土人保護法等を廃止しようとするものである。

委員会においては、4月4日、アイヌの人々の民族性及び先住性の問題、アイヌ文化の振興等に対する具体的方策等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、アイヌの人々の「先住性」は歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統・知識の普及を推進すること等5項目から成る附帯決議が行われた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするとともに、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となってあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入し、あわせて自衛官の定数を27万2358人に改めようとするものである。

本法律案については、4月21日、本会議で趣旨説明・質疑を行った後、委員会においては、24日に即応予備自衛官導入の理由及び運用方法、即応予備自衛官の導入に伴う予算上の削減効果等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農林水産省本省において、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の業務及び会計の検査を統一的かつ効率的に実施することとし、森林組合、水産業協同組合等について林野庁及び水産庁が所掌する検査に関する事務を農林水産省本省に移管しようとするものである。

委員会においては、5月8日、検査を監督から分離し一元化する目的と効果、新しい農業基本法制定に向けての取組、米国のリンゴ輸入解禁要求と我が国の対応等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究員の受入を図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、5月27日、制度導入の趣旨と期待される効果、任期付研究員の選考方法と任期後の処遇等について質疑が行われ、反対討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、適切な研究環境の整備に努めること等5項目から成る附帯決議が行われた。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一時差止制度の新設等を行おうとするものである。

委員会においては、5月27日、一時差止制度の運用上の諸問題、公務員倫理規程の実施状況等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、行政及び公務員に対する国民の信頼を回復する措置を引き続き検討すること等4項目から成る附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

2月20日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成9年度内閣、総理府関係予算について梶山内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成9年度総務庁関係予算について武藤総務庁長官から、防衛庁の基本方針について久間防衛庁長官から、平成9年度防衛庁関係予算及び平成9年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

また、6月8日に発表された「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめ」について、10日に外務大臣及び防衛庁長官から報告を聴き、13日及び16日、見直されるガイドラインの位置付け、周辺事態における米軍への後方地域支援と集団的自衛権、周辺事態における「周辺」の範囲、経済封鎖で船舶を臨検する際の要件、機雷掃海の可能な範囲等について質疑が行われた。

なお、3月27日、平成9年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管

及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行い、橋本総理のいう「6大改革」への認識、即応予備自衛官制度の導入への努力、支援戦闘機予算の後年度負担問題、駐留米軍の光熱費の負担の適正等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成9年度内閣、総理府関係予算に関する件について梶山内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成9年度総務庁関係予算に関する件について武藤総務庁長官から、
防衛庁の基本方針に関する件について久間防衛庁長官から、
平成9年度防衛庁関係予算に関する件及び平成9年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第2回）

- 国家公務員法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長伊藤忠治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第10号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、梶山内閣官房長官、政府委員、厚生省、郵政省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし
- 男女共同参画審議会設置法案（閣法第18号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、農林水産省、経済企画庁、労働省及び総理府当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第18号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし

○平成9年3月26日(水) (第3回)

- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)
総務庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)
以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第4回)

- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(国会所管)について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び浜井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
(会計検査院所管)について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁(北方対策本部を除く)、防衛本庁、防衛施設庁))について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 太陽

- 総務庁設置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)について武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第20号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 太陽

○平成9年4月1日（火）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）について稲垣北海道開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月4日（金）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）について稲垣北海道開発庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員、総理府及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第77号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月22日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第8回）

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、梶山内閣官房長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第21号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽
反対会派 共産

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年5月8日（木）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第15号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽

反対会派 なし

○平成9年5月23日（金）（第10回）

- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）

以上両案について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第86号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 理事の補欠選任を行った。

- 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について武藤総務庁長官、政府委員、厚生省、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月10日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣及び久間防衛庁長官から報告を聴いた。

○平成9年6月13日（金）（第13回）

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月16日（月）（第14回）

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件に

ついて池田外務大臣、久間防衛庁長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第15回）

- 請願第7号外97件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外229件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第16回）

- 市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成9年4月分以降、13万3,800円（現行13万2,600円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成9年4月分以降、0.85%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成9年4月分以降、8万6,510円（現行8万5,510円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成9年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万3,900円（現行26万3,600円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上

の妻にあっては15万800円（現行15万600円）に引き上げる。

- 7 短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給の年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成9年4月分以降、1号俸引き上げる。
- 8 本法律は、平成9年4月1日から施行する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の健全な発展を図るため、農林水産省の本省において、これらの団体の業務及び会計の検査を統一かつ効率的に実施することとし、森林組合、水産業協同組合等について林野庁及び水産庁が所掌する検査に関する事務を農林水産省本省に移管するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

男女共同参画審議会設置法案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、総理府に、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 審議会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議するとともに、諮問に関連した事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 2 審議会は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する25人以内の非常勤の委員をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 審議会は、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。また、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- 4 総理府に置かれている売春対策審議会を廃止する。
- 5 本法律は、平成9年4月1日から施行する。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部
を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち政令で定めるものについて、平成14年3月31日までの間、当該事業に係る経費に対する特別の助成等国の財政上の特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地域改善対策特定事業のうち次に掲げるものについては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年延長する。
 - (1) 平成8年7月26日までに着手した事業であって平成9年3月31日においてその工事を完了していないもので政令で定めるもの。
 - (2) (1)に掲げるもののほか、平成8年度以前の実施状況等に照らし平成9年度以降においても実施することが特に必要と認められるものとして政令で定めるもの。
- 2 5年後において現に高等学校等進学奨励費補助事業により奨学金の貸付を受けている者について、卒業等まで貸付を継続するための経過措置を政令で定める。
- 3 本法律は、公布の日から施行する。

総務庁設置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案は、行政の簡素化、効率化を図るとの観点から、総務庁に置かれている公務員制度審議会を廃止するとともに、総務庁設置法の「老人」の用語を「高齢者」とする等、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。なお、本法律の施行期日は、平成9年4月1日となっている。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要 旨】

本法律案は、陸上自衛隊における補給業務の迅速化及び効率化を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするとともに、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、平時における効率的な人的勢力の保有の観点から、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となってあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を導入することとし、あわせて、自

衛官の定数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

即応予備自衛官の導入、補給統制本部の新設等に伴い、陸上自衛官の定数を変更するとともに、統合幕僚会議に置かれている情報本部の所要の要員を確保するため、自衛官の定数を陸上自衛隊については1,423人減員して17万8,007人に、統合幕僚会議については30人増員して1,392人とし、全体としての自衛官定数を1,393人減員して27万2,358人とする。

2 自衛隊法の一部改正

- (1) 陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとする。
- (2) 予備自衛官として採用できる者から旧保安隊の保安官等を除く。
- (3) 予備自衛官の防衛招集の要件を改める。
- (4) 新たに即応予備自衛官を導入し、その身分取扱、員数、招集手続等を定める。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

即応予備自衛官手当を定めるとともに訓練招集手当を支給することとする。

4 本法律は、平成10年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（閣法第77号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。
- 2 国は、アイヌ文化を継承する者の育成、広報活動の充実、調査研究の推進等アイヌ文化の振興等を図るための施策の推進等に努めなければならない。また、地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するに当たっては、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重する。
- 4 内閣総理大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならない。

- 5 政令で定める都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県におけるアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定める。
- 6 北海道開発庁長官及び文部大臣は、アイヌ文化の振興等に関する業務を行う民法法人を、全国を通じて一に限り指定することができる。
- 7 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法を廃止する。
- 8 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、アイヌの人々が置かれてきた歴史的、社会的事情にかんがみ、アイヌ文化の振興等に関し、より一層国民の理解を得るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に資するため、アイヌ文化の振興等の施策の推進に当たっては、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
 - 一 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌ文化の振興に対しては、今後とも一層の支援措置を講ずること。
 - 一 アイヌの人々の人権の擁護と啓発に関しては、「人種差別撤廃条約」の批准、「人権教育のための国連10年」等の趣旨を尊重し、所要の施策を講ずるよう努めること。
 - 一 アイヌの人々の「先住性」は、歴史的事実であり、この事実も含め、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努めること。
 - 一 現在、行われている北海道ウタリ福祉対策に対する支援の充実に、今後とも一層努めること。
- 右決議する。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案 (閣法第86号)

【 要 旨 】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成9年3月6日付けの意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等への特に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究者の受入れを図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 任命権者は、選考により、研究業績等により当該分野で特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる「招へい型」、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる「若手育成型」の2つの場合について、任期を定めて職員を採用することができる。
- 2 「招へい型」任期付研究員の任期は、5年を超えない範囲内で任命権者が定め、特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、7年（特別の計画に基づく研究業務に従事する場合は10年）を超えない範囲内で定めることができる。「若手育成型」任期付研究員の任期は、3年を超えない範囲内で任命権者が定め、特に必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、5年を超えない範囲内で定める。
- 3 給与については、「招へい型」任期付研究員及び「若手育成型」任期付研究員についてそれぞれ新たな俸給表を定める。なお、「招へい型」任期付研究員については、特別の事情がある場合は、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表12号俸の額を超えない範囲内でその俸給月額を定めることができる。また、特に顕著な業績を挙げた任期付研究員には、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給できる。
- 4 「招へい型」任期付研究員については、当該研究員に係る研究業務の能率的な遂行のために必要と認められる場合には、各省各庁の長は、当該研究員につき一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定による勤務時間の割振りを行わないでその職務に従事させることができる。
- 5 本法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに人事院は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 試験研究機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるよう、任期付研究員の職務内容、職員間の均衡等に留意しつつ、研究資金の確保など適切な研究環境の整備に努めること。
- 一 任期付研究員の採用に当たっては、選考を公正・適正に行うこと。
- 一 研究業務の能率的な遂行に必要な場合に認められる招へい型任期付研究員の裁量勤務制の運用に当たっては、その自主性を尊重すること。
- 一 研究活動の活性化をより一層図るため、優秀な研究員及び外国人研究員の採用を積極的に行えるよう、処遇の改善について十分配慮すること。
- 一 科学技術創造立国を目指し、柔軟で競争的な研究開発環境の実現をより一

層図るため、本制度については、法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ、所要の検討を行うこと。

右決議する。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の一時差止制度の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家公務員退職手当法の一部改正

- (1) 退職手当は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。
- (2) 各省各庁の長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、退職手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一時差し止めることができる。
- (3) 各省各庁の長は、一時差止処分の原因となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合、当該一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合（一時差止処分を受けた者が現に逮捕されている場合等を除く。）には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

2 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- (1) 期末手当及び勤勉手当について、基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員、離職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者、次項の一時差止処分を受けた者でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの等には支給しない。
- (2) 期末手当及び勤勉手当について、退職手当の一時差止制度と同様の一時差止制度を新設する。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当に係る基準日前1箇月以内に退職等をした退職者の期末手当についての一時的差止制度の新設等を行う。

- 4 本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府並びに人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

- 一 昨今の一部省庁の幹部職員の不祥事及びいわゆる官官接待問題等に対する批判にかんがみ、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。
- 一 一時的差止制度等の運用に当たっては、退職手当制度及び期末・勤勉手当制度の趣旨を考慮し、退職者の権利を不当に侵害することのないようにすること。
- 一 出向し復帰した職員に対する懲戒処分のあり方については、懲戒権の空白が生じないように引き続き検討を進めること。
- 一 社会経済状況の変化に対応し、公務員制度の見直しを早急に進めること。
右決議する。

国家公務員法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

1 在籍専従期間の特例

国家公務員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、現行法上「5年」とされている、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を、当分の間、「7年以下の範囲内で人事院規則で定める期間」とする。

2 施行期日

本法律は、平成9年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※4	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	9. 1.31	9. 3.12	9. 3.17 可決	9. 3.19 可決	9. 2.17	9. 3. 6 可決	9. 3. 7 可決
※15	農林水産省設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.21	5. 8 可決	5. 9 可決	4. 1 農林水産	4.16 可決	4.17 可決
※18	男女共同参画審議会設置法案	〃	2. 7	3.12	3.17 可決	3.19 可決	2.25	3. 6 可決	3. 7 可決
※19	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.25	3.27 可決	3.28 可決	2.25	3.21 可決	3.25 可決
※20	総務庁設置法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.25	3.27 可決	3.28 可決	2.25	3.21 可決	3.25 可決
※21	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4.21	4.24 可決	4.25 可決	2.27 安全保障	3.18 可決	3.25 可決
				○9. 4.21 参本会議趣旨説明			○9. 2.27 衆本会議趣旨説明		
77	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案	参	3.21	3.28	4. 4 可決 附帯決議	4. 9 可決	4.22	5. 7 可決 附帯決議	5. 8 可決
86	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案	衆	4.25	5.23	5. 27 可決 附帯決議	5.28 可決	5.13	5. 22 可決 附帯決議	5.23 可決
87	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案	〃	4.25	5.23	5.27 可決 附帯決議	5.28 可決	5.13	5.22 可決 附帯決議	5.23 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	国家公務員法の一部を改正する法律案	内閣委員長 伊藤 忠治君 (9. 3. 6)	9. 3. 6	9. 3. 7	9. 3.12	9.3.17 可決	9.3.19 可決			9.3. 7 可決
13 8 18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名 (8.12.16)		6. 6	6.17	継続審査		1.20	6. 5 修正 附帯決議	6. 6 修正

【地方行政委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院地方行政委員会提出1件の合計7件であり、いずれも可決した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願4種類5件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第2号）は、平成8年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税額3,412億円について、その一部である2,931億円を、同年度内に交付しないで平成9年度分として交付すべき地方交付税額に加算する措置等を講じようとするものである。

委員会では、歳入総額に占める自主財源の比率、財政力の格差問題と財政調整制度、地方交付税制度における基準税率のあり方、特別交付税の交付の要望、地方消費税の未平年度化分の地方財源不足への影響、臨時税収補てん債の利払い問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）は、平成9年度の固定資産税の評価替えに伴い税負担の抑制及び負担水準の均衡化を図るとともに、平成6年度の税制改革に伴う市町村の税収補てんのため、個人住民税及び地方たばこ税の税率調整により、都道府県から市町村へ税源移譲を行うほか、特別地方消費税を平成11年度限りで廃止すること等の改正を行うものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成9年度分地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、後年度の法定加算額の特例を改めるほか、地方消費税収の未平年度化による影響額に対応するため、平成9年度限りの地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会では、両案を一括して審議し、深刻化する地方財政の現状と健全化への展望、地方分権の推進に伴う地方税源の充実策、固定資産税における評価のあり方、地方交付税制度の抜本改革の必要性等の質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

については、4項目の附帯決議が付された。

地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）は、当分の間、地方公務員等の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を5年から7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間に延長しようとするものである。

委員会では、提出者衆議院地方行政委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致で可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）は、運転免許制度に関連して、軽微違反行為をした者に対する講習の義務付け、運転者を唆し重大違反行為をさせた者等の免許の取り消し、75才以上の者の免許証の更新に関する特例等の措置を講ずるとともに、交通安全教育指針の作成及び公表、都道府県交通安全推進センターの指定その他交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進、高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例、並びに高齢の歩行者等の保護の強化等の改正を行うものある。

委員会においては、交通安全教育の在り方、過積載対策、民間の自主的な交通安全活動の在り方、高齢者に係る交通安全対策の強化等についての質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、9項目の附帯決議が付された。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）は、地方分権の推進に資するとともに普通地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方公共団体に外部監査契約に基づいて、弁護士等の外部監査人が毎会計年度、必要と認める特定のテーマについて監査を行う包括外部監査契約及び住民等から監査の請求又は要求のある場合に、外部監査人が当該請求又は要求に係る事項について監査を行う個別外部監査契約からなる外部監査制度を創設し、併せて現行の監査委員制度の充実を図るとともに、都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の手続を簡素化する等の改正を行うものであり、衆議院において、外部監査人の対象に税理士を加える修正が行われた。

委員会においては、外部監査契約の対象団体の範囲、外部監査人の要件と独立性の確保、現行監査委員制度の改善策、情報公開の必要性等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）は、指定暴力団等の業務等に関して行われる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要求行為の類型として、不当債権取立行為を追加する等の改正を行うものである。

委員会においては、暴力団対策法の施行状況とその効果、来日外国人犯罪組

織の実態と対策、不法収益の実態と被害者救済策等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

行政書士法の一部を改正する法律案（参第6号）は、目まぐるしく変貌する社会にあって、行政書士の業務は、制定改廃される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、極めて高度な内容となっており、また近年、行政事務の合理化、効率化が求められている。このように行政書士の業務の重要性が、ますます大きなものとなってきた現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けようとするものである。

委員会においては、草案の趣旨説明を聞いた後、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。なお、本法律案は衆議院において成立した。

〔決議〕

本委員会では、3月19日、地方の一般財源の充実強化による地方財政の健全化、地方分権の進展に応じた安定的な地方税体系の確立等6項目にわたる地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、白川自治大臣・国家公安委員会委員長から所信を、また、平成9年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同21日、所信に対する質疑を行った。

3月18日、平成9年度地方財政計画について白川自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、中核市指定要件である面積及び昼夜間人口比率等の見直し、平成9年度予算編成における自治省から各省庁への要請事項である国庫補助負担金の整理合理化の改善状況、財政構造改革会議における地方単独事業の抑制や交付税制度・地方債制度の仕組みの見直し、都区制度改革のための条件整備の状況、中山間活性化・都市交流促進モデル事業と地方単独事業の連携の余地、消防防災ヘリコプターの救急業務への活用の推進、高層住宅に入居する高齢者への防火・防災対策、テロ発生件数及び平成9年度テロ防止対策予算、銃器犯罪に係る外国人の関与とその防止対策などの質疑が行われた。

なお、今国会に設置された「暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会」においては、6月17日、風営適正化法の施行状況と今後の課題について警察庁から報告を、また、参考人として、国際日本文化研究センター所

長河合隼雄君、東京都立大学助教授宮台真司君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月23日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- 暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年1月30日(木) (第2回)

- 平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について白川自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年1月31日(金) (第3回)

- 平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。
(閣法第2号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、自由
反対会派 共産

○平成9年2月20日(木) (第4回)

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について白川国務大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第5回)

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について白川国務大臣、政府委員、厚生省、郵政省、総務庁、人事院、外務省、運輸省、農林水産省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月18日(火) (第6回)

- 平成9年度の地方財政計画に関する件について白川自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）
以上両案について白川自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月19日（水）（第7回）

- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）
以上両案について白川自治大臣、政府委員、建設省、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（閣法第17号） 賛成会派 自民、社民、民緑、二院、自由
反対会派 平成、共産
（閣法第38号） 賛成会派 自民、社民、民緑、二院、自由
反対会派 平成、共産

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長穂積良行君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

○平成9年3月27日（木）（第8回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について白川国務大臣、政府委員、経済企画庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について白川国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月8日（火）（第9回）

- 道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について白川国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、運輸省及び総務庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第75号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について白川自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮路和明君から説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員宮路和明君、白川自治大臣、政府委員、総務庁及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第74号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）について白川国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）について白川国家公安委員会委員長、政府委員、法務省、大蔵省、厚生省及び総理府当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第84号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月3日（火）（第13回）

- 行政書士法の一部を改正する法律案の草案について提案者真鍋賢二君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成9年6月17日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第410号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第902号外3件を審査した。
- 地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

○平成9年6月17日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 風営適正化法の施行状況と今後の課題について政府委員から説明を聴き、風俗営業の健全化及び風俗環境の浄化問題について参考人京都大学名誉教授・国際日本文化研究センター所長河合隼雄君及び東京都立大学助教授宮台真司君から意見を聴いた後、それぞれについて両参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
(閣法第2号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、平成8年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税（3,412億円）について、当該額の一部（2,931億円）を、同年度内に交付しないで、平成9年度分として交付すべき地方交付税に加算して交付しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

(閣法第17号)

【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、平成6年秋の税制改革に伴う市町村の減収補てん策として、個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整により道府県から市町村への税源移譲を行うほか、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成9年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講ずるとともに、特別地方消費税の廃止、非課税特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(1) 道府県から市町村への税源移譲

① 個人住民税

ア 所得割の税率のうち課税所得金額700万円を超える部分に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を12%（現行11%）に改める。

イ 土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を9%（現行8%）に改める。

ウ 超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を12%（現行11%）に改める。

エ 課税短期譲渡所得金額に適用される道府県民税の税率を3%（現行4%）、市町村民税の税率を9%（現行8%）に改める。

② 地方のたばこ税

ア 道府県たばこ税を1,000本につき692円（現行1,129円）、市町村たばこ税を1,000本につき2,434円（現行1,997円）に改める。

イ 旧3級品の紙巻きたばこについては、道府県たばこ税を1,000本につき329円（現行536円）、市町村たばこ税を1,000本につき1,155円（現行948円）に改める。

(2) 土地・住宅税制

① 固定資産税及び都市計画税関係

ア 宅地等に係る平成9年度から平成11年度までの各年度分の固定資産

税及び都市計画税について、前年度課税標準額の当該年度の評価額に対する割合（以下「負担水準」という。）に応じてなだらかな負担調整措置を講ずる。

イ 負担水準の高い宅地等に係る固定資産税の額について、引下げ又は据置の措置を講ずる。

ウ 宅地評価土地のうち地価の著しく下落したものに係る固定資産税の額について、その税額を据え置く。

エ 固定資産評価審査委員会の委員の選任要件を緩和するとともに、委員の定数を30人まで（現行15人まで）増加できるものとする。

オ 阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産の代替家屋・代替償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を延長する。

② 不動産取得税関係

ア 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置を創設する。

イ 新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を1,200万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(3) その他

① 事業税関係

個人の事業税の課税対象事業に、保険業を加える。

② 特別地方消費税関係

ア 平成12年4月1日から特別地方消費税を廃止する。

イ 市町村に対する交付金の交付率を2分の1（現行5分の1）に引き上げる。

③ 非課税等特別措置の整理合理化関係

ア 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を見直す。

イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。

2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

一定の住宅及びその用に供する土地に係る市町村交付金の算定標準額を見直す。

3 施行期日

1の(1)の①のアのうち、分離課税に係る所得割の税率に関する改正は平成10年1月1日から、1の(3)の②のアの改正は平成12年4月1日から、その他

の改正は平成9年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成9年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 地方団体が、地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、地方団体の課税自主権を尊重し、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。
- 3 固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。
また、今回の平成9年度の固定資産税の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。なお、負担水準、負担調整措置など今後の固定資産税のあり方について早急に検討すること。
- 4 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成9年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成9年度から平成18年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、平成9年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比し平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適切な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正
 - (1) 地方交付税の総額の特例

- ① 平成9年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（15兆4,145億円）に、平成9年度における法定加算額2,600億円、臨時特例加算額1,000億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金1兆7,690億円及び同特別会計における剰余金1,100億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額5,259億円を控除した額（17兆1,276億円）とする。
- ② 平成9年度に交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金（1兆7,690億円）のうち9,082億円については、その償還金に相当する額を、平成10年度から平成19年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。
- ③ 平成10年度から平成24年度までの地方交付税の総額について、1兆1,130億円を加算する。

(2) 基準財政需要額の算定方法の改正

自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等総合的な地域福祉施策の充実に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実に、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化並びに農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費、地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費、阪神・淡路大震災復興基金の増額分に係る地方債利子支払に要する経費及びその他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置する。

(3) 基準財政収入額の算定方法の特例

平成9年度に限り、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少と認められる額として2の地方財政法の一部改正後の同法の規定により算定した額の一定割合を加算する特例を設ける。

2 地方財政法の一部改正

平成9年度に限り、地方団体は、地方財政法第5条の特例として、平年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して平成9年度の地方消費税等又は地方消費税交付金等の収入見込額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、過少と認められる額として自治省令で定める方法により算定した額の地方債を起すことができる。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 外部監査に関する事項

1 外部監査契約

- (1) 包括外部監査契約及び個別外部監査契約からなる外部監査制度を創設する。
- (2) 「包括外部監査契約」とは、都道府県、政令指定都市、中核市又は契約に基づく監査を受けることを条例により定める市町村が、第2条第13項及び第14項の規定の趣旨を達成するため、当該団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、2(1)～(4)のいずれかの者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。
- (3) 「個別外部監査契約」とは、選挙権を有する者からの事務監査請求、議会からの監査請求、長からの監査要求、長からの財政援助団体等の監査要求又は住民からの監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体が、当該請求又は要求があった場合において、当該請求又は要求に係る事項について、2(1)～(4)のいずれかの者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であって、当該監査を行う者と締結するものをいう。
- (4) 外部監査人との契約に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、議会の議決を経たうえで、速やかに、一の者と締結しなければならない。ただし、包括外部監査契約については、連続して4回、同一の者と締結してはならない。

2 外部監査契約を締結できる者

普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)
- (2) 公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)
- (3) 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通している者として政令で定める者
- (4) 税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)(衆議院修正による追加)

第2 監査委員に関する事項

- 1 監査委員の定数を町村にあっては2人とする。
- 2 監査委員のうち退職職員から選ばれる者については1人を上限とする。
- 3 監査結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長等は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。
- 4 町村の監査委員に事務局を置くことができることとする。

第3 都道府県の局部に関する事項

都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の事前の自治大臣への協議を届出に改める。

第4 施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 監査委員に関する事項関係 平成10年4月1日
- 2 外部監査に関する事項関係 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日

【 附 帯 決 議 】

政府は、地方分権を積極的に推進するとともに、地方公共団体の適正な行政運営の確保に資するため、左記の事項について善処すべきである。

- 1 地方行政の公正と能率を確保し、住民の信頼と負託に応えるため、地方公共団体がチェック機能の向上を図り、自ら厳格なる姿勢をもって行政運営及び予算執行の合理化・適正化に努めるよう、助言等の確な措置を講ずること。
- 2 外部監査制度の実効性を確保するため、公会計原則、監査基準の設定等を含め、地方公共団体の会計制度の在り方について幅広い見地から検討すること。
- 3 外部監査の独立性・専門性・実効性を一層強化するため、地方公共団体の

共同の外部監査機構の設置について、外部監査制度の導入後の状況を踏まえ、さらに検討すること。

- 4 外部監査制度の導入とあいまって、地方行財政の効率化・透明化を図り、住民の信頼を高めるために、現行の監査委員制度についても専門性・独立性を高める観点から見直すとともに、住民監査請求や情報公開等の在り方について改善策を検討すること。
- 5 外部監査制度の実施に当たっては、より多くの地方公共団体においてその円滑な導入が図られるよう、制度の周知徹底、必要な財政措置等環境整備に努めること。
右決議する。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（先議）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 運転免許制度に関する規定の整備
 - (1) 軽微な違反を犯した者に対する講習の義務付け
比較的軽微な違反を反復して犯した者に対して、講習の受講を義務付け、受講した者には行政処分を課さないこととする。
 - (2) 免許の欠格期間の延長
公安委員会は、免許を取り消したときは、5年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。
 - (3) 重大な道路交通法違反行為をさせた者等の免許の取消し
共同危険行為等の重大な違反行為をさせた者等について、免許を取り消すことができることとする。
- 2 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図るための規定の整備
 - (1) 民間の自主的な組織活動等の促進
都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動等を促進するため、情報の提供等の措置を講ずるものとする。
 - (2) 交通安全教育指針の作成及び公表
国家公安委員会は、交通安全教育を行う者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、交通安全教育に関する指針を作成し、公表するものとする。
 - (3) 交通安全活動推進センターの指定
都道府県道路使用適正化センターの事業に、運転適性指導等を加え、同

センターを都道府県交通安全活動推進センターに改組するものとする。

3 高齢者の保護に関する規定その他高齢者に係る交通事故を防止するための規定の整備

(1) 75歳以上の者の免許証の更新に関する特例

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものは、身体機能の低下を自覚するための講習を受けていた者でなければならないこととする。

(2) 申請による免許の取消し

公安委員会は、免許を受けた者の申請に基づき、その者の免許を取り消すものとする。

(3) 高齢歩行者の保護

高齢歩行者が道路を通行している場合の高齢歩行者の保護に関する規定を整備する。

(4) 高齢運転者の保護

車両の運転者は、75歳以上の者が運転している自動車で一定の表示をしているものに幅寄せをしたり、割り込みをしたりしてはならないこととする。

4 その他交通の安全と円滑を図るための規定の整備

(1) 高速自動車国道等におけるトレーラーの通行区分に関する特例

トレーラーは、高速自動車国道等の本線車道においては、本線車道の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならないこととする。

(2) 最高速度違反等が行われた場合の車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限

車両の運転者が最高速度違反又は過労運転をした場合には、公安委員会は、車両の使用者に対して必要な指示をすることができることとする。また、指示後一定期間以内に同様の違反行為が行われたときは、自動車の使用を制限することができることとする。

(3) 交通情報を提供する事業者の配慮義務

交通情報を提供する事業を行う者は、交通情報の提供に当たって、交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならないこととする。

5 施行期日

1の(1)及び3の(1)については、公布の日から1年6月以内、3の(3)及び(4)並びに4の(1)及び(3)については、公布の日から6月以内、その他の事項については、公布の日から1年以内に施行することとする。

【 附 帯 決 議 】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

1 最近の交通事故増加の現状にかんがみ、交通安全施設の一層の整備、道路交通環境の改善等を図るとともに、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となった総合的な交通安全対策を積極的に推進すること。

2 現下の交通情勢を踏まえ、交通違反の取締りは、悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の大きい違反に重点を置き、一層の推進を図ること。

特に、凶悪化、粗暴化、非行集団化を強めている暴走族に関しては、暴力団対策部門等との連携強化等を積極的に行うとともに、行政処分及び再発防止措置の徹底を図ること。

3 軽微な違反を犯した者が講習の内容として選択できる社会参加活動は、運転者の資質の向上に資する活動に限定するとともに、学習効果が上がるよう十分指導すること。

なお、受講に当たっては、受講者の意向を十分に尊重すること。

4 高齢者の交通事故死者が増加している現状にかんがみ、高齢者の特性、交通実態等を踏まえた交通安全教育を一層推進すること。特に、75歳以上の者に対する講習については、加齢に伴う心身の変化を自覚できるよう内容の充実を図ること。

5 交通安全に関する民間団体等に関しては、主体的な活動が効果的に推進されるよう助言・援助を行うとともに、政策目的達成の成果について随時点検を行うこと。

6 速度違反、過積載、過労運転等による重大事故が多発している現状を踏まえ、使用者、荷主等の背後責任の追及を含め、再発防止のための指導・取締りを一層強化するとともに、関係機関、団体等と連携した事故防止のためのキャンペーン等各種施策を積極的に推進すること。

7 交通情報の提供に関しては、交通の円滑化及び事故防止の観点から、交通管制センターを中心に内容の精度に配慮した交通情報の収集・提供機能の拡充を図ること。

なお、交通情報を提供する事業者に対しては、地域住民の交通安全及び生活環境に十分配慮するよう指導すること。

8 チャイルドシートの義務化、運転中の携帯電話の使用規制等の諸課題について、交通安全確保の観点に立って、引き続き検討・協議し、早急に結論を得るよう努めること。

9 本法の運用に当たっては、施行前に国民への周知徹底を図るとともに、本

法に係る政令等の制定及びその運用に際しては、本委員会における論議を十分踏まえること。

右決議する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第84号)

【要 旨】

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止、準暴力的要求行為の規制、指定暴力団員の集団相互間の対立抗争時における事務所の使用制限等に関する規定を整備するとともに、暴力的要求行為として規制する行為を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 指定暴力団等の業務等に関し行われる暴力的要求行為の防止のための規定の整備

指定暴力団員がその所属する指定暴力団等に係る一定の業務に関し暴力的要求行為をした場合において、当該業務に従事する指定暴力団員が当該業務に関し更に反復して類似の暴力的要求行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会が、当該指定暴力団等の代表者等の一定の指定暴力団員に対し、暴力的要求行為が当該業務に関し行われることを防止するために必要な事項を命ずることができることとする。

2 準暴力的要求行為等の規制のための規定の整備

- (1) 指定暴力団員は、当該指定暴力団等の指定暴力団員以外の者に対し、準暴力的要求行為、すなわち、当該指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の威力を示して暴力的要求行為をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならないこととする。
- (2) 指定暴力団員との間で、その所属する指定暴力団等の威力を示すことが容認されることの対償として金品等を支払うことを合意している者等指定暴力団員と一定の関係を有する者は、準暴力的要求行為をしてはならないこととする。
- (3) 公安委員会は、これらの禁止行為の違反者に対して、当該行為の中止を命じ、又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

3 対立抗争時における事務所の使用制限に係る規定の整備

同一の指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立抗争が発生した場合等においても、事務所の使用制限を行うことができることとする。

4 暴力的要求行為に係る行為類型の追加に係る規定の整備

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、粗野又は乱暴な言動を交える等して、金品等を目的とする債務の履行を要求する行為を暴力的要求行為に係る行為類型に追加することとする。

5 施行期日

本法律は、別表の改正規定を除き、公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について万全を期すべきである。

- 1 暴力団対策法の運用に当たっては、所期の目的達成のためその効果的運用に万全を期すとともに、国民の人権の侵害につながるものがないよう特段の配慮を払い、いやしくも職権が濫用されるものがないよう十分留意すること。
また、警察自らの綱紀粛正及び信頼確保に一層努めること。
- 2 本法施行に当たっては、事前に、改正の趣旨及び内容について、国民への周知徹底を図るとともに、今後とも、国民・自治体・団体と一体となった暴力団排除活動の推進に一層努めること。
- 3 組織実態を意識的に隠蔽する等による暴力団勢力の不透明化が進んでいる状況にかんがみ、偽装暴力団化等の防止策を一層強化するとともに、不退転の決意をもって、暴力団の解散・壊滅のための総合的かつ有効な対策を推進すること。
- 4 暴力団の資金獲得活動及び組織運営の実態等の把握・解明に努め、資金源の封圧に重点を置いた取締り等を強化するとともに、暴力団に係る不正収益について、関係機関との協議・連携を図りつつ、その剥奪及び被害者の被害回復のための強力で総合的な法的仕組みを、速やかに検討すること。
- 5 来日外国人組織による広域窃盗事件や暴力団による組織的なけん銃使用犯罪及び薬物の密売事案など組織を背景とした犯罪が我が国の治安に重大な脅威を与えつつあることにかんがみ、これら犯罪の組織化・国際化・高度情報化に対応した総合的施策の構築を検討すること。
右決議する。

行政書士法の一部を改正する法律案（参第6号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的規定の創設

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、

行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

2 欠格事由に関する規定の整備

破産者で復権を得ないものは、行政書士となる資格を有しないとする。

3 罰則の整備

(1) 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたものは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(2) 行政書士でない者の業務制限違反に対する罰金の多額を30万円とする。

(3) 行政書士の守秘義務違反に対する法定刑を1年以下の懲役又は10万円以下の罰金とする。

(4) 行政書士の名称の使用制限違反に対する罰金の多額を10万円とする。

(5) 行政書士会又は日本行政書士会連合会の登記の懈怠に対する過料の多額を30万円とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

地方公務員法の一部を改正する法律案（衆第11号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 在籍専従期間の上限の延長

職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって公務の能率的な運営に資するため、当分の間、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の上限を「5年」から「7年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」に延長するものとする。

2 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
2	平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案	衆	9. 1.20	9. 1.29	9. 1.31 可決	9. 1.31 可決	9. 1.22	9. 1.29 可決	9. 1.29 可決
※17	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案	衆	2. 4	3. 17	3. 19 可決 附帯決議	3. 21 可決	2. 18	3. 7 可決 附帯決議	3. 11 可決
			○9. 3. 17 参本会議趣旨説明			○9. 2. 18 衆本会議趣旨説明			
※38	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 17	3. 19 可決	3. 21 可決	2. 18	3. 7 可決	3. 11 可決
			○9. 3. 17 参本会議趣旨説明			○9. 2. 18 衆本会議趣旨説明			
74	地方自治法の一部を改正する法律案	衆	3. 12	5. 15	5. 27 可決 附帯決議	5. 28 可決	4. 22	5. 8 修正 附帯決議	5. 9 修正
			○9. 4. 22 衆本会議趣旨説明						
75	道路交通法の一部を改正する法律案	参	3. 12	3. 18	4. 8 可決 附帯決議	4. 9 可決	4. 15	4. 22 可決 附帯決議	4. 24 可決
84	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	4. 15	5. 22	5. 29 可決 附帯決議	5. 30 可決	4. 22	5. 13 可決 附帯決議	5. 15 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	行政書士法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 峰崎 直樹君 (9. 6. 3)	9. 6. 3	9. 6. 6			9. 6. 6 可決	9. 6. 6	9. 6. 10 可決	9. 6. 10 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
11	地方公務員法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 穂積 良行君 (9. 3. 7)	9. 3. 10	9. 3. 11	9. 3. 13	9. 3. 19 可決	9. 3. 21 可決			9. 3. 11 可決

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

地方自治制度50周年を迎え、「地方自治の本旨」に基づき、地方分権・住民自治を一層推進することを確認し、現下の厳しい経済情勢の下で地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。また、地方分権の進展に応じた安定的な地方税体系を確立すること。
 - 2 地方交付税総額の長期的安定確保のため、地方交付税法第6条の3第2項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。
また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。
 - 3 地方団体が、個性豊かな活力ある地域づくりや、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の整備を着実に推進できるよう、公共投資のあり方を検討し、地方団体の自主的・主体的な実施の余地を拡大すること。
 - 4 地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併をはじめとする行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。
 - 5 少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。
 - 6 地方自治・地方分権を推進し、地方行財政の自主性を高めるため、補助金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。なお、一般財源化に当たっては、地方への負担転嫁にならないよう適切な財政措置を講ずること。
- 右決議する。

【法務委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、衆議院議員提出2件の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願14種類301件のうち、2種類47件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の定員を20人、裁判官以外の裁判所職員の定員を21人それぞれ増員するものである。

本法律案に対しては、いわゆるバブル経済崩壊以降の民事訴訟及び民事執行事件数の増加と裁判官の手持ち事件件数の状況、司法試験の合格枠制の効果、新民事訴訟法の施行に伴う体制整備、裁判所速記官の養成停止等について質疑が行われた。その中で、今回の増員は内部振替を含めて裁判所書記官を150人増員していることについて、最高裁判所当局は、新民事訴訟法では書記官に積極的な役割が期待されており、このため、今後もかなりの規模の増員が必要であるとの見解を示した。

平成8年来、我が国沿岸各地において、近隣諸国からの船舶による集団密航事件が激増している。この背景には、密航をビジネスとする内外の犯罪組織が事件に関与して、巨額の利益を得ていることが指摘されている。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、こうした状況に対応して、密航を助長・援助する者及び密航者自身に厳しく対処することができるように、集団密航に係る罪の新設、退去強制事由の追加等の措置を講ずるものである。

質疑においては、法務省当局から、平成8年12月以降、平成9年4月22日までに身柄を確保した船舶による不法入国者数は、50件、1,120人に達しており、不法入国には、蛇頭と呼ばれる中国の密航組織が少なからず関与し、蛇頭と日本の暴力団が役割分担を行っている例もあるが、蛇頭の実体は必ずしも明らかではないとの答弁があった。また、密航者の約9割が中国人であることから、我が国の中国政府への対応が問われたのに対して、日中間の領事協議、在京中国大使館への申入れを行うとともに、法務省入国管理局、警察庁、外務省及び海上保安庁の担当者が中国に行き、中国政府と不法出国の防止等について協議を行い、中国側からは、取締り・監視体制の強化等防止策をとるとの説明を受けたとの答弁があった。

今国会においては、2つの商法の改正案が提出された。その1つである商法の一部を改正する法律案は、衆議院議員提出によるもので、ストック・オプション（取締役又は使用人が、一定期間内に、あらかじめ定められた価額で、一定数の自己株式を取得する権利）に関する制度の整備を図るもので、株式会社について、新たに取締役に譲渡するための自己株式の取得及び取締役又は使用人に対する新株引受権の付与を認めるものである。

また、同じく衆議院議員提出の株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案は、公開会社については、定款で授權された範囲内で、取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができるように、株式の消却の手続を緩和する特例を設けるものである。

ストック・オプション制度については、政府の規制緩和推進計画において平成9年度中に結論を得て、10年度中の早期に導入をする方針が示されていたが、改正案は、この方針を1年前倒して急きょ議員立法によって提出されたものである。しかし、この改正については、225人の商法学者が、検討過程がオープンではなく、改正プロセスに問題があるとの声明を出した。

委員会では、2法律案を一括して審査を行い、参考人として商法学者等2人からの意見も聴取し、質疑を行った。質疑においても、改正を急いだ理由が問われたが、提出者は、我が国の経済情勢や社会環境の急激な変化に対して、政治の対応が遅れて対策が後追いになっているとの批判があり、改正内容は、企業の活性化や経営体質の健全化等に大きな効果が期待されるので、1年でも早く導入すべきであると考えて、政府の方針を前倒して議員立法で提出したと説明した。また、江頭参考人は、ストック・オプションの導入等についての改正は商法学者によって賛否様々であるが、今回の改正は経営者側の意見だけが反映され、それ以外の立場を代弁して意見を述べるはずの学者や法曹界等の意見を表明する時間的余裕を与えられなかった立法プロセスについて遺憾の意を表明したのであって、議員立法という形式を批判したのではなく、法制審議会でも審議すべきだと主張しているのでもないと言った。そのほか、質疑では、インサイダー取引等への懸念、会社の情報開示の促進、ストック・オプション制度に係る税制等の問題が論議され、これらを踏まえて、3項目の附帯決議を行った。

政府提出の商法等の一部を改正する法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併に関し、2回の株主総会の開催を必要とするのを1回でよいこととする等、手続の簡素合理化を図るとともに、株主及び会社債権者に対し、合併に関する情報の開示を充実させる措置を講ずるものであり、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

案は、商法等の改正に伴い、非訟事件手続法ほか41の関係法律について所要の規定の整備を行うものである。

これらの改正も規制緩和推進計画に基づくものであるが、合併に関する法改正の検討は、既に昭和49年以来、懸案事項になっていたもので、近年、経済界から企業グループの再編成、効率化という観点から合併法制に対する手続の簡素化が強く要望されていた。質疑においては、合併手続を簡素化する改正内容に異論はなかったが、改正に至る経過について、経済、社会の激しい変動に遅れず的確に対応していくためには、法制審議会の審議の在り方やメンバーの構成等に大いに工夫が必要であるとの指摘がされた。これに対して、法務省当局は、法制審議会は他の行政庁の審議会とは性格が異なり、重要な基本法について法務省のスタッフと共同して作業を行う立案準備機関の性格を有しており、どうしても法律専門家を選任する必要があるが、30人の委員のうち5人程度は法律専門家以外の者という構成になっていると答えた。

なお、選択的夫婦別氏制の導入等を内容とする民法の一部を改正する法律案が、参議院議員提出のもの2件、衆議院議員提出のもの1件の合計3件提出されたが、いずれも当委員会には付託されずに審議未了となった。

〔国政調査等〕

2月18日、松浦法務大臣から所信を聴取し、同月20日、法務行政の基本方針について質疑を行った。

質疑における主な事項は、最高裁判所判決の合議内容の漏洩の有無、組織犯罪対策立法の必要性、国際化・情報化時代に即応した民事、刑事法の整備、社会経済情勢の変化に対応する裁判官の研修の在り方、登録免許税の軽減、法制審議会答申の民法改正案要綱の内容及びその法制化、東京拘置所等矯正施設の整備、オウム真理教に対する公安審査委員会の解散指定処分請求棄却決定についての所見、裁判所速記官の養成停止問題、オレンジ共済組合詐欺事件等であった。このうち、民法改正の政府案提出について、松浦法務大臣は、国民の間に大きな意見の相違があるので、国民の理解を十分得た上で法案を国会に提出できるようにすることが適当であるとの考えを示した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度裁判所及び法務省所管予算について審査を行った。

質疑では、最近の検察官増員の理由、登記所の統合及びコンピュータ化と人員との関係、法務省組織の改革、矯正施設の整備、閣僚の司法判断への発言、臓器移植法案の脳死と刑法及び民法への影響、外国人事件の司法通訳、法務省の定員の根拠、民法改正案の提出予定、裁判所速記官の養成停止、政党助成金と憲法との関係等の問題が取り上げられた。この中で、臓器移植法案で脳死を

人の死とする場合の民事法へ与える影響について、法務省当局は、死の定義は社会通念によって決まり、これまでは3徴候説であったが、社会通念は不変ではなく、法案が成立して脳死が人の死であることが社会的に受け入れられる状況になれば、民事法でも同様に解されるのではないかとの見方を示した。

6月5日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、成年後見制度の法制化、人の死の判定基準、尖閣諸島の土地所有状況と上陸の是非、野村證券及び第一勧業銀行の不祥事、組織犯罪対策立法の検討状況、入管法改正後の密入国の状況、裁判所及び法務局の増員、海難死亡認定者の生存確認と戸籍回復問題、北朝鮮への拉致事件等の問題について質疑を行った。

また、6月10日、民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を開き、法制審議会民事訴訟法部会長竹下守夫参考人から法改正の検討状況について意見を聴いた後、同参考人及び政府に対して質疑を行った。

なお、2月4日、東京入国管理局及び東京拘置所の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月23日(木) (第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年2月18日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務行政の基本方針について松浦法務大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成9年2月20日(木) (第3回)

- 法務行政の基本方針に関する件について松浦法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成9年3月25日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について松浦法務大臣、政府委員、最高裁判所、自治省及び国税庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
について松浦法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第22号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月23日（水）（第6回）

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）
（衆議院送付）について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第7回）

- 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）
（衆議院送付）について松浦法務大臣、政府委員、法務省、警察庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第82号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年5月13日（火）（第8回）

- 商法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）
（衆議院提出）
以上両案について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴いた。
- また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年5月15日（木）（第9回）

○商法の一部を改正する法律案（衆第24号）（衆議院提出）

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）
（衆議院提出）

以上両案について参考人東京大学法学部教授江頭憲治郎君及び一橋大学商学部教授伊藤邦雄君から意見を聴き、両参考人、発議者衆議院議員保岡興治君、同太田誠一君、同坂上富男君、松浦法務大臣、政府委員、労働省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（衆第24号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

（衆第25号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成9年5月27日（火）（第10回）

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上両案について松浦法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第11回）

○商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）

以上両案について松浦法務大臣、政府委員、法務省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第61号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年6月5日（木）（第12回）

- 成年後見制度に関する件、死の判定基準に関する件、尖閣諸島の土地所有状況に関する件、野村證券及び第一勧業銀行の不祥事に関する件、組織犯罪対策立法の検討状況に関する件、入管法改正後の密入国の状況に関する件、裁判所及び法務局の増員に関する件、海難死亡認定者の生存確認と戸籍回復に関する件、北朝鮮への拉致事件に関する件等について松浦法務大臣、政府委員、厚生省、最高裁判所、大蔵省、海上保安庁、外務省、警察庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第13回）

- 請願第1451号外46件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外253件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会】

○平成9年6月10日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する件について参考人法制審議会民事訴訟法部会長竹下守夫君から意見を聴いた後、同参考人、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要 旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を増加しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の定員を20人増加し、679人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の定員を21人増加し、2万1,592人に改める。
- 3 この法律は、平成9年4月1日から施行する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併手続の簡素合理化を図るとともに、株主及び会社の債権者に対する合併に関する情報の開示を充実するため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 報告総会及び創立総会の廃止

吸収合併の場合の報告総会及び新設合併の場合の創立総会を廃止する。

2 債権者保護手続の合理化

合併をする株式会社が債権者に対する公告を官報及び会社が公告をする方法として定款で定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げてしたときは、債権者に対する各別の催告を要しない。

3 簡易な合併手続の創設

合併後存続する株式会社が合併に際して発行する新株の総数がその会社の発行済株式総数の20分の1を超えず、かつ、合併交付金はその会社の純資産額の50分の1を超えない場合には、その会社においては、合併契約書についての株主総会の承認を要しない。

4 合併に関する情報開示の充実

合併をする株式会社は、合併契約書についての承認総会の前に、各会社の貸借対照表のほか、合併契約書、消滅会社の株主に対する株式の割当てに関する事項につきその理由を記載した書面及び各会社の損益計算書を本店に備え置かなければならない。また、合併をした株式会社は、合併後、合併に関する事項を記載した書面を本店に備え置かなければならない。

5 違った種類の会社の合併

有限会社同士の合併による株式会社の設立及び株式会社同士の合併による有限会社の設立を認める。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 （閣法第61号）

【要 旨】

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法は

か41の関係法律について規定の整備をしようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要 旨】

本法律案は、悪質・巧妙化する集団密航事犯及び外国人の不法入国等を助長する行為に厳しく対処するため、罰則の強化その他関係規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 集団密航に係る罪の新設

- (1) 集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させた者を5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。
- (2) 集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内において上陸の場所に向けて輸送した者を3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、7年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。
- (3) 集団密航者を本邦に入らせ、又は上陸させる罪を犯した者からその上陸させた外国人を収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者を5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。

2 その他の関連規定の整備

- (1) 上陸の許可等を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人については、その者が有効な旅券等を所持する場合であっても不法入国罪で処罰するとともに、退去強制の対象とする。
- (2) 営利の目的等で不法入国又は不法上陸を容易にした者を3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (3) 退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者を蔵匿し、又は隠避させた者を3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、営利の目的の場合、5年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。
- (4) 集団密航に係る罪に使用された船舶等や車両を必要的没収の対象とする。
- (5) 集団密航に係る罪により刑に処せられた外国人を退去強制の対象とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

商法の一部を改正する法律案（衆第24号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、株式会社について、株式及び新株引受権によるストック・オプション制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得

- (1) 会社は、正当の理由があるときは、取締役又は使用人に株式を譲渡するために、配当可能利益の範囲内で、発行済株式総数の10分の1を限度として、自己株式を取得することができる。
- (2) 特定の取締役又は使用人に対し、あらかじめ定めた価額での自己株式の譲渡請求権の付与契約に基づき、株式を譲渡するために取得するには、その取締役又は使用人の氏名、譲渡する株式の種類、数、譲渡価額及び権利行使期間等について、定時総会の決議を要する。権利行使期間は、当該決議の日から10年内とする。
- (3) 取締役又は使用人に対し(2)の新株引受権を与える決議があった場合において、その決議に係る新株引受権で行使されていないものがあるときは、(2)の決議をすることができない。
- (4) 取締役又は使用人に(2)の権利を与えることができる期間は、次の定時総会の終結時までとする。
- (5) 会社は、(2)の権利行使期間内に取締役又は使用人に自己株式を譲渡しなかったときは、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

2 取締役又は使用人に対する新株引受権の付与

- (1) 会社は、定款に定めがあり、正当の理由があるときは、取締役又は使用人に新株引受権を与えることができる。
- (2) 取締役又は使用人に新株引受権を与えるには、その取締役又は使用人の氏名、新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額並びに新株引受権の行使期間等について、株主総会の特別決議を要する。新株引受権の行使期間は、当該決議の日から10年内とする。
- (3) 新株引受権の目的である株式総数は、前の株主総会の決議で定められた新株引受権の目的である株式であって発行されていないものの数と併せて、発行済株式総数の10分の1を限度とする。
- (4) 特定の取締役又は使用人に自己株式を譲渡するための定時総会の決議があった場合において、その決議に係る株式であって、譲渡されていないものがあるときは、新株引受権を与えるための決議をすることができない。
- (5) 新株引受権を与えるための決議の効力は、決議後1年内とする。
- (6) 新株引受権は、譲渡することができず、また、登記することを要する。
- (7) 新株引受権を行使する者は、請求書を会社に提出し、新株の発行価額の

全額の払込みをすることを要する。

3 施行期日等

- (1) この法律は、平成9年6月1日から施行する。ただし、2については、平成9年10月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を設けるとともに、有限会社法、証券取引法その他の関係法律の整備を行う。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案（衆第25号）

【要 旨】

本法律案は、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について株式を消却する手續を緩和することにより、資本市場の効率化と活性化を図り、国民經濟の健全な發展に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公開会社は、定款で授權された範囲内で、經濟情勢・会社の業務状況等を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により、自己株式を取得して消却することができる。
- 2 定款で定める取締役会が取得して消却することができる株式総数は、発行済株式総数の10分の1を限度とする。
- 3 取締役会の決議では、取得する株式の種類、数及び取得価額の総額を定めることを要する。取得価額の総額は、中間配当財源から実際に中間配当に使用した金額を控除した額の2分の1を限度とする。
- 4 取締役会の決議による自己株式の取得期限は、その決議後、最初の決算期に関する定時総会の終結時までとし、取得方法は、市場買付け又は公開買付けによるものとする。
- 5 取締役会の決議により自己株式を取得したときは、会社は、遅滞なく、その株式について失効の手續をし、取締役は、その決議後、最初の決算期に関する定時総会で、取得理由、取得株式の種類、総数及び取得価額の総額並びに失効の手續をした旨を報告することを要する。
- 6 財源規制に違反して自己株式を取得した取締役は、会社に対し連帯して、違法に取得した株式の取得価額について賠償責任を負う。また、財源規制の範囲内であっても、期末に資本の欠損を生じた場合も同様とする。

7 施行期日等

- (1) この法律は、平成9年6月1日から施行する。
- (2) この法律の施行に伴い、証券取引法、銀行法及び保險業法の所要の規定の改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行う。

【商法の一部を改正する法律案及び株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 ストック・オプション制度の導入及び株式の消却のための自己株式の取得規制の緩和に際しては、会社による株価操作あるいはインサイダー取引といった弊害を惹起することのないよう、証券取引法の厳正な適用を行うとともに、不正取引の監視体制の強化を図ること。
- 2 ストック・オプションを付与するに当たっては、株主総会の現状にかんがみ、株主の正当な利益を保護するため、株主総会の運営及び経営監視体制について適切なルールの確立を求め、その適正な運営に努めるとともに、情報の開示を促進させること。
- 3 ストック・オプション制度に係る税制については、制度の趣旨及び適正・公平な課税の観点から、平成10年度税制改正において検討すること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※22	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 7	9. 3. 25	9. 3. 27 可 決	9. 3. 28 可 決	9. 2. 17	9. 3. 18 可 決	9. 3. 25 可 決
60	商法等の一部を改正する法律案	〃	3. 7	5. 23	5. 29 可 決	5. 30 可 決	5. 6	5. 16 可 決	5. 20 可 決
61	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 7	5. 23	5. 29 可 決	5. 30 可 決	5. 6	5. 16 可 決	5. 20 可 決
82	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	4. 4	4. 22	4. 24 可 決	4. 25 可 決	4. 15	4. 18 可 決	4. 22 可 決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
24	商法の一部を改正する法律案	保岡 興治君 外8名 (9. 4. 30)	9. 5. 2	9. 5. 8	9. 5. 9	9. 5. 15 可 決 附帯決議	9. 5. 16 可 決	9. 5. 6	9. 5. 7 可 決 附帯決議	9. 5. 8 可 決
25	株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案	保岡 興治君 外8名 (9. 4. 30)	5. 2	5. 8	5. 9	5. 15 可 決 附帯決議	5. 16 可 決	5. 6	5. 7 可 決 附帯決議	5. 8 可 決

【外務委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された案件は、条約16件及び内閣提出の法律案1件であり、条約16件を承認し、法律案1件を可決した。

また、本委員会付託の請願10種類65件のうち、4種類4件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的として、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分及び管理等に係る具体的措置を定めるものである。委員会においては、南極における環境保護の実効性確保、鉱物資源活動の禁止措置、観測活動から生じた廃棄物等の処理などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則は、アジア＝太平洋郵便連合憲章を改正し、アジア＝太平洋郵便条約を含む連合の諸文書の一般規則への一本化、一般規則の恒久文書化等を行うことを内容とするものであり、委員会においては、全会一致で承認された。

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書及び、1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書は、船舶の検査の間隔及び証書の有効期間を相互に調和させること等を目的とするものであり、両議定書は、委員会において全会一致で承認された。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発の強化・促進のため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立すること等を内容とするものである。委員会においては、銀行設立の主旨と運営の在り方、我が国の中東支援策、東エルサレムのユダヤ人入植地の建設と中東和平プロセスの今後の見通しなどについて質疑を行い、討論の後、多数で承認された。

1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用の促進等を目的とする地中海漁業一般理事会の設置及び運営について定めるものである。委員会においては、協定

締結の理由と意義、地中海におけるまぐろの資源状況などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）は、同条約に附属する議定書Ⅱを改正し地雷等に対する規制を強化しようとするものであり、規制措置を従来の戦争等に加え内乱にも及ぼすこと、探知不可能な対人地雷の使用を禁止し、自己破壊装置等を有しない対人地雷等の使用は原則禁止すること、使用が禁止される地雷の移譲は行わないこと等を定めるものである。委員会においては、地雷の被害、埋設等の現状、対人地雷の全面禁止に向けた我が国及び諸外国の基本姿勢、地雷除去に関する我が国の協力と武器輸出三原則との関係などについて質疑を行い、全会一致で承認された。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止することを内容とする新たな議定書Ⅳを同条約に追加することを定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認された。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定は、我が国と香港との間の定期航空業務を運営することを目的とし、また、航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定は、我が国とパプア・ニューギニアとの間の定期航空業務を開設運営することを目的とするものであり、それぞれそのための権利の相互許与、業務の運営についての手続及び条件等を規定するものであり、両協定は、委員会において全会一致で承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的二重課税の回避を目的として、南アフリカとの間で課税権を調整するものであり、委員会においては、我が国における外国税額控除制度に係る問題等について質疑を行い、討論の後、多数で承認された。

可塑性爆薬の探知のための識別装置に関する条約は、いわゆるプラスチック爆薬を使用したテロ行為を抑止する見地から、探知が困難とされていたプラスチック爆薬の製造に際して、これに探知剤を添加することを義務づけ、識別措置がとられていない爆薬の製造、移動等は禁止すること等を定めるものである。委員会においては、本条約の実効性確保のための措置、我が国空港におけるプラスチック爆薬のチェック体制等について質疑を行い、全会一致で承認

された。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書は、世界貿易機関（W T O）設立協定に含まれている我が国の譲許表に関して、約 460品目の医薬品、また、コンピュータ、通信関連機器を含む約 200品目の情報技術製品の関税を新たに撤廃することを確認するものであり、委員会においては、討論の後、多数で承認された。

サービスの貿易に関する一般協定の第 4 議定書は、基本電気通信サービス分野の貿易について、多角的自由化を進展させるため、W T Oの関係加盟国が最恵国待遇を基本としつつ、市場アクセスを自由化し、内国民待遇を付与すること等を約束するものであり、委員会においては、討論の後、多数で承認された。

包括的核実験禁止条約は、ジュネーブ軍縮会議での交渉を経て、1996年 9月10日、国連総会において採択されたものであり、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、国際監視制度の整備、現地査察の実施等について規定するものである。委員会においては、橋本内閣総理大臣の出席を得て、条約成立の意義と発効の見通し、検証措置の有効性、未臨界実験・シュミレーション実験に係る諸問題、北東アジア非核地帯構想、核廃絶に向けた我が国の外交努力等の諸問題について質疑を行い、多数で承認された。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定は、中国に返還される香港との間の投資環境の枠組みを整備しようとするものであり、投資許可に関する最恵国待遇、投資財産に係る収用措置及び敵対行為の発生による損害の補償、送金の自由、投資紛争解決手続等について定めるものである。委員会においては、本協定締結の意義及び現行の日中投資保護協定との関係、香港政府との各種実務協定の法的実効性の確保、我が国と香港との経済・投資関係の現状等について質疑が行われ、討論の後、多数で承認された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、カナダのモントリオールに国際民間航空機関日本政府代表部を新設し、これに伴い、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の設定を行うこと等を定めるものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月20日、鄧小平氏死去後の日中関係、黄長燁北朝鮮労働党書記の亡命申請事件、北朝鮮食糧支援、北朝鮮による日本人拉致疑惑、在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件、劣化ウラン弾誤使用事件、県道 104号線越え実弾射撃訓練の

北海道移転、在沖米軍基地の継続使用、ナホトカ号による重油流出・汚染事故、自由権規約に基づく国連報告、外国人留学生10万人受入れ計画等の諸問題について質疑を行った。

5月8日、池田外務大臣から在ペルー日本大使公邸占拠事件の解決についての報告を聴取した。同月13日、参考人として特命全権大使ペルー国駐劄青木盛久君を招致し、意見を聴いた後、同参考人、池田外務大臣及び梶山内閣官房長官に対し、同事件、テロ対策、特殊部隊（SAT）、我が国のナショナルデー、ペルーに対する経済協力等の諸問題について質疑を行った。

6月10日、池田外務大臣から日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関し報告を聴取した。

6月12日、日米防衛協力ガイドライン、北方領土問題、青木前ペルー大使の発言、在外選挙制度等の諸問題について質疑を行った。

6月17日、池田外務大臣から在ペルー日本大使公邸占拠事件調査委員会報告書について報告を聴取した後、同事件、日米防衛協力ガイドライン、地球温暖化防止等の諸問題について質疑を行った。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度外務省関係予算の審査を行い、外務省報償費支出問題、横田基地騒音訴訟、我が国経済協力の在り方、青年海外協力隊に関する予算措置及び実施状況、在沖米軍用地の使用権原取得問題、在沖米軍の縮小・米海兵隊削減、劣化ウラン弾誤使用事件、駐留軍用地特措法の改正、北朝鮮情勢等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月23日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 鄧小平氏死去後の日中関係に関する件、黄長燁北朝鮮労働党書記の亡命申請事件に関する件、北朝鮮に対する食糧支援に関する件、北朝鮮による日本人拉致疑惑に関する件、在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する件、在沖縄米軍による劣化ウラン弾誤使用に関する件、県道104号線越え実弾射撃訓練の北海道移転に関する件、沖縄米軍用地の継続使用に関する件、ナホトカ号による重油流出・汚染事故に関する件、自由権規約に基

○平成9年4月1日（火）（第8回）

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第1号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、自由、新社、
太陽
反対会派 共産

○平成9年4月22日（火）（第9回）

- 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月8日（木）（第10回）

- 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）について池田外務大臣、政府委員及び水産庁当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、
新社、太陽

反対会派 なし

- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について池田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 在ペルー日本大使公邸占拠事件に関する件について池田外務大臣から報告

を聴いた。

○平成9年5月13日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件に関する件について参考人特命全権大使ペルー国駐劔青木盛久君から意見を聴いた後、同件、テロ対策に関する件、特殊部隊（SAT）に関する件、我が国のナショナルデーに関する件、ペルーに対する経済協力に関する件、対北朝鮮外交に関する件、尖閣諸島に関する件、行政改革会議に関する件等について同参考人、池田外務大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月15日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

以上両件について池田外務大臣、政府委員、防衛庁、外務省当局及び参考人海外経済協力基金理事清川佑二君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第2号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、太陽

反対会派 なし

欠席会派 新社

（閣条第3号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、自由、太陽

反対会派 なし

欠席会派 新社

- 航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結に

欠席会派 二院

○平成9年6月10日（火）（第16回）

- 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）（衆議院送付）について池田外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

（閣条第16号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、新社、太陽
反対会派 共産
欠席会派 二院

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめに関する件について池田外務大臣から報告を聴いた。

○平成9年6月12日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 日米防衛協力ガイドラインに関する件、北方領土問題に関する件、青木前ペルー大使の発言に関する件、在外選挙制度に関する件等について久間防衛庁長官、池田外務大臣、政府委員、総務庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第18回）

- 在ペルー日本大使公邸占拠事件調査委員会報告書に関する件について池田外務大臣から報告を聴いた後、同件、日米防衛協力ガイドラインに関する件、地球温暖化防止に関する件等について池田外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 請願第859号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第2475号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第276号外60件を審査した。
- 国際情勢等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要 旨】

この協定は、1991年（平成3年）10月のマドリッド中東和平会議以来進められている中東和平プロセスの一環として開催された第1回中東・北アフリカ経済サミット（1994年（平成6年）10月）での宣言を受けて専門家会合等において検討された結果、1996年（平成8年）8月28日に作成されたものである。この協定は、中東・北アフリカ地域の平和、安定及び開発を強化し及び促進するため、地域的な経済開発及び経済協力を促進する機関として中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立すること並びにその運営について定めることを目的とするものであり、前文、本文55箇条、末文、一の付表及び一の附属書から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定により中東・北アフリカ経済協力開発銀行（以下「銀行」という。）を設立する。銀行は、完全な法人格を有する。
- 2 銀行は、中東及び北アフリカにおける平和、安定及び開発を更に強化し及び促進するため、地域的な事業計画、特に経済基盤の整備に係る事業計画及び民間部門の成長の支援等に必要な公的な及び民間の外国又は国内の投資及び他の資金を動員すること並びにこの地域における経済協力等を促進するための場を設けることを目的とする。
- 3 付表Aに掲げられている者であって、中東和平プロセスの支援、域内における経済協力の促進等を誓約するものが、銀行の原加盟者となることができる。ただし、原加盟者となるには、1997年10月31日又は銀行の総務会により決定される同日よりも遅い日までにこの協定の締約者とならなければならない。
- 4 銀行の当初の授権資本は、33億3,870万特別引出権（SDR、約50億米ドル）とし、それぞれ百SDRの額面価額を有する3,338万7,000株の株式に分けられる。それぞれの株式は、25%の払込部分及び75%の請求払部分を有する。総務会は、銀行の資本を増額することができる。
- 5 原加盟者は、付表Aに掲げる割当てに基づき株式に応募する。（我が国の応募額は、総額の9.5%に当たる3億1,717万6,500SDR（約468億円）である。なお、原加盟者として銀行への加盟が予定されている主要加盟者の出資率は、米国21%、日本9.5%、ロシア6%、イタリア5%、エジプト、イスラエル、ヨルダン及びパレスチナ暫定自治政府4%である。）
- 6 銀行に域内加盟者で構成する経済協力フォーラムを置く。同フォーラムは、この地域の経済協力の促進、経済的な優先度の調整、貿易及び投資の自由化の促進等を目的とし、域内加盟者は、この目的を達成するため、相互の情報交換及び銀行への情報提供、継続的な政策協議、事業計画の調査等を行う。

- 7 銀行は、その金融業務において、地域的な事業計画の支援、この地域における民間部門の成長の促進並びに民間及び企業家の自発的活動の助長を重視する。
- 8 銀行は、中東和平プロセスの支持、市場指向型経済の推進等を行う域内加盟者の領域内において金融業務を実施する。
- 9 銀行は、加盟者の領域内の民間部門の企業、民営化の過程にある国有企業及び経済基盤の整備等の地域的な事業計画を対象として、貸付け、貸付けへの参加、貸付けの保証、株式又は持分への投資及び技術援助を行う。
- 10 銀行に、経済協力フォーラムのほか、総務会、理事会、総裁並びに銀行が定める任務を遂行するための役員及び職員を置く。
- 11 銀行のすべての権限は総務会に属する。総務会は、各加盟者が任命する総務及び総務代理から成り、総務会が定めるところにより又は理事会の招集により会合を開催する。
- 12 理事会は、銀行の業務全般について責任を有し、及び総務会から委任されたすべての権限を行使する。授權資本の少なくとも4%を出資している加盟者を代表する総務は理事1人を、また、授權資本の少なくとも4%を出資している2又はそれ以上の加盟者を代表する総務は共同で理事1人を選出することができる。
- 13 総裁は、総務会により選出され、理事会の指揮の下に銀行の経常業務を行い、及び銀行の法律上の代表者となる。
- 14 各加盟者の投票権数は、当該加盟者の応募済株式数に等しいものとする。
- 15 銀行の主たる事務所は、エジプト・アラブ共和国のカイロに置く。
- 16 この協定は、付表Aに掲げる当初の応募額の総額の65%以上を代表する署名者がそれぞれの批准書、受諾書又は承認書の寄託を完了した日に効力を生ずる。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要 旨】

この議定書は、地雷等の使用の制限を強化し及び地雷の移譲を制限すること等により武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを目的とし、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使

用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）の検討会議において、1996年（平成8年）5月3日、ジュネーブで採択された。この議定書は、条約に附属する「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）」の改正の内容について規定した第1条及び効力発生について規定した第2条から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 この議定書は、条約第1条に規定する事態（二以上の締約国間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争、植民地解放のための武力紛争等）に適用することに加え、1949年8月12日のジュネーブ諸条約のそれぞれの第3条に共通して規定する事態（締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争）について適用する。ただし、国内における騒乱及び緊張の事態については、武力紛争に当たらないものとして適用しない。
- 2 いずれの締約国又は紛争当事者も、自らが使用したすべての地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置（以下「地雷等」という。）について、この議定書の規定に従って責任を有する。
- 3 過度の傷害若しくは無用の苦痛を与えるように設計された又はその性質上過度の傷害若しくは無用の苦痛を与える地雷等の使用は、いかなる状況下においても、禁止する。
- 4 地雷探知機の通常的使用中に、その磁気の影響その他の接触によらない影響により、弾薬類を起爆させるよう特に設計された装置を用いる地雷等の使用は、禁止する。
- 5 技術的事項に関する附属書に定める探知不可能な対人地雷の使用は、禁止する。
- 6 技術的事項に関する附属書の自己破壊及び自己不活性化に関する規定に適合しない遠隔散布地雷でない対人地雷及び遠隔散布地雷である対人地雷の使用は、禁止する。ただし、遠隔散布地雷ではない対人地雷については、一定の条件が満たされる場合を除く。
- 7 遠隔散布地雷については、技術的事項に関する附属書の規定に従って記録されるものを除くほか、その使用を禁止する。
- 8 実行可能な限度において、効果的な自己破壊のための装置又は自己無力化のための装置及び予備の自己不活性化のための機能を備えていない対人地雷でない遠隔散布地雷の使用は、禁止する。
- 9 国際的に認められた保護標章、医療施設、児童のがん具、宗教的性質を有する物等に取り付け又はそれらを利用するブービートラップ及び他の類似の装置の使用は、いかなる状況下においても、禁止する。

- 10 締約国は、この議定書によって使用が禁止されているいかなる地雷の移譲も行わないことを約束する。
- 11 締約国は、いかなる地雷の移譲も、国又は受領することを認められている国の機関に対するものを除くほか、行わないことを約束する。
- 12 地雷原、地雷敷設地域及び地雷等に関するすべての情報については、技術的事項に関する附属書の規定に従って記録する。
- 13 すべての地雷原、地雷敷設地域及び地雷等については、現実の敵対行為の停止後遅滞なく、この議定書の関連規定に従って、除去し、破壊し又は維持する。
- 14 締約国は、地雷の除去の方法に関する装置等を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束する。
- 15 自己の支配下にある関係地域における地雷等の及ぼす効果から、国連憲章に従い平和維持等の任務を遂行している国連の軍隊又は使節団、受入国の同意を得ている国連等の人道的使節団、赤十字国際委員会の使節団、他の一定の人道的使節団等を保護するために、可能な限り、必要な措置をとる。
- 16 締約国は、この議定書の運用に関連するすべての問題に関して協議し及び協力するために、締約国会議を毎年開催し、また、年次報告を寄託者に提出する。
- 17 締約国は、その管轄若しくは管理の下にある者による又はその領域におけるこの議定書の違反を防止し及び抑止するため、立法等のあらゆる適当な措置をとる。
- 18 技術的事項に関する附属書は、地雷等の位置に関する記録の方法、対人地雷の探知可能性並びに自己破壊及び自己不活性化に関する仕様、地雷原及び地雷敷設地域に関する国際的標識について規定する。
- 19 この議定書は、条約第8条1(b)の規定に従って、20の国が拘束されることに同意する旨を通告した日の後6箇月で効力を生ずる。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要 旨】

この議定書は、失明をもたらすレーザー兵器の使用及び移譲を禁止すること等を目的とし、「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）の検討会議において、1995年（平成7年）10月13日、ウィーンで採択さ

れた。この議定書は、新たに条約に附属することとなる「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）」の内容について規定した第1条及び効力発生について規定した第2条から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器を使用することは、禁止する。
- 2 締約国は、前記1にいう兵器をいかなる国又は国以外の主体に対しても移譲してはならない。
- 3 締約国は、レーザー装置を使用する場合には、視力の強化されていない眼に永久に失明をもたらすことを防止するため、軍隊の訓練等を含むすべての実行可能な予防措置をとる。
- 4 レーザー装置の正当な軍事的使用の付随的又は副次的な効果としてもたらされる失明については、この議定書に規定する禁止の対象としない。
- 5 この議定書は、条約第5条の3及び4の規定に従って、20の国が拘束されることに同意する旨を通告した日の後6箇月で効力を生ずる。

1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要 旨】

この協定は、1949年（昭和24年）に国際連合食糧農業機関（以下「F A O」という。）においてF A O憲章第14条に基づき作成され、1952年（昭和27年）2月20日に発効し、その後、1963年（昭和38年）及び1976年（昭和51年）に改正された。この協定は、地中海及び黒海並びにこれらに接続する水域の海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を目的とする地中海漁業一般理事会（以下「理事会」という。）の設置について定めるもので、前文及び本文17箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 理事会をF A Oの枠組みにおいて設置する。理事会の構成国は、この協定を受諾するF A Oの加盟国若しくは準加盟国又は国際連合等の加盟国であるF A Oの非加盟国とする。
- 2 理事会は、海洋生物資源の開発、保存、合理的な管理及び最適利用を促進することを目的とし、海洋生物資源の保存及び合理的な管理のための措置（以下「保存管理措置」という。）を作成し、勧告すること等の任務及び責任を有する。

- 3 保存管理措置の勧告については、出席しかつ投票する理事会の構成国の3分の2以上の多数による議決で採択する。理事会の構成国は、理事会が決定した日から、理事会が行った勧告を実施する。理事会の構成国は、勧告の通告の日から120日以内に当該勧告に対して異議を申し立てることができる。
- 4 理事会は、理事会の目的に関連する事項について研究及び報告をする委員会並びに特定の技術的問題について研究及び勧告をする作業部会を設置することができる。
- 5 理事会の構成国の代表等が理事会の会合等に出席するときの費用は、これらの者を出席させる政府が決定し、支払う。理事会の事務局の費用（出版及び連絡に係るものを含む。）は、F A Oの予算に計上される関連する支出予定額の限度内で、F A Oが決定し、支払う。
- 6 この協定の解釈又は適用に関する紛争は、各紛争当事者が任命する委員等によって構成される委員会に付される。この手続によっても解決されない紛争については、国際司法裁判所に付託する。

航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

【要 旨】

現在我が国と香港との間の航空関係については、日英航空協定の下で運営されているが、1997年（平成9年）7月1日に香港が中国に返還される事情を踏まえ、従来より英国（香港）側より、同協定から我が国と香港との間及びその以遠の路線を分離させ、返還に先立ち我が国と香港との間で航空協定を締結すべく働きかけがなされてきた。我が国としては、返還後も香港の現在の繁栄と安定を維持することが重要であり、とりわけ香港との定期航空路線は、航空要路として大きな意味を持ち、現在の状況の安定的な維持が必要不可欠との認識に立ち交渉を行った結果、1997年（平成9年）2月28日に香港においてこの協定が署名された。この協定は、我が国と香港との間及びその以遠における定期航空業務の運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両締約政府は、この協定の実施に当たっては、国際航空業務に適用される限度において、国際民間航空条約の規定で両締約政府に適用されるものに従って行動する。
- 2 両締約政府の航空企業は、相手締約政府の協定地域を無着陸で通過することができるための及び相手締約政府の協定地域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができるための権利を相手締約政府により許与される。

- 3 両締約政府の指定航空企業は、附属書に定められた路線（特定路線）において、相手締約政府の協定地域内の地点に着陸して定期的に両締約政府の協定地域間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手締約政府の協定地域内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 4 指定航空企業は、相手締約政府の空港等の施設の使用料金について、当該相手締約政府の航空企業又は他の航空企業であって国際航空業務に従事するものよりも高額のものでなく、当該指定航空企業の航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手締約政府の関税等を免除される。
- 5 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約政府が、当該路線を運航する自己の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手締約政府からその法令に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 6 両締約政府の指定航空企業は、定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 7 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち航空企業を指定した締約政府の協定地域発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 8 運賃は、指定航空企業が国際航空運送協会のような国際的運賃決定機関を使用する方法等により合意し、両締約政府の航空当局の認可を受ける。
- 9 両締約政府の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点（東京、名古屋、大阪、福岡、鹿児島、那覇、札幌他2地点）—中間地点（アジア内の2地点）—香港—以遠の地点」とし、香港側は「香港—中間地点（アジア内の2地点）—日本国内の地点（福岡、大阪、名古屋、東京、札幌、那覇、鹿児島、仙台、広島）—以遠の地点」とする。

環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（先議）

【要 旨】

南極の環境及び生態系の保護については、1959年（昭和34年）にワシントンで署名された南極条約（1961年（昭和36年）6月23日我が国について効力発生）に基づく南極条約協議国会議の勧告に従って、動植物相の保存、海洋生物資源の保存、特別保護地区の設定等の個別的な保護措置がとられてきた。しかし、地球環境の保護の重要性が世界的に一層強調されるようになったことを受け、

1989年（平成元年）の第15回南極条約協議国会議は、南極の環境等を包括的に保護するための法的枠組みの作成を勧告した。これに基づき、南極条約議定書（附属書ⅠからⅣを含む。以下「議定書」という。）が1991年（平成3年）10月にマドリッドで開かれた特別会合において、また、この議定書に追加される附属書Ⅴ（以下「附属書Ⅴ」という。）が同月にボンで開かれた第16回南極条約協議国会議において、それぞれ採択された。

この議定書及び附属書Ⅴは、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを目的とし、環境影響評価、動植物相の保存、廃棄物の処分及び管理等に関する具体的措置を定めるものである。

1 議定書

議定書は、前文、本文27箇条、付録、四の附属書及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- (1) 南極の環境及び生態系の保護並びに南極地域の固有の価値の保護は、南極条約地域（南緯60度以南の地域）における活動の計画及び実施に当たり考慮すべき基本的事項とし、このために所要の措置をとる。
- (2) 鉱物資源活動は、科学的調査を除くほか、禁止する。
- (3) 南極条約第7条5の規定（探険隊、基地等の通報・通告）に従い事前の通告を必要とする活動は、南極の環境又は生態系に及ぼす影響についての事前評価のための附属書Ⅰに規定する手続に従う。
- (4) 締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置をとる。（我が国について別途「南極地域の環境の保護に関する法律案」が今国会に提出されている。）
- (5) 締約国は、南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため迅速かつ効果的な対応措置をとり、事故に対応するための緊急時計画を作成する。
- (6) 議定書の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉、仲裁等により解決を図る。付録は、仲裁手続について定める。
- (7) 附属書Ⅰは、南極条約第7条5の規定に従い事前の通告を必要とする活動を、南極の環境及び生態系に及ぼす影響に応じ、(イ)環境評価書の作成が義務付けられないもの、(ロ)初期の環境評価書の作成が義務付けられるもの、(ハ)包括的な環境評価書の作成が義務付けられるものの3つに分け、事前の環境評価のための手続及び監視について定める。
- (8) 附属書Ⅱは、許可証による場合を除くほか、在来哺乳類等の採捕又は有害な干渉を禁止すること、南極条約地域内に非在来^はの動植物種を持ち込むではないこと等について定める。

- (9) 附属書Ⅲは、南極条約地域で発生し又は処分される廃棄物の量を実行可能な限り削減し、除去し又は焼却すること、ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の持ち込みを禁止すること等について定める。
- (10) 附属書Ⅳは、南極条約地域を運航している締約国の船舶等からの油の排出、有害液体物質の排出、廃物の処分、汚水の排出に関する具体的な規制措置等について定める。
- 2 附属書Ⅴは、12箇条から成り、南極特別保護地区又は南極特別管理地区における活動は、管理計画に従い禁止され、制限され又は管理されること、これらの地区に指定等された又は南極条約協議国が承認した史跡及び歴史的記念物は、損傷し、除去し又は破壊してはならないこと等について定める。
- なお、議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国が締結した日の後30日目の日に、附属書Ⅴは、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国により承認された時に、それぞれ効力を生ずる。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（先議）

【要 旨】

アジア＝太平洋郵便連合（以下「連合」という。）は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の1つとして、アジア＝太平洋地域における国際郵便の協力体制を作るために1962年（昭和37年）に設立され、我が国は、1968年（昭和43年）に加盟した。

連合の最高機関である大会議は、通常5年ごとに開催され、連合の諸文書の改正又は新たな文書の作成を行う。連合の基本的文書は、アジア＝太平洋郵便連合憲章（以下「憲章」という。）であり、追加議定書により改正される。その他の連合の文書としては、アジア＝太平洋郵便連合一般規則及びアジア＝太平洋郵便条約（以下「条約」という。）があり、これら2文書は連合の大会議ごとに更新されることとされていた。

1995年（平成7年）にシンガポールで開催された大会議において、連合の組織及び運営の合理化等の観点から、これら2文書の一般規則への一本化、一般規則の恒久化等を内容とする憲章の改正のために、このアジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書（以下「議定書」という。）が、また、憲章の改正を受けて、このアジア＝太平洋郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）が、それぞれ作成された。

1 議定書

この議定書は、憲章を改正するもので、前文、本文11箇条及び末文から成り、

連合の文書の見直し等を内容としており、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 条約の内容をアジア＝太平洋郵便連合一般規則に追加して両文書を一般規則に一本化するとともに、従来、大会議ごとに更新されてきた一般規則を恒久文書とする。
- (2) 連合への加盟又は連合からの脱退の手続、連合の文書の締結手続等における寄託者等を中央事務局の所在する国の政府から中央事務局長に変更する。

2 一般規則

この一般規則は、前文、本文25箇条及び末文から成り、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規則について定めており、主な改正点は次のとおりである。

- (1) 条約の内容である国際郵便業務に関する規定を追加し、それに伴う文言上の修正を加える。
- (2) 従来は、大会議ごとに更新されることとされていた一般規則の有効期間を無期限のものとする。
- (3) 加盟国に対して国際郵便業務に関する規定の改正を通告する者を中央事務局の所在する国の政府から中央事務局長に変更する。
- (4) 中央事務局次長に関する規定を削除する。
- (5) 連合の支出の年間最高限度額を10万合衆国ドルから11万合衆国ドルに引き上げる。
- (6) 条約の廃棄に関する規定を追加する。

なお、これらの議定書及び一般規則は、1997年（平成9年）7月1日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（先議）

【要 旨】

この議定書は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「海上人命安全条約」という。）における船舶の検査の間隔及び各種の証書の有効期間に係る規定を整理し、他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させることを目的とするものであり、国際海事機関（IMO）において検討が行われ、1988年（昭和63年）11月11日にロンドンにおいて作成された。この議定書は、前文、本文9箇条、末文並びに一の附属書及びその付録から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 旅客船及び貨物船の検査の名称及び間隔を次のように整理する。これによ

り、貨物船は、証書の有効期間中、定期的検査、中間検査、年次検査及び船底の外部の検査のいずれについても原則として常に検査基準日（証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日）の前後3箇月以内に受けることが可能となる。

- (1) 旅客船は、最初の検査及び12箇月ごとに1回の更新検査を受ける（検査後、旅客船安全証書が発給される。）。
 - (2) 貨物船の救命設備その他の設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全設備証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、2回目又は3回目の検査基準日の前後3箇月以内に定期的検査及びそれ以外の検査基準日の前後3箇月以内に年次検査を受ける。
 - (3) 貨物船の無線設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全無線証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、検査基準日の前後3箇月以内に定期的検査を受ける。
 - (4) 貨物船の船体、機関及び設備は、最初の検査及び5年を超えない間隔で更新検査を受ける（検査後、貨物船安全構造証書が発給される。）。更に、証書の有効期間中、2回目又は3回目の検査基準日の前後3箇月以内に中間検査、それ以外の検査基準日の前後3箇月以内に年次検査及び5年間に少なくとも2回の船底の外部の検査を受ける。
- 2 旅客船及び貨物船の各種証書の有効期間を次のように整理する。
- (1) 旅客船安全証書は、12箇月（海上人命安全条約においても、12箇月とされている。）を超えない期間について発給する。
 - (2) 貨物船安全設備証書は、5年（海上人命安全条約においては、24箇月とされている。）を超えない期間について発給する。
 - (3) 貨物船安全無線証書は、5年（海上人命安全条約においては、12箇月とされている。）を超えない期間について発給する。
 - (4) 貨物船安全構造証書は、5年（海上人命安全条約においても、5年とされている。）を超えない期間について発給する。
- 3 2の有効期間にかかわらず、検査基準日ができる限り維持されるようにするため、
- イ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月以内に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年（旅客船については、12箇月）を超えない日まで、
 - ロ 更新検査が証書の有効期間の満了の日後に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年（旅客船については、

12箇月)を超えない日まで、

ハ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月の日前に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日から5年(旅客船については、12箇月)を超えない日まで、

それぞれ効力を有する。証書の有効期間の満了の時に船舶が検査港にない場合には、主管庁(船舶の旗国の政府)は、証書の有効期間を3箇月(海上人命安全条約においては、5箇月とされている。)を超えない範囲内で延長することができる。

- 4 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後12箇月で効力を生ずる。
 - (1) 15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50%に相当する商船船腹量以上となる国がこの議定書を締結すること。
 - (2) 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について 承認を求めるの件(閣条第9号)(先議)

【要旨】

この議定書は、1966年の満載喫水線に関する国際条約(以下「満載喫水線条約」という。)における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定を他の関係条約における船舶の検査の間隔及び証書の有効期間に係る規定と調和させること並びに同条約に定める船舶の積載限度に係る技術要件を改善することを目的とするものであり、国際海事機関(IMO)において検討が行われ、1988年(昭和63年)11月11日にロンドンにおいて作成された。この議定書は、前文、本文9箇条、末文及び二の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 満載喫水線条約においては5年を超えない範囲内で行うとされている定期的検査を更新検査(検査後、国際満載喫水線証書が発行される。)に改める。
- 2 満載喫水線条約においては証書の有効期間中、証書の発行月日の前後3箇月以内に受けることとされている定期的検査を検査基準日(証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日)の前後3箇月以内に受ける年次検査に改める。
- 3 国際満載喫水線証書は、5年を超えない範囲内で主管庁(船舶の旗国の政府)が定める期間について発行される。
- 4 3の有効期間にかかわらず、検査基準日ができる限り維持されるようにするため、

- イ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月以内に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年を超えない日まで、
- ロ 更新検査が証書の有効期間の満了の日後に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日を起点として、当該満了の日から5年を超えない日まで、
- ハ 更新検査が証書の有効期間の満了の日前3箇月の日前に完了する場合には、新証書は、検査の完了の日から5年を超えない日まで、
- それぞれ効力を有する。証書の有効期間の満了の時に船舶が検査港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を3箇月を超えない範囲内で延長することができる。
- 5 満載喫水線条約附属書 I（満載喫水線を決定するための規則）に規定する船舶の型式に応じたフリーボード（甲板線の上縁から満載喫水線の上縁までの垂直距離）の指定に係る積載の初期条件、損傷の仮定、浸水後の平衡状態等を改める。同附属書 I に規定する木材フリーボードを指定される船舶に関し、積付けの要件等を改める。
- 6 この議定書は、次の条件の双方が満たされた日の後12箇月で効力を生ずる。
- (1) 15以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の50%に相当する商船船腹量以上となる国がこの議定書を締結すること。
- (2) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の効力発生のための条件が満たされること。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要 旨】

この条約は、これまで我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国と南アフリカとの間で課税権を調整するため、1997年（平成9年）3月7日にケープ・タウンにおいて署名されたものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の対象税目は、日本国においては所得税、法人税及び住民税、南アフリカにおいては普通税及び第2法人税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、

かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合は5%、その他の場合は15%を超えないものとする。
- 6 利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10%を超えないものとする。
- 7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 8 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は183日以上の間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 9 勤務に対する報酬、芸能人等の所得については、相手国内で勤務、芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 10 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 11 法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 12 相手国又は相手国の地方政府等により支払われる政府職員の報酬等については、一定の場合を除くほか、相手国においてのみ課税することができる。
- 13 この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 14 我が国及び南アフリカにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。
- 15 両国は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する法令を実施し、これらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。
- 16 両国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 17 この条約は、それぞれの国内法上の手続に従って承認された旨を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 18 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、この条約の効力発生の日から5年の期間が満了した後に開始する各暦年の6月30日以前に、終了の通告を行うことができる。

航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

【要 旨】

我が国とパプア・ニューギニアとの間の定期航空路開設については、従来よりパプア・ニューギニア側から希望が表明されていた。我が国としては、定期航空路開設のための航空運輸需要が不十分なこと、空港事情が逼迫していたこと等の理由からこれに応じ得る状況になかった。しかし、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1997年（平成9年）3月10日にポート・モレスビーにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とパプア・ニューギニアとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点－ポート・モレスビー」、パプア・ニューギニア側は「パプア・ニューギニア内の地点－大阪」とする。

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

【要 旨】

この条約は、ジュネーヴの軍縮会議での交渉を経て、1996年（平成8年）9月10日にニュー・ヨークの国際連合総会において採択されたものであり、同月24日に署名のために開放され、我が国は、同日、署名した。この条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮小等に効果的に貢献するため、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、国際監視制度の整備、現地査察の実施等について定めるものであり、前文、本文17箇条、条約の附属書1及び2、議定書、議定書の附属書1及び2から成る。その主な内容は、次のとおりである。

- 1 締約国は、核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核爆発を禁止し及び防止することを約束する。また、締約国は、核爆発の実施を実現させ、奨励し又はこれに参加することを差し控えることを約束する。
- 2 締約国は、この条約により、包括的核実験禁止条約機関（以下「機関」という。）を設立し、機関の内部機関として、すべての締約国によって構成される締約国会議、51の理事国によって構成される執行理事会及び検証その他の任務を遂行する技術事務局（国際データセンターを含む。）を設置する。機関の所在地は、オーストリア共和国ウィーンとする。
- 3 機関の活動に要する費用については、国際連合と機関との間の加盟国の相違を考慮して調整される国際連合の分担率に従って締約国が毎年負担する。
- 4 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時の及び効果的な達成に合致する方法で検証活動を行う。
- 5 締約国は、自国の憲法上の手続に従いこの条約に基づく義務を履行するために必要な措置をとる。
- 6 この条約の遵守について検証するために、国際監視制度、協議及び説明、現地査察並びに信頼の醸成についての措置から成る検証制度を設ける。
- 7 国際監視制度は、地震学的監視施設、放射性核種監視施設（公認された実験施設を含む。）、水中音波監視施設、微気圧振動監視施設等によって構成され、国際データセンターの支援を受ける。
- 8 締約国は、前記1、の義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間で、機関との間で又は機関を通じて、協議及び説明により、明らかにし及び解決するためにあらゆる努力を払うべきである。
- 9 締約国は、前記1、に違反して核爆発が実施されたか否かを明らかにする

等のため、国際監視制度によって収集された情報等に基づき現地査察を要請する権利を有する。締約国は、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所において機関が現地査察を実施することを認める。

- 10 締約国は、化学的爆発に関連する検証のためのデータを誤って解釈することから生ずるこの条約の遵守についての懸念を適時に解決することに貢献すること等のため、機関及び他の締約国と協力することを約束する。
- 11 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置（この条約に基づく締約国の権利及び特権の行使の制限又は停止、国際法に適合する集団的措置の勧告等）をとる。
- 12 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該関係当事者が選択するその他の平和的手段によって紛争を速やかに解決するため、協議する。
- 13 この条約の運用及び実効性を検討するため、原則としてこの条約の効力発生の10年後に締約国会議（検討会議）を開催する。検討会議は、締約国の要請に基づき平和的目的のための地下における核爆発の実施を認める可能性について検討する。検討会議は、コンセンサス方式により当該地下における核爆発を認めることができることを決定する場合には、この条約の適当な改正を締約国に勧告するために遅滞なく作業を開始する。
- 14 この条約の有効期間は、無期限とする。締約国は、この条約から脱退する権利を有する。
- 15 この条約は、条約の附属書2に掲げるすべての国（44箇国）の批准書が寄託された日の後180日で効力を生ずる。
- 16 この条約が、署名開放後3年を経過しても効力を生じない場合には、批准書寄託国の過半数の要請により会議を招集し、早期発効を容易にするための措置について検討し、決定する。
- 17 この条約の各条の規定及びこの条約の附属書については、留保を付することができない。
- 18 議定書は、国際監視制度及び国際データセンターの任務、現地査察のための詳細等について規定し、議定書の附属書は、国際監視制度を構成する各監視観測所等の所在地等について規定する。

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を
求めるの件（閣条第13号）

【要 旨】

この条約は、1988年（昭和63年）12月、ロンドン発ニュー・ヨーク行きの民

間航空機が可塑性爆薬により爆破され墜落した事件を契機に、可塑性爆薬を使用したテロリズムの行為を抑止するため、可塑性爆薬に識別措置が適切にとられることを確保することを目的に、国際民間航空機関の法律委員会における検討を経て、1991年（平成3年）3月1日、航空法に関する国際会議において採択されたものである。この条約は、前文、本文15箇条、末文及び技術附属書から成り、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 締約国は、その領域内で識別措置がとられていない可塑性爆薬を製造することを禁止し、防止するために必要かつ効果的な措置をとる。
- 2 締約国は、その領域内への又はその領域からの識別措置がとられていない可塑性爆薬の移動を禁止し、防止するために必要かつ効果的な措置をとる。
- 3 締約国は、この条約の発効前に領域内で製造され又は領域内に持ち込まれた識別措置がとられていない可塑性爆薬の所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとる。
- 4 締約国は、前記3、の可塑性爆薬であって、軍隊、警察等が保有していないものについてはこの条約の発効後3年以内に、軍隊、警察等が保有しており、かつ、軍用火工品の一部に組み込まれていないものについてはこの条約の発効後15年以内に、それぞれ廃棄し若しくは消費し、これらに識別措置をとり又は永久に無力なものにすることを確保するために必要な措置をとる。
- 5 締約国は、自国領域内で発見された識別措置がとられていない可塑性爆薬で前記3、及び4、の対象とされていないものを自国の領域内でできる限り速やかに廃棄することを確保するために必要な措置をとる。
- 6 締約国は、技術附属書第1部Ⅱに規定する研究等のための可塑性爆薬がこの条約の趣旨に反する目的のために転用され又は使用されることを防止するため、これらの爆薬の所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとる。
- 7 この条約により、国際爆薬委員会を設置する。同委員会は、可塑性爆薬の製造、識別措置及び探知についての技術の進歩を評価し、必要な場合には、国際民間航空機関の理事会に対してこの条約の技術附属書の改正を勧告する。
- 8 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付され、その後、一定の場合に、国際司法裁判所に付託される。
- 9 この条約は、35番目の批准書等が寄託者に寄託された日の後60日目の日に効力が発生する。ただし、寄託を行った国のうち5以上の国が可塑性爆薬の製造国（製造国はその旨を宣言する。）であることを条件とする。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
（閣条第14号）

【要 旨】

この確認書は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃及び医薬品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、1997年（平成9年）4月7日にジュネーブで作成され、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年（昭和55年）3月26日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 2 この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。
- 3 我が国の譲許表（第38表）の修正及び訂正
 - (1) 情報技術製品についての関税撤廃措置を規定するために、第1部第2節の附属書を第1部第2節の附属書Iとし、同附属書の次に第1部第2節の附属書IIを加える。
 - (2) 表Iに掲げる関税率表番号（76箇）に分類されるすべての産品（半導体、有線電話関連機器等を含む。）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を3回の均等の引下げによって、1999年（平成11年）1月1日に無税とする。
 - (3) 表IIに掲げる関税率表番号（4箇）に分類されるすべての産品（シリコン以外のウエハー及び電気導体）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を4回の均等の引下げによって、2000年（平成12年）1月1日に無税とする。ただし、電気導体については、電気通信に使用される種類のものだけが関税引下げの対象となる。
 - (4) 表IIIに掲げる産品（切断装置、電子ビーム顕微鏡等の半導体の製造に用いられる各種装置等39品目）及び表IVに掲げる産品（コンピュータ、ネットワーク用の機器等13品目）に関して、1997年（平成9年）1月1日の譲許税率を3回の均等の引下げによって、1999年（平成11年）1月1日に無税とする。
 - (5) 医薬品の関税撤廃の対象産品の追加のための1回目の見直しによって追

- 加される産品を掲げるために、第38表の我が国の譲許表の附属書中の付表Ⅰ、付表Ⅱ及び付表Ⅳをそれぞれ付表ⅠA、付表ⅡA及び付表ⅣAとし、これらの付表の次にそれぞれ付表ⅠB、付表ⅡB及び付表ⅣBを加える。
- (6) 1回目の見直しによって追加される医薬の主要な産品は、付表ⅠBに掲げる231品目及び付表ⅣBに掲げる233品目である。
- (7) 1回目の見直しによって削除される医薬の主要な産品は、付表ⅠAにおいて規定する25品目である。

サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要 旨】

この議定書は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定（1995年（平成7年）1月1日発効）の附属書として作成された「サービスの貿易に関する一般協定」に関し、電話、テレックス等の基本電気通信サービスについて行った交渉の成果として、1997年（平成9年）4月15日にジュネーヴで作成されたものであり、前文、本文、末文並びに69の関係加盟国の特定の約束に係る表（以下「約束表」という。計55）及び最恵国待遇義務の免除に係る表（以下「免除表」という。計9）から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書に附属する基本電気通信に関する関係加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が効力を生ずる時に、当該関係加盟国の約束表又は免除表を補足し又は修正する。
- 2 この議定書は、1997年11月30日まで関係加盟国による受諾のために開放しておく。
- 3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾していることを条件として、1998年1月1日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1997年12月1日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこの議定書を受諾した関係加盟国は、1998年1月1日前にその効力発生に関する決定を行うことができる。
- 4 我が国の約束表の内容
 - (1) 電報サービスを除き、あらゆる電気通信事業者によって提供されるすべての基本電気通信サービス分野について、議定書の効力発生の日から自由化することを約束する。
 - (2) 自由化約束を行ったサービス分野については、原則として、需給調整等による数量制限的規制、外国資本の参加等市場アクセスに関する制限を行わない。ただし、日本電信電話株式会社（NTT）及び国際電信電話株式

会社（KDD）への外国資本の参加の割合は、5分の1未満に制限する。

(3) 自由化約束を行ったサービス分野については、原則として、内国民待遇を与える。ただし、NTT又はKDDの役員は日本国籍を有しなければならない。

(4) 追加的な約束として、自由化約束を行ったサービス分野について、公正な競争条件を確保するための規制の枠組みを実施する。

なお、我が国は免除表への記載を行っておらず、すべての基本電気通信サービス分野において最恵国待遇の義務を負う。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

【要 旨】

従来より英国（香港）側から我が国に対し、1997年（平成9年）7月1日の香港の中国返還後も、その有効性の維持を前提として我が国との間に投資保護協定を締結すべく働きかけがなされてきた。我が国としては、返還後も香港が現在の繁栄と安定を維持すること、とりわけ我が国の対香港投資に係る環境が安定的に維持されることが重要であるとの認識の下、1997年（平成9年）5月15日に東京でこの協定の署名を行った。この協定は、前文、本文15箇条、末文及び協定の不可分の一部を成す議定書から構成され、基本的に我が国がこれまでに締結した協定例に沿った規定振りを採用している。主な内容は次のとおりである。

- 1 両締約政府の投資家は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 両締約政府の投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 3 両締約政府は、投資家の出訴権等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 4 両締約政府は、正当な法の手続に従い、公共のために、かつ無差別の原則に基づき行われる収用等であって、補償を伴うものによる場合を除くほか、投資家の投資財産及び収益を収用等の対象としてはならない。投資家は、補償の価額等に関し、収用等を行った締約政府の裁判等を受ける権利を有するとともに、収用等の事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 敵対行為の発生、革命等の国家緊急事態により投資財産、収益等に生じた損害に関してとられる原状回復等の措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。当局による投資家の財産の徴発及び当局の不必要な行為によ

- る投資家の財産の破壊に関しては、原状回復又は妥当な補償が与えられる。
- 6 両締約政府は、投資家に対して、それぞれの地域外又は地域内への投資財産及び収益の移転の自由を保証する。
 - 7 両締約政府は、投資家の投資財産等の損害に係るてん補等に基づく請求権等について、政府又は指定された機関による代位を承認する。
 - 8 投資に関する紛争が当事者間で友好的に解決されず、当事者間で紛争解決のための手続につき合意が得られない場合には、投資家の要請により、仲裁に付託される。
 - 9 この協定の解釈又は適用に関する両締約政府間の紛争は、仲裁裁判所に付託される。
 - 10 この協定は、15年間効力を有し、その後は1年前の終了予告により終了させることができる。
- なお、この協定は、香港の中国への返還後中国に承継され、現行の日中投資保護協定は香港には適用されない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国際民間航空機関日本政府代表部（カナダ、モントリオール）を新設し、在コタ・キナバル日本国領事館（マレーシア）を総領事館に種類変更するとともに、在ホラムシャハル（イラン）及び在プレトリア（南アフリカ共和国）の各日本国総領事館を廃止する。
- 2 前記の新設・種類変更公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、廃止公館に関する規定を削除する。
- 3 在香港日本国総領事館の位置の国名を連合王国から中華人民共和国に、在ボンベイ日本国総領事館（インド）の名称を在ムンバイ日本国総領事館に、在マドラス日本国総領事館（インド）の名称を在チェンナイ日本国総領事館に変更する等の規定の整備を行う。
- 4 この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、在香港及び在コタ・キナバルの各日本国総領事館に関する部分等、一部の規定は、政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条 約 (16件)

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
1	中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件	衆	9. 2. 10	9. 3. 24	9. 4. 1 承認	9. 4. 4 承認	9. 2. 25	9. 3. 17 承認	9. 3. 18 承認
2	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書(1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ)の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 7	5. 15 承認	5. 16 承認	4. 17	4. 22 承認	4. 24 承認
3	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	5. 7	5. 15 承認	5. 16 承認	4. 17	4. 22 承認	4. 24 承認
4	1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合(同年5月21日及び22日にローマで開催)において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合(同年6月28日から7月2日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件	〃	2. 25	4. 21	5. 8 承認	5. 9 承認	4. 8	4. 16 承認	4. 17 承認
5	航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	5. 15	5. 29 承認	5. 30 承認	5. 6	5. 14 承認	5. 15 承認
6	環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件	参	3. 11	3. 13	3. 17 承認	3. 19 承認	3. 25	4. 2 承認	4. 3 承認
7	アジア=太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア=太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	3. 13	3. 18 承認	3. 19 承認	3. 25	4. 2 承認	4. 3 承認
8	1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 11	3. 18	3. 27 承認	3. 28 承認	4. 8	4. 16 承認	4. 17 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について承認を求めるの件	参	9. 3. 11	9. 3. 18	9. 3. 27 承認	9. 3. 28 承認	9. 4. 8	9. 4. 16 承認	9. 4. 17 承認
10	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 25	5. 15	5. 29 承認	5. 30 承認	5. 6	5. 14 承認	5. 15 承認
11	航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 25	5. 15	5. 29 承認	5. 30 承認	5. 6	5. 14 承認	5. 15 承認
12	包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 26	6. 5 承認	6. 6 承認	5. 9	5. 16 承認	5. 20 承認
			○9. 5. 9 衆本会議趣旨説明						
13	可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 26	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 16 承認	5. 20 承認
14	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 25	5. 28	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 21 承認	5. 22 承認
15	サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4. 28	5. 28	6. 3 承認	6. 6 承認	5. 13	5. 21 承認	5. 22 承認
16	投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	5. 27	6. 3	6. 10 承認	6. 11 承認	5. 27	5. 30 承認	6. 3 承認

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※23	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 7	9. 3. 25	9. 3. 31 可決	9. 3. 31 可決	9. 3. 4	9. 3. 21 可決	9. 3. 25 可決

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件、衆議院議員提出1件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願6種類11件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会付託の法律案は、そのほとんどが今日の経済情勢、財政事情等を反映した内容のものであった。

税財政に関する法案は5件であったが、その審査概要等は次の通りである。

我が国の財政は、国・地方の長期債務残高が476兆円（平成9年度末見通し）に達するという危機的な状況に鑑み、平成9年度予算においては、医療保険改革を初めとする各般の制度改革が行われた。その結果、一般歳出の伸び率が1.5%と、9年ぶりの低い水準に抑えられるとともに、公債減額4兆3,220億円を実現するなど、財政構造改革元年の第一歩を踏み出した。しかしながら、特例公債については、前年度予算における発行予定額から4兆5,280億円減額したものの、引き続き発行を余儀なくされ、そうした事情の下、平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案が提出された。

委員会においては、政府の今後の財政方針や、財政構造改革に関する質疑が行われ、危機的な財政状況を脱し、堅実な財政運営に立ち戻るため最大限の努力を行う旨の大蔵大臣の見解が示された。

酒税法の一部を改正する法律案は、蒸留酒に係る酒税の税率格差を、ガット第3条に整合的なものにすることを要請した世界貿易機関（WTO）の勧告に配慮し、しょうちゅう甲類及び乙類、ウイスキー類、スピリッツ類並びにリキュール類に係る税率格差を調整しようとするものである。委員会においては、税率改定により、国内のしょうちゅうメーカーの経営に与える影響や、経過措置に対する欧米の反応を懸念する質疑があった。

次に、近年の社会経済事情等に対応するため、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案が提出された。これは、住宅需要を刺激するために住宅取得促進税制の拡充・適正化を図るとともに、特定の中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の創設や、沖縄に対する税制上の特例措置の新設・拡充、企業関係の租税特別措置等の整理合理化等、所要の措置を講ずると同時に、震

災対策における税制支援策として、被災者の住宅の再取得等を支援するため、住宅取得促進税制の特例等を盛り込んだものである。委員会では、租税特別措置の実効性が、今年4月からの消費税引き上げによって薄れてしまうのではないかという疑問が呈されたが、昨今の経済状況の下、租税特別措置により経済にプラスの影響が期待できるとの政府見解が示された。

なお、議員立法の、平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、同補助金等に係る所得税及び法人税の負担軽減を図ろうとするものである。

また、石油製品を中心とした関税率及び還付制度の改正や、税関制度の簡素化等を図る目的で、関税定率法等の一部を改正する法律案が成立した。

国際金融関連では、中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、及び、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が成立した。

前者は、中東及び北アフリカにおける平和、安定及び開発の強化・促進を目的とするものであり、後者は、国際復興開発銀行及び国際開発協会の増資決議の成立に伴い、我が国がこれらの機関に対し追加出資を行うための措置を講じたものである。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案は、昨年11月橋本総理が打ち出した金融システム改革のフロントランナーと位置づけられており、我が国の金融・資本市場を活性化させるため、対外取引の自由化を図ることを主な内容とするものである。委員会では、法改正による国内資本の流出への懸念や、金融システム改革との関連についての質疑が行われた。また、金融・証券・商社の各分野から参考人を招致し、意見を聴取した。その中で、各参考人からは、日本版ビッグバンを成功させ、東京市場を活性化させるためには、為替管理の規制緩和のみならず、税制・会計・金融システムの迅速な改革が必要との認識が示された。さらに各委員からは、今後のビッグバンへの各業界の対応方針に関する質問が集中した。

その他の金融関連では、日本銀行法案は、昭和17年に制定された現行法が、経済・金融の市場化が進展した今日、時代にそぐわなくなっている現実を踏まえ全面改正されたものである。バブルの発生と崩壊、その後の金融機関の不良債権問題の深刻化を通じて、国民や市場から中央銀行の自主性や意思決定の透明性の確保が求められていること、グローバル化の流れを強める世界の金融・資本市場にも対応を図る必要があることなどから改正につながったものである。

その内容は、①政策委員会の議決事項の拡充及び組織の見直し、議事録の公開、②政策委員会への政府の出席、議案提出、議決延期請求権の付与、③役員
の任命に対する国会の同意、④役職員の違法行為に対する是正命令などを規定
するものである。

委員会においては、各委員から、予算認可権など政策委員会に対する政府の
関与が同委員会の独立性を阻害する可能性について指摘されたが、大蔵省は、
政策委員会の独立性を最大限保ちながら、行政代行的色彩の強い金融政策の責
任を内閣が負うことができるようにするには、最小限の政府の関与は不可欠と
の見解を示した。また、参考人として、金融制度調査会会長、全国銀行協会連
合会会長、及び学識経験者2名を招致し、日本銀行の独立性及び政府と中央銀
行の関係を中心とした意見聴取が行われた。

法案採決の際、民主党・新緑風会の千葉景子議員より、日本銀行及び政策委
員会への政府の関与を原案より弱める内容の修正案が提出されたが、否決され
た。

〔国政調査等〕

2月13日、三塚大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取
し、2月20日、所信に対する質疑を行った。また、3月27日、予算委員会から
委嘱を受けた平成9年度大蔵省関連予算の審査を行った。

5月22日には、日本銀行に関する実情調査を目的として、日本銀行を視察し
た。

(2) 委員会経過

○平成9年2月13日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政及び金融等の基本施策に関する件について三塚大蔵大臣から所信を聴
いた。
- 平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税
の臨時特例に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者
衆議院大蔵委員長額賀福志郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第1号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、新社
反対会派 なし

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 財政及び金融等の基本施策に関する件について三塚大蔵大臣、政府委員及

び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第3回）

○平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上4案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

○関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、厚生省及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第33号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月21日（金）（第5回）

○酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について三塚大蔵大臣、政府委員、自治省、中小企業庁、通商産業省、公正取引委員会、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産、新社

（閣法第7号） 賛成会派 自民、社民、民緑

反対会派 平成、共産、新社

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第6回)

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した後、

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第35号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第35号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成9年度一般会計予算 (衆議院送付)

平成9年度特別会計予算 (衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算 (衆議院送付)

(大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行) について三塚大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、経済企画庁、自治省、防衛施設庁当局、参考人国民金融公庫総裁尾崎護君、日本開発銀行総裁吉野良彦君及び日本輸出入銀行総裁保田博君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年3月28日(金) (第7回)

- 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第1号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産、新社
なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月1日(火) (第8回)

- 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
(閣法第34号) (衆議院送付) について討論の後、可決した。
(閣法第34号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、新社
反対会派 共産

○平成9年5月7日(水) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年5月8日(木) (第10回)

- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月9日(金) (第11回)

- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

株式会社三和銀行専務取締役国際本部長	室町	鐘緒君
三井物産株式会社代表取締役専務取締役	福間	年勝君
山一証券株式会社専務取締役	川添	允雄君

○平成9年5月13日(火) (第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第53号)
(衆議院送付) について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成9年5月15日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省、警察庁、外務省当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第53号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月28日（水）（第14回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案の審査のため必要に応じ日本銀行の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

○平成9年5月29日（木）（第15回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第16回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第17回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について三塚大蔵大臣、政府委員、法務省、警察庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日（金）（第18回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

金融制度調査会会長
全国銀行協会連合会会長
早稲田大学商学部教授
東京国際大学経済学部教授

館 龍一郎君
佐伯 尚孝君
立脇 和夫君
田尻 嗣夫君

○平成9年6月10日（火）（第19回）

- 日本銀行法案（閣法第65号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、政府委員、農林水産省及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第65号） 賛成会派 自民、社民、民緑の一部

反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日（火）（第20回）

- 請願第324号外10件を審査した。
- 租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）

【要 旨】

本法律案は、平成9年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成9年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（7兆4,700億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(2) (1)により発行することができる特例公債の発行は、平成10年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成9年度所属の歳入とすることとする。

(3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、

その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

(1) 平成9年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から7,200億円を控除した額を繰り入れることとする。

(2) 将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（7,200億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 我が国の財政が危機的な状況にあることにかんがみ、各般の制度の見直しに早急に取り組み、これまで以上に歳出を削減し、公債発行及び残高の大幅な減額を目指すこと。

とりわけ特例公債については、世代間負担の公平等の観点から、その発行を極力抑制するとともに早期の償還に努めること。

一 財政の健全性を確保する観点から、いわゆる隠れ借金の実態を明確にするとともに、その解消に努めること。

一 財政構造改革が喫緊の課題であることを踏まえ、経済の構造改革・活性化を図り、歳入・歳出の均衡の実現に向けて最大限の努力を払うこと。

右決議する。

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【 要 旨 】

本法律案は、世界貿易機関（WTO）の勧告に対応するため、しょうちゅう、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキュール類に係る税率格差の縮小を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 酒税の税率の改正

しょうちゅう甲類及び乙類並びにリキュール類の税率を現行のスピリッツ類の水準まで引き上げ、これらの酒類の税率をアルコール分1度当たりで同一とする。また、これらの酒類とウイスキー類とのアルコール分1度当たりの税率格差を1.03倍に縮小するため、ウイスキー類の税率を引き下げる。

2 その他

(1) 輸入ウイスキー類等の移入に係る特例

税率の改正に際し、酒類の販売業者が保税地域から引き取った輸入ウイスキー類等の移入について、戻入れ控除等の規定を適用する。

(2) 手持品課税

税率の改正の日において、税率の引上げが行われる酒類を流通段階で500リットル以上所持する者に対して、手持品課税を行う。

3 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成9年10月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成9年度の租税減収見込額は、約180億円である。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 WTO勧告に対応した酒税法改正については、消費者及び製造者に与える影響にかんがみ、今後とも、関係国の理解が得られるよう最大限努力すること。
- 一 中小事業者の多いしょうちゅう乙類業界が、今回の大幅な税率引上げに対処して一層の近代化を促進できるよう、十分な指導を行うとともに所要の措置を講じること。
- 一 財政物資としての酒類の特性に配慮し、酒税の円滑かつ適正な転嫁と公正な取引の確保が図られるよう十分に指導すること。

右決議する。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【 要 旨 】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災の被災者に対する特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅・土地税制

(1) 住宅取得促進税制の見直し

- ① 住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（現行は当初2年間1.5%、残り4年間1%）を、平成9年中及び平成10年中に居住の用に供する場合に拡充し、その後、段階的に適正化した上、適用期限を平成13年12月31日まで延長する。

② 住宅取得促進税制の特例として、阪神・淡路大震災の被災者が平成9年1月1日から平成13年12月31日までの間に再建住宅を居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率（現行は当初2年間1.5%、残り4年間1%）を、全控除期間を通じて2%とする。

(2) 登録免許税

住宅用家屋の所有権について、保存登記の軽減税率を1000分の1.5（現行1000分の3）に、移転登記の軽減税率を1000分の3（現行1000分の6）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。また、住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の軽減税率を1000分の1（現行1000分の2）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 印紙税

平成9年4月1日から平成11年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び工事請負契約書に係る税率を引き下げる。

2 社会経済情勢等への対応

(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除制度（いわゆるエンジェル税制）の創設

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失のうち、その年の株式等の譲渡益から控除しきれなかった金額について、翌年以後3年間の繰越控除を認める。

(2) 産業空洞化対策

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の制定に伴い、特定中小企業者等が同法の高度化等計画に従って取得する一定の機械及び装置について、取得価額の100分の15の特別償却を認める。

(3) 沖縄振興

沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機に、平成9年7月1日から平成14年3月31日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき1万5,600円（現行2万6,000円）とする等の措置を講ずる。

3 その他の租税特別措置の改正

輸入製品国内市場開拓準備金の廃止、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化等を行うほか、交際費の損金不算入制度、民間国外債の利子等の非課税制度等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成9年度の租税減収見込額は、約840億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不断の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
 - 一 阪神・淡路大震災の被災者・被災企業の生活・事業活動の復興を引き続き支援する観点から、今後とも必要に応じて、税制面での適切かつ有効な対応を行うこと。
 - 一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境・機構の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要 旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 関税率等の改正
石油製品、粗糖等の関税率の引下げ等を行う。
- 2 還付制度等の改正
中間留分石油製品等の増産に係る関税の還付制度を廃止し、石油アスファルト等に係る関税の還付制度を新設するとともに、平成9年3月31日に適用期限の到来する石油関係の還付制度等について、その適用期限の延長等を行う。
- 3 暫定関税率の適用期限の延長
平成9年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する。
- 4 税関手続の簡素化
輸出入申告の際に提出することとされている仕入書についてその提出を省略できる範囲を拡大する等、税関手続の簡素化を行う。
- 5 過少申告加算税等の導入
適切な納税申告を確保する観点から、関税においても内国税と同様に、過

少申告加算税及び無申告加算税を導入する。

6 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成9年4月1日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成9年度一般会計の関税減収見込額は、約90億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約4億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 関税の執行に当たっては、過少申告加算税等の導入を踏まえ、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、中長期的展望に基づく税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案 (閣法第34号)

【要 旨】

本法律案は、中東・北アフリカ経済協力開発銀行（以下「銀行」という。）への加盟に伴い、銀行に対する出資及び拠出等について所要の規定を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、銀行に対して、467億9,812万3,869円の範囲内において、本邦通貨により出資するとともに、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、又は銀行の特別基金に充てるため拠出することができる。
- 2 政府は、銀行に出資し又は拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部

を国債で出資し又は拠出することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずる。

- 3 銀行の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うものとする。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要 旨】

本法律案は、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額を増額に應ずるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際復興開発銀行に対する我が国の出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、33億2,300万協定ドル（約40億870万現行ドル）の範囲内において追加出資することができる。
- 2 国際開発協会の第11次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後3年間にわたって総額2,304億528万円の範囲内において追加出資することができる。なお、追加出資は、全額出資国債により払い込むこととしている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際機関の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしい指導力の発揮に努めること。
- 一 国際機関への我が国からの出資及び拠出等の支援について、納税者の理解を得られるよう、その活動内容の透明性の確保に努めること。
- 一 国際開発金融機関について、それぞれの特性を踏まえて役割分担を明確化するなど、全体として効率的な運営に努めるよう働きかけること。

右決議する。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の国際金融取引を取り巻く環境の変化に対応し、我が国金融市場及び資本市場の一層の活性化を図るため、資本取引等について許可又は届出に係る制度を原則として廃止して事後報告制度に移行するとともに、外国為替公認銀行制度等による外国為替業務に係る規制を廃止する

等、より自由な対外取引のための環境整備等を行うため、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名

外国為替及び外国貿易管理法の題名を「外国為替及び外国貿易法」に改める。

2 総則

定義規定及び外国為替相場に関する規定について所要の規定の整備を行う。

3 外国為替公認銀行及び両替商

外国為替業務の自由化を行うため、外国為替公認銀行の認可制度及び両替商の認可制度を廃止することとし、関連規定を削除する。

4 支払等

(1) 本邦から外国へ向けた支払等について主務大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等に関し所要の規定の整備を行う。

(2) 特殊な方法による支払等について主務大臣の許可を受けなければならないとされている規定を削除する。

(3) 銀行その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）は、その顧客の支払等が許可を受ける義務が課されたものである場合等について、当該許可を受けていること等を確認した後でなければ、その支払等に係る為替取引を行ってはならないこととし、郵政官署が行う為替取引についても準用する。

(4) 銀行等は、その顧客と本邦から外国へ向けた支払（政令で定める小規模のものを除く。）に係る為替取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならないこととし、郵政官署が為替取引を行おうとする場合及び両替業務を行う者が両替を行おうとする場合についても準用する。

(5) 非居住者に対する債権の放棄等について主務大臣の許可を受ける義務を課することができることとされている規定を削除する。

(6) 支払手段等を輸出入しようとするときは、政令で定める場合等を除き、その内容等を大蔵大臣に届け出なければならないこととする。

5 資本取引等

(1) 資本取引の定義について所要の規定の整備を行う。

(2) 許可又は事前届出を要するとされていた資本取引について、原則として許可又は事前届出を不要とするとともに、大蔵大臣及び通商産業大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等に関し所要の規定の整備を行

う。

- (3) 特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為の対象として非居住者が発行する証券（政令で定めるものに限る。）の非居住者からの取得等を加える。
- (4) 指定証券会社制度を廃止することとする。
- (5) 対外直接投資について、大蔵大臣が内容の変更又は中止を勧告できる場合の要件を限定するとともに、所要の規定の整備を行う。
- (6) 役務取引等について主務大臣が許可を受ける義務を課することができる要件等について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律が平成10年4月に施行されることを念頭に置き、我が国が国際金融センターとして国際的市場間競争に対応し得るよう、金融・資本市場及び金融システムにおける規制緩和を可及的速やかに進めるとともに、会計制度をグローバル・スタンダードに適合させるなど金融インフラの整備に不断の努力を払うこと。
- 一 本法律の運用に当たっては、外国為替取引の自由化によって増加が懸念されるマネー・ローンダリング等不正な取引を防止すると同時に、投資家・消費者等が自由化のメリットを最大限享受できるよう、十分配慮すること。
- 一 外国為替取引の自由化等に伴い、金融・証券税制を適切に見直すほか、課税回避を防止するための海外送金等の報告制度や民間国外債に係る本人確認制度の整備等に努めること。また、国税業務の一層の国際化・情報化・複雑化に伴い事務量の増大も予想されることから、国税職員については、定員の確保及び職場環境・機構の充実に特段の努力を払うこと。
- 一 経済制裁のため本邦からの海外送金、資本取引、外国貿易等をしようとする者に主務大臣の許可等を受ける義務を課した場合は速やかにその理由を公表し、国会に報告すること。

右決議する。

日本銀行法案（閣法第65号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、我が国の中央銀行である日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の政策委員会の権限の強化とその議事要旨の速やかな公表をはじめ

めとする日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的等

日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うほか、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とすることとし、また、通貨及び金融の調節の理念等について明確化することとする。

2 政策委員会の権限等

(1) 政策委員会の議決事項の拡充及びその組織の見直しを行うほか、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする会議の議事要旨を速やかに公表する等の措置を講ずることとする。

(2) 政策委員会の政府代表委員制度を廃止し、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の会議に限り政府から出席することができることとし、政府からの出席者は、議案を提出し、又は議決の延期を求めることができる等の措置を講ずることとする。

3 役員及び職員等

(1) 日本銀行の役員の構成、任命、任期等について、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意を要することとする等所要の見直しを行うこととする。

(2) 日本銀行の役職員について、守秘義務等を定めるとともに、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を作成し、公表しなければならないこととする。

4 国会に対する報告等

日本銀行は、通貨及び金融の調節等についての報告書を国会に提出するとともに、業務及び財産の状況について説明を求められたときは、総裁等は国会に出席しなければならないこととする。

5 大蔵大臣の監督等

大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権等を廃止し、日本銀行又は役職員に違法行為等があったときに限り、大蔵大臣はその是正等を求めることができることとするとともに、監事の監査機能の活用を図ることとするほか、経費の予算についても、大蔵大臣は、認可をしない場合にはその理由を公表しなければならないこととする。

【附帯決議】

政府及び日本銀行は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 日本銀行の法人格の在り方については、日本銀行が重要な金融政策を実施する機関であることを踏まえ、民間出資者の位置付け、法的性格の変更に伴

う諸コスト、金融政策に係る日本銀行の独立性への影響等を総合的に勘案しつつ、さらに検討を行うこと。

- 一 日本銀行の予算認可、違法行為の是正措置、資料の徴求、業務報告書の国会への提出等については、日本銀行の業務運営の自主性に配慮しつつ、適正な運用に努めること。
 - 一 政府の経済政策と日本銀行の金融政策の整合性の確保に努めるとともに、日本銀行総裁・副総裁は、国会への出席義務が課される本法の施行日以前においても、誠意をもって金融政策の考え方等につき国会に対して十分説明するよう努めること。
 - 一 役員集会の廃止、議決に付すべき内容・参考資料等の事前送付、独自スタッフの配置等により政策委員会の活性化を図るとともに、政策委員会の議事要旨の速やかな公表等を行い、金融政策の決定過程の透明性を最大限確保すること。
 - 一 日本銀行の給与水準については、一般民間企業、国家公務員、民間金融機関等の給与水準を総合的に勘案し、国民の理解が得られる適正なものとなるよう努めるとともに、機構の見直し、支店・事務所の統廃合、保有資産の整理、人員配置の適正化等を含む抜本的なリストラ計画を早急に作成し、合わせて経費予算、給与水準、日銀納付金等の透明性の確保に努めること。
 - 一 日本銀行の役職員の再就職制限については、国家公務員の再就職制限等も参考にしつつ、国民の理解が得られるよう適切なルールを作成すること。
- 右決議する。

平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度において、新生産調整推進対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する新生産調整推進助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成8年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決	
※1	平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	衆	9. 1.20	9. 3.14	9. 3.28 可決 附帯決議	9. 3.28 可決	9. 2.14	9. 3. 5 可決 附帯決議	9. 3. 5 可決	
			○9. 3.14	参本会議趣旨説明			○9. 2.14	衆本会議趣旨説明		
※6	酒税法の一部を改正する法律案	〃	1.31	3.13	3.21 可決 附帯決議	3.24 可決	2.20	3. 5 可決	3. 5 可決	
			○9. 2.20 衆本会議趣旨説明							
※7	租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	1.31	3.14	3.21 可決 附帯決議	3.24 可決	2.20	3. 5 可決 附帯決議	3. 5 可決	
			○9. 3.14	参本会議趣旨説明			○9. 2.20	衆本会議趣旨説明		
※33	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.13	3.17 可決 附帯決議	3.19 可決	2.26	3. 5 可決 附帯決議	3. 5 可決	
※34	中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	〃	2.10	3.18	4. 1 可決	4. 4 可決	3. 6	3.18 可決 附帯決議	3.18 可決	
※35	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.18	3.27 可決 附帯決議	3.28 可決	3. 6	3.18 可決 附帯決議	3.18 可決	
53	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	5. 7	5.15 可決 附帯決議	5.16 可決	4. 3	4.22 可決 附帯決議	4.24 可決	
			○9. 5. 7	参本会議趣旨説明			○9. 4. 3	衆本会議趣旨説明		
65	日本銀行法案	〃	3.11	5.28	6.10 可決 附帯決議	6.11 可決	4.17	5.21 可決 附帯決議	5.22 可決	
			○9. 5.28	参本会議趣旨説明			○9. 4.17	衆本会議趣旨説明		

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
1	平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 額賀 福志郎君 (9. 2. 4)	9. 2. 4	9. 2. 6	9. 2. 6	9.2.13 可決	9.2.14 可決			9.2. 6 可決

【文教委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、衆議院議員提出4件、本院議員提出1件の合計11件であり、内閣提出6件、衆議院議員提出1件及び本院議員提出1件を可決し、衆議院議員提出3件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願22種類358件のうち、3種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、国立大学等と民間の研究機関等との共同研究等を推進するため、国立大学等の教員が共同研究等に従事するため休職にされた場合の退職手当の在職期間の計算について、当該休職期間を除算しないこととするものである。

委員会においては、国立大学等の教員の共同研究休職の実績とこの改正により予想される効果、国立大学教員の人事交流の実態や研究支援体制等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立大学の学部の名称等を政令で定めることとするとともに、政策研究大学院大学を新設するほか、名古屋大学医療技術短期大学部、三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部を廃止してそれぞれの大学の関係学部統合し、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものである。

委員会においては、大学院重点化策の必要性、政策研究大学院大学の設置の趣旨と構想、学部の名称等の政令事項化の是非、医師及び医療関係技術者の教育の在り方、国立大学の設置形態等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

日本私立学校振興・共済事業団法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して、日本私立学校振興・共済事業団を設立し、同事業団に、私立学校の教育の充実等を図るため、補助金の交付、資金の貸し付け等の業務を行わせるとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済制度を運営する業務等を行わせようとするものである。

委員会においては、両特殊法人を統合する趣旨とその効果、新事業団における役職員の処遇、公的年金一元化への対応、宿泊施設等の運営の在り方、私学助成の充実等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり

可決した。

学校図書館法の一部を改正する法律案は、学校図書館の一層の充実を期し、司書教諭の養成と設置の計画的拡充を図るため、これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、当分の間、置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間としようとするものである。

委員会においては、学校図書館の現状と課題、司書教諭の養成及び設置の具体策、設置が猶予される小規模校の取り扱い、司書教諭といわゆる学校司書の在り方等について質疑が行われた後、阿部委員（共産）から、学校司書制度の創設等を内容とする修正案が提出された。阿部委員の修正案に賛成、原案に反対の討論の後、修正案は否決、原案は多数をもって原案どおり可決した。なお、6項目の附帯決議が付された。

放送大学学園法の一部を改正する法律案は、放送大学学園が通信衛星による放送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全国に提供するため、放送法に規定する委託放送業務を行うことができるようにするとともに、放送法の関係規定の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、放送の全国化に対応する学習センター等の整備方針、専門分野の拡充等教育内容の見直し、他大学との連携協力の強化等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作者、実演家又はレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、著作物、実演又はレコードの送信可能化に関するこれらの者の権利を定め、プログラムの著作物について同一構内の送信を著作権の対象とし、あわせて無線又は有線による送信に関する規定の整理等を行おうとするものである。

委員会においては、マルチメディア時代の著作権制度の在り方と権利処理体制の整備方針、映画等の実演家の権利保護の拡充、著作権意識の普及・啓発等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

大学の教員等の任期に関する法律案は、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定めることにより、大学等への多様な人材の受入れを図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、任期付きポストの対象範囲、教員の業績評価システムの在り方、任期を付された教員の処遇改善、

私立大学における任期制導入の際の手續等について質疑が行われ、反対討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、7項目の附帯決議が付された。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、体験すべき介護等の内容、社会福祉施設等の受入れ体制の整備、事前研修の必要性、介護等体験中の事故への対応等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。

また、いわゆる“サッカーくじ”関連の法律案として、次の3法律案が衆議院議員提出法律案として、本院に提出された。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものである。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校センターの業務とする等所要の規定の整備を行おうとするものである。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものである。

委員会においては、3法律案について趣旨説明の聴取を行った後、継続審査要求書を議長に提出することについて採決を行った結果、多数をもって提出することに決定した。

〔国政調査等〕

2月14日、小杉文部大臣から所信を、佐田文部政務次官から平成9年度文部省関係予算について説明を聴取した。

2月20日、文教行政の基本施策について質疑を行い、スポーツ振興策と地域社会の在り方、平成9年度大学入試センター試験の得点調整の必要性、外国人留学生の教育体制、在外日本人学校の安全対策の必要性、児童生徒の薬物乱用対策、学習指導要領の改定の在り方、大学入試制度の改革、児童の権利条約の

普及活動、国旗と国歌の法制化、平成8年の中央教育審議会第1次答申に対する文部省の対応等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度文部省関係予算の審査を行い、スポーツ振興策と指導者養成の在り方、中高一貫教育への文部省の取り組み、公立の青少年教育施設の存廃、外国人留学生の受入態勢、国立大学の予算と設置・運営の在り方、歴史教育と従軍慰安婦問題、競技力向上のためのスポーツ振興予算、高齢社会の進展に即した医療教育の在り方等の問題に関し質疑を行った。

4月8日には、教育、文化及び学術に関する調査を行い、養護学校高等部の訪問教育、学童保育の充実、財政構造改革下の文教予算、教員への身障者雇用、学校図書館の在り方、児童福祉法改正に伴う子供への教育保障等について質疑を行った。

また、4月15日、教育、文化及び学術に関する調査のうち、中央教育審議会の審議状況に関する件を議題とし、参考人として、第15期中央教育審議会会長有馬朗人氏を招致し、その意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月14日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教行政の基本施策に関する件について小杉文部大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月20日(木) (第2回)

- 文教行政の基本施策に関する件について小杉文部大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日(木) (第3回)

- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第49号)について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日(火) (第4回)

- 教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第49号)について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第49号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき
反対会派 なし

- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日（木）（第5回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（文部省所管）について小杉文部大臣、政府委員、厚生省、内閣官房及び総務庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第14号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき
反対会派 共産

○平成9年4月8日（火）（第6回）

- 養護学校高等部の訪問教育に関する件、学童保育の充実に関する件、財政構造改革下の文教予算に関する件、教員への身障者雇用に関する件、学校図書館の在り方に関する件、児童福祉法改正に伴う子供への教育保障に関する件等について小杉文部大臣、政府委員、総務庁及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月15日（火）（第7回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 中央教育審議会の審議状況に関する件について参考人第15期中央教育審議会会長有馬朗人君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。
- 日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第8回）

- 日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第30号） 賛成会派 自民、社民、民緑、共産、自由、無
反対会派 平成
欠席会派 さき

○平成9年5月6日（火）（第9回）

- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員南野知恵子君から趣旨説明を聴いた。
- 放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月8日（木）（第10回）

- 学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員木宮和彦君、同南野知恵子君、同上山和人君、小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第4号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき、無
反対会派 共産
欠席会派 自由
なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月13日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び参考人放送大学副学長嘉治元郎君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第48号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無
反対会派 なし
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月22日（木）（第12回）

- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）について小杉文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第91号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無
反対会派 なし

○平成9年5月27日（火）（第13回）

- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について小杉文部大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について参考人北陸先端科学技術大学院大学長慶伊富長君、広島大学教授・大学教育研究センター長有本章君及び名古屋大学名誉教授沢田昭二君から意見を聴き、各参考人、小杉文部大臣、政府委員、総務庁及び人事院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第83号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月5日（木）（第16回）

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員田中眞紀子君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員田中眞紀子君、同河村建夫君、同栗屋敏信君、同秋葉忠利君、同藤村修君、同住博司君、同山元勉君、同栗原博久君、同中谷元君、小杉文部大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、無

反対会派 なし

○平成9年6月18日（水）（第18回）

- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（衆第21号）（衆議院提出）
- 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
- スポーツ振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）（衆議院提出）

- 以上3案について発議者衆議院議員島村宜伸君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第55号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第24号外349件を審査した。
 - **スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（衆第21号）（衆議院提出）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（衆第23号）（衆議院提出）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
 - 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 国立大学の学部の名称及び筑波大学の学群の種類を政令で定めることとする。
- 2 現実の政策課題の解決を志向して学際的な教育研究を行うため、政策研究大学院大学を本年10月1日に設置し、平成12年4月から学生を受け入れること。
- 3 昼夜開講制による教育体制充実のため、長崎大学併設の商科短期大学部を平成11年度限りで廃止して、同大学の経済学部統合すること。
- 4 看護等医療技術教育の充実等を図るため、三重大学併設の医療技術短期大学部を平成11年度、名古屋大学併設の医療技術短期大学部を平成12年度限りで廃止して、それぞれの医学部に統合すること。
- 5 国立大学の大学院に置かれる研究科に附属の教育施設又は研究施設を置くとする規定を置くこと。
- 6 昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成9年度の職員の定員を、2万82人（78人増）に改めること。

日本私立学校振興・共済事業団法案（閣法第30号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して日本私立学校振興・共済事業団を設立しようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、法人とすること。
- 2 役員
事業団に、役員として、理事長1人、理事12人以内及び監事2人以内を置くこと。
- 3 運営審議会
事業団に、理事長の諮問機関として、10人以内の委員で組織する運営審議会を置くこと。
- 4 共済運営委員会及び共済審査会
 - (1) 共済制度の加入者等に関する短期給付、長期給付、福祉事業等の適正な運営を図るため、事業団に共済運営委員会を置くこと。
 - (2) 共済制度の加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、事業団に共済審査会を置くこと。
- 5 業務
 - (1) 事業団は、次の業務を行うものとする。こと。
 - ① 国から私立学校等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。
 - ② 学校法人等に対し、私立学校等の施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付けること。
 - ③ 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人等に対し、その事業について助成金を交付すること。
 - ④ 私立学校教育の振興のための寄付金を募集、管理し、学校法人等に対し、その配付を行うこと。
 - ⑤ 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果の提供その他の指導を行うこと。
 - ⑥ 共済制度の加入者又はその被扶養者の病気、負傷又は出産等に関する短期給付を行うこと。
 - ⑦ 共済制度の加入者の退職、障害又は死亡に関する長期給付を行うこと。
 - ⑧ 共済制度の加入者の福祉を増進するための福祉事業を行うこと。
 - ⑨ ①から⑤までの業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 事業団は、(1)により行う業務のほか、老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務を行うものとする。こと。
 - (3) 事業団は、(1)及び(2)により行う業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。こと。

- ① (1)の⑥の短期給付に準ずる給付を行うこと。
- ② 共済制度の加入者であった者の福祉を増進するための福祉事業を行うこと。
- ③ 文部大臣の認可を受け、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

6 財務及び会計

- (1) 事業団は毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならないものとする。
- (2) 事業団は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部大臣の承認を受けなければならないものとする。
- (3) 事業団の経理については、業務ごとに、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- (4) 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券を発行することができるものとする。

7 監督

事業団は、文部大臣が監督するものとし、文部大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し、報告をさせ、又は立入検査をすることができるものとする。

8 その他

- (1) 事業団は平成10年1月1日に成立するものとする。
- (2) 日本私学振興財団法を廃止するほか、私立学校教職員共済組合法その他関係法律の一部を改正すること。

放送大学学園法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 放送大学学園は、放送法（昭和25年法律第132号）に規定する委託放送業務を行うことができることとする。
- 2 罰金及び過料の引き上げを行うこと。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。
- 4 放送法の関係規定を整備すること。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（先議）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国立大学及び国立高等専門学校が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究に従事するため休職にされた場合の当該休職に係る期間については、国家公務員退職手当法第7条第4項による退職手当算定時の休職期間の除算規定は適用しないものとする。
- 2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、改正後の当該規定は、この法律の施行の日以後の休職に係る期間について適用すること。

大学の教員等の任期に関する法律案（閣法第83号）

【要 旨】

本法律案は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定め、大学等への多様な人材の受入れを図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国立又は公立の大学の教員の任期

- (1) 国立又は公立の大学の大学管理機関（当分の間、評議会等の議に基づき学長。(2)において同じ。）は、当該大学の教員（常時勤務の者に限る。以下(1)、(2)及び(3)において同じ。）について(3)の任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならないこととすること。
- (2) 国立又は公立の大学は、(1)により大学管理機関が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととすること。
- (3) 任命権者は、(1)の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第10条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次のいずれかに該当するときは、任期を定めることができることとすること。この場合には、当該任用される者の同意を得なければならないこととすること。
 - イ 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性にかんがみ、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。
 - ロ 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。
 - ハ 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を

行う職に就けるとき。

2 私立の大学の教員の任期

- (1) 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、1の(3)のイからハまでのいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができること。この場合においては、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならないこととすること。
- (2) (1)の教員の任期に関する規則について、これを定める場合（変更する場合を含む。）の学長の意見聴取及び定めた場合（変更した場合を含む。）の公表について定めること。
- (3) (1)により定められた任期は、教員が当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものであってはならないこととすること。

3 大学共同利用機関等の職員への準用

大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者への準用規定を設けること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】

政府は、学問の自由及び大学の自治の制度的な保障が大学における教育研究の進展の基盤であることにかんがみ、この法律の実施に当たっては、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

- 1 任期制の導入によって、学問の自由及び大学の自治の尊重を担保している教員の身分保障の精神が損なわれることがないように充分配慮するとともに、いやしくも大学に対して、任期制の導入を当該大学の教育研究支援の条件とする等の誘導や干渉は一切行わないこと。
- 2 任期制の適用の対象や範囲、再任審査等において、その運用が恣意的にならないよう、本法の趣旨に沿った制度の適正な運用が確保されるよう努めること。
- 3 任期制を導入するに際して、教員の業績評価が適切に行われることとなるよう評価システム等について検討を行うとともに、特に、中長期的な教育研究活動が損なわれることがないように、大学側の配慮を求めること。
- 4 国公立大学の教員については、一般の公務員制度との均衡等に配慮して、任期付き教員の給与等の処遇の改善を検討すること。
- 5 任期付き教員の異動が円滑に行われるよう教員・研究者に関する人材情報の収集提供活動を一層充実し、雇用環境を整備すること。

- 6 高等教育の活性化と充実を図るため、各地の大学が優れた教員を確保できるよう、教育研究条件の整備を検討すること。
- 7 私立大学における任期制の実施については、労働協約事項の対象となることを認識し、制度の円滑な運用に努めること。
右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、無線及び有線による情報伝達手段の発達に対応するとともに、著作者、実演家又はレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを「公衆送信」とし、放送の定義を改めること。
- 2 プログラムの著作物については、有線電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるものによる送信を行うことも「公衆送信」とすること。
- 3 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行う権利を専有することとすること。
- 4 実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有することとすること。
- 5 レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有することとすること。
- 6 その他関係規定の整備を行うこと。
- 7 この法律は、平成10年1月1日から施行すること。

学校図書館法の一部を改正する法律案（参第4号）

【要 旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 1 これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとすること。
- 2 当分の間、置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とすること。

【附 帯 決 議】

- 1 政府及び地方公共団体は、司書教諭の養成・発令を計画的に促進すること。
なお、小規模校への設置についても検討すること。

- 2 政府は、司書教諭講習について、社会の情報化などの進展に応じて、講習内容の現代化を図るとともに、教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格を弾力化すること。
- 3 政府は、学校図書館の利用の状況、学校図書館において司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、専任の司書教諭の在り方を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 4 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、いわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮すること。
- 5 政府及び地方公共団体は、学校週5日制の完全実施の時期を目途に、学校図書館の図書の実充を図るとともに、マルチメディア時代に向けた学習情報のセンターとしての機能の実充に努めること。
- 6 政府は、学校図書館の実充強化に対する国民の期待に応えるよう、将来の学校図書館の総合的な政策について引き続き検討を行うこと。
右決議する。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（衆第31号）

【要 旨】

本法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる措置を講ずるため、教育職員免許法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 小学校及び中学校の教諭の普通免許状は、当分の間、原則として教育職員免許法第5条第1項本文に規定する者（教育職員検定に合格した者を除く。）であって、介護等の体験をした者に授与することとすること。
- 2 国及び地方公共団体、特殊教育諸学校及び社会福祉施設等の設置者、大学及び教員養成機関は、介護等の体験が適切に行われるよう、それぞれ必要な措置、協力及び配慮をするものとする。
- 3 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員志望者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。
- 4 この法律は、平成10年4月1日から施行すること。
- 5 その他所要の経過措置を設けること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※14	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 4	9. 3. 13	9. 3. 27 可決	9. 3. 28 可決	9. 2. 18	9. 3. 6 可決	9. 3. 7 可決
※30	日本私立学校振興・共済事業団法案	〃	2. 10	4. 14	4. 22 可決	4. 25 可決	4. 8	4. 11 可決	4. 11 可決
48	放送大学学園法の一部を改正する法律案	〃	2. 25	5. 6	5. 13 可決	5. 14 可決	4. 22	4. 25 可決	5. 6 可決
49	教育公務員特例法の一部を改正する法律案	参	2. 25	3. 12	3. 18 可決	3. 19 可決	3. 25	4. 2 可決	4. 3 可決
83	大学の教員等の任期に関する法律案	衆	4. 8	5. 26	6. 3 可決 附帯決議	6. 6 可決	5. 9	5. 21 可決 附帯決議	5. 22 可決
91	著作権法の一部を改正する法律案	参	5. 6	5. 9	5. 22 可決	5. 23 可決	5. 30	6. 6 可決	6. 10 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	学校図書館法の一部を改正する法律案	南野 知恵子君 外7名 (9. 4. 25)	9. 5. 1	9. 5. 9	9. 5. 2	9. 5. 8 可決 附帯決議	9. 5. 9 可決	9. 5. 22	9. 5. 30 可決 附帯決議	9. 6. 3 可決

・衆議院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
21	スポーツ振興投票の実施等に関する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	9. 5. 2	9. 5. 27	9. 6. 17	継続審査		9. 5. 20	9. 5. 23 可決	9. 5. 27 可決
22	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	5. 2	5. 27	6. 17	継続審査		5. 20 文教	5. 23 可決	5. 27 可決
23	スポーツ振興法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名 (9. 4. 25)	5. 2	5. 27	6. 17	継続審査		5. 20 文教	5. 23 可決	5. 27 可決
31	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案	田中 眞紀子君 外9名 (9. 5. 23)	5. 26	6. 3	6. 4	6. 10 可決	6. 11 可決	5. 27	5. 30 可決	6. 3 可決

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）であり、4件を可決し、3件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願57種類1,005件のうち、7種類375件を採択した。

なお、衆議院厚生委員会において第139回国会より継続審議となっていた臓器の移植に関する法律案は、衆議院本会議において可決された後、本院においては、臓器の移植に関する特別委員会に付託され、修正議決され成立した。

〔法律案の審査〕

児童福祉法等の一部を改正する法律案（本院先議）は、市町村の措置による保育所入所の仕組みを情報の提供に基づき保護者が保育所を選択できる仕組みに改めるとともに、保護を要する児童を対象とする児童福祉施設の名称及び機能の見直し、並びに児童家庭支援センターの創設による地域の相談援助体制の整備等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、少子化の進行、夫婦共働きの一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、児童福祉の理念、総合的な少子化対策、児童福祉法の禁止行為の見直し等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、教護院である東京都立萩山実務学校における実情調査及び10人の参考人からの意見聴取を行うとともに、児童福祉施策の在り方、保育に対する公的責任の保障、エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業の推進等について質疑が行われた。

質疑終局後、民主党・新緑風会を代表して竹村委員から児童福祉の理念規定を追加する修正案が、日本共産党を代表して西山委員から児童福祉の理念規定の改正・保育に関する措置制度の維持等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。討論の後、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議を付した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（本院先議）は、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものであ

る。

本法律案は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため提出されたものである。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、廃棄物減量化、処分場の確保と安全対策、不法投棄問題への対応等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、循環型社会構築へ向けての取組、不法投棄に伴う原状回復の在り方、ダイオキシン排出の現状と対策等について質疑を行った。質疑終局後、平成会を代表して木暮理事から法律の見直し規定の追加を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、7項目の附帯決議を付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案は、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、政府管掌健康保険の保険料率の引上げ、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例の措置を講じるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものである。

本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の公平等を図るため提出されたものである。

なお、衆議院においては、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担、政府管掌健康保険の保険料率、施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われた。

まず本会議において趣旨説明が行われ、医療保険構造改革、一部負担見直しの理由等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、公聴会を開催して8人の公述人から意見を聴取するとともに、薬剤別途負担の在り方、老人保健制度見直し、薬価基準・診療報酬抜本見直し等について質疑が行われた。なお、橋本総理大臣に対して質疑を行った。

質疑終局後、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して宮崎委員から、外来の際の薬剤に係る一部負担金の額の規定の改定、6歳未満の者及び老齢福祉年金の受給者であって、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村民税を課されない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者に対する外来の際の薬剤に係る一部負担の免除等を内容とする修正案が提出された。

修正案に対しては、提出の経緯及び理由、実施に伴う影響額等について質疑

が行われ、討論の後、修正案及び修正部分を除く原案は、多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、14項目の附帯決議を付した。

その他、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、恩給の額の引上げに準じて年金等の支給額を引き上げることにより戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護の一層の充実を図るため提出されたものであり、質疑終局後、全会一致をもって原案どおり可決された。

介護保険法案は、本格的な高齢社会の到来に対応して、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態にある者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的に提供されるよう、介護保険制度を創設するために提出されたものである。

介護保険法施行法案は、介護保険制度の施行に必要な経過措置を定めるために提出されたものである。

医療法の一部を改正する法律案は、要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保する等国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大その他所要の措置を講じる必要があるために提出されたものである。

以上3案を一括して、まず本会議において趣旨説明が行われた後、財政構造改革の推進方策、介護保障導入の必要性、要介護認定の基準等について質疑が行われた。

委員会においては、社会保険方式を採用した理由、介護サービスの基盤整備、現金給付の必要性等について質疑が行われた後、3案とも継続審査となった。

〔国政調査等〕

2月18日、小泉厚生大臣から所信を、政府委員から平成9年度厚生省関係予算概要説明を聴取し、2月20日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障構造改革のスケジュール、介護保険制度における負担の見通し等の問題が取り上げられた。

また、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度厚生省関係予算を審査し、医療保険制度の抜本改革の内容、介護保険制度の導入に向けた基盤整備の見通し等の質疑がなされた。

(2) 委員会経過

○平成9年2月18日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

- 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

- 平成9年2月20日（木）（第2回）
 - 理事の補欠選任を行った。
 - 厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び法務省当局に対し質疑を行った。

- 平成9年3月21日（金）（第3回）
 - 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

- 平成9年3月25日（火）（第4回）
 - 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、総理府、総務庁及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第37号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし

- 平成9年3月27日（木）（第5回）
 - 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
 - 平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
 - 平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について小泉厚生大臣、政府委員、農林水産省、文部省、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

- 平成9年4月1日（火）（第6回）
 - 理事の補欠選任を行った。
 - 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣、政府委員、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。
 - また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成9年4月3日（木）（第7回）
 - 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、総務庁及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月8日（火）（第8回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社会福祉法人全国社会福祉協議会常務理事	松尾	武昌君
社会福祉法人日本保育協会常務理事	藤本	勝巳君
弁護士	津田	玄児君
国立社会保障・人口問題研究所副所長	阿藤	誠君
社会福祉法人こまどり福祉会こまどり保育園園長		
	羽生	悦朗君
社会福祉法人愛育福祉会理事長	成田	錠一君
東洋大学社会学部助教授	森田	明美君
子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会事務局		
	菅	源太郎君
全国保育団体連絡会会長	横田	昌子君
養護施設光の園白菊寮園長	濱田	多衛子君

○平成9年4月10日（木）（第9回）

- 児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第71号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、太陽
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月15日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣、政府委員、労働省、環境庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成9年4月17日（木）（第11回）

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）について小泉厚生大臣、政府委員、環境庁、文部省及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第80号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、太陽
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成9年5月23日(金) (第12回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について小泉厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成9年5月27日(火) (第13回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月29日(木) (第14回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君、小泉厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成9年6月3日(火) (第15回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について小泉厚生大臣、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日(木) (第16回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について小泉厚生大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

○平成9年6月6日(金) (公聴会 第1回)

- 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)(衆議院送付)について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

社団法人日本医師会副会長	糸氏	英吉君
医療法人財団河北総合病院理事長	河北	博文君
日本労働組合総連合会生活福祉局長	榎本	純君

仙台白百合女子大学人間学部人間生活学科教授	高木	安雄君
大阪府保険医協会副理事長	細川	一真君
新日本製鐵健康保険組合常務理事	対馬	忠明君
新日本婦人の会神奈川県本部副会長	北條	順子君
社団法人日本病院会常任理事・中野総合病院病院長	池澤	康郎君

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月12日（木）（第18回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣に対し質疑を行い、質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者宮崎秀樹君、同山本正和君、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第36号）

（修正案）

賛成会派 自民、社民、太陽

反対会派 平成、民緑、共産

（修正部分を除いた原案）

賛成会派 自民、平成の一部、社民、太陽

反対会派 平成の一部、民緑、共産

なお、附帯決議を行った。

本案の修正について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。

○平成9年6月13日（金）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）
以上3案について小泉厚生大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君から説明を聴いた。

○平成9年6月17日（火）（第20回）

- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）
以上3案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 請願第124号外374件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外629件を審査した。
- 介護保険法案（第139回国会閣法第7号）（衆議院送付）
介護保険法施行法案（第139回国会閣法第8号）（衆議院送付）
医療法の一部を改正する法律案（第139回国会閣法第9号）（衆議院送付）
以上3案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3） 成立議案の要旨・附帯決議

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要 旨】

本法律案は、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、被用者保険の被保険者本人に係る一部負担割合及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担の創設、国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担の特例等の措置を講ずるとともに、医療保険制度及び老人保健制度の在り方並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項について審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

なお、衆議院において、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担、政府管掌健康保険の保険料率及び施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われた。

第1 健康保険法の一部改正

1 医療保険制度等の在り方の検討

厚生大臣又は社会保険庁長官は、次に掲げる事項は、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

- (1) 健康保険制度その他の医療保険制度及び老人保健制度の在り方に関する事項並びにこれらの制度の全般にわたる改善に関する基本的事項
- (2) 健康保険事業の運営に関する事項であって、企画、立法又は実施の大

綱に関するもの

2 一部負担

(1) 被保険者本人に係る一部負担

被保険者本人の療養の給付等に係る一部負担金の割合について、1割とする経過措置を廃止し、法律本則に規定する2割とする。

(2) 外来の際の薬剤に係る一部負担

療養の給付を受ける者は、当該給付に薬剤の支給（注射や検査に伴うもの、入院に伴うもの、診療報酬が定額であるもの等を除く。）が含まれるときは、(1)の一部負担金のほかに、その種類数に応じ、2種類又は3種類の場合は400円、4種類又は5種類の場合は700円、6種類以上の場合は1,000円を一部負担金として支払うものとする。ただし、頓服薬及び外用薬については、1種類につきそれぞれ10円及び80円を支払うものとする（衆議院修正）。

3 政府管掌健康保険の保険料率

(1) 政府管掌健康保険の保険料率を1,000分の82から1,000分の85に引き上げる（衆議院修正）。

(2) 当分の間、政府管掌健康保険の保険料率は、2年から5年の範囲内で厚生大臣が定める期間を通じて財政の均衡を保つことができるように定める。

第2 船員保険法の一部改正

被保険者本人に係る一部負担及び外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。

第3 国民健康保険法の一部改正

1 外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。

2 健康保険法の適用除外承認を受けて当該国民健康保険組合の被保険者である者等に係る国庫補助については、100分の32を下回る割合であって、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合を勘案して、政令で定める特定割合をもって補助することができるものとする。

3 国及び地方公共団体の負担による国民健康保険の財政の基盤の安定のための措置に係る国の負担額の特例を平成10年度まで延長する。

第4 老人保健法の一部改正

1 訪問指導

訪問指導の対象者を、寝たきりの状態にある者等から、これらの者を含め、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者に改める。

2 一部負担

- (1) 外来一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、現行の1月につき1,020円から、1日につき500円（ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において4回の支払を限度とする。）に改める。
- (2) 入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、現行の1日につき710円から、平成9年度においては1日につき1,000円、平成10年度においては1日につき1,100円、平成11年度においては1日につき1,200円に改める（衆議院修正）。また、低所得者に係る入院一部負担金の額を、保険医療機関等ごとに、1日につき300円（ただし、2月を限度とする。）から1日につき500円に改める。
- (3) 外来の際の薬剤に係る一部負担に関し、健康保険法の改正と同様の改正を行う。
- (4) (1)及び(2)の一部負担金の額は、2年度ごと（ただし入院一部負担金については平成12年度を初年度とする同年度以降の2年度ごと（衆議院修正））に、それぞれ1日平均外来医療費額及び1日平均入院医療費額の変動率に応じ、10円以上の変動がある場合に改定する。

第5 施行期日等

- 1 この法律は、平成9年9月1日から施行する。ただし、国民健康保険法の一部改正（外来の際の薬剤に係る一部負担に関する事項及び国民健康保険組合に対する国庫補助に関する事項を除く。）に関する規定は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する（衆議院修正）。
- 2 政府は、薬剤の支給に係る一部負担その他この法律による改正に係る事項について、この法律の施行後の薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律の施行後3年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする（衆議院修正による追加）。

健康保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要 旨】

- 1 外来の際の薬剤に係る一部負担金の額
外来の際の薬剤に係る一部負担金の額については、薬剤の支給を受けるごとに、1日につき、2種類又は3種類の場合は30円、4種類又は5種類の場合は60円、6種類以上の場合は100円（外用薬については、1調剤につき、1種類の場合は50円、2種類の場合は100円、3種類以上の場合は150円）とする。
- 2 外来の際の薬剤に係る一部負担の免除

次に掲げる者については、外来の際の薬剤に係る一部負担金を支払うことを要しないものとする。

- (1) 6歳未満の者
- (2) 老齢福祉年金の受給者であって、かつ、その属する世帯の主たる生計維持者が市町村民税が課されない者等であることにつき市町村長の認定を受けている者

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 医療提供体制と医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革について、スケジュールを含めた全体像を速やかに国民に示すとともに、その早急な実現を目指し、できる限り平成10年度から着手すること。
- 2 政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置分及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めること。
- 3 薬剤負担については、薬剤費を限度とする等その算定方法について適切な措置を講ずること。
- 4 被用者保険の保険料負担について、賞与等を含めた年間の総報酬に保険料を賦課する方式への移行の検討を進めること。
- 5 老人医療制度について、できるだけ早期に新たな制度の創設も含めた抜本的見直しを行うこと。なお、低所得者への十分な配慮を行うこと。
- 6 就学前児童の一部負担について、少子化対策の観点及び地方公共団体における単独事業の実情も踏まえ、その軽減を検討すること。
- 7 現行の出来高払い中心の診療報酬制度を見直し、慢性期医療等に対する包括払いの活用など、出来高払いと包括払いの最善の組合せを図ること。
- 8 高薬価シフトを防止し、薬価差の解消を図るため、現行の薬価基準制度に代わる市場取引に委ねる原則に立った新たな方式の採用を含め、薬価基準制度を抜本的に見直すこと。
- 9 医薬分業の推進のため、今後とも所要の措置をとること。あわせて薬剤師教育の充実を図ること。
- 10 医療提供体制の適切な機能分担が行われるよう、「かかりつけ医」機能の充実など、体制を整備すること。また、そのための医学教育について検討すること。
- 11 医療における情報公開を進め、患者の立場や選択を尊重した医療情報の提供の在り方について、さらに検討を加え、必要な措置を講ずること。また、薬価算定の透明化を図り、診療報酬や薬価を決める中央社会保険医療協議会の審議を公開すること。

- 12 医療保険制度運営の安定化を図る観点から、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健康保険等における保険集団の在り方を見直すとともに、給付と負担の公平化に向けた取組みを進めること。
- 13 医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るための対策を強化すること。
- 14 この法律の施行後、施行の状況を勘案し、その全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要 旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 障害年金の額の引上げ
障害年金の額を引き上げ、第1項症の場合、平成9年4月分から年額560万2,000円（現行年額555万5,000円）に増額する等とする。
- 2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ
遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成9年4月分から年額190万8,800円（現行年額189万2,600円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。
- 3 施行期日
この法律は、平成9年4月1日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第71号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭と地域の子育て機能の低下等児童及び家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童の福祉の増進を図るため、児童保育施策等を見直し、児童の自立支援施策の充実を図るとともに、母子家庭の自立支援施策の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 児童福祉法の一部改正

1 保育所に関する事項

(1) 保育所への入所の仕組み

- ① 市町村は、保育に欠ける乳幼児等の保護者からの申込みがあったと

きは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。

- ② 保育の実施を希望する保護者は、希望する保育所等を記載して市町村に申込みを行う。この場合において、保育所は保護者に代わって申込みを行うことができる。
- ③ 市町村は、一の保育所について申込児童のすべてが入所するときに適切な保育が困難となる等の場合には、入所児童を公正な方法で選考できる。
- ④ 市町村は、保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、保育所の設備及び運営の状況等の情報提供を行わなければならない。

(2) 保育所による情報提供及び保育相談

保育所は、地域の住民に対し、その保育に関し情報提供を行うとともに、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない。

(3) 保育費用の徴収

保育所の保育費用を支弁した市町村長等は、本人又はその扶養義務者から保育費用を徴収した場合の家計に与える影響を考慮して児童の年齢等に応じて定める額を徴収できる。

2 放課後児童健全育成事業に関する事項

- (1) 放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
- (2) 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3 児童相談所に関する事項

- (1) 児童相談所長の都道府県知事への報告書の記載事項に、児童の家庭環境並びに措置についての児童及びその保護者の意向を追加する。
- (2) 都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等に当たって、一定の場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

4 児童自立生活援助事業に関する事項

都道府県は、義務教育終了後の児童であって施設入所等の措置のうち政令で定めるものを解除されたもの等の自立を図るため、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は行うことを委託する措置を採ることができるものとし、この事業を児童自立生活援助事業として児童居宅生活支援事業に位置付ける。なお、当該措

置を採った児童については、その児童が満20歳になるまで引き続き当該措置を継続することができる。

5 児童福祉施設の名称及び機能に関する事項

- (1) 乳児院に、乳児のほか、保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を入院させることができる。
- (2) 母子寮の目的に、入所者の自立の促進のためにその生活を支援することを加え、児童が満20歳になるまで引き続き母子を在所させることができるものとするとともに、その名称を母子生活支援施設に改称する。
- (3) 養護施設が児童の自立を支援することを明確化し、その名称を児童養護施設に改称する。
- (4) 虚弱児施設に係る規定を削除し、法律の施行の際現に存する虚弱児施設は児童養護施設とみなす。
- (5) 情緒障害児短期治療施設の対象児童の年齢要件に係る規定を削除するとともに、児童が満20歳になるまで引き続きその者を在所させることができる。
- (6) 教護院
 - ① 教護院の対象児童を、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童とするとともに、その機能を、入所又は通所により個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することとし、その名称を児童自立支援施設に改称する。
 - ② 施設長の入所児童を就学させる義務を規定するとともに、在院中小中学校に準ずる教科を修めた児童に対する修了証書の発行に係る規定等を削除する。なお、当分の間、施設長は修了証書の発行をすることができる。

6 児童家庭支援センターに関する事項

- (1) 児童相談所長又は都道府県は、児童又はその保護者を児童家庭支援センターの職員に指導させ、又は指導を委託する措置を採ることができる。
- (2) 地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする児童福祉施設として、児童家庭支援センターを設ける。
- (3) 児童家庭支援センターは厚生省令の定める児童福祉施設に附置する。

7 関係地方公共団体等の連携等に関する事項

現行の地方公共団体相互間の連絡調整の責務の対象事務を保育の実施等に拡大するとともに、児童居宅生活支援事業等を行う者及び児童福祉施設

の設置者は、相互に連携し、児童及び家庭からの相談に応ずるなどの地域の実情に応じた積極的な支援に努めなければならない。

第2 社会福祉事業法の一部改正

新たに児童福祉法にいう児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業及び児童家庭支援センターを経営する事業を第2種社会福祉事業とする。

第3 母子及び寡婦福祉法の一部改正

母子家庭の母及び児童の就労支援のため、公共職業安定所と相互に協力するものとして、母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関に加え、児童家庭支援センター、母子生活支援施設及び母子福祉団体を規定する。

第4 施行期日等

この法律は、平成10年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方等について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。
- 2 長期的展望に立ち、幅広い見地から少子化対策の総合的な検討を進め、子育てに対する支援の強化を図ること。
- 3 保育料は現行水準を後退させないよう配慮し、また、低年齢児及び中間所得者層に十分配慮するとともに、保育費用等に対する公的責任を後退させないこと。
- 4 利用者の側に立って、乳児保育、延長保育等多様な保育需要に即応した質の高い保育サービスの提供を図るとともに、国の定めるエンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業の着実な推進に努め、また、待機児童がなくなるよう改善に努めること。また、地域の実情等により保育需要や子育て環境等は異なることを踏まえ、適切な対応を講ずること。
- 5 放課後児童健全育成事業の全国的な拡充に努めるとともに、公共施設の一層の活用を図ること。
- 6 各児童福祉施設の運営については、児童が適性を伸ばし、社会的自立を確保できるよう配慮すること。また、児童自立支援施設の児童が速やかに学校教育を受けられるよう努めること。
- 7 児童相談所や児童福祉施設の人材確保と資質の向上に一層努めること。また、児童家庭支援センターの設置に当たっては、要保護児童の早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所等との有機的な連携に配慮するなどその目的が十分達成されるよう努めること。

- 8 施設入所措置に当たり都道府県児童福祉審議会から意見を聴く場合においては、児童や家庭のプライバシーに十分配慮すること。
- 9 児童の人権の尊重という観点から、虐待、買春、性的搾取等に関する規制の強化等について検討を進めること。
- 10 母子家庭施策については、就労支援を中心に総合的な施策を講ずること。児童扶養手当については、民法における扶養責任との関係等を含め総合的に検討すること。また、父子家庭に対する支援等の拡充に努めること。
右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、産業廃棄物の最終処分場の確保の困難化、廃棄物の処理に対する住民の不安の高まり、不法投棄の件数の増加等の廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の再生利用について許可に代わる認定制度の新設、廃棄物処理施設の設置の許可の要件及び手続の明確化、最終処分場の維持管理積立金制度の新設、産業廃棄物管理票制度の適用範囲の拡大、産業廃棄物適正処理推進センターを指定する制度の新設、産業廃棄物の不法投棄に関する罰則の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 廃棄物の減量及び再生利用に関する事項

- 1 都道府県知事は、多量の産業廃棄物を生ずる事業者に対し、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成するよう指示することができるものとする。
- 2 厚生省令で定める廃棄物の再生利用を行う者等は、当該再生利用の内容が生活環境の保全上の支障のないものとして厚生省令で定める基準に適合していること等について厚生大臣の認定を受けることができるものとする。
- 3 2の認定を受けた者については、都道府県知事の許可を受けずに、当該認定に係る廃棄物の収集等を業として行い、又は当該認定に係る廃棄物処理施設を設置することができるものとする。

第2 廃棄物処理施設の設置に関する事項

- 1 廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、当該施設の設置に関する計画等を申請書に記載するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付するものとする。
- 2 都道府県知事は、政令で定める廃棄物処理施設について設置の許可の申請があった場合には、設置の場所等を告示し、申請書等を1月間公衆の縦

覧に供するとともに、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。また、利害関係を有する者は、縦覧期間満了後2週間以内に意見書を提出することができるものとする。

3 廃棄物処理施設の設置に関する計画等が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを許可の要件とする。

4 都道府県知事は、2の政令で定める廃棄物処理施設の設置の許可をする場合においては、あらかじめ3の要件を満たすものであるかについて、厚生省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

第3 廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1 廃棄物処理施設の設置者は、技術上の基準とともに、申請書に記載された維持管理に関する計画に従い、当該施設の維持管理をしなければならないものとする。

2 第2の2の政令で定める廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該施設等に備え置き、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させるものとする。

3 特定最終処分場（厚生省令で定める最終処分場をいう。）の設置者は、その埋立処分の終了後の維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了まで、毎年度、都道府県知事が厚生省令で定める基準に従って算定し通知する額の維持管理積立金を環境事業団に積み立てなければならないものとする。

第4 産業廃棄物管理票制度等に関する事項

1 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適用範囲をすべての産業廃棄物に拡大する。

2 事業者は、その産業廃棄物の運搬等を委託する場合において、運搬受託者等から電子情報処理組織（情報処理センターの電子計算機と、事業者等の入出力装置とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用してその運搬等が終了した旨の報告を求め、かつ、その産業廃棄物の種類等を情報処理センターに登録したときは、管理票の交付を要しないものとする。

3 厚生大臣は、2の登録等に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、情報処理センターとして指定することができるものとする。

第5 生活環境の保全上の支障の除去等に関する事項

1 廃棄物処理基準に適合しない処分により生活環境の保全上の支障が生ずる場合等において、都道府県知事等がその支障の除去等のために必要な措

置（以下「支障の除去等の措置」という。）を命ずることができる者として、当該処分を行った者に管理票の交付をしなかった者等（以下措置命令の対象となる者を「処分者等」という。）を追加する。

- 2 1の措置命令を行う際には、厚生省令で定める事項を記載した命令書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事等は、次のいずれかに該当すると認められるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができるものとする。
 - (1) 1の命令を受けた処分者等が、期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないとき。
 - (2) 過失がなく支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。
- 4 都道府県知事等は、3の措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該処分者等に負担させることができるものとする。

第6 産業廃棄物適正処理推進センターに関する事項

- 1 厚生大臣は、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進することを目的として設立された民法第34条の法人を、全国を通じて1個に限り、産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）として指定することができるものとする。
- 2 適正処理推進センターは産業廃棄物の処理の方法等の点検又は改善のための助言又は指導、産業廃棄物処分業者等に関する情報の収集及び提供、産業廃棄物の適正な処理に関する研修、啓発活動及び広報活動、第5の3の支障の除去等の措置を講ずる都道府県等に対する産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えん等の業務を行うものとする。
- 3 適正処理推進センターに2の業務に関する基金を設けることとし、厚生大臣は基金の出えんについて、事業者等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

第7 罰則の強化

産業廃棄物の投棄禁止違反等に対する罰則を強化するとともに、罰則の規定を整備する。

第8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

- 1 第2、第3、第4の3、第5（1を除く。） 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 第4（3を除く。）及び第5の1 公布の日から起算して1年6月を超

えない範囲内において政令で定める日

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 1 循環型経済社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を含めた総合的な廃棄物対策を一層充実すること。
- 2 産業廃棄物に係る排出事業者責任の一層の強化について検討すること。また、マニフェスト制度の電子化を推進し、産業廃棄物の流れに即した実態の把握に一層努めるとともに、情報処理センターの活用等情報提供の在り方について検討を行うこと。
- 3 廃棄物の有害性に対する知見を深め、ミニ処分場問題の解決や安定型処分場の見直し等基準の見直しを図るとともに、処分場の管理を徹底し、周辺住民に対しては情報の閲覧制度を徹底すること。
- 4 大都市圏等における地域内処理の推進を図るとともに、廃棄物が排出から処分まで広域にわたることにかんがみ、国及び地方自治体、地方自治体相互間の連携などにより不法投棄の防止対策を実効あるものとするよう、対策を強化すること。また、廃棄物処理センターの指定の促進を図ること。
- 5 都道府県等の産業廃棄物処理に関する指導、監督が十分行われるよう行政執行体制の強化、充実を図ること。
- 6 ダイオキシン類による人の健康や食品への影響などの実態を調査し、公表すること。また、ダイオキシンに係る環境基準の設定並びに排出抑制策を早急に講ずること。特に主な排出源となる廃棄物焼却施設の改善を速やかに行うこと。さらに施設の改善に当たっては、国庫補助等に特段の配慮をすること。
- 7 水道水源地域における最終処分場等の廃棄物処理施設の在り方については、飲料水の安全性を確保する観点から、必要な措置について検討を行うこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※36	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 10	9. 5. 23	9. 6. 12 修正 附帯決議	9. 6. 13 修正	9. 4. 8	9. 5. 7 修正 附帯決議	9. 5. 8 修正
			○9. 5. 23	参本会議趣旨説明			○9. 4. 8	衆本会議趣旨説明	
			○9. 6. 13	衆へ回付			○9. 6. 16	衆同意	
※37	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	3. 25	3. 25 可決	3. 26 可決	2. 17	3. 19 可決	3. 25 可決
71	児童福祉法等の一部を改正する法律案	参	3. 11	3. 21	4. 10 可決 附帯決議	4. 11 可決	5. 13	5. 30 可決 附帯決議	6. 3 可決
			○9. 3. 21	参本会議趣旨説明			○9. 5. 13	衆本会議趣旨説明	
80	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 28	4. 9	4. 17 可決 附帯決議	4. 21 可決	5. 20	6. 6 可決 附帯決議	6. 10 可決
			○9. 4. 9	参本会議趣旨説明					
139/7	介護保険法案	衆	8. 11. 29	6. 13	継続審査		1. 20	5. 21 修正 附帯決議	5. 22 修正
			○第139回 衆本会議趣旨説明 衆継続						
			○9. 6. 13	参本会議趣旨説明					
139/8	介護保険法施行法案	〃	11. 29	6. 13	継続審査		1. 20	5. 21 修正 附帯決議	5. 22 修正
			○第139回 衆本会議趣旨説明 衆継続						
			○9. 6. 13	参本会議趣旨説明					
139/9	医療法の一部を改正する法律案	〃	11. 29	6. 13	継続審査		1. 20	5. 21 修正 附帯決議	5. 22 修正
			○第139回 衆本会議趣旨説明 衆継続						
			○9. 6. 13	参本会議趣旨説明					

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類40件のうち、2種類4件を採択した。

なお、平成9年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、最近における繭及び生糸の需給をめぐる状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格安定措置を廃止するとともに、生糸の輸入調整措置等について所要の規定の整備を行おうとするものであり、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、最近における蚕糸業をめぐる状況の変化等にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成10年4月1日をもって廃止しようとするものである。なお、両法律案は、参議院先議として提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、蚕糸業の将来展望、価格安定制度廃止後の繭糸価格の安定対策、繭検定及び生糸検査の強制の廃止に伴う繭糸取引への影響と対策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、全会一致で可決された。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

他の本院先議である水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、員外監事及び常勤監事の設置その他の監査体制の充実、常勤役員等の兼職・兼業の制限等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、漁協等の信用事業の在り方、監査の実効性の確保、合併・事業譲渡の現状と今後の見通し等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案は、最近における森林病虫害等の発生及びその状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他特定のせん孔虫の効果的な防除を図るため、被害木の破碎、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、

薬剤による防除を環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施するための基準を設ける等の措置を講じようとするものである。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案は、地域林業の中核的な担い手として森林整備、山村経済の活性化等に貢献してきた森林組合が厳しい経営環境にあることにかんがみ、森林組合等の健全な発展を図るため、事業範囲の拡大、理事会の設置その他の執行体制の強化、合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、特別防除の効果と環境への影響、松くい虫被害の原因と対策、森林組合合併の促進対策と今後の見通し等について質疑が行われた。

質疑を終了し、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案について、修正案が提出されたが、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。次に、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲の合理化、新疾病についての届出制度の創設、伝染性疾病の発生予防のための検査制度の改善、輸入検疫対象疾病の範囲の合理化、輸入検疫手続について電子情報処理組織による届出又は通知の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、家畜防疫制度の在り方、狂牛病等の新たな伝染性疾患への対応策、台湾における豚の口蹄疫発生の実況と我が国が講じた措置等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

〔決 議〕

本委員会は、3月26日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定することなど4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、平成9年度の農林水産行政の基本施策について、藤本農林水産大臣から所信を聴取し、翌21日、これに対する質疑を行った。この中で、新農業基本法、ウルグァイ・ラウンド関連対策、食料自給率、都道府県における国庫補助金の不正使用、農林水産省職員倫理規程、農産物の価格低下による収入の減少を補償する収入保険的手法の導入、農業者年金の給付水準、農業労働災害の補償制度、動植物検疫体制、有機農産物の表示ガイドライン、輸入急増

農産物のセーフガード発動、備蓄米の活用方策、国有林野事業の改善策、日韓・日中漁業協定、ナホトカ号重油流出事故による被害と対応などが取り上げられた。

また、3月26日、畜産物の価格安定等に関する件を議題とし、台湾における豚の口蹄疫発生状況と我が国の対応、指定食肉価格諮問の基本的考え方、配合飼料価格、生産費調査における家族労働の評価、加工原料乳地帯の酪農家の現状、加工原料乳の保証乳価と限度数量などについて質疑が行われた。

さらに、6月5日、当面の農林水産行政に関する件を議題とし、ウルグァイ・ラウンド関連対策の今後の執行方針、農林水産技術協力、諫早湾干拓事業、中山間地域対策としての直接所得補償制度の導入、豪州タスマニア産リンゴの輸入解禁問題、協同農業普及事業、遺伝子組換え食品の安全性、平成9年産生産者麦価、日韓・日中漁業協定締結の見通し、沖縄県の水産振興策などについて質疑が行われた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度農林水産省関係予算の審査を行い、新農業基本法、ウルグァイ・ラウンド関連対策の執行状況、株式会社の農業経営参入、米の生産調整、台湾における豚の口蹄疫発生、水産政策の基本的見直し、シラスウナギの違法輸出、ナホトカ号重油流出事故による漁業被害、沖縄県鳥島の米軍による劣化ウラン弾問題などが取り上げられた。

5月15日には、神奈川県において、県から水産業の概況等について説明を聴取するとともに、三崎水産物地方卸売市場、三崎漁港、県栽培漁業センター及び県農業総合研究所三浦試験場を視察した。

このほか、2月20日の委員会で、1月30日に行われたロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等の実情調査のための議員派遣の結果について派遣議員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成9年度の農林水産行政の基本施策に関する件について藤本農林水産大臣から所信を聴いた。
- ロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告を聴いた。

○平成9年2月21日（金）（第2回）

- 平成9年度の農林水産行政の基本施策に関する件について藤本農林水産大臣、政府委員、運輸省、海上保安庁、労働省、会計検査院、通商産業省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日（木）（第3回）

- 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣、政府委員、労働省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第45号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第46号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成9年3月21日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び参考人農畜産業振興事業団理事長塩飽二郎君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月24日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について討論の後、可決した。

（閣法第51号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 二院

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）を可決した。

（閣法第52号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

- 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月25日（火）（第7回）

- 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について藤本農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月26日（水）（第8回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について藤本農林水産大臣、農林水産省及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成9年3月27日（木）（第9回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について藤本農林水産大臣

から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、運輸省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月3日（木）（第10回）

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月5日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 当面の農林水産行政に関する件について藤本農林水産大臣、政府委員、科学技術庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2166号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第852号外35件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、最近における森林病虫害等の発生及びその防除の状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他特定のせん孔虫の効果的な防除を図るため、被害木の破砕、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、薬剤による防除を環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施するための基準を設ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 松くい虫に対する特別の防除措置として、農林水産大臣又は都道府県知事

が、保全すべき松林等を対象に、被害木の伐倒及び破砕、焼却を内容とする特別な駆除命令等を発動できることとする。

- 2 森林病虫害等の薬剤による防除を環境の保全に配慮しつつ適正に実施するため、農林水産大臣及び都道府県知事が、航空機を利用した薬剤による防除等の実施基準を策定することとする。
- 3 森林病虫害等を早期に発見するため、都道府県知事の委託を受けた森林組合、森林組合連合会等が、必要に応じて、森林への立入調査を実施できることとする。

【附帯決議】

松は、土砂流出の防止等の国土保全、風致・景観の維持のほか、木材の生産等にも重要な役割を果たし、古くから、国民生活に深く関わってきた。

しかるに、松林における松くい虫による被害は、なお高い水準で推移しているほか、一旦被害が軽微となった地域でも、気象の影響等により、被害が再激化することが懸念されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するとともに、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 松くい虫等による異常な被害を早急に終息させるため、地域の被害態様を十分に把握した上で、総合的な被害対策が適切かつ効果的に実施できるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制をさらに充実・強化するとともに、地域の自主的な取組みを促進するための支援を強化すること。また、そのために必要な予算を確保し、本法の目的が達成されるよう最大限の努力を行うこと。
- 2 新しく規定された、森林組合等による他人の土地への立入調査については、森林所有者の権利保護にも十分に配慮しつつ、松くい虫等による被害の早期発見に活用するよう都道府県を指導すること。
- 3 特別防除の実施手順については、今後とも、松林保全、特別防除等に関心を有する広範な関係者で構成される協議会を開催し、関係者の意見等を十分に聴取するとともに、生活環境及び自然環境の保全に配慮して、特別防除を慎重に行うこと。
- 4 特別防除の実施地域については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺松林を、原則として、除外すること。
- 5 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めること。また、被害が発生した場合には、直ちに、特別防除を中止し、その原因究明に努め、適

切な措置を講ずるとともに、国家賠償法等に基づく円滑な損害賠償を行うこと。さらに、特別防除の効果のほか、生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、引き続き必要な調査を行うこと。

- 6 将来、松くい虫による被害が低い水準で定着するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、天敵利用等の方法を選択するとともに、松林の健全化のため適切な森林施業を併せて推進すること。
 - 7 マツノザイセンチュウに対する抵抗性松について、選抜育種の一層の推進及び普及を図るとともに、誘引剤の開発等環境保全に配慮した新防除技術の早急な実用化及び普及を図ること。また、松の枯損メカニズムについて、引き続き徹底究明に努めるとともに、手入れ不足等による松の不健全化や大気汚染、酸性雨などの影響について、十分に調査研究すること。
 - 8 松くい虫以外の病虫害等についても、有効な防除方法を引き続き調査研究するとともに、今後、これによる被害が増加した場合には、機動的かつ弾力的に対策を講ずること。
- 右決議する。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、我が国森林・林業をめぐる厳しい状況において、地域林業の中核的な担い手として森林整備、山村経済の活性化等に貢献してきた森林組合の多くが、規模が零細で、厳しい経営環境にあるため、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業範囲の拡大の観点から、組合が行う加工販売事業の対象を森林の産物から物資一般に、共同利用施設事業の対象を林業関係から組合員の事業とその生活一般に拡大することとする。
- 2 指定森林組合制度を創設し、優秀な組合の施設を効率的に活用して森林整備を促進するため、行政庁が指定した組合について森林整備に係る事業につき員外利用を組合員等の利用の2倍まで認めることとする。
- 3 経営管理体制の整備の観点から、理事会及び代表理事を法定化するとともに関係規定の整備を行う。また、内部けん制による的確な業務運営を確保するため、監事の監査機能の充実を図ることとする。
- 4 広域合併の結果、1県1組合となった場合の都道府県森林組合連合会から

その会員たる森林組合への事業承継規定の整備を行うこととする。

- 5 組合の広域合併を促進するため、森林組合が都道府県に対し合併及び事業経営計画の認定を受けることができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、この計画の認定を受けた組合の合併について、税制上の特例措置を設けることとする。また、計画内容に合併後の組合に係る雇用管理の改善に関する計画を追加するとともに、当該計画を林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定を受けた計画とみなすこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】

最近における我が国森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、製材輸入の増加、林業労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがあり、このまま推移すれば、木材資源の供給能力の低下、地域経済の低迷を助長するだけでなく、森林施業の停滞により森林の持つ公益的機能の発揮にも支障を来たすことにもなりかねない。

このため、昨年成立した林野3法により、林業経営基盤の強化、労働力の確保・育成、木材安定供給体制の整備等を図り、現在、林業の再生と森林の適切な維持・管理に向け、関係者の懸命の努力がなされているところである。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るための施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、地域林業の中核的担い手として森林の保全の推進と山村経済の振興に一層大きな役割を果たすことができるよう、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、それぞれの地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、関係者との協調・連携の下に、流域一体となった積極的な事業展開が図られるよう指導すること。
- 2 森林組合の経営管理体制の整備に当たっては、その趣旨を森林組合系統組織に十分周知徹底するとともに、今後、多角的事業展開等積極的経営を推進するため、専門知識、ノウハウ、経験を有する学識経験者等の理事への積極的登用、役員の資質の一層の向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指導すること。
- 3 森林組合の合併の推進に当たっては、組合員の意志を十分尊重し、財務状況、事業内容等組合の実情、地域の実態に即した合併が行われるよう指導に努めること。また、合併後において従来以上に地域との密接な関係が維持されるよう指導すること。

- 4 森林組合への施業委託が増加することが予想される中において、森林組合の作業班の高齢化が急速に進行している実態にかんがみ、新規就業者の確保のための施策を推進するとともに、就業者の労働条件の改善や福祉の向上に努めること。また、作業の効率化の観点から、森林組合における高性能林業機械の必要性が高まっている現状に対処して、その導入の推進に努めること。
- 5 森林組合が健全な発展を果たすためには、その自主的な努力が一層重要となってくることにかんがみ、森林組合系統の運動を促進するよう努めること。右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要 旨】

本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲を合理化するとともに、家畜防疫を的確に実施するため、新疾病についての届出制度を設けるとともに、伝染性疾病の発生を予防するための検査制度の改善を図り、あわせて輸入検疫についてその対象となる伝染性疾病の範囲を合理化し、電子情報処理組織による届出又は通知の導入の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 家畜の伝染性疾病の危険度を再評価し、法定伝染病について伝染性海綿状脳症の追加等を行うこととする。
- 2 危険度の高い家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報を全国的・組織的に把握し、その情報に基づき都道府県知事が発生予防措置を的確に採り得るようにするほか、これまで知られていない疾病を発見した獣医師から都道府県知事への届出制度を設けることとする。
- 3 輸入検疫において危険度の高い疾病を対象とした検疫を行うとともに、輸入検疫証明等輸入検疫に係る手続について電子情報処理組織を使用して行わせることができることとする。

【附 帯 決 議】

家畜防疫制度は、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止により、畜産の振興に寄与してきたが、近年、畜産経営の大規模化に伴う被害の大型化、狂牛病等の新たな疾病の発生等の状況に対処し、より効果的かつ効率的な制度の構築が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 家畜の防疫体制に万全を期するため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充実を図るとともに、防疫対策を強力に推進すること。また、獣医師の

- 家畜の伝染性疾病の予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報について、研修等により、その資質の一層の向上に努めること。
- 2 狂牛病等プリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらす、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう、今後とも指導すること。
 - 3 病原性大腸菌O-157による被害の発生・伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、食肉センター等における衛生管理の徹底を図ること。また、安全な畜産物を国民に供給するため、HACCP方式の導入を推進すること。
 - 4 台湾において豚の口蹄疫が発生し、深刻な事態になっていることに対処して、日本国内への侵入防止と国内における防疫体制の整備に万全を期すること。
- 右決議する。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止するとともに、これに伴い生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を生糸の輸入に係る調整等に関する法律に改めるとともに、法律の目的を生糸の輸入に係る調整等に関する措置を講ずることにより蚕糸業の経営の安定に資するとともに生糸の需要の増進に寄与することに改めることとする。
- 2 農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止することとする。
- 3 価格の安定に関する措置の廃止に伴い、現在の生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 附則において、農畜産業振興事業団法の目的を生糸の輸入に係る調整に必要な業務を行うこととするほか、事業団の業務のうち価格安定措置の実施に必要な国産生糸の買入れ、売渡し等の業務及び委託を受けて行う乾繭の売渡しの業務等を廃止することとする。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、蚕糸業の規模の大幅な縮小、技術水準の向上等による繭生産及び生糸の品質の大幅な改善等最近における蚕糸業をめぐる状況の変化、規制緩和に対する要請の高まり等にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成10年4月1日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

【繭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案に対する附帯決議】

我が国蚕糸業は、伝統的産業として中山間地域等において重要な地位を占め、繭糸価格安定法、製糸業法及び蚕糸業法は、それぞれ養蚕業及び製糸業の経営並びに繭及び生糸の生産の安定に大きな役割を果たしてきた。

よって政府は、今回の3法の改廃に当たり、我が国蚕糸業の健全な発展に資するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 最近の養蚕をめぐる状況に対処して、養蚕業の位置付けを明確にすること。
- 2 繭、生糸等の国境調整措置の運用に当たっては、需給・価格動向等を十分に考慮しながら弾力的に行うこと。あわせて、養蚕農家の所得の安定的確保が図られるよう十分な措置を講ずること。
- 3 国及び農畜産業振興事業団の蚕糸関係業務が縮小されることにかんがみ、これらの組織の合理化及び業務の効率的運営をより一層推進すること。

なお、組織の合理化に伴って職員の雇用に不安が生じることのないよう配慮すること。

- 4 繭及び生糸の品質の検定・検査の強制が廃止されること等に伴い、関係取引に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。
- 5 養蚕農家の経営の安定を図るとともに、生産性の高い良質繭産地を育成するため、技術の改良普及、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が一体となったブランド化の推進等各般にわたる適切な生産対策を講ずること。

また、絹需要の拡大を図るため、絹の新規用途の開拓、絹製品の流通コストの合理化等を図ること。

- 6 プレス繭、絹偽装2次製品等の不正輸入を防止するため、輸入動向を的確に把握し、輸入管理を強化徹底すること。
- 7 生糸取引所において、適切な市場運営が行われるよう指導すること。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、員外監事及び常勤監事の設置その他の監査体制の充実、常勤役員等の兼職及び兼業の制限等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 信用事業を行う漁協等について、自己資本及び内部留保の充実を図るため、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引上げ等を行うこととする。
- 2 外部からのチェック機能を強化すること等により、金融機関としての経営の健全性を確保するため、監査体制を強化することとする。
- 3 金融の自由化等による業務執行の高度化・専門化に対応し、業務執行に当たる者の職務専念を確保するため、信用事業を行う漁協等の代表理事並びに当該漁協等の常勤役員及び参事の兼職・兼業を制限することとする。

【附 帯 決 議】

水産業協同組合は、漁業者等の協同組織として、水産業の振興や漁村の活性化等に貢献しているばかりでなく、昨年の国連海洋法条約の締結に伴い、資源の管理についても重要な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 自己資本及び内部留保の充実については、組合員の理解と協力を得ながら推進するよう、その実現に向けて十分指導すること。
- 2 員外監事・常勤監事の必置等については、組合の信用事業の規模や地域の実情等にも配慮しつつ、監査体制の強化が図られるよう十分指導すること。また、全漁連による監査が公認会計士等の活用により充実したものとなるよう指導するとともに、行政検査の充実に努め、監査・検査の実効性の確保を図ること。
- 3 役員等の兼職・兼業の制限の適用に当たっては、漁村の実情や組合事業の特性・専門性にも配慮しつつ、責任ある業務執行体制が確立されるよう十分指導すること。
- 4 部門別損益の組合員への開示については、この制度が、組合員の理解を深め、組合の経営体質の強化に資することとなるよう指導すること。
- 5 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実情に対処し、地方公共団体とも連携して、漁協の経営基盤の強化のための諸対策の推進に努めること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
45	森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 21	9. 3. 12	9. 3. 17 可決 附帯決議	9. 3. 19 可決	9. 2. 25	9. 3. 6 可決 附帯決議	9. 3. 7 可決
46	森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案	〃	2. 21	3. 12	3. 17 可決 附帯決議	3. 19 可決	2. 25	3. 6 可決 附帯決議	3. 7 可決
50	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案	〃	2. 28	3. 25	4. 3 可決 附帯決議	4. 4 可決	3. 18	3. 19 可決 附帯決議	3. 25 可決
51	繭糸価格安定法の一部を改正する法律案	参	2. 28	3. 18	3. 24 可決 附帯決議	3. 24 可決	5. 9	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
52	製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案	〃	2. 28	3. 18	3. 24 可決 附帯決議	3. 24 可決	5. 9	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
58	水産業協同組合法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 18	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決	4. 22	5. 8 可決 附帯決議	5. 9 可決

(5) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

我が国農業の基幹的部門である畜産業を取り巻く情勢は、ウルグァイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進展等極めて厳しいものがある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成9年度畜産物価格の決定に当たって、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と誇りと希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。
- 2 牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。
- 3 飼料をめぐる情勢を踏まえ、配合飼料価格安定対策の適切な運用を図るとともに、政府操作飼料については、需給事情を踏まえた安定確保を図ること。
- 4 畜産業の発展に資するため、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、家畜改良促進対策等を総合的に推進するとともに、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。
右決議する。

【商工委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願4種類10件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、以下のような経緯のもとに提出されたものである。

平成5年11月の産業構造審議会基本問題小委員会中間報告や平成7年2月の通商産業省企業法制研究会報告は、競争政策のハーモナイゼーションの観点や企業のリストラクチャリング及び競争条件の整備のため、純粹持株会社の有用性について指摘した。また、平成7年3月規制緩和推進計画において、持株会社の禁止制度を3年以内に見直す方針を打ち出した。こうした動きの中で、公正取引委員会の独占禁止法第4章改正問題研究会は、事業支配力の集中防止という観点から禁止制度を維持する必要があるとしながらも、一定規模以下の持株会社など4類型については例外を認める中間報告を打ち出した。

これをもとに具体的な制度改革案が第136回国会に提出される予定であったが、政府・連立与党内で調整がつかず、未調整のまま同国会は終了した。

昨年の総選挙後、与党3党は引き続きこの問題を協議することで合意し、与党独禁法協議会は公正取引委員会の原則持株会社を認めるとの再原案をたたき台に本年1月29日以降協議を行った結果、2月25日合意に達し、独占禁止法改正案が3月11日閣議決定され、今国会に提出された。

その主な内容は、事業者の活動をより活発にする等の観点から、持株会社の設立を禁止している現行法を改め、事業支配力が過度に集中することとなる場合を除き、持株会社の設立を認めようとするものであり、また、これに伴い持株会社のグループ全体の総資産額が3,000億円を超えるものを対象に、報告制度を設ける等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、改正案の提出が遅れた理由、独占禁止法第4章改正問題研究会の検討内容、経済構造改革との関係、持株会社を禁止してきた理由、財閥復活防止・事業支配力の過度集中防止の根拠、設立が禁止される3類型の内容、別途ガイドラインを作成する理由、見直し条項、届出・事業報告制度の創設、金融業・金融持株会社の特別扱いの是非、連結納税制度や持株会社設立時の商法・譲渡益課税の検討状況、法人に

よる株式持ち合い等の是非、企業の不祥事と情報開示の重要性、持株会社の少数株主保護、系列化による中小企業への影響、労働法制の整備、労使間協議に関わる労働省の姿勢、国際契約等届出制度の廃止、公正取引委員会の監視体制・組織強化等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案は、産業空洞化の懸念に対応するため、我が国製造業を支えてきた部品、金型など基盤的技術産業や産地中小企業の集積地を対象に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法を取り込みつつ、地域振興整備公団による工場用地造成の特例措置、中小企業信用保険法の特例措置等を講じ、技術の高度化や新分野進出を積極的に支援することにより、地域産業の活性化を図ろうとするものである。

委員会においては、従来の特定中小企業集積法の施行状況とその効果、産業空洞化の実態、技能工の育成と継承、新しい産業立地政策の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する法律案は、民間活動に対する規制の緩和と行政事務の簡素化を図るため、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止するほか、通商産業省関係の14法律について企業組織の変更に係る手続を簡素化するなど、所要の改正をしようとするものである。

委員会においては、法改正による規制緩和の効果、規制緩和と安全性の確保、電気事業法による事業開始期限の延長等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

工業標準化法の一部を改正する法律案は、工業標準化における民間認証機関の認証能力の高まり、規制緩和への対応、国際的要請等の新たな環境変化に対応するため、主務大臣が指定する内外の民間認定機関が日本工業規格（JIS）表示制度に係る認定を行うことができる措置等を講じようとするものである。

委員会においては、JISと国際規格との整合化、民間認定機関制度の在り方、中小企業の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案は、エネルギーの安定供給の確保及び地球環境問題に対応するため、基本方針等の策定や事業者に対する金融上の支援措置等を講ずることにより、新エネルギー利用等を一層促進しようとするものである。

委員会においては、新エネルギーの利用状況と問題点、長期エネルギー需給見通しと新エネルギーの役割、関係行政機関や事業者等との協力体制等につい

て質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、創造的事業を行う中小事業者（ベンチャー企業）への資金供給の円滑化を図るため、その株式を取得した個人投資家、いわゆるエンジェルに対する課税の特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、本法の施行状況とその成果、ベンチャー企業育成の重要性、エンジェル税制の効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

電気事業法の一部を改正する法律案は、発電所を環境影響評価法の対象にして、一般的な手続については同法の規定によることとし、本法案では発電所に固有の特別な手続について定めたものである。具体的には、発電所に係る環境影響評価手続の各段階において国が審査を行い、必要な事項について勧告又は変更命令を行うなど、所要の規定を設けようとするものである。

委員会においては、発電所を特例として本法律案で規定する根拠、環境影響評価制度の運用の在り方、独立系発電事業者の参入状況と小規模発電がもたらす環境面への影響等の諸問題について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって可決された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案は、独占禁止法適用除外カルテル等35制度を、公正かつ自由な競争を促進する観点から廃止ないし適用除外の範囲の限定等を行うため、関係する20法律を一括して改正しようとするものである。

委員会においては、適用除外制度の運用状況とその効果、規制緩和と中小企業者への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月20日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、純粋持株会社の解禁、著作物等の再販制度の検討動向、景気の動向、公共投資の経済効果、基礎研究の促進策、中小企業の時短問題、発電所の環境アセスメント問題、炭酸ガスの排出量削減目標、産業廃棄物の処理問題、繊維セーフガードの発動の在り方、省エネルギー・新エネルギー促進への取組、泉井石油商会問題、為替レートの変動が国内経済に及ぼす影響、今後の経済運営及び通産行政の基本スタンス、リサイクル社会の構築等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、行財政改革、三井石炭鉱業三池鉱業所の閉山後の対策、商工会及び商工会議所の経営指導員の在り方、ココ山岡倒産による被害者対策、中小小売商業対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年2月18日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件について佐藤通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について麻生経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成8年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成9年2月20日（木）（第2回）

- 通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について麻生経済企画庁長官、佐藤通商産業大臣、根来公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日（木）（第3回）

- 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案（閣法第47号）について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案（閣法第47号）について佐藤通商産業大臣、政府委員、消防庁及び海上保安庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第47号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

- 工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月19日（水）（第5回）

- 工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について佐藤通商産業大臣、政府委員、厚生省、建設省、消防庁及び科学

技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第9号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年3月26日(水) (第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第7回)

○特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員、労働省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成9年度一般会計予算(衆議院送付)

平成9年度特別会計予算(衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫)について佐藤通商産業大臣、麻生経済企画庁長官及び根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、佐藤通商産業大臣、麻生経済企画庁長官、根来公正取引委員会委員長、政府委員、労働省、文部省、運輸省、建設省、法務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成9年4月3日(木) (第8回)

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(閣法第24号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月10日(木) (第9回)

○参考人の出席要求を求めることを決定した。

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(閣法第24号)(衆議院

送付) について佐藤通商産業大臣、政府委員、科学技術庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事井田勝久君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第24号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月17日(木) (第10回)

- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日(火) (第11回)

- 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年5月15日(木) (第12回)

- 電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日(木) (第13回)

- 電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について佐藤通商産業大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年5月30日(金) (第14回)

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(閣法第44号)(衆議院送付)

以上両案について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について根來公正取引委員会委員長、政府委員、労働省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年6月5日（木）（第16回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

立教大学法学部教授	舟田	正之君
関西学院大学経済学部教授	土井	教之君
社団法人経済団体連合会事務総長	内田	公三君
日本鉄鋼産業労働組合連合会顧問	千葉	利雄君
東京商工会議所中堅・中小企業委員会 副委員長・オーデリック株式会社社長	伊藤	和夫君

○平成9年6月10日（火）（第17回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）について梶山内閣官房長官、根來公正取引委員会委員長、政府委員、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第79号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

○平成9年6月12日（木）（第18回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について根來公正取引

委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第44号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年6月17日(火) (第19回)

- 請願第113号外9件を審査した。
- 産業貿易及び経済計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第8号)

【要旨】

本法律案は、近年の経済の多様かつ構造的な変化の影響を受けている特定産業集積が地域産業の自律的発展の基盤として重要であることにかんがみ、現行の「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」を廃止し、同法の措置に加え新たに基盤的技術産業集積に関する措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「基盤的技術産業」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものを主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種に属するものとして政令で定めるものをいう。
- (2) 「基盤的技術産業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、基盤的技術産業に属する事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。
- (3) 「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。
- (4) 「特定産業集積」とは、基盤的技術産業集積及び特定中小企業集積をいう。

2 活性化指針の作成

主務大臣は、特定産業集積の機能、基盤的技術産業集積の活性化及び特定中小企業集積の活性化に関する事項について、特定産業集積の活性化に関する指針（活性化指針）を定める。

3 基盤的技術産業集積の活性化

- (1) 都道府県は、活性化指針に基づき、基盤的技術産業集積活性化計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。
- (2) 特定事業者は、都道府県が主務大臣から承認を受けた基盤的技術産業集積活性化計画に係る集積の存在する地域において高度化等のための措置を行おうとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (3) 商工組合等は、新商品、新役務又は新技術の研究開発、研修、情報の提供その他の事業であってその構成員たる中小企業者による特定基盤的技術の高度化等の円滑化を図るための事業を実施しようとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (4) 承認された集積地域において、地域振興整備公団が工場用地、業務用地の造成、工場、事業場の整備及びその賃貸等の業務を行えるものとする。

4 特定中小企業集積の活性化

- (1) 都道府県は、活性化指針に基づき、特定中小企業集積活性化計画を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。
- (2) 中小企業者は、都道府県が通商産業大臣から承認を受けた特定中小企業集積活性化計画に係る集積の存在する地域において特定分野への進出を行おうとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- (3) 商工組合等は、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るための研究開発等の事業を実施しようとするときは、その計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

5 承認された、特定事業者、中小企業者、商工組合等に対する助成措置

承認された特定事業者、中小企業者、商工組合等に対し、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、中小企業団体の組織に関する法律の特例、課税の特例等の措置を講じる。

6 その他

- (1) 国及び地方公共団体は、必要な資金の確保に努める。
- (2) 国及び地方公共団体は、必要な施設の整備の促進に配慮する。
- (3) 国及び都道府県は、承認された特定事業者等に対し指導及び助言を行う。
- (4) 文部大臣及び通商産業大臣は、研究開発に関し、特定事業者及び中小企業者等と大学等との連携及び協力が円滑になるよう努める。

- (5) この法律は公布から3ヶ月以内に施行し、施行から10年以内に廃止する。

工業標準化法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要 旨】

本法律案は、工業標準化における民間認証機関の認証能力の高まり、規制緩和への対応、国際的要請等の新たな環境変化に対応するため、日本工業規格の認証制度を抜本的に見直し、国際的に整合性のある制度を整備しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 工業標準の制定手続の合理化

主務大臣は、工業標準（日本工業規格、略称 J I S）の制定手続きを円滑に進めるため利害関係人の申出に係る工業標準案について、その申出に係る工業標準を制定すべきと認めるときは、事前に日本工業標準調査会の意見を徴することなく同調査会に付議することができる。

2 指定商品の製造業者の認定等

指定商品（J I S マークを付することができる商品）の製造業者は、主務大臣が指定する国内の者（指定認定機関という）の認定を受けて、その指定商品に日本工業規格表示（J I S マーク。J I S に適合することを表示するマーク）を付することができる。

3 外国製造業者の認定等

外国においてその事業を行う指定商品の製造業者は、主務大臣が承認する海外の者（承認認定機関という）又は指定認定機関の認定を受けて、その指定商品に J I S マークを付することができる。

4 指定認定機関、承認認定機関

指定認定機関の指定、承認認定機関の承認の申請、取消手続等に関し所要の規定を設ける。

5 試験事業者及び外国試験事業者の認定

(1) 指定商品以外（J I S マークの対象とならない品目）の鉱工業品に係る試験の事業を行う者は、省令で定めるところにより省令で定める区分ごとに、主務大臣に申請して、その試験事業につき認定（認定試験事業者、認定外国試験事業者という）を受けることができる。

(2) 認定試験事業者及び認定外国試験事業者は、(1)の品目につき試験を行なった結果、J I S 等に適合する場合は J I S マークに代わる標章を付した証明書を当該品目の製造業者に交付することができる。

(3) (1)、(2)の場合以外の製品について輸入業者は標章の付してある試験に係る証明書を用いて、指定商品以外の鉱工業品で輸入に係るものを販売してはならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 日本工業規格及び指定品目については、各規格の有用性についての検討を踏まえて、積極的な見直しを図るとともに、新たな規格の策定については、消費者ニーズや高齢化社会に適切に対応できるよう取り組むこと。
- 2 認定機関、検査機関、試験事業者制度については、厳正かつ公正な観点から指定等を行い、透明かつ競争的な認証制度の整備を図るとともに、それらについては消費者保護、中小企業対策に資するようその充実に努めること。
なお、認定機関等の運営については法律上の監督権限の範囲を超えた介入を行わないこと。
- 3 日本工業規格と国際規格との整合化を推進するとともに、国際規格に対する我が国からの提案が一層活発化するよう、技術開発への支援等我が国産業界の取り組みを推進すること。
- 4 鋳工業に関する技術上の基準及び仕様の統一を図るため、関係省庁間の連携を強化すること。また、強制規格についても日本工業規格が積極的に利用されるよう努めるとともに、各種技術上の基準等と日本工業規格との整合化を図る等検査手続の簡素化、合理化に努めること。
- 5 工業標準制度に対する国民の認識と理解が一層深まるよう展示、PR等の情報提供に努めること。
右決議する。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、産業空洞化の懸念等我が国経済を取り巻く諸情勢に対処するため、経済構造改革の一環として、創造的事業を行う中小事業者（ベンチャー企業）が創業期に必要とする資金調達等を円滑に行えるよう税制上の優遇措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 支援対象事業者の拡大

中小企業投資育成株式会社法の特例措置等の対象となる「特定中小企業者」に、開業5年未満で試験研究費等につき一定の実績のある者等を追加する。

2 支援措置の拡大

(1) エンジェル税制の創設

特定中小企業者のうち、一定の要件（(2)に該当する特定中小企業者）に該当する者の発行する株式を払込みにより取得した個人（通称エンジェル）

がその株式につき譲渡損失等を生じた場合、一定の要件のもと繰越控除等の課税特例措置を認める。

(2) 情報提供に関する診断および指導

特定中小企業者のうち、外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして一定の要件を満たす者に対し、経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行う。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案（閣法第24号）

【要 旨】

本法律案は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等の促進に関する基本方針等を定めるとともに、事業者の行う新エネルギー利用等について、各種の支援措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

通商産業大臣は、新エネルギー利用等を促進するための施策、エネルギー使用者及び供給事業者等が講ずべき措置等に関する事項等について、基本方針を定め、これを公表する。

2 エネルギー使用者等の努力

エネルギー使用者及び供給事業者等は、基本方針の定めるところに留意し、新エネルギー利用及びその促進等に努めなければならないものとする。

3 新エネルギー利用指針

通商産業大臣は、エネルギー使用者の新エネルギー利用等を促進するため、推進すべき新エネルギー利用等の種類及び方法に関し、新エネルギー利用指針を定め、これを公表する。

4 指導及び助言

主務大臣は、新エネルギー利用等を促進するため必要があると認めるときは、エネルギー使用者に対し、新エネルギー利用指針に定める事項について助言及び指導を行う。

5 利用計画の認定

新エネルギー利用等を行おうとする事業者は、利用計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その利用計画が適当である旨の認定を受けることができる。

6 認定事業者への特例措置等

(1) 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証を行う。

(2) 中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付の償還期間を5年以内から7

年以内に延長する。

- (3) 中小企業投資育成株式会社は、その出資対象を資本金が1億円を超える事業者にまで拡大する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第44号）

【要 旨】

本法律案は、国際的に開かれた、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会を実現するには、競争政策の一層の積極的展開を図ることが不可欠であることから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（「独占禁止法」）の適用除外制度の整理等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

第1 個別法に基づくカルテル等に係る独占禁止法適用除外制度の廃止又は法整備

1 大蔵省関係

(1) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正

- ① 酒類業組合による過度競争防止カルテル制度に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- ② 製造業者と販売業者の間で締結する再販売価格維持契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

(2) たばこ耕作組合法の一部改正

- ① たばこ耕作組合を独占禁止法24条の適格組合とみなす規定の整備。

(3) 証券投資信託法の一部改正

- ① 受託会社が信託財産で行う株式の取得又は所有に係る独占禁止法の適用除外規定の削除。

2 厚生省関係

(1) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正

- ① 環境衛生同業組合等が大企業者等と締結する特殊契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

3 農林水産省関係

(1) 果樹農業振興特別措置法の一部改正

- ① 果実の販売業者等が締結する加工原料用果実の売買に関する取決めに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

(2) 卸売市場法の一部改正

- ① 卸売業者間の営業の譲受け又は合併に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。

- ② 卸売業者間の過度競争防止カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (3) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正
 - ① 農林水産大臣の指示に基づく製造業者のカルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (4) 漁業再建整備特別措置法の一部改正
 - ① 漁業協同組合等が作成する漁船の隻数の縮減等の整備計画に係る独占禁止法の適用除外規定の削除。
- (5) 輸出水産業の振興に関する法律の一部改正
 - ① 輸出水産業組合が締結する輸出水産物の主原料購入カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ② 輸出水産業組合が実施する輸出水産物の競争防止カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ③ 指定機関に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- (6) 真珠養殖等調整暫定措置法の廃止
- (7) 漁業生産調整組合法の廃止
- 4 通商産業省関係
 - (1) 輸出入取引法の一部改正
 - ① 輸出業者及び輸出組合の輸出向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ② 生産業者又は販売業者の輸出向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ③ 輸入業者及び輸入組合の輸入カルテル並びに輸入業者及び輸入組合の輸入向け国内取引カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ④ 輸出業者及び輸入業者並びに輸出入組合の輸出入調整カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ⑤ 貿易連合に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - ⑥ 指定機関に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
 - ① 商工組合等が大企業者と締結する特殊契約に係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (3) 商店街振興組合法の一部改正
 - ① 組合員が中小企業者である組合を独占禁止法24条の適格組合とみなす規定の整備。
- 5 運輸省関係
 - (1) 倉庫業法の一部改正

- ① 倉庫業者が行う集荷に関する倉庫カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (2) 貨物自動車運送事業法の一部改正
 - ① 一般貨物自動車運送事業者が行う運輸カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (3) 海上運送法の一部改正
 - ① 港湾関係業者が行う港湾関係カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
 - (4) 港湾運送事業法の一部改正
 - ① 港湾運送事業者が行う港湾関係カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の廃止。
- 第2 個別法に基づくカルテル等に係る独禁法適用除外の範囲の限定又は明確化
- 1 大蔵省関係
 - (1) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正
 - ① 酒類業組合による経営の合理化カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の縮減。
 - 2 通商産業省関係
 - (1) 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正
 - ① 商工組合の経営安定カルテルに係る加入命令等の廃止。
 - ② 商工組合の合理化カルテルに係る合理化命令の廃止。
 - ③ 商工組合の共同経済事業に係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。
 - 3 運輸省関係
 - (1) 道路運送法の一部改正
 - ① 旅客自動車運送事業者等が行う運輸カルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。
 - (2) 航空法の一部改正
 - ① 航空運送事業者が行う国内航空におけるカルテルに係る独占禁止法の適用除外制度の範囲の限定。

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案（閣法第47号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、規制緩和及び行政改革の一環として、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、通商産業省所管法律につ

き所要の改正を行うとともに、輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の廃止（2法律）

輸出検査法及び輸出品デザイン法を廃止する。

2 企業組織の変更手続の整備、簡素化（11法律）

相続、合併、事業譲渡等において、事業を譲り受けた者等の地位の承継を定める規定を整備、簡素化するため、高圧ガス保安法等11法律の一部を改正する。

3 その他諸規制の合理化（4法律）

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正し、エネルギー管理者選任届出規定を見直す。

(2) 電気事業法を改正し、事業を開始しなければならない期間を、事業の許可を受けた日から10年以内において通商産業大臣の指定する期間とする。

その他通商産業大臣の認定による主任技術者免状の交付の廃止等の措置を講ずる。

(3) 熱供給事業法を改正し、導管の使用前検査について、工事の工程ごとの検査を廃止する。

(4) 電気工事士法を改正し、電気工事士等が業務を開始したときの届出を廃止する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要 旨】

本法律案は、企業経営の効率性や機動性を高め、もって産業の競争力を強化する観点から、事業支配力の過度の集中防止という独占禁止法の目的に留意しつつ、持株会社の設立の全面禁止を改める等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 持株会社等の規制に関する改正

(1) 持株会社規制の改正

① 持株会社について、事業支配力が過度に集中することとなるものの設立等を禁止する。

ここで持株会社とは、子会社の株式の取得価額の合計額が（持株）会社の総資産の額の50%を超える会社とする。また、事業支配力が過度に集中することとは、持株会社等の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、持株会社等の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと、持株会社等が相互に関連

性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること、以上により国民経済に大きな影響力を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなる場合のことをいう。

- ② 一定規模（グループ全体の総資産額が3,000億円超など政令で定める）の持株会社は、事業年度ごとに企業グループの事業状況に関する報告書を公正取引委員会に提出するものとする。
- ③ 設立時、②に該当する規模の持株会社は、設立の届出をするものとする。
- ④ 金融持株会社は別に、法律で定める日までは設立を禁止する。

(2) 大規模会社の株式保有総額の制限の緩和

- ① 株式保有総額の制限の対象となる大規模会社から持株会社を除外する。
- ② 分社化、ベンチャー・キャピタル等に伴う株式保有については、株式保有制限の対象となる株式から除外する。

(3) 法律の見直し条項

政府は、本法施行後5年を経過した場合、事業支配力の過度の集中を防止する観点から設立等が禁止される持株会社の範囲等について検討を行い、必要な場合、所要の措置を講ずる。

2 国際的協定又は国際的契約に係る届出義務の廃止

事業者による一定の国際的協定又は国際的契約に係る届出義務を廃止する。

【 附 帯 決 議 】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社に関するガイドラインの作成に当たっては、国会の審議を十分に踏まえ、禁止される持株会社の解釈をより明確にし、公正取引委員会の審査における行政裁量の余地を極力排除すること。

なお、事前相談については、透明性を確保する観点から、その経過や結果等を適当な方法で開示すること。

- 2 金融持株会社については、競争政策及び金融政策の観点からすみやかに検討を行い、その解禁に当たっては、金融関係法制の整備等の必要な措置を講ずること。

なお、11条については、9条の改正に伴う影響等を勘案しつつ適切な制度運用に努めること。

- 3 持株会社によるグループ経営における連結ベースのディスクロージャーの充実等、情報開示制度の改善を行うとともに、持株会社株主の子会社事業への関与や子会社関係者の権利保護のあり方等、会社法制について検討を行う

こと。

- 4 持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合法の改正問題を含め今後2年を目途に検討し、必要な措置をとること。

なお、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること。

- 5 持株会社の設立等企業組織の変更が円滑に行われるよう、資産譲渡益課税に関する圧縮記帳制度の優遇措置や連結納税制度等の税制上の検討を進めること。また、株式交換制度等、会社法上の企業組織の変更規定についても検討を行うこと。

- 6 持株会社制度が中小事業者への系列支配の強化等につながるものがないよう、独占禁止法等の厳正な運用に努めること。

右決議する。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要 旨】

本法律案は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価に関し所要の特例措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

電気事業法の目的について、「環境の保全」を明確にし「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」とする。

2 環境影響評価に関する特例

(1) 両法の適用

発電所等の事業用電気工作物の設置又は変更工事に関する環境影響評価等の手続きについては、環境影響評価法及び電気事業法の両法を適用することとする。

(2) 簡易な方法による環境影響評価

環境影響評価法に定める第2種事業（一定の規模を有し、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する事業）を行おうとする者は、同法に規定する事項のほか、その工事について簡易な方法により環境影響評価を行った結果を記載しなければならないこととする。

(3) 環境影響評価方法書

発電所等の事業用電気工作物の設置又は変更の工事であり環境影響評価

法における対象事業に該当するもの（以下「特定対象事業」という）をしようとする者（以下「特定事業者」という）は、環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は同方法書を審査し、必要な場合には特定事業者に対し勧告をすることができることとする。

(4) 環境影響評価準備書

特定事業者は、環境影響評価の結果について意見を聴取するための準備として作成する環境影響評価準備書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は同準備書を審査し、必要な場合には特定事業者に対し勧告をすることができることとする。

(5) 環境影響評価書

特定事業者は、環境影響評価書を通商産業大臣に届け出なければならないものとし、通商産業大臣は必要な場合にはその変更を命ずることができることとする。

3 工事計画

(1) 発電所等の工事計画の認可要件として、環境影響評価書に従ったものであることを新たに追加する。

(2) 環境影響評価法に規定する第2種事業（特定対象事業を除く）に関する工事計画の認可要件として、環境影響評価手続が不要である旨の通知を受けたことを追加する。

4 その他

(1) 通商産業大臣による環境影響評価書の変更命令に違反する者を過料に処す。

(2) 環境影響評価法の施行の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※8	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案	衆	9. 1.31	9. 3.26	9. 3.27 可決	9. 3.28 可決	9. 2.25	9. 3.21 可決 附帯決議	9. 3.25 可決
			○9. 3.26	参本会議趣旨説明			○9. 2.25	衆本会議趣旨説明	
※9	工業標準化法の一部を改正する法律案	〃	1.31	3.13	3.19 可決 附帯決議	3.19 可決	2.17	3. 5 可決 附帯決議	3. 6 可決
16	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.15	4.22 可決	4.25 可決	4. 8	4.11 可決	4.15 可決
※24	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案	〃	2. 7	3.25	4.10 可決	4.11 可決	3. 7	3.21 可決 附帯決議	3.25 可決
44	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案	〃	2.21	5.30	6.12 可決	6.13 可決	4.18	5.16 可決	5.20 可決
			○9. 5.30	参本会議趣旨説明			○9. 4.18	衆本会議趣旨説明	
47	民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案	参	2.21	3.12	3.17 可決	3.19 可決	3.25	4. 2 可決	4. 3 可決
68	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.11	5.30	6.10 可決 附帯決議	6.11 可決	4.18	5.14 可決 附帯決議	5.15 可決
			○9. 5.30	参本会議趣旨説明			○9. 4.18	衆本会議趣旨説明	
79	電気事業法の一部を改正する法律案	〃	3.28	5.14	6.10 可決	6.11 可決	4.10	5. 7 可決	5. 8 可決

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、承認案件は内閣提出1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願2種類72件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

内閣提出8件中、参議院先議は次の2法律案と承認案件であった。

内航海運組合法の一部を改正する法律案は、内航船の近代化を図るため、内航海運業者が行う船舶建造資金の借入れについて、内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものである。内航海運業者は船腹調整事業の実施に伴い副次的に発生したスクラップ権を担保等に船舶建造資金の融資を受けている実態にあるが、この船腹調整事業については内航海運業の活性化を図る観点から解消が図られることになっている。このため、船腹調整事業の解消を契機として、将来にわたって資金調達の円滑化を図っていく必要があるため提出されたものである。

委員会においては、船腹調整事業が解消された場合の影響、内航海運の環境整備推進に対する支援策、内航船員の高齢化と若年船員の安定的確保策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における船舶の信頼性の向上及び外国における日本船舶の建造の実態に対応するため、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書の有効期間を現行の4年から5年に延長するとともに、外国において製造検査を受けることができることとするほか、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Vの改正に伴い、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを船舶内に備え置き、又は掲示することを義務づける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、船舶検査体制の在り方、老朽船の海難事故防止対策、入港時における外国船舶の監督強化策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、千葉県野田市に野田自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

空港整備法の一部を改正する法律案は、共用飛行場における一般公衆の

利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその費用の一部を負担するとともに、地方公共団体が管理する空港において当該地域のニーズに対応して滑走路を延長する工事等を施行することができることとし、国がその費用の一部を補助できるものとする等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地方空港整備の現状認識、羽田空港における新規航空会社の参入確保等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、平成9年度予算編成時の整備新幹線の取扱いについての政府・与党合意を受けて、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等、所要の措置を講じようとするものである。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案は、国鉄清算事業団の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成9年度予算編成時の閣議決定で、国鉄長期債務の抜本的処理の本格的実施が平成10年度からとなったことを受けて、平成9年度は金利負担軽減のための緊急のいわば止血策として提案されるに至ったものである。その内容は、平成9年度における国鉄清算事業団の借入見込相当額に相当する額の有利子債務（約3兆円）を無利子化するとともに、一般会計から清算事業団に対して無利子で貸し付けている債務（平成9年度において約5.3兆円）の平成9年度における償還を猶予し、措置期間の延長等を行うものである。

両案については、まず本会議において一括して趣旨説明が行われ、整備新幹線の論議に関する積極的な情報開示、法の目的に地域振興を追加する理由、未着工区間の採算性及び将来にわたる財源確保、国鉄長期債務の増加についての政府の責任、国鉄長期債務の抜本処理の財源及び国民負担の問題、総合交通体系確立の重要性等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、まず、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案の審議が行われ、法律の目的に地域振興を加えた理由、整備新幹線の収支採算性見通し、並行在来線経営分離後の貨物輸送ネットワーク確保対策、地方公共団体によるJRの施設整備への寄付問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議を行った。

次に、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案の審議に入り、委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、平成10年度から実施することとされている国鉄長期債務等の本格的処理方策の在り方、約28兆円に及ぶ国鉄長期債

務等の内容及び累積要因、JRが継承した鉄道事業の用に供しない土地の取扱い、事業団整理に向けての職員の雇用確保対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、3項目の附帯決議を行った。

運輸施設整備事業団法案は、平成7年2月の閣議決定等に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、鉄道整備基金及び船舶整備公団を解散して運輸施設整備事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、統合による行政の減量化・効率化の具体的な効果、運輸技術に関する基礎的研究業務の内容、JR3島会社の経営安定基金運用益の確保、既設新幹線譲渡収入の用途等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案は、我が国に来訪する外国人観光客数が低い水準にあり、また訪問地が東京・大阪に集中していることから外国人観光旅客の多様な地域への来訪促進が、我が国に対する理解と関心を深めることに不可欠となっている状況を踏まえ提出に至ったものである。その内容は、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の旅行費用の低廉化、外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものである。

委員会においては、国際観光が果たす役割の重要性の認識、外国人観光旅客の来訪促進地域の概要、外国人観光の宣伝及び受入体制の課題、地域限定通訳案内業免許の概要と問題点等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

1月23日、ロシアのタンカーナホトカ号の海難・重油流出事故について古賀運輸大臣から報告を聴取した。また、同月30日、同事故の被害状況等の実情調査のため、衆参合同で石川・福井両県に議員派遣が行われ、委員会においてもその報告を2月18日に聴取し、同月20日質疑を行った。

2月18日、古賀運輸大臣から所信を、衛藤運輸政務次官から平成9年度運輸省関係予算について説明を聴取し、同月20日、運輸行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策について、不法滞在者の犯罪増加に対する対応策、整備新幹線の新財源スキームの考え方、三井三池鉱閉山による今後の三池港の在り方、幅運賃制導入による航空事業者の問題、運輸省関係の公共事業の見直し、都市高速鉄道の高架化、国鉄改革10年問題、神戸港の震災復旧状況等についての問題が取り上げられた。

また、ナホトカ号海難・流出油災害について、ナホトカ号の船尾部の引き上

げ方法、被災民の補償問題、国際油濁補償基金への政府の対応、ロシアとの補償交渉への対応、海上災害防止センターの業務の在り方、重油漂着による今後の生態系に及ぼす影響、諸外国での油濁事故処理の実情等が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度運輸省関係予算の審査を行い、公共事業の建設コスト縮減、海洋汚染における我が国の対応システム、交通機関における障害者の運賃・料金割引制度、港湾荷役事前協議制度、公共事業5箇年計画等長期計画の見直しの必要性、運輸省関係特殊法人の見直し問題等について質疑を行った。

また、3月11日、東京国際空港（羽田空港）の沖合展開事業、超大型浮体式海洋構造物（メガフロート）研究及び港湾技術の研究等の実情調査のため東京国際空港、港湾技術研究所及びメガフロート浮体モデルを視察した。

（2）委員会経過

○平成9年1月23日（木）（第1回）

- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。
- ナホトカ号海難・流出油災害について古賀運輸大臣から報告を聴いた。

○平成9年2月18日（火）（第2回）

- 運輸行政の基本施策に関する件について古賀運輸大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- ロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告を聴いた。

○平成9年2月20日（木）（第3回）

- 運輸行政の基本施策に関する件及びナホトカ号海難・流出油災害に関する件について古賀運輸大臣、政府委員、法務省、警察庁、自治省及び水産庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第4回）

- 内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第5回）

- 内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）について古賀運輸大臣、政府委員、公正取引委員会及び運輸省当局に対し質疑を行い、

討論の後、可決した。

（閣法第42号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、無

反対会派 共産、新社

- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、無

反対会派 なし

- 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月25日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）について古賀運輸大臣、政府委員、外務省、環境庁、厚生省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、無

反対会派 なし

○平成9年3月27日（木）（第7回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管）について古賀運輸大臣、政府委員、外務省、警察庁及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年5月8日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成9年5月15日（木）（第9回）

- 空港整備法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第3号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 新社

- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員、自治省及び国土庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第27号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産、自由、新社

なお、附帯決議を行った。

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について古賀運輸大臣、政府委員、大蔵省、自治省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について参考人早稲田大学商学部教授杉山雅洋君、交通評論家角本良平君及び株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長鈴木良男君から意見を聴き、各参考人、古賀運輸大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日

本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第26号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産、自由、新社

なお、附帯決議を行った。

- 運輸施設整備事業団法案(閣法第25号)(衆議院送付)について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日(火)(第13回)

- 運輸施設整備事業団法案(閣法第25号)(衆議院送付)について古賀運輸大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第25号) 賛成会派 自民、社民、民緑、無
反対会派 平成、共産、自由、新社

- 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)について古賀運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月10日(火)(第14回)

- 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)について古賀運輸大臣、政府委員、法務省、労働省及び警察庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第72号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社、
無
反対会派 なし

○平成9年6月17日(火)(第15回)

- 請願第1510号外71件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要 旨】

本法律案は、地域における空港整備に対する要請に的確に対応するため、共用飛行場における一般公衆の利用に供する施設の整備について当該共用飛行場の存する都道府県がその整備に要する費用の一部を負担することとするとともに、地方公共団体がその管理する空港においてより主体的に当該地域のニーズに対応して滑走路を延長する工事等を施行することができることとする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 共用飛行場（自衛隊の設置する飛行場で一般公衆の利用に供するもの）における工事費用の負担等

運輸大臣が共用飛行場において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその3分の2を、当該共用飛行場の存する都道府県がその3分の2をそれぞれ負担するものとする。

2 地方公共団体が管理する第2種空港及び第3種空港における工事費用の負担等の特例等

(1) 地方公共団体は、当分の間、その管理する空港において、当該空港に係る輸送需要に対応した輸送力を有する航空機が発着することができる長さを超えてその滑走路を延長する工事等を施行することができるものとする。

(2) (1)の工事のうち空港の利用者の利便の向上又は地域経済の発展に特に資するものについて、国は、その工事に要する費用の100分の40以内を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする。

(3) 国は、当分の間、地方公共団体に対し、(2)の工事で「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、(2)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日「平成9年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

運輸施設整備事業団法案（閣法第25号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、鉄道整備基金及び船舶整備公団を解散して運輸施設整備事業団を設立しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

運輸施設整備事業団（以下、「事業団」という。）は、鉄道事業者、海上

運送事業者等による運輸施設の整備を推進するための助成その他の支援を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 役員

事業団に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置くものとする。

3 業務の範囲

(1) 事業団は、次の業務を行うものとする。

- ① 新幹線鉄道の建設に関する事業を行う日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について交付金を交付する。
- ② 新幹線鉄道の輸送力の増強を図るために必要な鉄道施設の大規模な改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てるための長期かつ低利の資金の融通を行う。
- ③ 主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設又は大規模な改良に関する事業を行う日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付ける。
- ④ 海上運送事業者と費用を分担して、船舶を建造し、使用させ、及び譲渡する。
- ⑤ 特定係留船活用事業を営む海上運送事業者と費用を分担して、余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造し、使用させ、及び譲渡する。
- ⑥ 海上運送事業者に対し、船舶の改造に必要な資金を貸し付ける。
- ⑦ 海上運送事業者がする資金の借入れに係る債務について保証する。
- ⑧ 運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及する。

(2) 事業団は、(1)の業務のほか、次の業務を行うことができるものとする。

- ① 新幹線鉄道の建設に関する事業を行う日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付する。
- ② 主要幹線鉄道又は都市鉄道の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者又は日本鉄道建設公団に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付する。

③ 鉄道軌道整備法又は踏切道改良促進法の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付する。

4 業務実施方針

運輸大臣は、3の(1)の①から③までに掲げる事業団の業務について、業務実施方針を定め、これを事業団に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

5 財務及び会計

事業団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は運輸施設整備事業団債券を発行することができるものとする。

6 監督

事業団は、運輸大臣が監督するものとし、運輸大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

7 附則

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、船舶整備公団法の廃止等についての規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 船舶整備公団及び鉄道整備基金の解散等

船舶整備公団及び鉄道整備基金は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継するものとする。また、その承継の際における船舶整備公団及び鉄道整備基金に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第26号）

【要 旨】

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）の処理すべき債務が累増している状況にかんがみ、平成9年度において緊急に講ずべき措置として、事業団債券に係る債務の承継その他事業団の債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、平成10年3月31日において、事業団債券に係る債務のうち平成9年度の借入見込額に相当する3兆35億円を一般会計において承継することと

- し、同時に、事業団に対し同額の無利子資金を貸し付けたものとする。
- 2 1の無利子貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定めることとする。
 - 3 政府は、事業団に貸し付けている無利子貸付金の据置期間を1年以内の期間延長することができることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 日本国有鉄道清算事業団の残存資産の有効売却等により、極力債務の圧縮に努めること。
 - 2 日本国有鉄道清算事業団の債務の抜本的処理方策を1日も早く策定し、可及的速やかに実施すること。
 - 3 日本国有鉄道清算事業団を可能な限り早期に整理することとし、職員の雇用の確保については政府が責任をもって措置すること。
- 右決議する。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、新幹線鉄道の着実な整備を図るため、日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に要する費用についての国及び地方公共団体の負担について定める等、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 全国新幹線鉄道整備法の目的に、地域の振興に資することを加える。
- 2 日本鉄道建設公団が行う新幹線鉄道の建設に要する費用のうち、営業主体から支払を受ける貸付料その他の日本鉄道建設公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもって充当する部分を除いたものは、政令で定めるところにより、国及び都道府県が負担することとする。
- 3 運輸大臣は、建設主体が日本鉄道建設公団である場合において工事実施計画に関する認可をしようとするときは、あらかじめ、新幹線鉄道の建設に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならないものとする。
- 4 国は、新幹線鉄道の建設に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において施行期日「平成9年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 鉄道、道路、空港、港湾などの交通ネットワークについての将来展望を踏まえ、これらを総合的に検討するとともに、効果的な整備に努めること。
 - 2 整備新幹線の新規着工区間に係る収支採算性の見通し等については、厳正に判断し、検討の経過も踏まえ適宜当委員会に報告すること。
 - 3 整備新幹線の建設に当たっては、建設事業コストの見直しと事業の効率的執行に努めることにより、極力総事業費を抑制すること。
- 右決議する。

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年における船舶の信頼性の向上及び外国における日本船舶の建造の実態に対応するため、船舶検査証書及び海洋汚染防止証書の有効期間を延長するとともに、外国において製造検査を受けることができることとする等所要の改正を行うほか、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Vの改正に伴い、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを船舶内に備え置き、又は掲示することを義務付けることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 船舶安全法の改正

- (1) 外国において建造される日本船舶が、建造地において製造検査を受けることができることとする。
- (2) 船舶検査証書の有効期間を5年（現行4年）に延長するとともに、一定の場合における有効期間の延長特例の上限を3月（現行5月）とする。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正

- (1) 船舶所有者は、一定の船舶ごとに船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。
- (2) 国際航海に従事する一定の船舶の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を備え付け、当該物質の取扱いに関する作業について記録簿への記載を行わなければならないこととする。
- (3) 一定の船舶の船舶所有者は、船舶発生廃棄物の排出に関し遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならないこととする。
- (4) 海洋汚染防止証書の有効期間を5年（現行4年）に延長するとともに、

一定の事由がある船舶についての有効期間の延長特例の上限を3月（現行5月）とする。

- (5) 一定の海洋施設の管理者は、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととする。
- (6) 一定の海洋施設の管理者は、海洋施設発生廃棄物の排出に関し遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該海洋施設内にある者に見やすいように掲示しなければならないこととする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、製造検査に係る改正規定については公布の日から、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、海洋施設発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等に係る改正規定については平成9年7月1日から施行することとする。

内航海運組合法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、近年における物流の効率化等の要請に対応し、内航運送の用に供される船舶の近代化を図るため、資金調達能力が不十分な内航海運業者がする船舶の建造のため必要な資金の借入れについて内航海運組合が債務保証を行うことができることとする等の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内航海運組合が行うことができる事業に、組合員がする内航運送の用に供される船舶の建造のため必要な資金の定款で定める金融機関からの借入れに係る債務の保証を追加することとする。
- 2 その他罰則に関し、罰金額の引上げ等を行うこととする。
- 3 この法律は、公布の日から施行することとするとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案（閣法第72号）

【要 旨】

本法律案は、外国人観光旅客の多様な地域への来訪を促進するための各般の施策を総合的に講ずることにより、国際観光の振興を図ろうとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 目的

外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 外客来訪促進地域

「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいい、「宿泊拠点地区」とは、外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区をいうものとする。

3 基本方針

- (1) 運輸大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 基本方針においては、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項、通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項その他外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項について定めるものとする。

4 外客来訪促進計画

都道府県は、単独で又は共同して、地域の特色を生かした観光経路の設定により、外国人観光旅客の来訪を促進することが適当な地域について外客来訪促進計画を定めることができるものとする。

5 国の援助等

国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

6 海外における宣伝等の措置

国際観光振興会（以下「振興会」という。）は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならないものとする。

7 共通乗車船券

運送事業者は、共同で外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出を行うことができることとし、その場合には関係法令に基づく届出をしたものとみなすものとする。

8 旅行に要する費用の低廉化に資するための措置

振興会は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用できる宿泊施設等に関する情報の提供等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

9 通訳案内業法の特例

都道府県知事は、通訳案内業試験のうち一定の科目に合格し、運輸大臣の指定する研修の課程を修了した者について、地域を限定した通訳案内業の免許を与えることができるものとする。

10 接遇の向上を図るための措置

振興会は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体等に対して観光案内に関する助言等の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）
(先議)

【要 旨】

本承認案件は、千葉県の北西部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第43条第1項の規定により、千葉県野田市に、関東運輸局千葉陸運支局野田自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※3	空港整備法の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 28	9. 5. 2	9. 5. 15 可決	9. 5. 16 可決	9. 4. 17	9. 4. 23 修正	9. 4. 24 修正
※25	運輸施設整備事業団法案	〃	2. 7	5. 23	6. 3 可決	6. 6 可決	5. 6	5. 13 可決 附帯決議	5. 15 可決
※26	日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案	〃	2. 7	5. 9	5. 29 可決 附帯決議	5. 30 可決	4. 1	4. 15 可決 附帯決議	4. 17 可決
※27	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	5. 9	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決	2. 28	4. 15 修正 附帯決議	4. 17 修正
41	船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	2. 18	3. 13	3. 25 可決	3. 26 可決	5. 20	6. 4 可決	6. 5 可決
42	内航海運組合法の一部を改正する法律案	〃	2. 18	3. 13	3. 17 可決	3. 19 可決	3. 25	6. 4 可決	6. 5 可決
72	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案	衆	3. 12	5. 28	6. 10 可決	6. 11 可決	5. 13	5. 20 可決	5. 22 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	参	9. 3. 7	9. 3. 13	9. 3. 17 承認	9. 3. 19 承認	9. 3. 25	9. 6. 4 承認	9. 6. 5 承認

【通信委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件であり、いずれも可決した。また、日本放送協会（NHK）の平成9年度予算を承認した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

郵便法の一部を改正する法律案は、第3種郵便物の認可条件を緩和するとともに、第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置を拡大しようとするものである。

委員会においては、第3種郵便物が郵便事業財政に及ぼす影響、第3種郵便物の認可に係る調査を行う指定調査機関の在り方、料金特例措置における割引率の算定根拠等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、簡易保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託できることとするものである。

委員会においては、貸付債券の対象範囲、債券貸付業務の委託条件とリスク管理、簡保資金運用の在り方等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、1項目の附帯決議を行った。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案は、同法に基づく郵政大臣の認定を受けて通信・放送新規事業を実施する株式会社について、ストックオプション制度を導入することにより、当該事業に必要な人材の確保を図ろうとするものである。

委員会においては、通信・放送新規事業の認定状況と中小事業者への配慮、ストックオプション制度の導入目的とその効果、情報通信ベンチャー企業育成方策等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、3項目の附帯決議を行った。

電波法の一部を改正する法律案は、最近における無線通信技術の進展及び我が国内外の国際化の進展等を背景として、携帯電話等の移動局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活

用しようとするものである。

委員会においては、包括免許制度導入のメリットと利用者への利益還元、認定点検事業者制度の創設とその機能確保、電磁波が人体や医用機器等に及ぼす影響等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案は、テレビの字幕放送の拡充に関する請願、衆参通信委員会の附帯決議、「規制緩和推進計画の改定」の指摘を踏まえて、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできるだけ多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金等に関する制度の合理化を図るものである。

委員会においては、字幕放送の拡充方策、放送番組審議機関の機能強化、放送倫理の確立等の諸問題について質疑を行い、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、2項目の附帯決議を行った。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、「規制緩和推進計画の改定」の指摘を踏まえて我が国の電気通信分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進を図る観点から、第1種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図るものである。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案は、今年の電気通信審議会答申を踏まえ、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務を行うことができるようにするものである。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案は、14年間の長きにわたり懸案となっていたNTTの分離・分割問題の解決策として、昨年12月郵政省とNTTの間で合意をみたところののっとり、NTTを特殊会社の純粋持株会社と、その下に特殊会社である東・西2つの地域会社、民間会社の長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、NTTの国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにするものである。

以上3法案を一括議題として、まず、本会議において趣旨説明が行われ、今回の再編成が最良である理由、NTTを特殊会社として規制する必要性、NTT再編成後の西会社の効率性と経営改善の見通し、KDD法の廃止に向けた見直し等の質疑が行われた後、委員会に付託された。

委員会においては、本改正による公正有効競争の促進、情報通信分野におけ

る一層の規制緩和の必要性、廃止を含めたKDD法の更なる見直し、NTTの国際通信進出の在り方、再編成後の地域間における料金格差への懸念、再編成がNTTの研究開発に与える影響等の諸問題について質疑を行うとともに、NTT武蔵野研究開発センタの視察、参考人からの意見聴取等を行い、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、3法律案に対し、9項目の附帯決議を行った。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案は、世界貿易機関(WTO)基本電気通信交渉の合意に基づき、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第1種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととするものである。

委員会においては、WTO基本電気通信交渉の経緯、本改正が情報通信産業に与える影響、外資規制緩和と米国におけるNTT、KDD子会社の認証問題等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、NHKの平成9年度収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めようとするものである。

委員会においては、放送のデジタル化への対応、苦情処理機関の設立等放送倫理確立に向けた取組、財政基盤確保のための受信料制度を巡る課題、地域放送及び障害者向け放送の充実等の諸問題について質疑を行い、討論の後、多数をもって承認した。なお、7項目の附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、堀之内郵政大臣から郵政行政の基本施策について所信を聴取し、同月21日、郵政事業の民営化論に対する郵政大臣の見解、ワンストップ行政サービスの実現見通し、郵便貯金オンラインシステムの相互開放、郵便局サービスの在り方、在ペルー大使公邸人質事件とマスコミの在り方、インターネットにおけるユーザー保護、コンピュータの西暦2000年問題、官民における官の役割、NTT再編成の検討状況、通信・放送機構の研究開発・支援業務の現況、諸外国におけるインターネットの規制と我が国の検討状況、コンピュータネットワークへの不正アクセス被害状況、NTT再編成後の国際進出の在り方、放送番組審議機関の在り方、俗悪番組の青少年への影響とその防止対策、次世代携帯電話の研究状況、衛星放送のデジタル化等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度郵政省関係予算の審査を行い、情報インフラ等建設国債の対象範囲の拡大、発信電話番号表示サービス導入の目的とプライバシー侵害の危険性、地上放送デジタル化の開始時期

を2000年と早めた理由、ソフト制作支援システムの構築、21世紀に向けた郵政事業の在り方、郵便番号7桁化の周知徹底、財投がこれまで果たしてきた役割と今後の課題、郵政短時間職員の現状と待遇改善への取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査を行うことを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について堀之内郵政大臣から所信を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵政行政の基本施策に関する件について堀之内郵政大臣、政府委員、外務省、郵政省、通商産業省、警察庁当局及び参考人日本電信電話株式会社常務取締役企画室長兼務再編成対策室長木塚修一君に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日(金) (第3回)

- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第43号)
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)
以上両案について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日(火) (第4回)

- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第43号)について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第43号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

○平成9年3月25日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し

質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第59号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)
(衆議院送付)について堀之内郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長川口幹夫君から説明を聴き、同大臣、政府委員、科学技術庁当局、参考人日本放送協会専務理事齊藤暁君、同協会会長川口幹夫君、同協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会理事石渡和夫君、同協会理事菅野洋史君及び同協会理事中井盛久君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号=平成9年度NHK予算)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成9年3月27日(木)(第6回)

- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(郵政省所管)について堀之内郵政大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、大蔵省、経済企画庁及び郵政省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月8日(火)(第7回)

- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月10日(木)(第8回)

- 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)について堀之内郵政大臣、政府委員、通商産業省、法務省及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第40号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)につい

て堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員、警察庁、労働省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第56号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、さき
反対会派 なし
- 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月13日（火）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員、文部省、総理府当局、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君及び日本放送協会専務理事河野尚行君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第73号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院、さき
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月3日（火）（第11回）

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）
日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）
以上3案について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月5日（木）（第12回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、参考人日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長井上秀一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社代表取締役副社長宮脇隆君及び同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君に対し質疑を行った。

○平成9年6月10日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、大蔵省、内閣官房、郵政省当局、参考人日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、同社代表取締役副社長宮脇隆君、同社代表取締役副社長井上秀一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君及び国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君に対し質疑を行った。

○平成9年6月11日（水）（第14回）

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

社団法人電気通信事業者協会副会長	岩崎 克己君
大阪大学大学院国際公共政策研究科教授	林 敏彦君
一橋大学経済研究所教授	鈴木 興太郎君

○平成9年6月12日（木）（第15回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）
国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上3案について堀之内郵政大臣、政府委員、運輸省当局、参考人日本高速通信株式会社代表取締役会長兼社長東款君、国際デジタル通信株式会社代表取締役社長降旗健人君、日本電信電話株式会社代表取締役副社長宮脇陞君、国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君、日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君、同社常務取締役再編成室長兼企画室長木塚修一君、同社代表取締役副社長林豊君、同社代表取締役副社長井上秀一君及び国際電信電話株式会社取締役塚田一幸君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第54号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

（閣法第55号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

（閣法第76号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

なお、3案について附帯決議を行った。

- 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月16日（月）（第16回）

- 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）について堀之内郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第89号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき
反対会派 共産

- 請願第1028号外5件を審査した。
- 郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要 旨】

本法律案は、認定計画に係る通信・放送新規事業を実施する株式会社（以下「認定会社」という。）が、当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することによる能力と成果に応じた成功報酬制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 新株発行に係る株主総会決議の特例

認定会社が、認定計画に従って当該事業の実施に必要な人材を確保することを円滑にするため、一定の要件の下、株主総会の特別決議を行うことによって、その決議から10年の間にその会社の取締役又は使用人に対し特に有利な発行価額で新株を発行することができることとする。

2 株券への記載等

認定会社が、定款にこの法律により新株の発行ができる旨の定めを設けたときは、株券及び端株券にその旨を記載しなければならないこととする。

3 書面の提出等

認定会社は、株主総会の特別決議をしたときには、その決議に関する事項を記載した書面を郵政大臣に提出するとともに、その書面の写しを公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

4 公示等

郵政大臣は、書面の提出を受けた場合等には、その書面等を官報に公示するとともに、その書面を公衆の縦覧に供しなければならないこととする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 特定通信・放送開発事業の実施指針について、国民への周知徹底を図るとともに、その関連支援措置の運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。
- 一 特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保・充実を図るとともに、中小の事業者も本法による支援を十分に活用できるよう配慮すること。
- 一 本法に基づくストックオプション制度を有効に機能させるため、制度の啓発・普及に努めること。

右決議する。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第3種郵便物の認可条件を緩和するとともに、利用者に対するサービスの向上等を図るため、第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置を拡大し、及び料金受取人払制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 第3種郵便物の認可条件の緩和

第3種郵便物の認可をする定期刊行物の条件のうち、発行回数に係るものについては、毎年1回以上の回数で省令で定める回数以上、号を追って定期に発行するものとする。

2 第1種郵便物及び第2種郵便物の料金の特例措置の拡大

郵政大臣は、差出人が同一でない広告郵便物等で、省令の定める条件を具備するものの料金の総計額につき、審議会に諮問した上、省令の定めるところにより減額することができることとし、その場合におけるそれぞれの差出人の納付すべき額の算出方法を定めることとする。

3 料金受取人払制度の改善

(1) 差出人が、省令の定めるところにより、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人が納付して受け取ることにつき当該受取人の承諾を得てその者にあてて差し出す郵便物について、当該受取人が納付する料金及び手数料を後納することができることとする。

(2) 料金後納として差し出す郵便物に係る料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付していることにより当該料金後納に係る担保を免除されている者について、料金受取人払とする郵便物の料金を後納する場合の担保を免除することとする。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）

【要 旨】

本法律案は、我が国の電気通信事業分野における新規参入の一層の円滑化及び電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、第1種電気通信事業の許可の基準である過剰設備防止条項等を撤廃するとともに、電気通信事業者間の電気通信設備の接続に関する制度の充実を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 許可の基準

第1種電気通信事業の許可の基準のうち、過剰設備防止条項等を撤廃することとする。

2 第1種電気通信事業者の電気通信設備との接続

第1種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき等の場合を除き、これに応じなければならないこととする。

3 指定電気通信設備との接続

郵政大臣が指定する電気通信設備を設置する第1種電気通信事業者は、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続の条件に関する接続約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないこととする。

4 電気通信番号に関する制度の整備

電気通信事業者は、電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する場合には、その電気通信番号が郵政省令で定める基準に適合するようにしなければならないこととする。

5 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、接続に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、接続に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本3法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 21世紀に向けて情報通信が果たすべき役割の重要性を強く認識し、今回の法改正を改革の第一歩と位置付け、今後とも、電気通信事業における料金算定方式等の検討等を行い、急速に発展する情報通信の変化に即応し、規制緩和の推進等競争の一層の促進により、多様なサービスが低廉な料金で利用できるよう環境整備に努めること。
- 一 情報通信分野における公正有効競争を確保するため、新設された接続ルールの機能を十分発揮させ、接続料の低廉化に努めること。
- 一 急速に進展しつつある情報通信分野の世界的な大競争に的確に対応するため、グローバルな視点に立った明確な将来ビジョンを提示するとともに、情報通信技術の研究開発を一層推進し、我が国の国際競争力の強化に努めること。
- 一 NTT及びKDDについて、将来の完全民営化を目指し、そのための環境

条件の整備に努めること。特に、KDDについては、国際電気通信の動向を踏まえて、時期を逸することなく検討し結論を得ること。

- 一 NTT再編成後の東・西地域において料金等に不合理な格差が生じないよう十分配慮するとともに、ユニバーサルサービスの確保に万全を期すこと。
 - 一 東・西地域会社間において競争が促進されるよう配慮するとともに、公正有効競争を担保するための条件を地域会社と長距離会社との間に確保し、各会社の一層の経営の効率化、経営内容の開示が図られるよう努めること。
 - 一 再編成前のNTTの国際進出については、公正競争の確保に十分配慮すること。
 - 一 NTT再編成後も、他の事業者も含め、各会社が十分な協力体制の下で大規模災害時等における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの維持・向上に努めること。
 - 一 NTT再編成に伴う株主の権利保護に十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。
- 右決議する。

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第55号）

【要 旨】

本法律案は、電気通信分野における技術の進展とそれを利用した新たな役務に対する需要に対応し、国際電信電話株式会社が保有する設備及び技術の有効な活用を図る観点から、その業務として、国内における電気通信業務その他の業務を行うことができるようにする等の改正を行おうとするものである。

【附 帯 決 議】

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）と同一内容の附帯決議案が行われている。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要 旨】

本法律案は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したのものとする等のためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 携帯電話等への包括免許制度の導入

携帯電話等の移動する無線局について、個別の無線局ごとに免許を受けることなく、1つの免許により複数の無線局を開設できる包括免許制度を導入

することとする。

2 外国の携帯電話等の移動局の運用の許可

近い将来において導入が予定されている人工衛星を用いた世界的規模の携帯電話等の移動する無線局について、その自由な流通を確保するため、我が国に持ち込まれる場合に個別の無線局ごとに免許取得の手続をとることなく利用できる制度を導入することとする。

3 無線局検査への認定点検事業者制度の導入

無線局の検査において、民間の能力を更に活用するため、郵政大臣の認定を受けた者が無線設備等について点検を行った結果が提出された場合には、無線局の検査の一部を省略することができる認定点検事業者制度を導入することとする。併せて、無線設備等の点検に用いる測定器等の校正を郵政大臣が指定する者に行わせることができることとする。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第59号) (先議)

【要 旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託できることとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、現下の厳しい経済情勢と金融環境の国際的变化に適切に対応し、簡易生命保険の加入者の利益を増進するため、簡易生命保険積立金の運用に当たっては、公共の利益に十分配慮するとともに、市場リスクなどのリスク管理の徹底を図り、その一層確実かつ有利な運用に努めること。

右決議する。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案 (閣法第73号)

【要 旨】

本法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 放送法の一部改正

(1) テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項

テレビジョン放送とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の映像又は信号を送る放送をいうこととする等に定義規定を改めるとともに、テレビジョン放送事業者は国内放送による放送番組の編集に当たっては字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならないこととする。

(2) 放送番組審議機関に関する事項

放送事業者は、放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容、訂正放送制度の実施状況及び放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要を放送番組審議機関へ報告しなければならないこととするとともに、放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要、放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容を公表しなければならないこととする。

(3) 有料放送に関する事項

通信衛星の無線局により行われる多重放送以外の有料放送の役務の料金について、認可制を事前届出制に改めるとともに、有料放送の料金を除く役務の提供条件について標準契約約款の制度を設けることとする。

2 有線テレビジョン放送法の一部改正

テレビジョン放送に係る字幕番組及び解説番組の放送努力義務に関する放送法の規定並びに放送番組審議機関の答申又は意見を尊重して講じた措置の内容等の放送番組審議機関への報告義務、放送番組審議機関の答申又は意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要等の公表義務その他の放送番組審議機関に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について、準用することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送事業者の番組編集の自由を最大限尊重しつつ、放送倫理の確立・放送番組の適正向上を通じて、放送に対する視聴者・国民の信頼を確保するため、放送番組審議機関の機能が十分発揮されるよう努めること。
- 一 放送の有する社会的機能の重要性を認識し、放送における情報格差の是正を図るため、障害者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅かつ計画的に拡充されるよう、これら番組の普及促進のための財政・税制上の支援の充実等総合的な施策を推進すること。

右決議する。

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要 旨】

本法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

- (1) 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とすることとする。
- (2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とすることとする。

2 事業

- (1) 会社は、その目的を達成するため、地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をする等の業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができることとする。
- (2) 地域会社は、その目的を達成するため、地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務等を営むことができることとする。

3 責務

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に經營が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会經濟の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならないこととする。

4 監督

会社は、新株等の発行、取締役及び監査役の選任等の決議、定款の変更等

の決議、事業計画等について、地域会社は、新株等の発行、定款の変更等の決議、事業計画等について郵政大臣の認可を受けなければならないものとする等それぞれの監督について所要の規定を設けることとする。

5 その他

会社は、施行日前において、郵政大臣の認可を受けて、国際電気通信事業を営む法人に出資することができることとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、新会社設立の手続きに関する規定は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第54号）と同一内容の附帯決議案が行われている。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要 旨】

本法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の実施に伴い、第1種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 電気通信事業法の一部改正関係

第1種電気通信事業の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除することとする。

2 電波法の一部改正関係

無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等には適用しないこととする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成9年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送に携わる者はその社会的影響力を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律の確保に一層努めるとともに、放送倫理の確立を図り、国民の信頼と期待に応える豊かな放送文化を創造すること。
- 一 協会は、その財政が厳しい状況にあることを深く認識し、今後とも業務全般にわたり抜本的な見直しを行い、効率化の徹底により経費の節減を図るとともに、視聴者の十分な理解と協力が得られるよう、関連団体を含む協会全体の経営内容を視聴者に分かりやすい形で積極的に公開するように努めること。
- 一 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、視聴者の負担の公平を図る観点からも衛星放送を含む受信契約の締結と確実な収納を行い、財政基盤の確立に努めること。
- 一 マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、デジタル放送の導入に向けた研究開発等について、視聴者がその成果を十分享受できるよう積極的に取り組むとともに、ハイビジョン放送を含む衛星放送の既存視聴者の利益保護にも十分配慮すること。
- 一 情報通信を通じた福祉の増進の観点から、障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するため総合的な施策を推進すること。
- 一 放送の国際化に対応し、国際間の相互理解と文化交流の一層の促進を図るため、映像を含む国際放送を拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 一 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するように努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
40	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 18	9. 4. 4	9. 4. 10 可決 附帯決議	9. 4. 11 可決	9. 4. 1	9. 4. 2 可決	9. 4. 3 可決
43	郵便法の一部を改正する法律案	参	2. 18	3. 13	3. 18 可決	3. 19 可決	3. 25	4. 24 可決	5. 6 可決
54	電気通信事業法の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
			○9. 5. 30 参本会議趣旨説明			○9. 5. 8 衆本会議趣旨説明			
55	国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案	"	3. 4	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
			○9. 5. 30 参本会議趣旨説明			○9. 5. 8 衆本会議趣旨説明			
56	電波法の一部を改正する法律案	"	3. 4	4. 10	4. 22 可決	4. 25 可決	4. 8	4. 9 可決	4. 10 可決
59	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 4	3. 13	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決	5. 20	6. 4 可決	6. 5 可決
73	放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	3. 12	4. 21	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	4. 15	4. 16 可決	4. 17 可決
			○9. 4. 15 衆本会議趣旨説明						
76	日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案	"	3. 14	5. 30	6. 12 可決 附帯決議	6. 13 可決	5. 8	5. 22 可決 附帯決議	5. 22 可決
			○9. 5. 30 参本会議趣旨説明			○9. 5. 8 衆本会議趣旨説明			
89	電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案	"	4. 25	6. 11	6. 16 可決	6. 16 可決	5. 20	5. 28 可決	5. 29 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	9. 2. 25	9. 3. 18	9. 3. 25 承認 附帯決議	9. 3. 26 承認	9. 3. 4	9. 3. 17 承認 附帯決議	9. 3. 18 承認

・NHK決算（2件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2. 16 (第136回国会)	9. 1. 20			9. 1. 20		
○第136・137・138回・139回国会 未了							
日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	9. 2. 18	6. 13			6. 17		

【労働委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、本院議員提出2件の合計9件であり、内閣提出7件を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類136件のうち、2種類4件を採択した。

〔法律案等の審査〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、障害者の法定雇用率の算定基礎に、従来の身体障害者に新たに精神薄弱者を加えること、子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用したとみなすことができる「特例子会社」の認定要件を緩和すること、市町村レベルで職業準備訓練を行う「障害者雇用支援センター」の設置主体に社会福祉法人を加えること、パートタイムの精神障害者を助成金の対象に加えることなどを内容とするものである。

委員会においては、新たに設定される障害者雇用率の見込み、精神障害者に対する雇用促進策、雇用率未達成企業に対する指導の強化、就労をめぐる障害者の人権擁護、特例子会社の認定要件緩和の意義、障害者雇用支援センターの今後の設置の動向等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成9年4月1日からの週40時間労働制の全面実施に当たり、従来適用が猶予されてきた中小企業等において、その円滑な定着を図るため、①労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を延長すること、②平成10年度末までの2年間を指導期間とし、きめ細かな指導、援助等を行うよう国が配慮しなければならないことなどを内容とするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、年間1800労働時間達成に取り組む決意、指導期間における強力な行政指導と監督の必要性、小規模の接客娯楽業などに認められる週46時間労働の特例措置の今後の扱い等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、現在なお多数の中小企業において週40時間労働制が導入されていない状況とその円滑な実施のための対策、2年間の指導期間の意味ときめ細かな指導の内容、労働基準法の趣旨からみた週40時間労働制移行後の賃金の在り方、時間外労働を抑制するための方策等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。なお、政府一体となった労働時間短縮対策の推進等

4 項目の附帯決議が行われた。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案は、高度技能労働者が就業する企業が集積している地域のうち、生産拠点の海外移転などにより雇用状況の悪化やそのおそれが生じている地域の雇用開発を促進するため、新たに法律の対象地域として「高度技能活用雇用安定地域」を加え、当該地域における高度技能等を活用した新事業の展開による雇用機会の創出やこれに必要な能力開発等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、産業の空洞化と雇用についての現状と見通し、高度技能の維持継承策、高度技能活用雇用安定地域の指定の方針及び労働省と通産省との連携の必要性、地域雇用開発のための現行の助成金の支給実績と効果等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、特殊法人の整理合理化の推進等を図るため、中小企業退職金共済事業団と特定業種退職金共済組合を統合し、新たに勤労者退職金共済機構を設立しようとするものである。

委員会においては、中小企業退職金共済制度の普及状況と加入促進策、資産運用の現状と財政上の問題点、雇用の流動化に対応した退職金制度の在り方、両法人の統合による行政改革上の効果等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案は、東京一極集中の是正等に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するほか、監事が理事長又は労働大臣に意見を提出できるようにするとともに、理事及び監事の任期を4年から2年に変更するなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、事業団移転の目的と評価、監事の権限強化の効果、労働災害の予防等に果たす労災病院の役割の重要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、①職業能力開発短期大学校の一部を拡充して新たな職業能力開発大学校に昇格させること、②現行の職業能力開発大学校を職業訓練指導員の養成や調査研究業務及び新技術に対応した職業訓練を総合的に行う職業能力開発総合大学校に改組すること、③労働者の自発的な職業能力の開発・向上への取組に対する支援措置を講ずることなどを内容とするものである。

委員会においては、行政改革の視点からみた雇用促進事業団の業務、職業能

力開発大学の設置方針と職業訓練の内容、職業能力の開発のための自己啓発の重要性と支援策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案は、働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備するため、①募集・採用における男女の均等な機会の確保及び配置・昇進における男女の均等な取扱いについて、事業主に課している努力義務を差別禁止に改めること、②機会均等調停委員会の調停は、関係当事者の一方からの申請で開始できることとすること、③差別禁止規定に違反している事業主が是正勧告に従わない場合、労働大臣はその旨を公表できること、④セクハラ防止やポジティブ・アクションに関する規定を設けること、⑤18歳以上の女性労働者について、年間150時間の時間外労働の上限規制、休日労働の制限及び深夜業の禁止を廃止すること（ただし、事業主は、小学校入学前の子供を養育する労働者や家族介護を行う労働者が請求した場合には、原則として、深夜業をさせてはならないこと）、⑥多胎妊娠の場合の産前休業期間を、10週間から14週間に延長すること、⑦妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置を事業主に義務づけること、⑧「婦人少年室」の名称を「女性少年室」に変更することなどを内容とするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、男女双方を対象とした「性差別禁止法」実現の重要性、間接差別禁止規定の必要性、差別禁止規定の実効を高めるための施策の在り方、女子保護規定解消の是非、職業生活と家庭生活の両立支援策等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、女子保護規定の解消と男女共通の時間外労働規制の必要性、保育施策の拡充策、女性の職域拡大のこれまでの実績と今後の見通し、深夜業や時間外労働が母性機能に与える影響、違反企業公表制度や調停制度の適正な運用、セクハラ防止の具体策、性別役割分担意識の解消の必要性等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本経営者団体連盟労務法制部長・婦人少年問題審議会委員荒川春君、明治大学法学部講師松岡二郎君、東京都立大学法学部教授浅倉むつ子君、日本労働組合総連合会女性局長高島順子君、弁護士坂本福子君を招致し、意見の聴取と質疑を行うとともに、食品製造業における女性労働者の深夜勤務の実情等の視察を行った。

質疑終局を採決で決した後、吉川委員から原案の女子保護規定の解消を撤回することなどを内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決さ

れ、本案は多数で原案どおり可決された。なお、時間外労働協定の適正化指針の実効性を高めるための方策等の検討、女子保護規定の解消に伴う女性労働者に対する激変緩和措置の検討等14項目の附帯決議が行われた。

〔国政調査等〕

2月20日、岡野労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成9年度労働省関係予算について説明を聴取し、2月25日、質疑を行った。

現下の雇用失業情勢と対策、日本型雇用慣行の評価、21世紀における雇用施策の在り方、産業構造の変化に対応した職業能力開発施策、労働力の需要と供給のミスマッチの解消策、労働省の行政改革への取組、雇用促進事業団の在り方、持株会社解禁に伴う労使問題、労働分野の規制緩和の方向、男女雇用機会均等法改正案の検討に必要な視点、女子保護規定の解消が母性機能に与える影響、パート労働法見直しの必要性、少子化の原因と対策、シルバー人材センターの課題、三井三池炭鉱閉山に伴う雇用問題、蒲原沢の土石流災害等の問題が取り上げられた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度労働省関係予算の審査を行い、雇用の空洞化現象の現況と対策、雇用調整助成金の活用状況、就職協定廃止の影響と対策、ホワイトカラーの能力開発の重要性、行政改革に伴う雇用不安への対応、公益法人における情報公開の必要性、労働基準監督官等の増員の必要性、労働時間の短縮に向けた方策、労働災害の防止等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について岡野労働大臣から所信を聴いた。
- 平成9年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月25日（火）（第2回）

- 労働行政の基本施策に関する件について岡野労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第3回）

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第62号) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日(火) (第4回)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号) について岡野労働大臣、政府委員、厚生省、社会保険庁、警察庁、法務省、文部省及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第62号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月21日(金) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について岡野労働大臣、政府委員、中小企業庁及び運輸省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月25日(火) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付) について討論の後、可決した。

(閣法第10号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付) について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月27日(木) (第7回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (労働省所管) について岡野労働大臣、政府委員及び文部省当局に対

し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、通商産業省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第11号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月3日（木）（第8回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月8日（火）（第9回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について岡野労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第63号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年4月17日（木）（第10回）

- 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第11回）

- 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第12号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

- 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第12回）

- 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、文部省及び科学技術庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成9年5月27日（火）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について岡野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月29日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について岡野労働大臣、政府委員、厚生省、人事院、総理府、総務庁、自治省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月3日（火）（第15回）

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本経営者団体連盟労務法制部長・

婦人少年問題審議会委員	荒川	春君
明治大学法学部講師	松岡	二郎君
東京都立大学法学部教授	浅倉	むつ子君
日本労働組合総連合会女性局長	高島	順子君
弁護士	坂本	福子君

○平成9年6月10日（火）（第16回）

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について

岡野労働大臣、政府委員、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第29号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日(火) (第17回)

- 請願第46号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第114号外131件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
(閣法第10号)

【要 旨】

本法律案は、平成9年4月1日から週40時間労働制が全面的に実施される中で、従来適用が猶予されていた中小企業等において、その円滑な定着が図られるよう措置するものであり、主な内容は次のとおりである。

1 廃止期限の延長

本法律の廃止期限を平成13年3月31日まで延長する。

2 指導、援助等に当たっての配慮

週40時間労働制の適用が猶予されていた中小企業等に対しては、平成9年4月1日から2年間の指導期間を設け、この間、法に基づく指導、援助等を行う場合、きめ細かく行うよう配慮する。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現し、国際公約ともなっている年間総実労働時間1,800時間を早期に達成するよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

- 2、本法の施行に当たり、労働基準法の適用については、労働条件を低下させないとの同法の趣旨が徹底されるよう十分留意すること。また、本法に基づくきめ細かな指導、援助等が週40時間労働制の定着に向けて十分な効果を上げることができるよう万全の対応を図ること。
 - 3、週40時間労働制の円滑な定着に向けて、中小零細企業対策を効果的に行うとともに、下請中小企業の労働時間短縮のため、発注方法の改善等取引慣行の是正など、関係法律の遵守に向けた取組を一層強力に進めること。また、年次有給休暇の付与及び取得日数の増加、時間外労働の抑制策等について労使の認識を高めるように努めること。
 - 4、週40時間労働制に完全に移行できるよう、本法の趣旨、内容、労働時間の短縮の意義について、事業主団体等に対する周知を図るとともに、業種や地域の実情に応じた労働時間短縮の進め方については、地方労働基準審議会や地方労働時間問題懇談会等の場を活用して、十分な論議が行われるようにするなど、関係者の合意形成の促進に努めること。
- 右決議する。

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積している地域のうち、産業構造又は国際経済環境の変化等により、雇用状況の悪化やそのおそれのある地域について、高度技能等を活用した雇用機会の創出等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の対象地域の追加

本法律の対象地域として、高度技能活用雇用安定地域を加える。当該地域は、高度の技能等を有する労働者を雇用する事業所が集積し、かつ、雇用状況の悪化やそのおそれのある地域のうちから地域雇用開発のための措置を講ずる必要があるものについて労働大臣が指定する。

2 地域雇用開発のための助成及び援助

政府は、高度技能活用雇用安定地域において、高度の技能等を有する労働者等の受入れを行う事業主、高度の技能等を活用した地域雇用開発を図るための調査研究を行う事業主団体及び新たに必要な高度の技能等を習得させるための教育訓練等を行う事業主に対して、雇用保険法に基づく必要な助成及び援助を行う。

なお、これらの助成及び援助に係る事業は雇用促進事業団が実施する。

3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要 旨】

本法律案は、東京一極集中の是正に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するとともに、特殊法人全般に対する提言等を踏まえ、監事の意見の提出、役員任期の短縮等について措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 主たる事務所の移転

労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更する。

2 監事の意見の提出

労働福祉事業団の監事は、監査の結果に基づき、理事長又は労働大臣に意見の提出をすることができることとする。

3 役員任期の短縮

労働福祉事業団の理事及び監事の任期を4年から2年に変更する。

4 決算の完結期限

毎事業年度の決算の完結の期限を翌年度の5月31日までとする。

5 罰金額等の引上げ

罰金額等について所要の引上げを行う。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、1については平成10年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、最近の急激な産業構造の変化に伴い、高度の職業能力を有する人材の育成が急務となっているため、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校を設置するなど高度職業訓練の実施体制を整備するとともに、労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公共職業訓練の高度化に伴う高度職業訓練の実施体制の整備

(1) 現行の職業能力開発短期大学校で行っている職業訓練の課程に加え、さらに専門的・応用的な職業能力を開発・向上させるための高度な職業訓練

の課程を行う施設を職業能力開発大学校とする。

(2) 現行の職業能力開発大学校で行っている職業訓練指導員の養成及び職業能力の開発・向上に関する調査・研究に加え、公共職業訓練等の実施の円滑化に資するものとして新技術等に対応した職業訓練を総合的に行う施設を職業能力開発総合大学校とする。

(3) 国は、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校を設置するとともに、都道府県及び認定職業訓練を行う事業主等は、職業能力開発大学校を設置できるものとする。

2 労働者の自発的な職業能力の開発・向上の促進

(1) 職業能力の開発・向上の促進は、労働者の自発的な職業能力の開発・向上のための努力を助長するよう配慮しつつ行われることを基本理念とする。

(2) 事業主は、必要に応じ、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与や教育訓練等を受ける時間を確保するための措置を講ずること等により、その雇用する労働者の自発的な職業能力の開発・向上を促進するものとする。

(3) 国及び都道府県は、労働者が自ら教育訓練等を受ける機会を確保するための援助を講ずる事業主等に対して、必要な援助等を行うものとする。

3 雇用促進事業団の業務

(1) 雇用促進事業団は、国が設置・運営することとされている職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校の設置・運営を行う。

(2) 労働者の自発的な職業能力の開発・向上に係る国の必要な援助等は、雇用促進事業団において実施する。

4 施行期日

この法律は公布の日から3月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし1及び3の(1)については、平成11年4月1日から施行する。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第29号）

【要 旨】

本法律案は、雇用の分野における男女の均等な取扱いを一層促進し、女性労働者の職域の拡大を図るため、募集、採用、配置及び昇進における事業主の女性労働者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制の廃止、母性保護に関する措置の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の改正

(1) 題名及び総則の改正

法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改めるとともに、法律の主たる目的を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る」こととし、これに伴い法律の基本理念を「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすること」に改める。

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

① 「募集・採用における男女の均等な機会の確保及び配置・昇進における男女の均等な取扱い」について、事業主に課している努力義務を、差別禁止に改める。

② 国は、男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するための計画の策定・実施等の取組（ポジティブ・アクション）を行う事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

(3) 実効性を確保するための措置

① 機会均等調停委員会が行う調停については、関係当事者の一方からの申請で開始できることとする。

② 事業主は、女性労働者が女性少年室長に紛争解決の援助を求めたこと又は調停の申請をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

③ 労働大臣は、女性労働者に対する差別を禁止する規定に違反している事業主が、その是正を求める勧告に従わない場合には、その旨を公表することができる。

(4) 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

① 事業主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため雇用管理上必要な配慮をしなければならないものとし、労働大臣は、その指針を定めるものとする。

② 女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理のために勤務時間の配慮など必要な措置を事業主が講ずることについて、従来、事業主の努力義務規定としていたものを義務規定に改め、労働大臣は、その指針を定めるものとする。

2 労働基準法の改正

(1) 18歳以上の女性労働者について、年間150時間の時間外労働の上限規制

及び休日労働の制限並びに深夜業の禁止を廃止する。

(2) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を、10週間から14週間に延長する。

- 3 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正
事業主は、小学校入学前の子供を養育する労働者や家族介護を行う労働者が請求した場合には、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜業をさせてはならない。

4 用語の整理

「女子」を「女性」に、「婦人少年室長」を「女性少年室長」に改めるなど用語の整理を行う。

5 施行期日

この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、4については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、1の(4)の②及び2の(2)については、平成10年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 男女双方に対する差別を禁止する「性差別禁止法」の実現を目指すこと。
また、いわゆる「間接差別」について何が差別的取扱いであるかを、引き続き検討すること。
- 2 時間外労働の抑制について労使の認識を高めるよう努めつつ、中央労働基準審議会における時間外・休日労働等の在り方についての検討に際しては、諸外国の例など参考となる情報を提供し、時間外労働協定の適正化指針の実効性を高めるための方策等について、平成11年4月から改正均等法が施行されることに留意し、速やかに実施されるよう、労使の意見を十分尊重しつつ、検討が行われるように努めること。
- 3 国際公約ともいふべき年間総実労働1,800時間の早期達成に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。
- 4 中央労働基準審議会における時間外・休日労働等の在り方についての検討に際しては、女子保護規定の解消により、家庭責任を有する女性労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置について、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行われるように努めること。
- 5 家族的責任を有する男女労働者の時間外・休日労働及び深夜業については、その事情を配慮するよう事業主に対し指導等の措置を講ずるとともに、事業主が配慮すべき事情について、参考となる情報を十分に提供するよう努める

こと。

- 6 事業主が新たに女性労働者に深夜業をさせようとする場合は、労使間で十分な協議を行うとともに、深夜業に就業することに伴う個々の労働者の負担を軽減するための就業環境の整備に努めるよう指導を強化すること。
- 7 深夜業が労働者の健康及び家庭・社会生活に及ぼす影響について調査研究を進め、その実態把握に努めること。
- 8 法の実効性を高めるために、都道府県女性少年室長の「助言・指導・勧告」について明確な基準を定めるとともに、調停制度及び公表制度については、法の趣旨が十分生かされるよう積極的な活用を図ること。
- 9 あらゆる分野の労働者に関するポジティブ・アクションの促進のための対策を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントに関しては、その原因を分析することにより実効性ある指針を策定し、行政指導を強化すること。
- 10 労働基準法の趣旨にのっとり、男女の賃金格差をもたらしている原因を分析し、速やかな改善方法の検討を行うこと。
- 11 少子・高齢化の進展を踏まえ、看護休暇、保育・介護施策など職業生活と家庭生活の両立支援対策を充実強化すること。
- 12 均等法の円滑な施行を図るため、都道府県女性少年室の充実強化を図ること。
- 13 「パート労働法」及び指針の実効ある見直しを速やかに行うこと。
- 14 この法律の施行後適当な時期に、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

右決議する。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、障害者雇用の一層の促進を図るため、精神薄弱者を含む障害者雇用率の設定、特例子会社の認定要件の緩和、障害者雇用支援センターの指定要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 精神薄弱者を含む障害者雇用率の設定

従来 of 身体障害者に新たに精神薄弱者を算定基礎に加えた障害者雇用率（法定雇用率）を設定し、事業主はその雇用する身体障害者又は精神薄弱者の数を障害者雇用率以上であるようにしなければならないこととする。

2 特例子会社の認定要件の緩和

子会社が雇用する障害者を親事業主が雇用する障害者とみなすことができる特例子会社の認定要件を緩和し、「親事業主と営業上の関係が緊密であること」という要件を廃止すること。

3 障害者雇用支援センターの指定要件の緩和等

市町村レベルで授産施設等における福祉的就労等を一般雇用に結びつけていくための相談・援助を一貫して行う「障害者雇用支援センター」について、その設置主体に社会福祉法人を加えるとともに、職業準備訓練の業務については、従来と同様センター自らが行うほか、新たに地域障害者職業センター等への訓練のあっせんもできるようにすること。

4 精神障害者である短時間労働者に対する助成措置の適用

助成金の対象となる障害者に、精神障害者である短時間労働者を加えること。

5 助成金の整理

障害者に必要な施設又は設備の設置等に係る助成金について、統合等の整理をすること。

6 除外率設定業種に係る障害者雇用調整金等の支給の際の労働者数の算定方法の変更

障害者雇用調整金及び報奨金の支給の際の労働者数の算定については、除外率を適用しないこととすること。

7 施行期日

この法律は、平成10年7月1日から施行すること。ただし、2については平成9年10月1日から、3から5までについては平成10年4月1日から施行すること。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、中小企業退職金共済事業団と特定業種退職金共済組合を統合し、新たに勤労者退職金共済機構を設立するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業の従業員の退職金共済制度を運営するとともに、その福祉の増進を図るために必要な業務を行う。

2 役員

- (1) 機構に、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人以内及び監事 1 人を置くほか、非常勤の監事 3 人以内を置くことができる。
- (2) 理事長及び副理事長の任期は 4 年、理事及び監事の任期は 2 年とし、役員は再任されることができる。

3 運営委員会

- (1) 機構に、特定業種ごとに運営委員会を置く。
- (2) 特定業種退職金共済規程の変更、事業計画、予算等の重要事項は、運営委員会の議を経なければならない。
- (3) 運営委員会は、労働大臣が任命する運営委員 20 人以内及び理事長が指名する理事 1 人をもって組織する。

4 業務

機構は、中小企業退職金共済事業を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸付け等を行う。

5 財務及び会計

- (1) 機構は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。
- (2) 機構は、一般の中小企業退職金共済業務と特定業種退職金共済業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理し、各勘定間の資金の融通は行ってはならない。

6 附則

- (1) 機構は、設立委員から労働大臣に、機構の設立準備完了の届出があったときは、平成10年 4 月 1 日に成立する。
- (2) 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、機構が承継する。
- (3) この法律は、平成10年 4 月 1 日から施行する。ただし、6 の(1)及び(2)については公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※10	労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	9. 1.31	9. 3.17	9. 3.25 可決 附帯決議	9. 3.26 可決	9. 2.21	9. 3. 7 可決 附帯決議	9. 3.11 可決
			○9. 3.17 参本会議趣旨説明			○9. 2.21 衆本会議趣旨説明			
※11	地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案	〃	1.31	3.25	3.27 可決	3.28 可決	3. 6	3.19 可決	3.25 可決
※12	労働福祉事業団法の一部を改正する法律案	〃	1.31	4.15	4.22 可決	4.25 可決	4. 8	4.11 可決	4.15 可決
※28	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4.22	4.24 可決	4.25 可決	4.16	4.18 可決	4.22 可決
※29	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案	〃	2. 7	5.26	6.10 可決 附帯決議	6.11 可決	5. 6	5.16 可決 附帯決議	5.20 可決
			○9. 5.26 参本会議趣旨説明			○9. 5. 6 衆本会議趣旨説明			
62	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 7	3.13	3.18 可決	3.19 可決	3.25	4. 2 可決 附帯決議	4. 3 可決
63	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	〃	3. 7	3.18	4. 8 可決	4. 9 可決	5.20	5.23 可決	5.27 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 2.28)	9. 3. 3		9.6. 4	未了				
2	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (9. 2.28)	3. 3		6. 4	未了				

【建設委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議2件）、本院議員提出1件、衆議院建設委員長提出2件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類245件のうち、2種類111件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅の構造等について一定の基準を満たす既存住宅の購入等に係る住宅金融公庫の貸付けについて利率の優遇及び償還期間の延長を行うとともに、同公庫の業務上の余裕金の運用対象を拡大し、あわせて同公庫の特別損失に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものである。

本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案は、密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要性があることにかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建替えの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に関する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等土地の所有者等の自主的な取組等による市街地の再開発を促進するための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、緒方理事（共産）より居住安定計画の認定の申請に際しては、居住者等の同意を得なければならないこと、認定所有者が賃貸借の更新拒絶の通知をする場合についても借地借家法の正当事由に関する規定を適用することとする等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決された。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫による貸付けの貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案は、最近における社会経

済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の業務に関する規制の合理化を図るため、事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合には、事業実施時期の制限等を定めた規定の適用を除外する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

河川法の一部を改正する法律案は、明治29年に旧河川法が制定されて以来、社会経済の変化に応じて幾たびかの改正を経て現在に至っている。しかし、近年、河川制度を取り巻く状況は大きく変化していることから、河川審議会答申に沿って所要の改正を行おうとするものであり、環境に配慮し、地域の実情に応じた河川の整備を推進するため、河川の総合的管理の内容の1つとして「河川環境の整備と保全」を位置付けるとともに、河川の整備に関し、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画を定め、後者について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとするほか、異常渇水時における水利調整の協議及び水利使用者相互間の水の融通を円滑化するための措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、小川委員（民緑）及び緒方理事（共産）のそれぞれより、河川管理者は河川やダムに関する記録を作成し公表すること、河川整備基本方針の決定に際しては、河川審議会、都道府県知事、市町村長の意見を聴くこと等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案はいずれも否決し、多数をもって原案どおり可決した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに平成9年度を初年度とする治山事業5箇年計画及び治水事業5箇年計画を決定することとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、長時間通勤の増大等をもたらしている都市構造の現状にかんがみ、都市計画において、土地の有効利用を図り利便性の優れた高層住宅の建設を誘導すべき地区を定め、地区の特性に応じた建築規制を行うとともに、共同住宅の共用の廊下等の容積に関する規制の合理化を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、小川委員（民緑）より住居地域については高層住居誘導地区の指定対象から除外することとする等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案を否決し、多数をもって原案どおり可決した。なお、付帯決議を付した。また、本案の審査に資するため、都内の視察を行った。

建築士法の一部を改正する法律案は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図るため、建築士事務所の開設者に対し書類の閲覧等を義務付けるほか、建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的として設立された団体を指定することができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成19年3月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、趣旨説明聴取の後、全会一致をもって可決した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限を更に5年延長しようとするものである。

委員会においては、趣旨説明聴取の後、全会一致をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月13日、亀井建設大臣から建設行政の基本施策について、伊藤国土庁長官から国土行政の基本施策について、稲垣北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策についてそれぞれ所信を聴いた。

2月21日、所信に対する質疑を行い、小選挙区制における公共事業予算の配分、住宅・都市整備公団の改革と民営化、首都高速道路公団の耐震補強工事における手抜き工事問題と検査の実態、25年にわたる琵琶湖総合開発事業の評価、新総合土地政策推進要綱と土地政策の目標、関連公共施設整備促進事業費と住宅・都市整備公団への投入額、公共事業批判についての見解、高齢化社会に向けた住宅・社会資本整備に関する取り組み姿勢等が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係予算中、総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫について審査を行い、政府から説明を聴いた後、公共工事の積算手法の妥当性と建設業の売上高営業利益率、社会資本整備の効率化、重点化と交通需要抑制等についての取組、公共投資の効果についての認識、住宅宅地関連公共施設整備のための制度の拡充と経費負担、平島栄・西松建設取締役相談役の談合行為を告発する内容の申告書提出問題等について質疑を行った。

なお、4月8日、密集市街地の整備に関する実情調査のため、また、5月13日、都市における河川環境の実情調査のため、それぞれ都内の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年2月13日(木) (第1回)

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件について亀井建設大臣から、国土行政の基本施策に関する件について伊藤国土庁長官から、北海道総合開発の基本施策に関する件について稲垣北海道開発庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成9年2月21日(金) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道総合開発の基本施策に関する件について亀井建設大臣、伊藤国土庁長官、稲垣北海道開発庁長官、政府委員、大蔵省当局、参考人首都高速道路公団理事長三谷浩君及び同公団理事原隆之君に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日(木) (第3回)

- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第39号)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日(月) (第4回)

- 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(閣法第39号)について亀井建設大臣、政府委員、大蔵省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第39号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき

反対会派 共産

- 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第64号)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月21日(金) (第5回)

- 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第64号)について亀井建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第64号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部
反対会派 民緑の一部、共産
欠席会派 さき

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月26日(水)(第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)(衆議院提出)
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第15号)(衆議院提出)

以上両案について提出者衆議院建設委員長市川雄一君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

(衆第14号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

(衆第15号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について亀井建設大臣、政府委員、大蔵省、建設省当局及び参考人住宅金融公庫総裁高橋進君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部、共産
反対会派 民緑の一部
欠席会派 さき

○平成9年3月27日(木)(第7回)

- 委嘱審査のため住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算(衆議院送付)
平成9年度特別会計予算(衆議院送付)
平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(北海道開発庁、国土庁)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)について亀井建設大臣、伊藤国土庁長官及び稲垣北海道開発庁長官から説明を聴いた後、同大臣、両長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月17日（木）（第8回）

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）
（衆議院送付）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上両案について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月24日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）
（衆議院送付）

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

以上両案について亀井建設大臣、政府委員、自治省、消防庁、公正取引委員会当局及び参考人住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行い、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、さき
反対会派 共産

（閣法第32号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、さき
反対会派 なし

○平成9年5月22日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月27日（火）（第11回）

- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について亀井建設大臣、政府委員、農林水産省、林野庁及び水産庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第57号） 賛成会派 自民、平成、社民、さき
反対会派 民緑、共産

○平成9年5月29日（木）（第12回）

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月3日（火）（第13回）

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第14回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について亀井建設大臣、政府委員及び参考人住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第85号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑の一部、さき
反対会派 民緑の一部、共産
なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月10日（火）（第15回）

- 建築士法の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員松谷蒼一郎君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第8号） 賛成会派 自民、平成、民緑の一部
反対会派 社民、民緑の一部、共産
欠席会派 さき

○平成9年6月17日（火）（第16回）

- 請願第862号外110件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第56号外133件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、良質な住宅ストックの形成・活用等を図るため、既存住宅、住宅改良に係る金利体系の見直し等を行うとともに、最近の金融情勢の変化に伴う繰上償還の急増に対応するための措置を講ずる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 既存住宅融資に係る融資制度の改善

- (1) 高齢者に配慮した住宅等一定の良質な既存住宅の購入について貸付け金利を優遇する。
- (2) 耐久性のすぐれた既存住宅について償還期間を優遇する。

2 住宅改良融資に係る金利の見直し

改良工事の内容に応じて異なる利率を適用することとし、高齢者に配慮した住宅とするための工事等について貸付け金利を優遇する。

3 余裕金の運用方法の拡大

余裕金（住宅金融公庫に一時的に滞留する資金）の運用方法を拡大し、地方債及び政府保証債の保有並びに銀行への預金を可能とする。

4 特別損失金による繰延制度の改正

平成7年度以降の金融情勢の変化に伴う繰上償還の急増により必要となる補給金の平準化を行うため、特別損失金による繰延制度の改正を行う。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要性があることにかんがみ、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 防災再開発促進地区の設定

市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市街地について特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、防災再開発促進地区を定めるものとする。

2 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

- (1) 建築物の建替えをしようとする者は、その建替計画について防災上有効なものとして所管行政庁の認定を受けた場合には、建替えの費用について

補助を受けることができるものとする。

- (2) 所管行政庁は、延焼等危険建築物の所有者に対し、その除却を勧告することができるものとする。

また、当該勧告を受けた賃貸住宅の所有者が居住安定計画を作成して市町村長の認定を受けた場合には、当該賃貸住宅の居住者に対して公営住宅等への入居、家賃の減額等の措置を講ずるものとするとともに、当該所有者の居住者に対する賃貸借契約の更新拒絶等については、正当事由に係る借地借家法の規定は適用しないものとする。

- (3) 住宅・都市整備公団は、大都市の防災再開発促進地区において、地方公共団体の委託に基づき、市街地の整備に係る業務を行うことができるものとする。

3 防災街区整備地区計画制度の創設等

- (1) 市町村は、密集市街地の防災機能の確保等を図るため、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができるものとする。

- (2) 市町村は、防災再開発促進地区で定められた防災街区整備地区計画の区域内の土地について、防災機能の確保等を図るために必要な権利の移転等を促進するため、防災街区整備権利移転等促進計画を定めることができるものとする。

- (3) 防災再開発促進地区内の防災街区整備地区計画に定められた道が予定道路とされた場合、当該道路を建築基準法上の道路とみなして、接道義務の規定を適用するものとする。

4 土地の所有者等による自主的な市街地整備の取組の促進

- (1) 防災再開発促進地区で定められた防災街区整備地区計画の区域内において、土地所有者等が協同して公共施設の整備、耐火建築物の建築等を一体的に行う法人として、防災街区整備組合を設立することができるものとする。

- (2) 市町村長は、密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対する情報提供等を行う公益法人を防災街区整備推進機構として指定することができるものとする。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第32号）

【要 旨】

本法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し等を行うとともに、関係法

律の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅金融公庫法の一部改正

延焼等危険建築物として除却の勧告を受けた家屋の所有者等に対する代替家屋の建設等に必要な資金の貸付けを地すべり等関連住宅貸付金として追加するものとする。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

地方公共団体が防災街区整備推進機構に対して土地の取得に必要な資金の貸付けを行う場合における当該地方公共団体に対する貸付金制度の創設等を行うこととする。

3 都市再開発法の一部改正

市街地再開発事業の施行区域に高度利用地区と同等の建築制限が行われている防災街区整備地区計画の区域を追加するとともに、第2種市街地再開発事業について面積要件の引き下げ等の緩和を行うこととする。

4 その他

建築基準法、地方税法、都市計画法等の関係法律について所要の規定の整備を行う。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（閣法第39号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢の推移等にかんがみ、不動産特定共同事業の活用を推進する観点から、不動産特定共同事業に係る規制の合理化を図るため、事業参加者がいわゆる投資の専門家である場合には、主に一般投資家の保護を念頭に置いた行為規制を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業参加者等が不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者等である場合については、事業実施時期の制限、金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時の書面の交付義務等を定めた規定の適用を除外することとする。
- 2 届出事務等の手続について負担の軽減を図ることとする。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

【要 旨】

本法律案は、環境に配慮し、地域の実状に応じた河川の整備を推進するため、河川法の目的と河川の整備に関する計画のあり方について見直すこととするほか、異常渇水時における水利使用の調整の円滑化のための措置等を講じようと

するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「河川環境の整備と保全」の河川の総合的管理の内容への位置付け
河川環境の整備と保全を積極的に推進するため、河川の総合的管理の内容の1つとして「河川環境の整備と保全」を位置付ける。
- 2 河川の整備計画制度の見直し
環境に配慮し、地域の実状に応じた河川整備の推進のため、現行の工事実施基本計画を長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画とに分け、次のように定めることとする。
 - (1) 河川整備基本方針
計画高水流量等基本的な事項について、河川管理者が河川審議会の意見を聴いて定める。
 - (2) 河川整備計画
ダム、堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させて定める。
- 3 異常渇水時における円滑な水利使用の調整の実施
 - (1) 水利使用の調整の協議の円滑化
異常渇水時の早い段階から、水利使用者は、水利使用の調整について協議を行うよう努めなければならないものとする。また、その場合、河川管理者は必要な情報の提供に努めなければならないものとする。
 - (2) 水利使用者間相互の水の融通の円滑化
許可に係る水利使用の調整について、渇水時における円滑な水の融通を図るため、手続を簡素化する。
- 4 堤防やダム貯水池周辺の樹林帯の整備
堤防やダム貯水池の機能を維持・増進するため、堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、河川管理施設として整備する。
- 5 その他
 - (1) 水質事故処理等の原因者施行及び原因者負担
水質事故処理等について、原因者に処理させ、又はその費用を負担させることができるものとする。
 - (2) 不法係留対策の推進
不法係留船舶等の排除を促進するため、河川管理者が不法係留船舶等の売却、廃棄等の措置を行えるものとする。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の5箇年計画に引き続き、新たに平成9年度を初年度とする治山事業5箇年計画及び治水事業5箇年計画を策定しようとするものである。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、長時間通勤の増大等をもたらしている都市構造の現状にかんがみ、土地の有効利用を通じて良質な共同住宅の供給促進を図り、職住近接の都市構造を実現するため、高層住宅の建設を誘導すべき地区を定め、地区の特性に応じた建築規制を行うとともに、共同住宅の共用通行部分の容積率に関する規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高層住居誘導地区の創設（都市計画法及び建築基準法の改正）

(1) 対象となる地域

都市計画に、高層住居誘導地区（以下「当該地区」という。）を定めることができるものとし、当該地区は、住居と住居以外の用途とを適正に配分し、利便性の高い高層住宅の建設を誘導するため、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域でこれらの用途地域に関する都市計画において建築物の容積率が400%と定められたものの内において指定するものとする。

(2) 都市計画で定める事項

当該地区の都市計画には、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が全体の延べ面積の3分の2以上である建築物に係る容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）及び建築物の敷地面積の最低限度（市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）を定めるものとする。

(3) 当該地区内の建築物に係る制限の合理化

当該地区内の建築物であって、(2)に係るものについては、容積率制限について用途地域に関する都市計画において定められた数値の1.5倍以下の範囲内で、住宅部分の割合に応じて引き上げるとともに、前面道路幅員による容積率制限及び斜線制限について合理化を行うものとする。また、当該地区内においては、日影規制の適用を除外するものとする。

2 共同住宅の共用の廊下等に係る容積率制限の合理化（建築基準法の改正）

マンション等共同住宅の容積率算定に当たり、共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積については、その延べ面積に算入しないものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の改正については、公布の日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 高層住居誘導地区の決定過程において住民の意見が十分に反映されるよう、地方公共団体を指導すること。
- 2 高層住居誘導地区の目的が十分達成されるとともに、採光、通風、開放性などの点で周辺の良い住環境の確保が図られるよう、道路・公園・河川等の都市施設の整備を推進し、公開空地の確保などについて適切な指導を図ること。
- 3 容積率引上げ等の規制緩和が、地価上昇をもたらすことなく適正な土地利用につながるよう、十分配慮すること。
- 4 高層共同住宅等の整備に当たっては、高齢者、障害者等が安心して居住できるよう、地震・火災等の災害に対する万全の防災対策を講ずること。
- 5 高層住居誘導地区において容積率が引き上げられた建築物について、本来住宅の用に供すべきものの他用途への転用が行われることのないよう、必要な対策を講ずること。

右決議する。

建築士法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 建築士の説明義務、建築士事務所の開設者の書類の閲覧義務及び書面の交付義務を新たに規定するほか、建築士事務所の登録の規定を改正する。
- 2 建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として設立された公益法人であって、指導、苦情の処理、研修等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、申請により、その業務を行う者として指定することができることとする。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

【要 旨】

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施状況にかんがみ、同法の有効期限を平成19年3月31日まで延長しようとするものである。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 (衆第15号)

【要 旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を平成14年3月31日まで、5箇年間延長しようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※13	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 31	9. 3. 19	9. 3. 26 可決	9. 3. 28 可決	9. 2. 28	9. 3. 17 可決	9. 3. 18 可決
			○9. 3. 19	参本会議趣旨説明			○9. 2. 28	衆本会議趣旨説明	
※31	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案	〃	2. 10	4. 11	4. 24 可決	4. 25 可決	4. 1	4. 9 可決	4. 10 可決
※32	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	2. 10	4. 11	4. 24 可決	4. 25 可決	4. 1	4. 9 可決	4. 10 可決
39	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	参	2. 10	3. 12	3. 17 可決	3. 19 可決	4. 8	4. 16 可決	4. 17 可決
57	河川法の一部を改正する法律案	衆	3. 4	5. 15	5. 27 可決	5. 28 可決	4. 18	5. 9 可決	5. 13 可決
64	治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案	参	3. 7	3. 13	3. 21 可決	3. 24 可決	4. 15	4. 18 可決	4. 22 可決
85	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	衆	4. 22	5. 28	6. 5 可決 附帯決議	6. 6 可決	5. 8	5. 21 可決	5. 22 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	建築士法の一部を改正する法律案	永田 良雄君 外6名 (9. 6. 4)	9. 6. 5	9. 6. 11	9. 6. 9	9. 6. 10 可決	9. 6. 11 可決	9. 6. 12	9. 6. 13 可決	9. 6. 16 可決

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案	建設委員長 市川 雄一君 (9. 3. 17)	9. 3. 17	9. 3. 18	9. 3. 18	9. 3. 26 可決	9. 3. 28 可決			9. 3. 18 可決
15	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案	建設委員長 市川 雄一君 (9. 3. 17)	3. 17	3. 18	3. 18	3. 26 可決	3. 28 可決			3. 18 可決

【予算委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において、本委員会は平成8年度補正予算（第1号）3案、平成9年度総予算3案の審査を行った。予算の執行状況に関する調査として、オレンジ共済組合問題について友部達夫参議院議員ほか2証人に対する証人尋問を行ったほか、金融・証券問題等について2日間にわたり参考人を招いて意見を聴取するとともに、質疑を行った。

〔予算の審査〕

平成8年度補正予算（第1号）は、一般会計の歳入・歳出額をそれぞれ2兆6,663億円追加して平成8年度一般会計予算の規模を77兆7,712億円に増額補正する等を内容としたものであり、1月20日に提出され、同月30、31日の両日委員会質疑を行った後、採決を行い、31日に成立した（補正予算の概要については、「Ⅲの2 財政演説」を参照されたい）。

委員会の質疑で補正予算の性格と役割を問われた総理は、「今回の補正予算は阪神・淡路大震災復興対策費や緊急防災対策費など必要かつ緊急性のある経費を計上したもので、9年度に移行する際の需要の下支えの役割を果たし、切れ目のない円滑な経済運営に資するものとする」との旨の見解を示した。

このほか、公共事業の経済効果及びその事業コスト削減の必要性、在ペルー日本国大使公邸人質事件への対応、日本海における重油流出事故に対する財政支援策、歴史教科書問題、沖縄米軍基地問題と沖縄振興策、オレンジ共済組合問題等について質疑が行われた。

平成9年度総予算3案は、一般会計予算の規模が77兆3,900億円で、8年度当初に比べ3%の増加となっているが、国債発行額は4兆3,220億円減額しており、一般歳出も1.5%と9年ぶりの低い伸びにとどめるなど抑制型の内容となっている。総予算3案は、1月20日に国会に提出され、3月28日に年度内成立した（総予算の概要については、「Ⅲの2 財政演説」を参照されたい）。

予算委員会における総予算審議の経過をたどると、まず、衆議院からの送付を待って、総括質疑を3月6日に開始し、14日までの7日間行った。その後、17日には公聴会を開き、政治評論家屋山太郎君ほか5名の公述人から意見を聴取するとともに、質疑を行った。次いで、18日には「6つの改革及び景気等に関する集中審議」を、翌19日には「外交、危機管理、医療・福祉等に関する集中審議」を行い、また、週明けの24日には「金融・証券問題及び財政・税制問

題」について、預金保険機構理事長松田昇君ほか3名の参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行った。翌25及び26日の2日間にわたり一般質疑を行った後、27日には各特別・常任委員会の委嘱審査が行われ、翌28日は締めくくり総括質疑を行い、討論の後、総予算の採決を行った。

主な論点は次の通りである。まず、「橋本総理が提唱する6つの改革実現のプロセスをどう考えるか」と問われた総理は、「戦後50年間我が国の発展を支えてきた様々なシステムが、今は逆に足かせになってしまった。しかし、国家のシステムは総てが連動しており、どれか一つを改革すればよいというものではない。新しい時代に向かおうとしている今、我々の手足が縛られ、身動きできない状況から何としても抜け出さなくてはならないという思いでこれらの改革を提唱し、スタートを切ったところである」との見解を示した。また、財政構造改革の道筋を質された総理は、「国、地方の債務に隠れ借金を加えると、その債務残高は500兆円を超えており、このままの財政運営を続ければ我が国は破局に向かうことは確実で、何としても財政構造改革はなし遂げなければならない。そのような認識に立って、9年度予算では、国債発行額をぎりぎりの4兆3,000億円削減することにより、国債費を除く歳出を税収で賄ういわゆるプライマリーバランスを回復したところである。今後は財政構造改革会議の中に設けた企画委員会において、5月半ばを目途に歳出の改革と縮減の具体的な方策についての検討をお願いします。その見直し作業においては、一切の聖域を設けることなく歳出全般にわたって見直し、その検討結果を次年度の概算要求基準に生かしていきたい」旨の答弁を行った。

このほか、地方分権推進委員会第1次勧告の受け止め方、特殊法人改革の進め方、消費税率引き上げの経済に及ぼす影響、沖縄米駐留軍施設の使用期限切れ問題への対応策、ペルーの日本大使公邸人質事件への対処方針、日本海重油流出事故問題、動燃事業団再処理施設の火災爆発事故の原因、オレンジ共済組合問題等について質疑が行われた。

なお、平成9年度総予算審査に資するため、2月5日から7日にかけて福岡・山口両県及び富山・新潟両県に委員を派遣し現地調査を行った。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、証人喚問及び参考人質疑を行った。

（証人喚問）

オレンジ共済問題については、3月12日の委員会において21日の午前に株式会社託正代表齋藤衛君を本院で証人喚問し、同日午後2時から警視庁本部に委員を派遣して逮捕勾留中の参議院議員友部達夫君及びオレンジ共済組合専務理事友部百男君の両証人をそれぞれ出張喚問することを決めた。

当日の21日、齋藤衛証人は診断書を添え委員会に不出頭する旨申し出たため、委員長は委員会において事実の経過について報告した後、委員会を散会した。引き続き当日午後2時から予定通り、派遣委員を2班に分け、警視庁本部において友部達夫君及び友部百男君に対する院外証言を同時並行的に両証人に求めた。その際の両証人に対する尋問主宰者は友部達夫証人には大河原委員長が、また百男証人には田沢理事がそれぞれ務めた。

21日に見送られた齋藤衛証人の尋問は、3月24日の委員会で、21日の出頭期日を26日午後1時に変更を決め、決定通り26日に証人尋問を行った。齋藤衛証人は宣誓の後、委員長の総括尋問、片山理事の尋問を終了したところで、体調を崩し、尋問続行が不可能となった。委員長は、残余の尋問は後日に譲ることとし、その尋問期日について委員長に一任する旨を委員会に諮った上、散会した。その後、4月11日に齋藤衛証人に対する残余の証人尋問が実施された。

(参考人質疑)

野村証券が商法違反容疑で3月25日強制捜査を受けたこと、さらには3月11日の動燃の核燃料再処理工場の火災事故への対応に不手際があったことに関連して、4月22日に委員会を開催し、午前は証券問題等について、日本証券業協会副会長関要君、野村証券社長（当時）酒巻英雄君及び東京大学教授神田秀樹君の各参考人から、午後は動燃事業団理事長近藤俊幸君、同副理事長植松邦彦君及び同理事中野啓昌君の各参考人からそれぞれ意見を聴取するとともに質疑を行った。

その後、野村証券の総会屋グループに対する利益供与事件に対する警察当局の捜査が進むにつれ、都銀の第一勧銀が野村証券株の購入資金等を始めとして巨額な資金を総会屋グループに融資してきた事実が判明した。そこで、5月28日に委員会を開き、金融及び証券問題等について、野村証券元会長田淵節也君、同元社長酒巻英雄君、第一勧銀相談役（当時）宮崎邦次君、同頭取（当時）近藤克彦君の4氏を参考人として招致し、各参考人に対し総会屋に対する利益供与疑惑等を中心に事件の実情等についてそれぞれ説明を求めるとともに、各参考人の事件への関わり合い等を質した。

委員会2日後の30日、東京地検特捜部は、酒巻元野村証券社長を商法違反容疑で逮捕した。また、6月10日には第一勧銀の元副頭取等も逮捕された。こうした事態を受けて、野村証券及び第一勧銀の関係者の証人喚問の会期内実施の機会を探っていたが、会期末を控え、参議院側に数多くの重要法案が集中している状況にあったため、会期内の証人喚問は時間的に困難として見送られた。

なお、1月31日の8年度補正3案の委員会採決の後、平成会の都築讓理事から、自民、平成、社民、民緑及び二院の各派共同提案による「平成8年度補正

予算等に関する決議案」が提出され、採決の結果、同決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定した。

(2) 委員会経過 (予算)

○平成9年1月24日(金) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成9年度一般会計予算(予)
平成9年度特別会計予算(予)
平成9年度政府関係機関予算(予)
平成8年度一般会計補正予算(第1号)(予)
平成8年度特別会計補正予算(特第1号)(予)
平成8年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)
以上6案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成9年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成9年1月30日(木) (第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
平成8年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
平成8年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、池田外務大臣、久間防衛庁長官、小杉文部大臣、亀井建設大臣、白川国務大臣、小泉厚生大臣、伊藤国土庁長官、古賀運輸大臣、佐藤国務大臣、藤本農林水産大臣、石井環境庁長官、岡野労働大臣、稲垣沖縄開発庁長官、田島参議院法制局長、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年1月31日(金) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成8年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)
平成8年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)
平成8年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)

以上3案について橋本内閣総理大臣、梶山内閣官房長官、古賀運輸大臣、白川自治大臣、三塚大蔵大臣、池田外務大臣、麻生経済企画庁長官、亀井

建設大臣、佐藤通商産業大臣、小泉厚生大臣、伊藤国土庁長官、小杉文部大臣、武藤総務庁長官、藤本農林水産大臣、石井環境庁長官、久間防衛庁長官、政府委員、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び住宅・都市整備公団総裁牧野徹君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(平成8年度補正予算)

賛成会派 自民、社民

反対会派 平成、民緑、共産、二院

○平成8年度補正予算等に関する決議を行った。

○平成9年3月6日(木) (第4回) —— 総括質疑 ——

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年度一般会計予算(衆議院送付)

平成9年度特別会計予算(衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について橋本内閣総理大臣、古賀運輸大臣、池田外務大臣、久間防衛庁長官、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、麻生経済企画庁長官、佐藤通商産業大臣、岡野労働大臣、白川国務大臣、稲垣沖繩開発庁長官、伊藤国土庁長官、松浦法務大臣、武藤総務庁長官、小泉厚生大臣、小杉文部大臣、石井環境庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年3月7日(金) (第5回) —— 総括質疑 ——

○平成9年度一般会計予算(衆議院送付)

平成9年度特別会計予算(衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、小杉文部大臣、佐藤通商産業大臣、松浦法務大臣、白川国務大臣、三塚大蔵大臣、麻生経済企画庁長官、古賀運輸大臣、亀井建設大臣、堀之内郵政大臣、岡野労働大臣、武藤総務庁長官、藤本農林水産大臣、小泉厚生大臣、久間防衛庁長官、疋田会計検査院長、根來公正取引委員会委員長、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年3月10日（月）（第6回）—— 総括質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、武藤総務庁長官、池田外務大臣、小泉厚生大臣、白川国務大臣、三塚大蔵大臣、古賀運輸大臣、藤本農林水産大臣、石井環境庁長官、小杉文部大臣、近岡科学技術庁長官、梶山内閣官房長官、麻生経済企画庁長官、岡野労働大臣、佐藤通商産業大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年3月11日（火）（第7回）—— 総括質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、松浦法務大臣、伊藤国土庁長官、亀井建設大臣、小泉厚生大臣、白川国務大臣、梶山内閣官房長官、藤本農林水産大臣、佐藤通商産業大臣、近岡科学技術庁長官、堀之内郵政大臣、池田外務大臣、石井環境庁長官、久間防衛庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年3月12日（水）（第8回）—— 総括質疑 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について株式会社託正代表齋藤衛君を証人として出頭を求めること、委員を派遣し、参議院議員友部達夫君を証人として現在場所において証言を求めること及び年金会オレンジ共済組合専務理事友部百男君を証人として指定する場所に出頭を求めることを決定した。
- 動力炉・核燃料開発事業団東海再処理施設アスファルト固化処理施設における火災爆発事故について近岡科学技術庁長官から報告を聴いた。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、小杉文部大臣、梶山内閣官房長官、

亀井建設大臣、小泉厚生大臣、武藤総務庁長官、三塚大蔵大臣、麻生経済企画庁長官、池田外務大臣、松浦法務大臣、岡野労働大臣、白川自治大臣、佐藤通商産業大臣、根来公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日（木）（第9回）—— 総括質疑 ——

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、梶山内閣官房長官、近岡科学技術庁長官、三塚大蔵大臣、佐藤通商産業大臣、古賀運輸大臣、白川国務大臣、小泉厚生大臣、亀井建設大臣、藤本農林水産大臣、小杉文部大臣、池田外務大臣、岡野労働大臣、武藤総務庁長官、松浦法務大臣、石井環境庁長官、久間防衛庁長官、伊藤国土庁長官、田島参議院法制局長、黒澤参議院事務総長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月14日（金）（第10回）—— 総括質疑 ——

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、梶山内閣官房長官、亀井建設大臣、麻生経済企画庁長官、岡野労働大臣、三塚大蔵大臣、伊藤国土庁長官、小泉厚生大臣、久間防衛庁長官、松浦法務大臣、白川国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月17日（月）（公聴会 第1回）

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

政治評論家	屋山	太郎君
弁護士	芳澤	弘明君
大阪大学経済学部教授	本間	正明君
日本労働組合総連合会事務局長	鷺尾	悦也君
聖徳学園岐阜教育大学長	上寺	久雄君

○平成9年3月18日（火）（第11回）—— 集中審議 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、松浦法務大臣、武藤総務庁長官、梶山内閣官房長官、三塚大蔵大臣、白川自治大臣、麻生経済企画庁長官、近岡科学技術庁長官、小泉厚生大臣、伊藤国土庁長官、佐藤通商産業大臣、古賀運輸大臣、小杉文部大臣、池田外務大臣、堀之内郵政大臣、亀井建設大臣、稲垣北海道開発庁長官、疋田会計検査院長、政府委員、最高裁判所、会計検査院当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君に対し質疑を行った。

○平成9年3月19日（水）（第12回）—— 集中審議 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、小泉厚生大臣、三塚大蔵大臣、古賀運輸大臣、藤本農林水産大臣、松浦法務大臣、梶山内閣官房長官、武藤総務庁長官、小杉文部大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役副社長尾形正二君に対し質疑を行った。

○平成9年3月21日（金）（第13回）—— 証人喚問 ——

- 証人株式会社託正代表齋藤衛君の不出頭について委員長から報告があった。

○平成9年3月24日（月）（第14回）—— 参考人質疑 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について証人参議院議員友部達夫君にその現在場所において証言を求めたこと及び証人年金会オレンジ共済組合専務理事友部百男君に指定する場所において証言を求めたことについて、委員長から報告があった。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

預金保険機構理事長	松田	昇君
三和総合研究所理事長	原田	和明君
一橋大学経済学部教授	石	弘光君
日本労働組合総連合会経済産業局長	芹生	琢也君

○予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について株式会社託正代表齋藤衛君を証人として出頭を求めることを決定した。

○平成9年3月25日（火）（第15回）—— 一般質疑 ——

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について梶山内閣官房長官、池田外務大臣、古賀運輸大臣、佐藤通商産業大臣、石井環境庁長官、小泉厚生大臣、小杉文部大臣、岡野労働大臣、白川国務大臣、近岡科学技術庁長官、久間防衛庁長官、政府委員、最高裁判所及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月26日（水）（第16回）—— 一般質疑・証人喚問 ——

○平成9年度一般会計予算（衆議院送付）

平成9年度特別会計予算（衆議院送付）

平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について、以下の当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

〔3月27日 午前〕

・科学技術特別委員会、環境特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

〔3月27日 午後〕

・内閣委員会、地方行政委員会、法務委員会、外務委員会、大蔵委員会、文教委員会、厚生委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、通信委員会、労働委員会、建設委員会

○以上3案について三塚大蔵大臣、堀之内郵政大臣、小泉厚生大臣、武藤総

務庁長官、梶山内閣官房長官、小杉文部大臣、久間防衛庁長官、池田外務大臣、岡野労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について証人株式会社託正代表齋藤衛君から証言を聴いた。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について株式会社託正代表齋藤衛君を証人として出頭を求めることを決定した。

○平成9年3月28日（金）（第17回）—— 締めくくり総括 ——

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について橋本内閣総理大臣、松浦法務大臣、白川国務大臣、三塚大蔵大臣、亀井建設大臣、小泉厚生大臣、古賀運輸大臣、岡野労働大臣、武藤総務庁長官、麻生経済企画庁長官、小杉文部大臣、梶山内閣官房長官、池田外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成9年度総予算）

賛成会派 自民、社民、民緑の一部

反対会派 平成、民緑の一部、共産、二院

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成9年4月11日（金）（第18回）—— 証人喚問 ——

- 予算の執行状況に関する調査のうち、オレンジ共済組合問題について証人株式会社託正代表齋藤衛君から証言を聴いた。

○平成9年4月22日（火）（第19回）—— 参考人質疑 ——

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、証券問題等について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

野村証券株式会社前代表取締役社長	酒巻	英雄君
日本証券業協会副会長	関	要君
東京大学教授	神田	秀樹君

- 予算の執行状況に関する調査のうち、動力炉・核燃料開発事業団の事故問題について以下の参考人から意見を聴いた。

動力炉・核燃料開発事業団理事長	近藤	俊幸君
次に、同参考人及び以下の各参考人に対し質疑を行った。		
動力炉・核燃料開発事業団理事	中野	啓昌君
同事業団副理事長	植松	邦彦君

○平成9年5月28日（水）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、金融及び証券問題等について以下の参考人に対し質疑を行った。

野村証券株式会社元会長	田淵	節也君
同社元取締役社長	酒巻	英雄君
株式会社第一勧業銀行代表取締役頭取	近藤	克彦君
同社相談役	宮崎	邦次君

○平成9年6月17日（火）（第21回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予算(6件)

備考欄記載事項は本院についてのもの

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成8年度一般会計補正予算(第1号)	9. 1.20	9. 1.20 (予備)	9. 1.31 可決	9. 1.31 可決	9. 1.20	9. 1.29 可決	9. 1.29 可決
2	平成8年度特別会計補正予算(特第1号)	1.20	1.20 (予備)	1.31 可決	1.31 可決	1.20	1.29 可決	1.29 可決
3	平成8年度政府関係機関補正予算(機第1号)	1.20	1.20 (予備)	1.31 可決	1.31 可決	1.20	1.29 可決	1.29 可決
4	平成9年度一般会計予算	1.20	1.20 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.20	3.5 可決	3.5 可決
5	平成9年度特別会計予算	1.20	1.20 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.20	3.5 可決	3.5 可決
6	平成9年度政府関係機関予算	1.20	1.20 (予備)	3.28 可決	3.28 可決	1.20	3.5 可決	3.5 可決

(4) 委員会決議

—— 平成8年度補正予算等に関する決議 ——

現下の我が国の財政状況は、欧米先進国に比べ、最悪の状況にあることに鑑み、政府は、財政構造改革の重要性を十分に踏まえ、平成8年度補正予算の執行等に当たり、次の事項について特段の配慮を行うこと。

- 1 緊急防災対策費については、阪神・淡路大震災及び最近のトンネル崩落事故等の教訓を踏まえ、新たな知見・技術を反映させることは当然のことであるが、防災対策費の経費計上については、今後その緊要度等総合的に配慮すること。
- 2 ウルグアイ・ラウンド農業合意対策費については、平成6年10月に力強い農業構造・農業経営の実現を図るべく決定を見たものであり、着実な実施が必要であるが、種々の問題が指摘されていることにも鑑み、今後の扱いについて検討を進めること。
- 3 住宅・都市整備公団については、国会審議を踏まえ、分譲住宅事業からの撤退など、その抜本的改革を図る方向で早急に検討するとともに、当該公団の子会社、関連会社のあり方、入札制度についても検討を進めること。
- 4 ロシアタンカーによる重油流失事故については、災害対策基本法に該当する災害であることに鑑み、関係地方自治体の財政運営に支障をきたすことのないよう万全の措置を講ずること。

右決議する。

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成6年度決算外2件の審査〕

平成6年度決算及び国有財産関係2件は、第136回国会（常会）の召集日である平成8年1月22日に提出された。うち国有財産関係2件は、同日、委員会に付託され、6年度決算については、8年5月15日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された（6年度決算の概要については『第136回国会参議院審議概要』97ページ及び310ページ参照）。

委員会においては、第136回国会の8年5月15日、大蔵大臣から平成6年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成6年度決算検査報告及び平成6年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、第139回国会（臨時会）までに、全般的質疑2回、省庁別審査8回が行われた。

第139回国会閉会後には、8年12月26日の委員会において、平成4、5年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置の内容を大蔵大臣から聴取した後、締め括りの総括的質疑（第1回）に入り、各省大臣に対する質疑が行われた。さらに、9年1月16日の締め括りの総括的質疑（第2回）において、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。

第139回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①決算審査の在り方と政府側の協力、②決算の早期提出、③公的建築物の積算の在り方、④国営木曾岬干拓地問題、⑤旧臨時軍事費特別会計の最終処理、⑥国保組合員の厚生年金適用漏れ、⑦労災保険診療費の地域特掲料金の未解消、⑧特別養護老人ホーム等の建設費用と国庫補助金、⑨予備費の事後承諾と決算の関係、⑩検査官任命同意に関する衆議院優越規定の削除などである。

なお、大蔵大臣から報告があった平成4、5年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を、警告議決と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
(1) 国の一般会計において、平成4年度1兆5,447億円、平成5年度5,663億円と、戦後初めて2年連続の決算上の不足、いわゆる歳入欠陥が生じ、そ	(1) 今後の本格的高齢化社会に対応し得る行財政の確立につきましては、我が国財政が、平成8年度末の公債発行残高が約241兆円程度となる見込みであるな

の後の財政運営に困難を来していることは、誠に遺憾である。

政府は、税収の減少や公債残高の急増等により、極めて深刻な財政状況にあることを厳しく認識し、歳出全体について社会・経済情勢の変化を踏まえた徹底した見直しを進めるなど、財政改革に真剣に取り組むとともに、財政の現状や将来展望等について国民に分かりやすく明らかにすること等により、国民の理解を求めながら、今後の本格的高齢社会に対応し得る行財政の確立に向けて一層の努力を傾注すべきである。

ど、先進国中最悪と言える状況にあることを厳しく認識するとともに、今後の少子・高齢化の一層の進展を踏まえれば、我が国の経済社会の活力を維持するためには、財政構造の改革に取り組むことが喫緊の課題であると考えております。

そのため、我が国の極めて厳しい財政状況や財政構造改革の必要性につままして、国民各層の御理解を得るべく従来より各種資料、パンフレット等を提供するとともに、将来展望として、中期的な財政事情に係る試算である「財政の中期展望」等をお示ししているところであります。

また、平成9年度予算編成におきましても、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した洗い直しに取り組み、特に一般歳出を厳しく抑制するとともに約4.3兆円の公債減額を実現し、行政の制度・運営について不断のかつ徹底した見直しを行うとともに、引き続き、既定方針を踏まえ、所要の改革合理化措置を実施したところであります。

今後とも、各般の制度改革の実現に努めるなど、行財政改革に一層の努力を傾注してまいり所存であります。

(2) 核燃料を柔軟かつ効率的に利

(2) 新型転換炉につましましては、

用できる新型転換炉は、昭和42年からその開発が開始され、原型炉「ふげん」の成果に基づき、昭和57年から実証炉建設計画が進められてきたが、その建設費が当初見積もりを大幅に上回る事が判明した事等のため、平成7年8月に同建設計画は中止に至った。

政府は、昭和42年度から平成6年度までの間に約2千億円の国費が投入された新型転換炉の開発において、その実証炉建設計画が中止に至った事態を重く受け止め、今後、このような大型技術開発の実用化の推進に当たっては、研究開発体制の一層の整備を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うこと等により、適時適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

経済性、核燃料リサイクルに与える影響など総合的観点から慎重かつ精力的に検討した結果、実証炉建設計画を中止することを決定したものであります。

今後、大型技術開発の実用化の推進に当たっては、研究開発主体と実用主体との緊密な連携等を図るとともに、進捗状況に応じて開発計画の評価を行うことに努めるなど適切に対処してまいり所存であります。

(3) 国民健康保険の財政調整交付金について、市町村による不適正な受給の指摘が、決算検査報告において、昭和63年度以降毎年続いており、平成5年度までの不適正受給の総額が105億円に上っていることは、遺憾である。

政府は、構造的な問題を抱える国民健康保険制度の安定化に更に努力するとともに、この種事態の根絶を期するため、都道

(3) 国民健康保険の財政調整交付金の不適正受給に係る指導の徹底につきましては、過大交付の再発を防止するため、文書及び会議等あらゆる機会をとらえて補助金申請等事務の適正化に努めるよう強く指導を行ったところでございます。

また、国民健康保険制度の安定化につきましては、制度の抱える構造的な問題に対応するため、低所得者対策及び小規模保

<p>府県及び市町村に対する指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>険者対策等を継続して実施したところであります。</p> <p>今後とも、制度の安定化にさらに努力するとともに、財政調整交付金の適正な執行に万全を期してまいり所存でございます。</p>
<p>(4) 厚生年金保険及び国民年金の積立金の一部をより有利に運用することを目的とした自主運用事業について、平成6年度末において約7千億円の繰越欠損金が生じていることは、年金資金運用の健全性、安定性の観点から看過できない。</p> <p>政府は、今後の厳しい年金財政の状況にかんがみ、国民共有の資産とも言うべき年金積立金の安全かつ効率的な運用体制の整備に更に努力するとともに、自主運用事業に対する国民の理解を得られるよう、市場への影響等に配慮しつつ、ディスクロージャーの一層の推進に努めるべきである。</p>	<p>(4) 年金積立金の自主運用体制の整備につきましては、年金福祉事業団において平成7年度から、長期運用のための新しい基本ポートフォリオに基づき資産の管理を行うとともに、運用機関の特徴を生かした多様な運用体制の構築に取り組んでいるところでありまして、厚生省としても年金福祉事業団の適切な指導に努力しておるところであります。</p> <p>また、ディスクロージャーの推進につきましては、平成7年度決算より、広く国民に自主運用事業の考え方や内容を理解していただきますため、従来の簿価のデータとあわせて、総合収益等の時価のデータを参考として公表したところであります。</p> <p>今後とも、年金積立金の安全かつ効率的な運用に努めますとともに、ディスクロージャーを推進してまいり所存でございます。</p>
<p>(5) 認可法人である日本下水道事業団が、地方公共団体の委託を</p>	<p>(5) 日本下水道事業団に対する入札談合事件の再発防止につつま</p>

受けて、平成4年度及び5年度に発注した下水道の電気設備工事について、いわゆる入札談合が行われ、しかも同事業団の幹部職員がこれに関与していたことが明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、公共工事の入札・契約手続の改善に取り組んでいる中で、このような事件が発生したことを厳しく受け止め、同事業団に対し、発注における透明性・客観性の一層の確保や受委託関係の明確化等の改善措置を着実に実行させるなど、この種事件の再発防止に万全を期すべきである。

しては、工事の発注において、従来の指名競争入札方式にかえ、公募型指名競争入札方式を全面的に導入するとともに、入札監視委員会の委員の増員等の組織態勢の充実により、発注における透明性、客観性の一層の確保等、事業団の業務改善について万全を期したところであります。

また、工事を事業団が発注する場合につきましては、事業団と地方公共団体との協定等において、発注業務の委託団体からの独立性を明記することとともに、発注を委託団体が行い、工事の監督管理業務のみを事業団が受託する場合についての規定の整備を行い、受委託関係の明確化を図ったところでございます。

今後とも、これらの措置の徹底を図るなど事業団に対する適切な指導を行ってまいり所存であります。

9年1月16日の委員会において、質疑を終局した後、委員長より平成6年度決算の議決案が示された。その内容は「1. 平成6年度決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。（以下10項目〈略〉）」というものである。

討論では、日本共産党より、平成6年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書については是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書及び内閣に対する警告案については賛成する旨の意見が述べられた後、自由民主党、民主党・新緑風会より、それぞれ平成6年度決算外2件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成6年度決算は賛成多数をもって是認

すべきものと議決され、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決された。また、平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書については、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①公務員の綱紀粛正、②消費税の滞納防止、③学校給食における食中毒の再発防止（病原性大腸菌O-157に対する総合的対策の推進）、④健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化、⑤医療費の請求・審査の適正化、⑥特別養護老人ホームの施設整備等に対する補助金交付などの社会福祉事業実施の適正確保、⑦農業者年金の支給の適正化と情報開示、⑧労災保険診療費の地域特掲料金の解消、⑨食糧費の不適正な使用の防止と厳正な措置、⑩監査委員制度の機能発揮と地方分権の推進に伴う監査機能の充実である（全文は、本誌Ⅲの4【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔平成7年度決算外2件の審査〕

平成7年度決算及び国有財産関係2件は、第140回国会の召集日である平成9年1月20日に提出された。うち7年度決算は、9年2月3日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係2件については2月4日に委員会に付託された。

平成7年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの2の(6)「平成7年度決算の概要について」を参照）。

平成7年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は80兆5,572億円、歳出決算額は75兆9,385億円であり、差し引き4兆6,186億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成8年度一般会計歳入に繰り入れられた。7年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は3兆6,773億円、不用額は5,147億円、また、財政法第6条の純剰余金は6,173億円である。

平成7年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は267兆8,136億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は232兆4,658億円である。

平成7年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆8,033億円であり、資金からの支払命令済額は3兆4,156億円、一般会計等の歳入への組入額は53兆3,749億円である。

平成7年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は7兆6,569億円、支出済額を合計した支出決算額は7兆5,357億円である。

国有財産関係2件の概要は次のとおりである。

平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書における7年度中の国有財産の

差引純増加額は2,176億円、7年度末現在額は87兆4,193億円である。

平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書における7年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は6,263億円、7年度末現在額は1兆1,392億円である。

委員会においては、9年2月5日、大蔵大臣から平成7年度決算外2件の概要説明を、会計検査院長から平成7年度決算検査報告及び平成7年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。次いで、5月1日、2日の両日に全般的質疑が、5月12日に省庁別審査が行われた。

第140回国会中に行われた質疑の主な項目は、①平成7年度決算及び平成7年度決算検査報告の特徴、②特別会計における予算の不用、③国鉄長期債務の処理、④社会保険料の徴収不足、⑤下水道及び下水道類似施設の調整、⑥諫早湾干拓事業の在り方、⑦会計検査院法の見直し、⑧公共投資の波及効果、⑨ガスの安全対策、⑩政府系中小企業金融機関の在り方、⑪動燃東海再処理工場事故などである。

〔予備費関係6件の審査〕

予備費関係6件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成7年2月から8年3月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

このうち、平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件は、第136回国会の8年1月22日に、また平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）外1件は8年3月29日に提出され、衆議院で継続審査となっていた。しかし、これら予備費関係5件は、衆議院解散（第137回国会：8年9月27日）のため廃案となった。その後、7年度（その2）該当分を加え7年度の予備費案件を一本化した平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外2件が、平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）外2件とともに第139回国会の8年11月29日に再提出された。

平成6年度一般会計予備費の予算額（補正後）は1,500億円であり、7年2月6日から同年3月24日までの間に使用を決定した金額は1,052億円である。6年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆7,679億円であり、このうち7年3月24日から同年3月30日までの間に使用を決定した金額は933億円である。6年度特別会計予算総則第14条に基づき7年3月30日に経費の増額を決定した金額は798億円である。

平成7年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,000億円であり、7年9月5日から8年3月27日までの間に使用を決定した金額は578億円である。7年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は2兆5,859億円であり、このう

ち8年3月29日に使用を決定した金額は740億円である。7年度特別会計予算総則第14条に基づき7年9月5日から同年12月12日までの間に経費の増額を決定した金額は176億円である。

予備費使用等の主な項目は、次のとおりである。

平成6年度一般会計の予備費使用（その2）は、①老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、②療養給付費等負担金等の不足を補うために必要な経費、③生活保護費の不足を補うために必要な経費、④災害救助費負担金の不足を補うために必要な経費などである。

平成6年度特別会計の予備費使用（その2）は、①食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、②郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費などである。

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額（その2）は、郵便貯金特別会計一般勘定における支払利子に必要な経費である。

平成7年度一般会計の予備費使用は、①老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、②水俣病対策に必要な経費、③特定原料用甘しょ集荷特別対策に必要な経費、④住宅施設災害復旧事業に必要な経費などである。

平成7年度特別会計の予備費使用は、外国為替資金特別会計における外国為替等売買差損の補てんに必要な経費である。

平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費、②治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業及び砂防事業の調整に必要な経費などである。

委員会においては、まず第139回国会閉会後の8年12月26日、平成6年度予備費関係3件について、平成6年度決算外2件と一括議題とし、大蔵大臣から説明を聴取した後、予備審査を行った。

その後、平成6年度及び7年度の予備費関係6件は第140回国会の8年4月11日に衆議院より送付され、同日委員会に付託された。委員会においては、9年5月1日、平成7年度予備費関係3件について大蔵大臣から説明を聴取した後、平成6年度及び7年度の予備費関係6件について、平成7年度決算外2件と一括して議題とし、質疑を行った。その主な項目は、①予備費の当初予算計上額の減額についての考え方、②老人医療給付費負担金等の義務的経費に対する連年の予備費使用、③予備費案件の提出区分などである。

質疑を終局、討論に入ったところ、平成会より平成6年度一般会計予備費（その2）及び平成7年度一般会計予備費に反対、その他の予備費関係4件には賛成、自由民主党より予備費関係6件に賛成、日本共産党より平成7年度

一般会計予備費及び平成7年度特別会計予備費に反対、その他の予備費関係4件には賛成の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成6年度一般会計予備費（その2）、平成7年度一般会計予備費並びに平成7年度特別会計予備費はいずれも多数をもって、その他の予備費関係3件はいずれも全会一致をもって、承諾を与えるべきものと議決した。

（2）委員会経過

○平成8年12月26日（木）（第139回国会閉会後第1回）

○平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第139回国会提出）（予）（継続審査）

平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第139回国会提出）（予）（継続審査）

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第139回国会提出）（予）（継続審査）

以上3件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

○平成4年度決算及び平成5年度決算についての警告に対する政府の措置について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

○平成6年度決算外2件及び予備費関係3件について池田外務大臣、三塚大蔵大臣、藤本農林水産大臣、小泉厚生大臣、岡野労働大臣、白川自治大臣、亀井建設大臣、梶山内閣官房長官、古賀運輸大臣、武藤総務庁長官、疋田検査官、弥富人事院総裁、大蔵省、厚生省、会計検査院、文部省、建設省、農林水産省、社会保険庁、労働省、総務庁、外務省、法務省当局、参考人労働福祉事業団理事松原東樹君、雇用促進事業団理事和田東洋司君及び日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年1月16日（木）（第139回国会閉会後第2回）

○平成6年度決算外2件について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、古賀運輸大臣、石井環境庁長官、三塚大蔵大臣、岡野労働大臣、白川国家公安委員会委員長、小泉厚生大臣、警察庁、国土庁、環境庁、厚生省、外務省及び海上保安庁当局に対し質疑を行い、討論の後、平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書を議決し、平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決した後、武藤総

務庁長官、三塚大蔵大臣、小杉文部大臣、小泉厚生大臣、藤本農林水産大臣、岡野労働大臣及び白川自治大臣から発言があった。

(平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無ク、さき

反対会派 共産、新社

(警告決議)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、無ク、さき、新社

反対会派 なし

(平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無ク、さき

反対会派 共産、新社

(平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、無ク、さき

反対会派 新社

○平成9年2月5日(水) (第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成7年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書
平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上3件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について正田検査官から説明を聴いた。

○平成9年5月1日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び
各省各庁所管経費増額調書 (第139回国会提出) (衆議院送付)

以上3件について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

- 平成7年度決算外2件及び予備費関係6件について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、白川国務大臣、池田外務大臣、松浦法務大臣、梶山内閣官房長官、古賀運輸大臣、小杉文部大臣、麻生経済企画庁長官、堀之内郵政大臣、武藤総務庁長官、小泉厚生大臣、藤本農林水産大臣、伊藤国土庁長官、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人日本開発銀行総裁吉野良彦君に対して質疑を行い、

平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その2) (第139回国会提出) (衆議院送付)

平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その2) (第139回国会提出) (衆議院送付)

平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び
各省各庁所管経費増額調書 (その2) (第139回国会提出)
(衆議院送付)

平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(第139回国会提出) (衆議院送付)

平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び
各省各庁所管経費増額調書 (第139回国会提出) (衆議院送付)

以上6件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

(平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その2))

賛成会派 自民、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 平成

(平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
(その2))

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

(平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各

庁所管経費増額調書（その2）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

（平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、社民、民緑、自由、さき

反対会派 平成、共産、新社

（平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、自由、さき、新社

反対会派 共産

（平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、さき、新社

反対会派 なし

○平成9年5月2日（金）（第3回）

- 平成7年度決算外2件について近岡科学技術庁長官、池田外務大臣、古賀運輸大臣、石井環境庁長官、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、小泉厚生大臣、小杉文部大臣、松浦法務大臣、白川自治大臣、岡野労働大臣、久間防衛庁長官、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人動力炉・核燃料開発事業団副理事長植松邦彦君に対し質疑を行った。

○平成9年5月12日（月）（第4回）

- 平成7年度決算外2件中、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係について麻生経済企画庁長官、佐藤通商産業大臣、政府委員、運輸省、防衛庁、厚生省、法務省及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第5回）

- 平成7年度決算外2件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 平成7年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（8件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	8.11.29 （第139回国会）	8.11.29 （予備）	9.5.1 承諾	9.5.7 承諾	9.1.20	9.4.10 承諾	9.4.11 承諾
平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	11.29 （第139回国会）	11.29 （予備）	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	11.29 （第139回国会）	11.29 （予備）	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	11.29 （第139回国会）	11.29 （予備）	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	11.29 （第139回国会）	11.29 （予備）	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	11.29 （第139回国会）	11.29 （予備）	5.1 承諾	5.7 承諾	1.20	4.10 承諾	4.11 承諾
平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	9.5.27				5.27	継続審査	
平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	5.27				5.27	継続審査	

・決算その他（6件）

※は第139回国会閉会中における議決

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書	8.1.22 （第136回国会）	8.11.7	9.1.16 ※議決	9.1.24 議決	9.1.20	9.6.17 議決	9.6.17 議決
	○第136回国会	8.5.15	大蔵大臣報告 継続				
	○第137回国会	未了	○第138回国会 継続 ○第139回国会 継続				
平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.22 （第136回国会）	11.7	1.16 ※議決	1.24 議決	1.20	6.17 議決	6.17 議決
	○第136回国会	継続 ○第137回国会 未了 ○第138回国会 継続					
	○第139回国会	継続					
平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.22 （第136回国会）	11.7	1.16 ※議決	1.24 議決	1.20	6.17 議決	6.17 議決
	○第136回国会	継続 ○第137回国会 未了 ○第138回国会 継続					
	○第139回国会	継続					
平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書	9.1.20 （第140回国会）	9.2.3	継続審査		9.4.1	9.6.17 議決	9.6.17 議決
	○第140回国会	9.2.3 大蔵大臣報告					
平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 （第140回国会）	2.4	継続審査		4.1	6.17 議決	6.17 議決
平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 （第140回国会）	2.4	継続審査		4.1	6.17 議決	6.17 議決

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、このうち1件が成立し、1件が継続審査となった。また、議員逮捕について許諾を求めるの件が付託され、許諾を与えるべきものと決定した。

〔法律案等の審査〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年4月から、現行の制度に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で特殊乗車券及び航空券をあわせて受けることができることとするものである。

本法律案は、3月25日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、翌26日に全会一致をもって可決した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会または両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにする等の措置を講ずるものである。

本法律案は、6月3日に衆議院から提出、同17日に本委員会に付託され、翌18日に継続審査要求書の提出を決定した。

議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件は、1月28日に内閣から提出、同日本委員会に付託され、翌29日に秘密会における質疑を経て、許諾を与えるべきものと決定した。

(2) 委員会経過

○平成9年1月17日（金）（第139回国会閉会后第1回）

- 太陽を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成9年度予定経費要求及び平成8年度予定経費補正要求に関する件について決定した。
- 納本制度調査会規程の制定を承認することに決定した。

○平成9年1月20日（月）（第1回）

- 地方行政委員長の辞任並びに地方行政委員長及び外務委員長の補欠選任に

ついて決定した。

- 科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会及び行財政改革・税制等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

科学技術特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	1人	民主党・新緑風会	2人
日本共産党	2人	新社会党・平和連合	1人
計20人			

環境特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	2人
日本共産党	1人	自由の会	1人
計20人			

災害対策特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	2人
日本共産党	1人	太陽	1人
計20人			

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	4人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	1人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
新党さきがけ	1人	太陽	1人
計20人			

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	2人
日本共産党	1人	二院クラブ	1人
計20人			

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党	9人	平成会	5人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	2人

日本共産党	1人	自由の会	1人
計20人			

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党	20人	平成会	11人
社会民主党・護憲連合	4人	民主党・新緑風会	4人
日本共産党	2人	二院クラブ	1人
自由の会	1人	新党さきがけ	1人
新社会党・平和連合	1人		計45人

○ 次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

庶務関係小委員会

自由民主党	7人	平成会	4人
社会民主党・護憲連合	2人	民主党・新緑風会	1人
日本共産党	1人		計15人

図書館運営小委員会

自由民主党	7人	平成会	4人
社会民主党・護憲連合	1人	民主党・新緑風会	2人
日本共産党	1人		計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○ 本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・ 日取り 1月23日及び24日

・ 時 間

自由民主党	55分	平成会	65分
社会民主党・護憲連合	30分	民主党・新緑風会	30分
日本共産党	25分		

・ 人 数

自由民主党	3人	平成会	2人
社会民主党・護憲連合	1人	民主党・新緑風会	1人
日本共産党	1人		

・ 順 序

1 平成会	2 自由民主党
3 自由民主党	4 自由民主党
5 社会民主党・護憲連合	6 民主党・新緑風会

7 日本共産党

8 平成会

- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年1月23日（木）（第2回）

- 在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案（下稲葉耕吉君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年1月24日（金）（第3回）

- 裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員の選任について決定した。
- 国土審議会特別委員、社会保障制度審議会委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年1月29日（水）（第4回）

- 議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件について秘密会において白川国家公安委員会委員長から説明を聴き、政府委員から補足説明を聴いた後、同委員長及び政府委員に対し質疑を行い、秘密会を終わり、討論の後、本件は許諾を与えるべきものと議決した。

（議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件）

賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産

反対会派 なし

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年1月31日（金）（第5回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年2月3日（月）（第6回）

- 平成7年度決算の概要についての大蔵大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 民主党・新緑風会…………… 10分

・人 数 各派1人

- ・ 順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年2月14日（金）（第7回）

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・ 検査官の任命同意に関する件
 - ・ 科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ・ 国家公安委員会委員の任命同意に関する件
- 派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月14日（金）（第8回）

- 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・ 時 間
平成会 …………… 15分 民主党・新緑風会 …………… 10分
 - ・ 人 数 各派1人
 - ・ 順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月17日（月）（第9回）

- 本会議における平成9年度地方財政計画についての自治大臣の報告とともに、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・ 時 間
平成会 …………… 15分 民主党・新緑風会 …………… 10分
日本共産党 …………… 10分
 - ・ 人 数 各派1人
 - ・ 順 序 大会派順

○労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 10分 民主党・新緑風会 …………… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月19日（水）（第10回）

○国会議員として在職期間が25年に達した議員大久保直彦君を院議をもって表彰することに決定した。

○住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月21日（金）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○児童福祉法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 社会民主党・護憲連合 …………… 10分

民主党・新緑風会 …………… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月24日（月）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○南極地域の環境の保護に関する法律案について本会議においてその趣

旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月26日（水）（第13回）

○北海道開発審議会委員の選任について決定した。

○社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。

○人事官の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

○**国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案**
（衆第16号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第16号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○**特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1人

○外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月28日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年3月31日（月）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年4月4日（金）（第16回）

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
 - ・商品取引所審議会会長及び同委員の任命同意に関する件
- 常田たかよし未来政策研究会及び信政会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案（坂野重信君外4名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年4月9日（水）（第17回）

- 日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会

自由民主党	16人	平成会	8人
社会民主党・護憲連合	3人	民主党・新緑風会	3人
日本共産党	2人	二院クラブ	1人
自由の会	1人	太陽	1人
計35人			

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
平成会 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年4月11日（金）（第18回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
社会民主党・護憲連合	10分	民主党・新緑風会	10分
日本共産党	10分		

・人 数 各派 1 人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 4 月 17 日（木）（第 19 回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 4 月 21 日（月）（第 20 回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 15分

・人 数 1 人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 4 月 25 日（金）（第 21 回）

○理事の補欠選任を行った。

○在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案（下稲葉耕吉君外 8 名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成 9 年 5 月 7 日（水）（第 22 回）

○国会議員として在職期間が 25 年に達した議員斎藤十朗君を院議をもって表彰することに決定した。

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分

・人 数 1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月9日（金）（第23回）

○本会議における内閣総理大臣の米国、豪州及びニュー・ジーランド訪問に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党 …………… 10分 平成会 …………… 10分

社会民主党・護憲連合 …… 10分 民主党・新緑風会 …… 10分

日本共産党…………… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 民主党・新緑風会 …… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月14日（水）（第24回）

○環境影響評価法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …………… 15分 社会民主党・護憲連合 …… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月16日（金）（第25回）

- 臓器の移植に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

臓器の移植に関する特別委員会

自由民主党	16人	平成会	8人
社会民主党・護憲連合	3人	民主党・新緑風会	3人
日本共産党	2人	二院クラブ	1人
自由の会	1人	新社会党・平和連合	1人
計35人			

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月19日（月）（第26回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）及び臓器の移植に関する法律案（参第3号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
社会民主党・護憲連合	10分	民主党・新緑風会	10分
日本共産党	10分		

・人 数

平成会	2人	自由民主党	1人
社会民主党・護憲連合	1人	民主党・新緑風会	1人
日本共産党	1人		

・順 序

- | | |
|------------|--------------|
| 1 自由民主党 | 2 平成会 |
| 3 平成会 | 4 社会民主党・護憲連合 |
| 5 民主党・新緑風会 | 6 日本共産党 |

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月23日（金）（第27回）

- 健康保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
-------	-----	-----	-----

社会民主党・護憲連合 …… 10分 民主党・新緑風会 …… 10分
日本共産党 …… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月26日（月）（第28回）

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …… 15分 社会民主党・護憲連合 …… 10分

民主党・新緑風会 …… 10分 日本共産党 …… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月28日（水）（第29回）

○日本銀行法案（閣法第65号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …… 15分 民主党・新緑風会 …… 10分

・人 数 各派1人

・順 序 大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年5月30日（金）（第30回）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時 間

平成会 …… 15分

- ・人 数 1人
- 電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
平成会 …………… 15分
 - ・人 数 1人
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月2日（月）（第31回）

- 金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間
自由民主党 …………… 15分 平成会 …………… 15分
社会民主党・護憲連合 …… 10分 民主党・新緑風会 …… 10分
日本共産党 …………… 10分
 - ・人 数 各派1人
 - ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月6日（金）（第32回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月9日（月）（第33回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月11日（水）（第34回）

- 次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - ・人事官の任命同意に関する件
 - ・検査官の任命同意に関する件
 - ・科学技術会議議員の任命同意に関する件
 - ・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

- ・公正取引委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- ・公害等調整委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- ・公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- ・日本銀行政策委員会委員の任命同意に関する件
- ・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
- ・運輸審議会委員の任命同意に関する件
- ・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- 本会議において行財政機構及び行政監察に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月13日（金）（第35回）

- 介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - ・時 間

自由民主党	15分	平成会	15分
社会民主党・護憲連合	10分	民主党・新緑風会	10分
日本共産党	10分		
 - ・人 数 各派1人
 - ・順 序 大会派順
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月16日（月）（第36回）

- 元議員故塚田十一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月17日（火）（第37回）

- 本会議において国際問題に関する調査会及び国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成9年6月18日（水）（第38回）

- 内閣委員長、地方行政委員長、法務委員長、外務委員長、大蔵委員長、文教委員長、厚生委員長、農林水産委員長、商工委員長、運輸委員長、通信委員長、労働委員長、建設委員長、予算委員長、決算委員長及び議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）（衆議院提出）の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成9年1月17日（金）（第139回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成9年度予定経費要求及び平成8年度予定経費補正要求に関する件について協議決定した。

○平成9年5月26日（月）（第1回）

- 議員宿舎の整備計画について協議を行った。

【図書館運営小委員会】

○平成9年1月17日（金）（第139回国会閉会後第1回）

- 次の件について協議決定した。
 - ・国立国会図書館の平成9年度予定経費要求及び平成8年度予定経費補正要求に関する件
 - ・納本制度調査会規程の制定に関する件

○平成9年2月21日（金）（第1回）

- 国立国会図書館の運営等について協議を行った。

○平成9年3月7日（金）（第2回）

○国立国会図書館の運営等について協議を行った。

（3）成立議案の要旨

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
（衆第16号）

【要旨】

本法律案は、各議院の議長、副議長及び議員が、特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて航空券の交付を受けることとするものである。

（4）付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
16	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (9. 3. 25)	9. 3. 25	9. 3. 25	9. 3. 25 (予備)	9. 3. 26 可決	9. 3. 26 可決			9. 3. 25 可決
34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 平沼 赳夫君 (9. 6. 3)	6. 3	6. 3	6. 17	継続審査				6. 3 可決

・議員逮捕について許諾を求めるの件（1件）

件名	提出月日	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	備考
議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件	9. 1. 28	9. 1. 28	9. 1. 29 許諾	9. 1. 29 許諾	

【科学技術特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、包括的核実験禁止条約上の義務を履行するための国内法整備であり、核爆発の禁止、報告徴収、条約により設立される機関の指定する者の立入調査等について規定を整備しようとするものである。

委員会においては、5月30日に趣旨説明を聴取し、6月6日、条約未署名国の署名促進のための我が国の取組、核爆発探知能力の現状と国際監視網整備への貢献策、プルトニウムの需給見通し等について質疑が行われ、同日、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

2月21日、近岡科学技術庁長官から所信を、沖村科学技術庁長官官房長から平成9年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。また同日、池田科学技術庁原子力安全局長から高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関し、温度計の破損原因、ナトリウム漏えい燃焼実験の結果等について報告を聴取した。

2月26日、所信に対して、研究評価の在り方、ライフサイエンスの振興、「もんじゅ」事故の原因と対策等について質疑が行われた。

3月11日に動燃東海事業所再処理施設において火災爆発事故が発生し、これを受けて17日、政府より事故の状況と今後の対応について説明を聴取した後、過去における消火訓練の有無、「もんじゅ」事故の教訓の再処理施設火災爆発事故への反映等について質疑が行われた。また、3月21日、動燃東海事業所再処理施設の火災爆発事故現場を視察し、関係者から説明を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度科学技術庁予算の審査を行い、科学技術基本計画の予算案への反映、経済コストの観点からのプルサーマル計画見直しの必要性、脳科学研究の目的と研究成果の活用等について質疑が行われた。

5月16日、動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故の原因調査状況について政府から報告を聴取し、爆発事故発生当時の職員の配置状況、事故による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」への影響、施設の安全審査体制

の責任の所在等について質疑が行われた。

6月17日、動燃改革検討委員会における検討状況について政府から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月21日(金) (第2回)

○科学技術振興のための基本施策に関する件について近岡科学技術庁長官から所信を聴いた。

○平成9年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について政府委員から報告を聴いた。

○平成9年2月26日(水) (第3回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○科学技術振興のための基本施策に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年3月17日(月) (第4回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○動燃東海事業所再処理施設における火災爆発事故に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員、科学技術庁、消防庁、内閣官房当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団副理事長植松邦彦君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成9年3月27日(木) (第5回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成9年度一般会計予算(衆議院送付)

平成9年度特別会計予算(衆議院送付)

平成9年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(科学技術庁))について近岡科学技術庁長官、政府委員、文部省当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団副理事長植松邦彦君、

同事業団理事中野啓昌君及び同事業団理事長近藤俊幸君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 動燃東海事業所再処理施設における火災爆発事故に関する件について委員長から視察の報告を聴いた。

○平成9年5月16日（金）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 動燃事業団アスファルト固化処理施設における火災爆発事故に関する原因調査状況について近岡科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故等に係る諸問題に関する件について近岡科学技術庁長官、政府委員、都甲原子力安全委員会委員長、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団理事中野啓昌君及び同事業団副理事長植松邦彦君に対し質疑を行った。

○平成9年5月30日（金）（第7回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について近岡科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月6日（金）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について近岡科学技術庁長官、政府委員、都甲原子力安全委員会委員長、外務省及び気象庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第88号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、新社
反対会派 なし

○平成9年6月17日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 動燃改革検討委員会における検討状況に関する件について近岡科学技術庁長官及び政府委員から報告を聴いた。
- 科学技術振興対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第10回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

(3) 成立議案の要旨

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、包括的核実験禁止条約（以下、条約）の実施に伴い、核爆発の禁止、報告徴収、包括的核実験禁止条約機関の指定する者による立入調査等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣は、条約により設立される包括的核実験禁止条約機関等から条約の定めるところにより要請があった場合、包括的核実験禁止条約機関等に対して説明を行うため、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告させることができる。
- 2 内閣総理大臣は、3の立入調査等が行われた場合、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うため、関係者に対し、立入調査等の対象となった土地等に関し報告させることができる。
- 3 包括的核実験禁止条約機関の指定する者は、条約の定める範囲内において立入調査等を行うことができる。
- 4 核爆発を生じさせた者は、7年以下の懲役に処するとともに、その未遂罪は、罰する。
- 5 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
88	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 4. 25	9. 5. 26	9. 6. 6 可 決	9. 6. 9 可 決	9. 5. 9 科学技術	9. 5. 20 可 決	9. 5. 20 可 決
○9. 5. 9 衆本会議趣旨説明									

【環境特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

環境影響評価法案 環境影響評価制度は、平成5年に制定された環境基本法において、その推進が位置づけられる一方、昭和59年の閣議決定等に基づき、その実績が着実に積み重ねられるとともに、多くの地方公共団体においても本制度が整備されるなど着実な進展を見てきた。しかし、近年、行政手続法の制定により行政運営の公正な確保と透明性が求められ、また、地方分権法の制定により国と地方との役割分担の在り方が示されるなど、本制度を巡り、新たな状況を生じてきている。こうした状況に適切に対応するため、中央環境審議会に「環境影響評価制度の在り方について」が諮問され、今年2月に答申が出された。本法律案は、この答申に基づき提出された。

その内容は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に関し、その実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価等を行う環境影響評価を事業者が行うとともに、地方公共団体の長、住民等が意見を述べるための手続等を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を免許等の審査に反映させるための措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境庁長官の役割の強化、対象事業の拡大、環境保全措置についての複数案の検討の明確化、フォローアップ措置の内容、第三者審査機関の必要性、本法律案と条例との関係、諫早湾干拓問題等の諸問題について質疑を行うとともに、公聴会を開催し、9人の公述人から意見を聴取した後、公述人に対し質疑を行った。質疑を終了し、平成会、民主党・新緑風会及び自由の会の共同提案に係る環境庁長官の責務についての規定の追加等を内容とする修正案、日本共産党から目的に住民等の参加を規定すること等を内容とする修正案が、それぞれ提出され、採決の結果、両修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で可決された。なお、15項目の附帯決議が付された。

南極地域の環境の保護に関する法律案は、南極地域の環境の包括的な保護を図るための「環境保護に関する南極条約議定書」の的確かつ円滑な実施を確保するために必要な国内担保措置を講じるため提出されたのもので、その内

容は、南極地域の環境に及ぼす影響の程度が著しい行為がないかどうかの審査を行うための南極地域活動計画の確認の制度を創設するとともに、南極地域における行為の制限に関する措置等を定めようとするものである。

本法律案は本院先議で審議が行われ、委員会においては、環境保護に関する南極条約議定書の締結が遅れた理由、本法案の実効性の確保、南極地域活動計画の確認制度等に係る議定書と本法案との規定内容、南極観測隊の廃棄物処理の現状と対策、旅行業者に対する指導の在り方等の問題について質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月19日、石井環境庁長官の所信並びに平成9年度環境庁関係予算、各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等について説明を聴取し、同月26日に質疑を行い、ロシアタンカー・ナホトカ号の重油流出事故と環境汚染対策、香川県豊島の産業廃棄物不法投棄問題、微生物の生態系における重要性と環境基本計画における位置付け、環境事業団の融資事業問題、ダイオキシン問題、劣化ウラン弾問題、地球温暖化防止京都会議への対応と地球温暖化防止対策、諫早湾の干拓と自然環境保全問題、愛知万博に対する環境庁の取り組みなどの問題が取り上げられた。

また、4月16日の調査は、廃棄物問題等に関する件について質疑が行われ、ゴミ焼却施設とダイオキシン問題、PCB問題、廃棄物処理法の一部を改正する法律案と産業廃棄物処理問題への対応、土壤汚染防止法制定の必要性、土地の環境汚染と不動産登記の在り方、産業廃棄物の海洋投棄問題、飯能中央病院のアスベスト等の問題、廃OA機器処理問題、安定型処分場問題、水道水源保護地域の産業廃棄物施設立地規制などの問題が取り上げられた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度公害等調整委員会及び環境庁予算について審査を行い、地球温暖化防止京都会議への対応、環境影響評価法案と地方公共団体独自の制度との関係、ダイオキシンの実態調査と規制措置、酸性雨問題と環境庁の対応、鳥取県の「大山ビレッジ開発計画」とオオタカ、クマタカ等の保護問題、グリーンツーリズムの振興などの問題が取り上げられ、質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月19日（水）（第2回）

- 公害対策及び環境保全の基本施策について石井環境庁長官から所信を聴いた。
- 平成9年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 平成9年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月26日（水）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、外務省、運輸省、建設省、科学技術庁、環境庁当局及び参考人環境事業団理事長渡辺修君に対し質疑を行った。

○平成9年3月27日（木）（第4回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、環境庁））について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、外務省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）について石井環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月2日（水）（第5回）

- 南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）について石井環境庁長官、政府委員、運輸省、外務省、文部省、厚生省、資源エネルギー庁、内閣法制局及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第70号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成9年4月16日（水）（第6回）

- 廃棄物問題等に関する件について石井環境庁長官、政府委員、厚生省、法務省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月14日（水）（第7回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月21日（水）（第8回）

- 飯能中央病院問題等に関する件について石井環境庁長官から報告を聴いた。
- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）審査のため公聴会を開会することを決定した後、石井環境庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、農林水産省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月28日（水）（第9回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官、政府委員、農林水産省、外務省、通商産業省、防衛施設庁、国土庁、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成9年5月30日（金）（公聴会 第1回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

福岡大学法学部教授・中央環境審議会委員	浅野 直人君
法政大学社会学部教授	福井 秀夫君
神奈川大学名誉教授・医学博士・中央環境審議会委員	猿田 勝美君
日本弁護士連合会・公害対策環境保全委員会副委員長	小島 延夫君
公害・地球環境問題懇談会幹事	標 博重君
財団法人日本自然保護協会保護部長	横山 隆一君
群馬大学工学部非常勤講師・NGO環境監視ネットワーク顧問	天谷 和夫君
名城大学理工学部助手	辻 淳夫君
横浜市環境保全局環境影響審査担当部長	福島 徹二君

○平成9年6月4日（水）（第10回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について石井環境庁長官、政府委員、科学技術庁、大蔵省、外務省、通商産業省、労働省、消防庁、建設省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日（金）（第11回）

- 環境影響評価法案（閣法第78号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、石井環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第78号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 飯能中央病院問題等に関する件について石井環境庁長官から報告を聴いた。

○平成9年6月18日（水）（第12回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任については委員長に一任した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

南極地域の環境の保護に関する法律案（閣法第70号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国際的に協力して南極地域の環境の保護を図るため、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、南極地域（南緯60度以南の陸域及び海域）における活動の主宰者及び行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項を定めて、公表すること。
- 2 南極地域における環境保護のための行為の制限
議定書の定めに従い、南極地域における次の行為の禁止や制限措置を講じること。
 - (1) 鉱物資源活動の禁止（科学的調査を除く）
 - (2) 動物相及び植物相の保存のための動植物の捕獲や持ち込み等の制限
 - (3) 廃棄物の適正な処分及び管理
 - (4) 南極特別保護地区への立入りの制限、南極史跡記念物の破壊等の禁止

(5) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の禁止

3 南極地域活動計画の確認制度

2の行為の制限を確実に実施するため、南極地域活動計画について、次の要件に適合する旨の環境庁長官の確認を受けることを義務付けること。

(1) 議定書で禁止されている次の行為がないこと。

鉱物資源活動（科学的調査を除く）、PCB等の持ち込み、南極史跡記念物の破壊等

(2) 議定書で条件付で認められている次の行為については、当該条件に適合すること。

鳥類・哺乳類の捕獲、南極特別保護地区への立入り等

(3) 議定書の次の環境原則に適合すること。

南極地域の大气、水、土壌、動植物等へ著しい影響を及ぼすおそれがないこと。

4 3の確認の審査に際しては、必要に応じ環境影響の検討資料の提出を求めるとともに影響の程度が軽微でない場合には、締約国等の意見聴取手続きを行うものとする。

5 その他

(1) 報告聴収、立入検査、措置命令等南極地域の環境の保護のため必要な監督を行うとともに、周知、罰則、経過措置等に関し、所要の規定を設けること。

(2) この法律の制定に伴い、「南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律」を廃止すること。

【附帯決議】

南極地域の環境保護の重要性にかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境庁職員の派遣など審査及び監督体制の確立を図ること。

2 環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察と本法に基づく審査及び監督との効果的な連携を図り、本法及び議定書の実効性の確保に努めること。

3 南極地域活動に係る環境影響評価の十分な実施に努めるとともに、締約国間における同制度の運用方針の確立を急ぐこと。

4 昭和基地に集積・保管された雪上車、ドラム缶等の廃棄物の適切な処理を行うなど、同基地の環境保全体制の確立に努めること。

5 増加する観光客に対し、「基本的な配慮事項」の周知徹底を図るとともに、旅行業者に対する適切な指導を行うこと。

なお、指導に当たっては、1994年の南極条約協議国会議で合意された「南極観光及び非政府活動に関する勧告」に基づく「南極の観光及び非政府活動に関する手引き」を配慮すること。

- 6 ペンギン、アザラシ等から、重金属、有機塩素系化合物などの有害な物質が検出されていること等にかんがみ、南極を含む地球環境保全対策に努めること。

右決議する。

環境影響評価法案（閣法第78号）

【要 旨】

本法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 対象事業

- (1) 第1種事業とは、国が実施し、又は免許等を行う道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所等の事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいうものとする。
- (2) 第2種事業とは、第1種事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要があるものとして政令で定めるものをいうものとする。

2 第2種事業に係る判定

第2種事業については、当該事業の免許等を行う者が、関係都道府県知事の意見を聴いた上で判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととする。

なお、判定の基準については、主務大臣が環境庁長官に協議して定めるものとし、環境庁長官は、関係行政機関の長に協議して、主務大臣が定めるべき基準に関する基本的事項を定めて公表するものとする。

3 環境影響評価方法書の手続

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の方法について環境影響評価方法書を作成し、公告・縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者はその意見を述べるができることとするとともに、関係都道府県知事は関

係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価の方法を定め、これに基づき環境影響評価を行わなければならないものとする。

4 環境影響評価準備書の手続

事業者は、環境影響評価を行った後、その結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、環境影響評価準備書を作成し、公告・縦覧を行い、これについて説明会を開催することとし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者はその意見を述べるができることとするとともに、関係都道府県知事は関係市町村長の意見を聴いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

5 環境影響評価書の手続

事業者は、4の意見が述べられた後、環境影響準備書の記載事項に検討を加え、必要な措置を講じ、その結果について環境影響評価書を作成しなければならないものとする。

環境影響評価書について、免許等を行う者は、環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとし、環境庁長官は、必要に応じ、免許等を行う者に対し環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとする。

事業者は、これらの意見が述べられた後、環境影響評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行い、これを公告・縦覧しなければならないものとする。

6 環境影響評価書の公告・縦覧後の手続

- (1) 事業者は、環境影響評価書の公告を行うまでは、対象事業を実施してはならないものとする。
- (2) 免許等を行う者は、対象事業の免許等の審査に際し、環境影響評価書の記載事項に基づき、対象事業につき環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならないものとする。
- (3) 事業者は、環境影響評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして、対象事業を実施するようにしなければならないものとする。

7 その他

都市計画に定められる対象事業等に関する特例、港湾計画に係る環境影響評価その他の手続、発電所についてのこの法律と電気事業法との関係、及び地方公共団体の行う環境影響評価に関する施策との関係等について、所要の

規定を設けるものとする。

8 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から2年以内に施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 環境庁長官は、本法による環境影響評価の適切かつ円滑な実施の確保に第一義的な責任があることを強く認識し、その実施状況を十分に把握しつつ、関係行政機関の環境影響評価に関する事務について必要な総合調整を積極的に行うなど、主体的な役割を果たしていくこと。
- 2 対象事業については、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、また地方公共団体の環境影響評価制度の現状等を考慮しつつ、必要に応じ追加等の見直しを行うこと。
- 3 第2種事業に係る判定は、科学的かつ客観的な基準に基づき、法の趣旨を踏まえ、適切に行われるように努めること。この場合、地域の特性を踏まえた運用が行われるよう、都道府県知事が意見を述べるに際して必要に応じ市町村長の意見を求め、また住民等の意見を聴くことができることなど法の趣旨の徹底に努めること。

なお、判定の結果、本法の対象事業とならなかった事業についても、地方公共団体の制度で必要に応じ環境影響評価を実施できることについて周知徹底するなど適正な環境配慮がなされることを確保するよう努めること。

- 4 準備書及び評価書においては、環境保全措置についての複数案の検討状況、実施すべき事後調査事項等が明確かつ分かりやすく記載されるようにすること。

また、評価書に記載された環境保全措置、事後調査措置が法律に反して実行されなかった場合には適切な措置を講ずること。

- 5 準備書について事業者が開催する説明会は、住民等が適切な意見を形成するために極めて重要な場であることにかんがみ、その開催日時及び場所等が適切に定められ、その周知徹底が図られるようにするとともに、説明会において住民等から意見が述べられたときには、事業者がこれに適切に対応するよう指導すること。
- 6 事業者が実施する環境影響評価の結果を的確に審査し、制度の信頼性を高めるため、環境庁における審査体制の充実・強化を図ること。

また、環境庁長官の意見形成に当たっては、当該事業について専門的な知

識、科学的知見等を有する学識経験者及び中央環境審議会等を積極的に活用して環境保全に万全を期すとともに、その過程及び結果の透明性の確保に努めること。

- 7 免許等を行う者等は、その審査等の体制を適切に整備するとともに、審査等を行うに際しては、環境庁長官の意見を反映させること。
- 8 本法による環境影響評価の実効ある運用を確保するためには、関連する法律の適正な運用と十分な情報公開が必要であることにかんがみ、環境影響評価のそれぞれの段階に係る情報の公開に努めること。また、事業者に対しては、積極的な情報の提供を行うよう指導すること。
- 9 地方公共団体において定着し、相応の効果を上げている環境影響評価制度の運用の実績を尊重し、知事意見の形成に際し公聴会や審査会等の活用が可能であることなど法の趣旨を徹底し、地方公共団体の意見が十分に反映され、地域の実情に即した環境影響評価が行われるよう、地方公共団体との適正な役割分担による総合的な環境影響評価制度の運用に万全を期すこと。
- 10 環境庁長官が定める基本的事項及び主務省令で定める指針については国民に理解されやすい内容となるように作成するとともに、技術の進展に即応して最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価が実施されるよう、基本的事項及び指針を柔軟に見直していくこと。また、本制度全般に関して、その実施状況を見ながら、法施行後10年以内であっても、適宜適切に制度の改善を図ること。
- 11 上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。
- 12 環境影響評価の適切かつ円滑な実施には、技術手法、過去の実例、地域環境の現状などの情報の活用が極めて重要であることにかんがみ、電子媒体の活用等、環境影響評価に関する情報の収集・整理・提供に努めること。
また、質の高い調査予測等が行われるためには、幅広い知識と技術を備えた調査等の従事者の育成・確保が必要であり、調査等に従事する者や組織に関する資格制度の導入についての検討、人材の能力の確保のための研修等の推進、人材情報の提供に努めること。
- 13 本決議事項及び本委員会での論議を十分踏まえて、政令、省令及び基本的事項を制定すること。
- 14 本法の施行前に環境影響評価が行われる事業については、本法制定の趣旨を踏まえ適正な環境配慮を徹底するよう指導すること。
- 15 我が国の事業者が海外において実施する事業については、平成3年4月24

日の本委員会の決議を踏まえ、また環境基本法及び本法の趣旨を尊重しつつ、適切な環境配慮がなされるよう指導するとともに、政府開発援助に係る事業など海外における事業についても、なお一層的確な環境影響評価を実施し、適正な環境配慮がなされるように努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
70	南極地域の環境の保護に関する法律案	参	9. 3.11	9. 3.24	9. 4. 2 可決 附帯決議	9. 4. 4 可決	9. 5. 9 環境	9. 5.16 可決 附帯決議	9. 5.20 可決
			○9. 3.24 参本会議趣旨説明						
78	環境影響評価法案	衆	3.28	5.14	6. 6 可決 附帯決議	6. 9 可決	4.10 環境	4.25 可決 附帯決議	5. 6 可決
			○9. 5.14 参本会議趣旨説明			○9. 4.10 衆本会議趣旨説明			

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出の1件であり、継続審査となった。

また、本特別委員会付託の請願1種類79件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案は、阪神・淡路大震災による被災の程度が多いため、被災者が自助努力だけでは生活再建を十分になしえていないという状況と今後も想定される大災害時における被災者の生活基盤回復のための備えとして発議されたものであり、災害被災者の支援の拡充を図るため、災害によりその居住する住宅が全壊または半壊した世帯の世帯主に対して市町村が生活基盤回復支援金の支給を行うことができる制度を創設するとともに、災害援護資金の貸付の制度を充実しようとするものである。

委員会においては、発議者から趣旨説明を聴取した後、継続審査とすることに決定した。

〔国政調査等〕

2月21日、伊藤国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、政府委員から平成9年度防災関係予算について概要説明をそれぞれ聴取した。

2月26日及び6月13日に質疑を行い、被災者向け公営住宅の供給とシルバーハウジングへの対応、ロシアのタンカー・ナホトカ号の油流出事故を災害対策基本法上の災害と認定した理由、東京で大規模地震が発生した場合のシュミレーション、被災者の住宅再建のための国家補修制度の創設及び審議会設置についての見解、災害救助法に基づく生業資金の給付、私有財産制のもとでの個人補償についての見解、地震防災対策強化地域の範囲と指定の考え方、地域防災計画の見直しと策定状況等について質疑が行われた。

なお、2月13日、阪神・淡路大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、兵庫県の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月21日（金）（第2回）

- 災害対策の基本施策に関する件について伊藤国土庁長官から所信を聴いた。
- 平成9年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成9年2月26日（水）（第3回）

- 阪神・淡路大震災復興対策に関する件、ナホトカ号流出油災害に関する件、防災体制の整備に関する件、被災者救済制度に関する件等について伊藤国土庁長官、政府委員、厚生省、建設省、消防庁、法務省、大蔵省、外務省、海上保安庁、運輸省、環境庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月13日（金）（第4回）

- 地震防災対策に関する件、事故災害対策に関する件、土砂災害対策に関する件、被災者救済制度に関する件等について伊藤国土庁長官、政府委員、気象庁、科学技術庁、文部省、建設省、運輸省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第5回）

- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）について発議者参議院議員田英夫君から趣旨説明を聴いた。
- 請願第2032号外78件を審査した。
- 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（参第5号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第6回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

(4) 付託議案審議表

- ・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	田英夫君 外5名 (9.5.20)	9.5.22		9.6.17	継続審査				

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院地方行政委員会提出1件、本院議員提出1件の合計2件であり、そのうち衆議院地方行政委員会提出1件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は保留となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）は、地方選挙の投票率の向上及び選挙管理費用の節減に資するため、同一の地方公共団体の議会の議員及び長のうち一方の任期が他方の任期満了の日前90日以内に満了する場合には、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができる等の改正を行うものである。

委員会においては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理より趣旨説明を聴取した後、選挙期日の統一と地方自治との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年6月13日（金）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長代理柳本卓治君から趣旨説明を聴き、同君、白川自治大臣、政府委員、法務省及び警察庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第35号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、二院、さき、太陽
反対会派 共産

○平成9年6月18日（水）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1121号を審査した。

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第35号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の期日の特例
 - (1) 同一の地方公共団体の議会の議員及び長のうち、一方の任期が他方の任期満了の日前90日以内に満了する場合には、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができるものとする。
 - (2) (1)による選挙は、後に任期満了となるものの任期満了の日前50日に当たる日又は先に任期満了となるものの任期満了の日前30日に当たる日のいずれか遅い日から、先に任期満了となるものの任期満了の日後50日に当たる日又は後に任期満了となるものの任期満了の日のいずれか早い日までの間に行うものとする。
 - (3) 都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会は、(1)により選挙を行おうとする場合には、先に任期満了となるものの任期満了の日前60日までにその旨を告示しなければならないものとする。
- 2 後援団体に関する寄附等の禁止期間の特例

1の(3)による告示がなされた場合においては、後援団体に関する寄附等の禁止期間は、任期満了の日前90日に当たる日又はその告示がなされた日のいずれか早い日から選挙の期日までの間とするものとする。
- 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	平井 卓志君 外5名 (9.6.3)	9.6.6		9.6.17	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
35	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 中馬 弘毅君 (9.6.3)	9.6.4	9.6.5	9.6.9	9.6.13 可決	9.6.16 可決			9.6.5 可決

【 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ5年延長しようとするものである。委員会においては、自由貿易地域の拡充強化、航空運賃軽減に係る適用対象の拡大、離島振興策等について、質疑が行われ全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

2月25日、池田外務大臣、武藤総務庁長官、稲垣沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

3月3日、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査を行い、普天間飛行場の移転問題、北方領土に関する広報活動、海兵隊の役割と意義、沖縄の振興開発、米軍用地の使用権原、劣化ウラン弾の使用問題等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、第3次沖縄振興開発計画の進捗状況、沖縄の水問題、産業技術教育センターの概要、沖縄県のモノレール開業に伴うバス路線の再編、北方領土問題の現状認識、北方領土返還に向けての方策等について質疑を行った。

沖縄北方

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月25日（火）（第2回）

○平成9年度沖縄及び北方問題に関する施策について池田外務大臣、武藤

総務庁長官及び稲垣沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○平成9年3月3日（月）（第3回）

- 平成9年度沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について池田外務大臣、稲垣沖縄開発庁長官、武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について稲垣沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月18日（火）（第5回）

- 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について稲垣沖縄開発庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月27日（木）（第6回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫）について武藤総務庁長官及び稲垣沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、運輸省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月17日（火）（第7回）

- 請願第2540号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

○平成9年6月18日（水）（第8回）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発等を図るため、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税を軽減する等の措置を講ずることとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ5年延長する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 沖縄振興開発特別措置法の一部改正

- (1) 沖縄島と本土との間を航行する航空機で旅客の運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料について、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。
- (2) 税関長は、政令で定めるところにより、自由貿易地域内における保税蔵置場又は保税工場の許可を受けた者が納付すべき手数料を軽減することができる。
- (3) 沖縄の離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新增設した者がある場合には、当該新增設に伴い新たに取得し、又は建設した建物等について、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

2 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

(1) 内国消費税の特例

①県産酒類に係る酒税の軽減措置、②揮発油税及び地方道路税の軽減措置、③指定施設において消費する輸入ウィスキー類に係る酒税の軽減措置に関する特例措置の適用期限をそれぞれ5年延長する。

(2) 関税等の特例

①特定の製造用原料品に係る関税の軽減措置、②発電用の特定の石油に

係る関税の免除措置、③旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の払戻し制度に関する特例措置の適用期限をそれぞれ5年延長する。

3 施行期日

この法律は、平成9年4月1日から施行する。ただし、沖縄島と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料についての航空機燃料税の軽減措置については平成9年7月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、沖縄が本土復帰後25年を迎えようとしている現在もなお、依然として厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、次の諸点について配意し、適切な施策を講ずるべきである。

- 1 沖縄の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努力し、第3次沖縄振興開発計画の諸目標の早期達成に努めること。
- 2 沖縄の振興を図るに際しては、沖縄県からの国際都市形成構想及び規制緩和等産業振興特別措置に関する要望等に十分配慮しつつ、進めること。
- 3 自由貿易地域の拡充・活性化を図るための施策の検討に際しては、沖縄県の要望等を踏まえつつ、新たな施策の実現に向けて最善の努力を払うこと。
- 4 返還が決定した米軍施設・区域については、県民の理解を踏まえ、返還の早期実現に最大限の努力を傾注するとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるよう、適切な措置の実施に向け努めること。

なお、米軍施設・区域の整理・縮小の促進については、更に一層の努力を払うこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※5	沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	9. 1. 31	9. 3. 13	9. 3. 27 可決 附帯決議	9. 3. 28 可決	9. 2. 17	9. 3. 6 可決 附帯決議	9. 3. 7 可決

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

2月19日、第139回国会閉会後の1月9日及び10日の2日間で行われた国会等の移転に関する実情調査のための委員派遣（福島県、栃木県）について、その報告を聴取した。

5月8日、国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴いた後、国会等の移転に関する件について参考人帝京平成大学長八十島義之助君から意見を聴き、同参考人に対し質疑を行った。

ここでは、財政構造改革と首都機能移転の関係、新全国総合開発計画における東京圏のあり方、首都の位置に関する物理的、心理的距離についての見解、調査会報告が想定する60万都市と行政改革との整合性、国際空港を都心から概ね40分以内としている根拠、首都機能移転における多極分散型国土づくり、東京の過密解消、災害対策の意義如何、首都機能移転と少子化時代における人口政策等について質疑を行った。

また、国会等の移転に関する実情調査のため、2月25日に岐阜県及び4月7日に茨城県の視察を行ったが、その視察報告をそれぞれ聴取した。

6月4日、参考人作家堺屋太一君から意見を聴き、同参考人に対して質疑を行った。

ここでは、遷都或いは首都移転と言わない理由、分都についての見解と調査会報告でいう三権集中移転との関係、用地取得に関して憲法第29条と私権との関係、移転誘致合戦に伴う各県の出費についての見解、「慎重な検討を行うことを提起する」とされた閣議決定についての見解、首都機能移転に向けて歴史上の教訓を生かす努力如何、首都機能移転と遷都との関係、最大人口60万人の妥当性、首都機能の移転が将来的な日本の発展に及ぼす影響、首都の防衛、危機管理の方策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年2月19日(水) (第2回)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年5月8日(木) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国会等移転審議会の審議状況について政府委員から説明を聴いた。
- 国会等の移転に関する件について参考人帝京平成大学長八十島義之助君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成9年6月4日(水) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国会等の移転に関する件について参考人作家堺屋太一君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日(火) (第5回)

- 国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

○平成9年6月18日(水) (第6回)

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の補欠選任を行った。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願16種類171件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

金融監督庁設置法案は、市場原理を基軸とした透明、かつ、公正な金融行政への転換に資するための金融行政機構改革の一環として、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査、その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置しようとするものである。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

両案については、6月2日、本会議において趣旨説明が行われ、財政と金融の分離、金融監督庁の独立性の確保、金融システム改革の内容とスケジュール等について質疑が行われた。

委員会においては、両案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣の出席を求めて、企画・立案機能と検査、監督機能の分離の目的、金融監督庁に対する大蔵省の影響力の排除、検査体制の充実強化方策、野村証券、第一勧業銀行、日産生命問題等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行った。

質疑終局後、両案に対し、齋藤理事（民主党・新緑風会）より、「金融監督庁」を「金融庁」に改めるとともに、任務並びに所掌事務及び権限を拡大すること等を内容とする修正案が提出された。

次いで、討論の後、採決の結果、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、両案に対し、7項目から成る附帯決議を行った。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案は、特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、財務諸表等の作成、広告及び一般の閲覧等について関係規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、特殊法人の連結決算導入の必要性、特殊法人見直しと政府の対応等について質疑が行われた。質疑終局後、吉川理事（共産）より、特

殊法人について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の作成及び公開等の義務付けを内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成9年1月20日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年6月2日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について梶山内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月4日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、武藤総務庁長官、三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行理事山口泰君に対し質疑を行った。

○平成9年6月6日(金) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)
金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成9年6月9日(月) (第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融監督庁設置法案(閣法第66号)(衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法

第67号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、小杉文部大臣、藤本農林水産大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

○平成9年6月10日(火) (第6回)

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

株式会社共同通信社国際金融情報本部顧問	西崎	哲郎君
慶應義塾大学経済学部教授	池尾	和人君
株式会社大和総研副理事長	賀来	景英君
青山学院大学経済学部教授	小林	襄治君

○平成9年6月11日(水) (第7回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について三塚大蔵大臣、梶山内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成9年6月13日(金) (第8回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○金融監督庁設置法案(閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第69号) (衆議院送付) について武藤総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年6月16日(月) (第9回)

○特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第

69号) (衆議院送付) について武藤総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○ 金融監督庁設置法案 (閣法第66号) (衆議院送付)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (閣法第67号) (衆議院送付)

以上両案について討論を行った後、いずれも可決した。

(閣法第66号) 賛成会派 自民、社民、民緑の一部、自由、さき
反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社
欠席会派 二院

(閣法第67号) 賛成会派 自民、社民、民緑の一部、自由、さき
反対会派 平成、民緑の一部、共産、新社
欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

○ 特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案 (閣法第69号) (衆議院送付) を可決した。

(閣法第69号) 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、自由、新社
反対会派 なし
欠席会派 二院

○ 請願第1号外170件を審査した。

○ 行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○ 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

金融監督庁設置法案 (閣法第66号)

【要 旨】

本法律案は、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督及び証券取引等の監視に関する事務を行わせるため、総理府の外局として、金融監督庁を設置しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 設置、任務及び長

- (1) 総理府の外局として、金融監督庁を設置する。
- (2) 金融監督庁は、金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の監視をすることを主たる任務とする。
- (3) 金融監督庁の長は、金融監督庁長官 (以下「長官」という。) とする。

2 所掌事務及び権限

金融監督庁の所掌事務は、次に掲げる事項とするとともに、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならないこととする。

- (1) 金融業を営む民間事業者等について検査その他の監督等に関する事項〔次の(2)を除く。〕
- (2) 銀行の免許等内閣総理大臣の権限に属する事項についての補佐に関する事項
- (3) 預金保険法に基づく金融機関の合併等の適格性の認定等に関する事項

3 関係行政機関との協力

- (1) 長官は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- (2) 長官及び金融関連業者に対する検査を所掌する行政機関の長は、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

4 大蔵大臣との連携

- (1) 長官は、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を大蔵大臣に述べることができる。
- (2) 長官及び大蔵大臣は、金融監督庁及び大蔵省の所掌事務の適切な遂行のため、相互に緊密な連絡をとる。

5 証券取引等監視委員会

- (1) 金融監督庁に、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会のつかさどる事務について規定する。
- (3) 委員長及び委員は独立してその職権を行う。
- (4) 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織し、その議事は多数決をもって決する。
- (5) 委員長及び委員の任免、服務、給与等について規定する。
- (6) 委員会に事務局を置く。
- (7) 委員会が行う検査等に関して、次の事項について規定する。
 - ① 委員会は、検査等の結果に基づき、内閣総理大臣及び長官又は大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができる。
 - ② 内閣総理大臣及び長官並びに大蔵大臣は、勧告を尊重しなければならない。
 - ③ 委員会は、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めること

ができる。

④ 委員会は、検査等の結果に基づき、内閣総理大臣、長官又は大蔵大臣に所要の施策についての建議を行うことができる。

(8) 長官が行う金融検査等に関して、次の事項について規定する。

① 長官は、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

② 長官は、四半期ごとに検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

③ 委員会は、検査事務の運営等について長官に建議することができる。

(9) 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表する。

6 職員

以上に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

7 施行期日

本法律は、平成10年4月1日から同年7月1日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第67号）

【要 旨】

本法律案は、金融監督庁設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 総理府設置法その他の行政組織に関する法律の規定の整備

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、総理府設置法その他の行政組織に関する法律について所要の規定を整備する。

2 銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律の規定の整備

銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすることとし、所要の規定を整備する。

(1) 主務大臣についての規定の整備

① 主務大臣を大蔵大臣から内閣総理大臣に改める。

- ② 主務大臣を大蔵大臣から内閣総理大臣及び大蔵大臣に改める。
 - ③ 大蔵大臣の権限のうち、適格性の認定等に係るものを内閣総理大臣の権限に改める。
- (2) 信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関する協議等についての規定の整備
- ① 内閣総理大臣は、銀行、保険会社、証券会社等に対し業務停止命令、免許の取消し等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。
 - ② 内閣総理大臣は、その適格性の認定等に係る預金保険機構等による資金援助が行われたならば、預金保険機構の財務の状況等が著しく悪化し信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。
 - ③ 内閣総理大臣は、改善命令、業務停止命令、免許の取消し、合併の認可等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知する。
- (3) 大蔵大臣への資料提出等についての規定の整備
- ① 大蔵大臣は、銀行業、保険業、証券取引等に係る制度の調査、企画又は立案をするため、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出等を求めることができる。
 - ② 大蔵大臣は、銀行、保険会社、証券会社等に対しては、その制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるとき、その必要の限度において、資料の提出その他の協力を求めることができる。
- (4) 権限の委任についての規定の整備
- ① 内閣総理大臣は、その権限の一部を金融監督庁長官に委任する。
 - ② 金融監督庁長官は、委任された権限の一部等を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
 - ③ 金融監督庁長官は、その委任された権限のうち証券会社等の検査に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。
- (5) その他所要の規定の整備
- ① 証券取引審議会及び金融制度調査会を廃止する。
 - ② 自動車損害賠償責任保険審議会を金融監督庁に置く。
 - ③ 大蔵大臣は、内閣総理大臣との協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業

務を行うことを要請することができる。

3 施行期日

本法律は、金融監督庁設置法の施行の日から施行する。

【金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に関し、次の事項に十分配慮し、適切な金融行政の確立に努めるべきである。

- 一 金融の自由化・国際化が急速に進展する状況の下、住専等金融機関の不良債権問題の顕在化等を機に、金融行政機構改革の一環として金融監督庁が設置されることにかんがみ、今後の検査、監督の実施に当たっては、いやしくも国民各層から批判を受けることのないよう努めること。
 - 一 金融行政については、裁量的な行政から明確なルールの制定とそれに基づく検査、監督による透明性の高い行政へ抜本的な転換を図ること。また、今回の金融行政機構改革は、その本来目的が、健全で自由な金融市場の育成に資するものとするところから、金融機関の活動を不当に阻害することのないよう十分に配慮すること。
 - 一 金融監督庁長官の任命に当たっては、業務の独立性、公平性を確保するため、幅広い分野から適格者を選任すること。
 - 一 民間金融機関の検査、監督に万全を期するため、金融監督庁における組織の効率的運用、人材の確保、要員の専門能力の向上を図ること等により、検査、監督の強化・充実を図ること。
 - 一 共同省令の制定及びその改廃に当たっては、検査、監督業務の透明性と独立性が確保されるよう、総理府が主導的立場に立って行うこと。
なお、今後関連する金融関係法の改正に当たっては、共同省令の内容を精査し、極力単独の総理府令とするよう努めること。
 - 一 財政と金融の在り方については、政策決定及び行政機構の根幹に係わる問題であり、今後十分検討の上、主要国の機構も参考にしながら、中央省庁再編の中で結論を得ること。
 - 一 多発する金融機関等の不祥事については、金融市場等に対する国民の信頼を回復するため、断固とした措置を執るとともに、罰則強化を含めその再発防止に万全を期すること。
- 右決議する。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案（閣法第

【要 旨】

本法律案は、平成8年12月25日の閣議決定「行政改革プログラム」を踏まえ、特殊法人の財務内容の公開の推進に資するため、今国会において新設等の審議を行っている法人を含めた78特殊法人について、15省庁、71法律にわたり財務諸表等の作成・公告及び一般の閲覧等について所要の措置を一括して講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特殊法人の財務内容を明らかにする書類である貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び事業報告書並びに監事の意見書（以下「貸借対照表等」という。）について、その作成に関する規定を欠くものについて規定の整備を行う。
- 2 貸借対照表等並びに財産目録及び決算報告書（法律でその作成が義務付けられているものに限る。）を特殊法人の各事務所に備えて置き、所要の期間、一般の閲覧に供しなければならないものとする。
- 3 本法律は、一部を除き、公布の日から施行し、平成8年4月1日からの事業年度の決算に係る財務諸表等から適用する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
66	金融監督庁設置法案	衆	9. 3. 11	9. 6. 2	9. 6. 16 可決 附帯決議	9. 6. 16 可決	9. 4. 24 行政改革 特委	9. 5. 28 可決 附帯決議	9. 5. 29 可決
			○9. 6. 2 参本会議趣旨説明			○9. 4. 24 衆本会議趣旨説明			
67	金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	"	3. 11	6. 2	6. 16 可決 附帯決議	6. 16 可決	4. 24 行政改革 特委	5. 28 可決 附帯決議	5. 29 可決
			○9. 6. 2 参本会議趣旨説明			○9. 4. 24 衆本会議趣旨説明			
69	特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案	"	3. 11	6. 9	6. 16 可決	6. 16 可決	5. 27 行政改革 特委	6. 3 可決	6. 5 可決

【日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願4種類49件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

沖縄県において駐留米軍に提供している施設及び区域のうち、嘉手納飛行場等13施設が平成9年5月14日をもって使用期限が切れることとなっていた。これらの施設に関し引き続き米軍の使用に供するための必要な手続きが完了しない場合には、5月15日以降無権原状態になるため、それを避けるための法改正が必要となった。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留する米国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は同特別措置法の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について同特別措置法第5条の規定による認定があったものについて、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続きが完了しないときは、当該手続きが完了するまでの間、適正な補償の下でこれを暫定使用することができることとするものである。

本法律案については、4月11日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人の意見を聴取するとともに、土地の暫定使用制度の必要性、本法律案が憲法第95条に規定する地方自治特別法に該当する可能性、収用委員会の裁決と公共性の判断、損失補償の性格、憲法第29条が保障する財産権との関係、日米安保条約の意義、駐留米軍の規模、構成及び海兵隊駐留の必要性、東アジアの軍事情勢、冷戦後の日本の防衛体制のあり方、沖縄の米軍射撃訓練の本土移転、沖縄振興策等について質疑を行った。

質疑終局後、前川委員（民主党・新緑風会）より本法律案を5年間の時限立法とする旨の修正案が提出された。

討論の後、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、4項目から成る附帯決議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成9年4月9日(水) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年4月11日(金) (第2回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成9年4月14日(月) (第3回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、梶山内閣官房長官、池田外務大臣、久間防衛庁長官、稲垣沖縄開発庁長官、小杉文部大臣、三塚大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年4月15日(火) (第4回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について参考人の出席を求めることを決定した後、橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、久間防衛庁長官、稲垣沖縄開発庁長官、梶山内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年4月16日(水) (第5回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第81号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

元駐タイ大使	岡崎	久彦君
琉球大学法文学部教授	仲地	博君
早稲田大学政治経済学部教授	山本	武彦君
慶應義塾大学経済学部教授	島田	晴雄君

法政大学法学部教授
弁護士

濱川 清君
金城 睦君

○平成9年4月17日（木）（第6回）

○理事の補欠選任を行った。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、池田外務大臣、白川国家公安委員会委員長、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第81号） 賛成会派 自民、平成、民緑、自由、太陽
反対会派 社民、共産、二院

なお、附帯決議を行った。

○請願第166号外23件を審査した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要 旨】

本法律案は、日米安全保障条約に基づく義務を的確に履行するため、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため所有者等との合意又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により使用されている土地等で、その使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないものにつき、手続完了までの間の暫定使用ができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣が使用の認定をした土地等については、使用期間の末日以前に裁決の申請等をした場合、損失補償のための担保を提供して、明渡裁決による明渡期限までの間、引き続き暫定使用ができるものとする。
- 2 担保の提供は、暫定使用期間中の6月ごとに損失補償額に見合う金銭を供託して行う。
- 3 暫定使用の間の損失補償は土地収用法の補償に準じて行う。

- 4 本法律の施行日前に必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等で裁決の申請等を行っているものについても、経過措置として暫定使用できるものとする。
- 5 本法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県に米軍基地が極度に集中している実態とこのことが県民生活に様々な影響を及ぼしていることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 日米安保条約の義務を果たすべく、沖縄県民の負担を全国民が担うとの考えに基づき、在沖縄米軍基地問題に最大限の努力を払うこと。
 - 2 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速に実施するよう努めること。また、引き続き、米軍基地の整理・統合・縮小等に全力で取り組むこと。
 - 3 アジア・太平洋地域の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国政府と協議すること。
 - 4 沖縄振興策等の立案、実施に当たっては、沖縄の歴史的、地理的特性を活かし、制度・予算を含め、積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
81	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	9. 4. 3	9. 4. 11	9. 4. 17 可決 附帯決議	9. 4. 17 可決	9. 4. 4 安保土地 特委	9. 4. 10 可決 附帯決議	9. 4. 11 可決
				○9. 4. 11 参本会議趣旨説明			○9. 4. 4 衆本会議趣旨説明		
				○9. 4. 17 竹村泰子君修正案提出			4. 17 否決		

【臓器の移植に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本特別委員会に付託された法律案は、中山太郎君外13名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「中山案」という。）及び猪熊重二君外4名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「猪熊案」という。）の計2件であり、中山案が参議院において修正議決され、衆議院に回付されて成立した。なお、採決の際には、日本共産党を除くすべての会派が、党議拘束を外すこととなった。

また、本特別委員会付託の請願2種類5件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

中山案は、第139回国会に衆議院に提出されたもので、衆議院では、第140回国会において、金田誠一君外5名提出の臓器の移植に関する法律案（以下「金田案」という。）とともに本会議で採決（厚生委員会での採決は行われなかった）の結果、金田案は否決され、本案は賛成多数で通過したものである。

中山案は、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものである。

猪熊案は、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、死体又は脳死状態にある者の身体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存、閲覧及び謄写、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものである。

両法律案ともに、移植医療の置かれている状況等にかんがみ、人道的見地に立って、臓器の移植が臓器提供者の意思の尊重を前提として移植術を必要とする者に対して適切に行われるようにするために提出されたものであるが、中山案は脳死が人の死であることを前提にして移植術に使用されるための臓器を摘出することができるものとしているのに対し、猪熊案は脳死を人の死とせず、厳格な要件が遵守される限り、臓器を摘出することができる点で相違している。

まず、本会議において両案の趣旨説明が行われ、臓器移植と関係のない人にまで脳死概念を導入することの妥当性、生きている人からの臓器摘出は殺人罪に該当するのではないかとの指摘、脳死は人の死であるとの社会的合意の有無、脳死臓器移植のために新たに法律をつくる必要性、臓器移植ネットワークの整備、ドナーカードの普及等の質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、日本医科大学附属病院救命救急センターへの視察、大阪府・新潟県でのいわゆる地方公聴会及び中央公聴会を行うとともに、両案を一括議題として、両案の発議者及び政府に対し、脳死を人の死と認めるかどうか、脳死を人の死とする社会的な合意は存在するか、法的に生きているとされる人から死に直結する臓器の摘出が許されるのか、そして違法性が阻却されるとする立法は可能か、脳死判定を拒否する権利は保障されるのか、脳死判定基準としての竹内基準は妥当か、本人による臓器提供の意思表示は何歳から有効か、臓器の摘出を承諾する遺族又は家族の範囲をどう考えるか、公正で公平な臓器の分配をいかに確保するか等の質疑が行われた。

質疑終局後、中山案に対して関根理事から、脳死を死として臓器の摘出ができるのは、臓器提供の意思に基づいて、臓器が摘出されることとなる者が、脳死に至ったと判定された場合の、その身体に限定することとし、その脳死判定は、本人が臓器提供の意思表示に併せて、脳死判定に従う意思を表示している場合であって、かつ、その家族がこれを拒まないときに限り行われるものとする等を内容とする修正案が提出された。

続いて、修正案に対し、修正案提出の経緯と理由、脳死を人の死とする社会的合意があることを前提としていることと修正案との整合性、客観的であるべき死の基準が相対化することへの懸念等の質疑が行われた。

修正案に対する質疑終局が諮られたところ、日本共産党の西山理事から、質疑打ち切りに反対する旨の動議が提出されたが、賛成少数で否決された。

次いで、民主党・新緑風会の川橋理事から修正案及び修正部分を除く原案に反対、自由民主党の石渡委員から修正案及び修正部分を除く原案に賛成、日本共産党の西山理事から修正案及び修正部分を除く原案に反対の旨の意見が述べられた後、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、中山案は修正議決された。また、8項目の附帯決議を付した。なお、猪熊案は審査未了で廃案となった。

(2) 委員会経過

○平成9年5月16日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成9年5月19日（月）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員五島正規君から趣旨説明を聴いた。
- 臓器の移植に関する法律案（参第3号）について発議者参議院議員猪熊重二君から趣旨説明を聴いた。

○平成9年5月26日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員大脇雅子君、同竹村泰子君、同猪熊重二君、同堂本暁子君、同朝日俊弘君、発議者衆議院議員中山太郎君、同自見庄三郎君、同矢上雅義君、同山口俊一君、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月2日（月）（第4回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員猪熊重二君、同大脇雅子君、同朝日俊弘君、同竹村泰子君、同堂本暁子君、発議者衆議院議員中山太郎君、同自見庄三郎君、同福島豊君、同五島正規君、同山口俊一君、厚生省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月5日（木）（第5回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案審査のため委員派遣を行うこと及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成9年6月11日（水）（第6回）

- 臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）
臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員堂本暁子君、同猪熊重二君、同大脇雅子君、同朝日俊弘君、同竹村泰子君、発議者衆議院議員自見庄三郎君、同中山太郎君、同福島豊君、同矢上雅義君、同五島正規君、同山口俊一君、政府委員、衆議院法制局、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月13日（金）（公聴会 第1回）

○臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）

臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

北海道大学医学部第1外科教授	藤堂	省君
慶應義塾大学名誉教授・弁護士	中谷	瑾子君
主婦	渡辺	環君
三菱化学生命科学研究所副主任研究員	櫛島	次郎君
日本移植コーディネイター協議会会長	玉置	勲君
大正大学教授・浄土宗僧侶	藤井	正雄君

○平成9年6月16日（月）（第7回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）

臓器の移植に関する法律案（参第3号）

以上両案について発議者参議院議員猪熊重二君、同大脇雅子君、同竹村泰子君、同朝日俊弘君、同堂本暁子君、発議者衆議院議員中山太郎君、同矢上雅義君、同五島正規君、同山口俊一君、同福島豊君、小泉厚生大臣、政府委員、法務省及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、

臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）（衆議院提出）

について質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者関根則之君、同渡辺孝男君、同木庭健太郎君、同今井澄君、同阿部正俊君、同菅野壽君、発議者参議院議員堂本暁子君、同竹村泰子君、発議者衆議院議員五島正規君、同矢上雅義君、同福島豊君、同自見庄三郎君、小泉厚生大臣、政府委員、参議院法制局及び法務省当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（第139回国会衆第12号）

賛成会派 自民、平成の一部、社民の一部、民緑の一部

反対会派 平成の一部、社民の一部、民緑の一部、共産、二院、自由
新社

なお、附帯決議を行った。

○請願第1872号外4件を審査した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

臓器の移植に関する法律案（第139回国会衆第12号）

【要 旨】

本法律案は、移植医療の置かれている状況等にかんがみ、人道的見地に立って、臓器の移植が臓器提供の意思を生かしつつ移植術を必要とする者に対して適切に行われるようにするため、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本的理念を定め、並びに国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、移植術に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

2 基本的理念

- (1) 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の提供に関する意思は、尊重されなければならないものとする。
- (2) 臓器の提供は、任意にされたものでなければならないものとする。
- (3) 移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならないものとする。

3 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

4 医師の責務

医師は、臓器の移植を行うに当たっては、移植術を受ける者又はその家族に対し必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならないものとする。

5 定義

この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓^{じん}その他厚生省令で定める内臓及び眼球をいうものとする。

6 臓器の摘出

- (1) 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないときは、移植術に使用されるための臓器を死体（脳死体を含む。以下同じ。）から摘出することができるものとする。
- (2) (1)の「脳死体」とは、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至

ったと判定された死体をいうものとする。

- (3) (2)の判定は、一般に認められている医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより、行うものとする。

7 臓器の摘出の制限

医師は、6により死体から臓器を摘出しようとする場合において、検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ、臓器を摘出してはならないものとする。

8 使用されなかった部分の臓器の処理

病院等の管理者は、6により死体から摘出された臓器であって、移植術に使用されなかった部分の臓器を、厚生省令で定めるところにより処理しなければならないものとする。

9 記録の作成、保存及び閲覧

- (1) 医師は、6の(2)の判定(当該判定に係る脳死体から6により臓器が摘出された場合における6の(2)の判定に限る。)、6による臓器の摘出又は当該臓器を使用した移植術を行った場合には、厚生省令で定めるところにより、記録を作成しなければならないものとする。

- (2) (1)の記録は、病院等の管理者等が5年間保存しなければならないものとする。

- (3) (2)により(1)の記録を保存する者は、遺族等から閲覧の請求があった場合には、閲覧を拒むことについて正当な理由がある場合を除き、当該記録のうち個人の権利利益を侵害するおそれがないものとして厚生省令で定めるものを閲覧に供するものとする。

10 臓器売買等の禁止

- (1) 何人も、臓器を提供すること又は臓器の提供を受けることの対価として、財産上の利益の供与を受け、又は利益の供与を行ってはならないものとする。

- (2) 何人も、臓器のあっせんをすること又は臓器のあっせんを受けることの対価として財産上の利益の供与を受け、又は利益の供与を行ってはならないものとする。

11 業として行う臓器のあっせん

- (1) 業として行う臓器のあっせんをしようとする者は、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣の許可を受けなければならないものとする。

- (2) (1)の許可を受けた者及びその役員等は、職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとする。

12 罰則

罰則に関し、所要の規定を置く。

13 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- (2) この法律による臓器の移植については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるべきものとする。
- (3) 政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備のための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 角膜及び腎臓^{じん}の移植に関する法律は、廃止する。
- (5) 医師は、当分の間、6の(1)の場合のほか、死亡した者が生存中に眼球又は腎臓^{じん}を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該眼球又は腎臓^{じん}の摘出について書面により承諾しているときにおいても、移植術に使用されるための眼球又は腎臓^{じん}を、6の(2)の脳死体以外の死体から摘出することができるものとする。
- (6) 健康保険法、国民健康保険法等医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に継続して、6の(2)の脳死体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。

臓器の移植に関する法律案委員会修正

【要 旨】

1 臓器の摘出に係る脳死の限定等

- (1) 「脳死体」という表現を「脳死した者の身体」に改める。
- (2) 「脳死した者の身体」とは、臓器提供の意思に基づいて臓器が摘出されることとなる者が脳死に至ったと判定された場合のその身体をいうものとする。
- (3) 臓器の摘出に係る脳死の判定は、臓器を移植術に使用されるために提供する意思の表示に併せて脳死判定に従う意思を書面により表示している場合であって、かつ、その旨の告知を受けた家族が当該判定を拒まないときに限り、行うことができるものとする。

2 脳死判定手続の一層の厳格化

- (1) 臓器の摘出に係る脳死の判定は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師(当該判定がなされた場合に当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うことと

なる医師を除く。)の判断の一致によって、行われるものとする。

(2) (1)により脳死判定を行った医師は、直ちに、当該判定が的確に行われたことを証する書面を作成しなければならないものとする。

(3) 脳死した者の身体から臓器を摘出しようとする医師は、あらかじめ、当該脳死した者の身体に係る(2)の書面の交付を受けなければならないものとする。

3 罰則の整備

(1) 2の(2)の書面に虚偽の記載をした者及び2の(3)の規定に違反した者に対する罰則を設ける。

(2) 使用されなかった部分の臓器の処理についての規定等に違反した場合の罰金額を30万円以下から50万円以下に引き上げる。

4 その他所要の規定の整備を行う。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

1 客観的かつ医学的な基準による公正・公平なレシピエント選定が行われる適正な基準の設定、臓器移植ネットワークの体制整備等この法律の施行に当たって必要な移植に係る環境整備及び事前の準備に万全を期し、いやしくも準備不足のもとに安易な移植が行われたとの批判を招くことのないようにすること。準備期間を十分なものとするため、公布の日までに1月を置くものとする。

2 移植実施施設を厳選するため、従前の検討結果の再検討を行うこと。

3 家族及び遺族の範囲についてのガイドラインの作成について、早急に検討を行うこと。

4 臓器を提供する適正な意思表示ができる者の年齢等の範囲について、関係方面の意見を踏まえ、早急に検討を行うこと。

5 ドナーカード（意思表示カード）の普及に努めるとともに、脳死及び臓器移植について国民への普及啓発を図ること。また、コーディネーターの資質の向上と養成に努めること。

6 臓器摘出に係る法第6条第4項の厚生省令で定める判定基準については、臓器移植の実施状況を踏まえ、医学の進歩に応じて、常時検討を行うこと。

7 臓器摘出に係る法第6条第2項の判定については、脳低体温療法を含めあらゆる医療を施した後に行われるものであって、判定が臓器確保のために安易に行われるとの不信を生じないように、医療不信の解消及び医療倫理の確立に努めること。

8 移植医療について国民の理解を深めるため、臓器移植の実施状況、移植結

果等（臓器配分の公平性の状況を把握するための調査の結果を含む。）について、毎年、国会に報告書を提出すること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・参議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
3	臓器の移植に関する法律案	猪熊 重二君 外4名 (9.4.18)	9.4.21		9.5.19	未了				
○9.5.19 参本会議趣旨説明										

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
139/12	臓器の移植に関する法律案	中山 太郎君 外13名 (8.12.11)		9.4.24	9.5.19	9.6.16 修正 附帯決議	9.6.17 修正	9.1.20 厚生		9.4.24 可決
○9.5.19 参本会議趣旨説明										
○9.3.18 衆本会議趣旨説明										
○9.4.22 衆本会議中間報告										
○9.6.17 衆へ回付										
○9.6.17 衆同意										

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
90	精神保健福祉士法案	衆	9. 5. 6				9. 6. 6 厚生	継続審査	
92	公職選挙法の一部を改正する法律案	〃	6. 10				6. 10 公職選挙法改正調査特委	継続審査	

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	民法の一部を改正する法律案	照屋 寛徳君 外4名 (9. 6. 5)	9. 6. 10		未		了			
10	民法の一部を改正する法律案	山崎 順子君 外3名 (9. 6. 6)	6. 11		未		了			
11	少子社会における子育て支援に関する基本法案	山本 保君 外2名 (9. 6. 11)	6. 13		未		了			

・衆議院議員提出法律案（37件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 2. 7)	9. 2. 12					未		了
3	租税特別措置法の一部を改正する法律案	松本 善明君 外2名 (9. 2. 7)	2. 12					未		了
4	政党助成法を廃止する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 2. 7)	2. 12					未		了
5	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9. 2. 7)	2. 12					未		了
6	情報公開法案	松本 善明君 外1名 (9. 2. 7)	2. 12					9. 6. 12 内閣	未	了

未付託

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
7	経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律案	野田 毅君 外7名 (9.2.24)	9.2.26							
		○9.2.28 撤回								
8	平成9年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	野田 毅君 外9名 (9.2.28)	3.3					9.3.5 税制問題 等特委	未	了
9	地方税法の一部を改正する法律案	野田 毅君 外9名 (9.2.28)	3.3					3.5 税制問題 等特委	未	了
12	民法の一部を改正する法律案	坂上 富男君 外4名 (9.3.13)	3.14					6.10 法務	未	了
13	非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案	木島 日出夫君 外2名 (9.3.14)	3.17					5.22 内閣	9.6.5 否決	9.6.6 否決
17	臓器の移植に関する法律案	金田 誠一君 外5名 (9.3.31)	4.2					4.2 厚生		4.24 否決
18	公職選挙法の一部を改正する法律案	石井 一君 外3名 (9.4.15)	4.17					6.10 公職選挙 法改正調 査特委	継続審査	
19	行政監視院による行政監視の手續等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9.4.25)	5.2					6.5 行政改革 特委	未	了
20	河川法の一部を改正する法律案	石井 紘基君 外3名 (9.4.25)	5.2					5.6 建設	5.9 否決	5.13 否決
26	発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報保護に関する法律案	河村 たかし君 外3名 (9.5.6)	5.8					6.17 通信	未	了
27	電気通信事業法の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外3名 (9.5.6)	5.8					6.17 通信	未	了
28	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案	赤羽 一嘉君 外15名 (9.5.14)	5.16							
		○9.6.3 撤回								
29	日本銀行法案	鈴木 淑夫君 外4名 (9.5.20)	5.20					5.21 行政改革 特委	未	了
30	金融委員会設置法案	鈴木 淑夫君 外4名 (9.5.20)	5.20					5.21 行政改革 特委	5.28 否決	5.29 否決

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
32	公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律案	渡辺 周君 外3名 (9.5.30)	9.6.3				9.6.12 行政改革 特委		未了	
			○9.6.12 衆本会議趣旨説明							
33	国会法の一部を改正する法律案	渡辺 周君 外3名 (9.5.30)	6.3				6.12 行政改革 特委		未了	
36	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案	赤羽 一嘉君 外15名 (9.6.3)	6.4						未了	
37	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	赤羽 一嘉君 外15名 (9.6.3)	6.4				6.16 大蔵		未了	
			○9.6.16 衆本会議趣旨説明							
38	道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	二階 俊博君 外3名 (9.6.9)	6.11						継続審査 (建設)	
39	国家公務員の倫理の保持に関する法律案	田中 慶秋君 外3名 (9.6.10)	6.12						未了	
40	国会職員の倫理の保持に関する法律案	田中 慶秋君 外3名 (9.6.10)	6.12						未了	
41	裁判官の倫理の保持に関する法律案	田中 慶秋君 外3名 (9.6.10)	6.12						未了	
42	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	田中 慶秋君 外3名 (9.6.10)	6.12						未了	
43	国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案	遠藤 乙彦君 外9名 (9.6.12)	6.13						未了	
44	中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案	藤村 修君 外3名 (9.6.12)	6.13						未了	
45	審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案	松本 善明君 外1名 (9.6.13)	6.16						未了	
1 3 /4	市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)					9.1.20 内閣	9.6.5 否決	9.6.6 否決	
1 3 /5	国会法の一部を改正する法律案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)					1.20 行政改革 特委		未了	

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
139/6	行政監視院法案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)						9.1.20 行政改革 特委	未了	
139/7	総務庁設置法の一部を改正する法律案	菅 直人君 外3名 (8.11.29)						1.20 行政改革 特委	未了	
139/8	法人税法等の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)						1.20 大蔵	未了	
139/9	地方税法の一部を改正する法律案	上田 清司君 外4名 (8.11.29)						1.20 地方行政	未了	

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は第133回国会、平成7年8月4日（金）に設置され、第134回国会において3年間にわたる調査テーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定し、第1年目はアジア地域における安全保障の在り方を軸に調査を行った。

第2年目については第139回国会以降、「アジア太平洋地域における安全保障」について調査を進めるとともに、「アジア太平洋地域の経済と経済協力」についても調査を行った。

今国会は9回の調査を行った。平成9年2月5日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について五百旗頭真参考人、鷲見友好参考人及び田中明彦参考人から、同12日（水）には「アジア太平洋地域における経済と経済協力の在り方」について長谷川潔参考人、広野良吉参考人及び竹中平蔵参考人から意見を聴取した後、それぞれ質疑を行った。同24日（月）には「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」及び「アジア太平洋地域における経済と経済協力の在り方」の2項目につき自由討議方式による委員間の意見交換を行った。また、3月3日（月）には「アジア太平洋地域の安定と日本への期待」についてプラサート・チチャイワタナポン参考人及びリム・ホァン参考人から意見を聴取した後質疑を行い、4月7日（月）には、2月17日（月）から19日（水）にかけて「安全保障、経済協力等に関する実情調査」のため沖縄県に行った委員派遣について派遣報告を行うとともに、これを基に意見交換を行った。同21日（月）には、「東アジアの安全保障と米軍のプレゼンス」について川島裕外務省総合外交政策局長から説明を、森本敏参考人及び田岡俊次参考人から意見を聴取し、5月7日（水）には「我が国の今後の経済協力」について畠中篤外務省経済協力局長から説明を、西川潤参考人及び藤原勝博参考人から意見を聴取した後、それぞれ質疑を行った。さらに同19日（月）には「我が国の今後の経済協力」について、同21日（水）には「アジア太平洋地域における安全保障」について、それぞれ自由討議方式による委員間の意見交換を行った。

以上をもとに6月11日（水）、「援助のソフト化の推進」、「留学生受入れ

施策の充実」、「『アジア太平洋大学（仮称）』の創設等、人的交流・知的交流の拡充」、「国際協力に携わる人材の育成」及び「アジアの農林業についての共同研究の拡充」の5項目の提言を盛り込んだ第2年目の調査報告（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同17日（火）、本会議において、調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

1. アジア太平洋地域における安全保障

まず、アジア太平洋地域の情勢をどのように認識し、同地域の平和と安全について我が国はいかに対応すべきかとの視点に立って調査を行った。

アジア太平洋地域は経済発展が進み、相互依存関係が深まる一方、朝鮮半島等における緊張、域内の軍事力の増強等の問題が存在し、また、人口、食糧、環境、エネルギー等の問題が中長期的課題となっている。

我が国の対応については、日米安保共同宣言による新しい位置づけの中での日米同盟関係を基軸とし、節度ある防衛体制をとることは意義があるとの意見、我が国は専守防衛を堅持し、先頭に立って目に見える形でアジア太平洋地域の軍縮に努めるべきであるとの意見が述べられたほか、日本のとるべき道は、安保条約から抜け出して非核非同盟の道を進むべきであるとの意見も示された。

また、戦後憲法体制は日本のある面での制約となっており、集団的自衛権の問題も見直すべきであるとの意見、集団的自衛権の行使は憲法違反であり、許すことはできないとの意見等が表明された。

次いで、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の場で行われている安全保障対話等の信頼醸成の取組をどのように位置づけ、対応を図るべきかとの視点に立って調査を行った。

この点については、対話と協調、話し合いによる紛争の未然防止、信頼醸成措置というアジア流の協調的安全保障はある面で正しい方向であるが、万一、予防が破綻した場合、紛争を阻止する体制を持っておらず、その意味からも日米安保体制は堅持すべきであるとの意見が述べられたほか、米国が目指しているようにAPECを安保問題協議の場にしてはならないとの意見も示された。

また、ARF等の場で信頼醸成、予防外交に努めるべきであり、東アジア諸国が国防政策をオープンにしつつ「東アジア戦略概観」的なものを共同して作成する努力をすべきであるとの意見、ストックホルム国際平和研究所等にならい、アジア太平洋地域の安全保障の在り方を研究し、軍備管理・軍縮を推進する機関を国会に設立することが共通認識にならないかとの意見も示された。

2. アジア太平洋地域の経済と経済協力

まず、東アジアを中心に世界で最も経済成長が著しく、相互依存関係が深ま

っているアジア太平洋地域の経済情勢をどのように認識し、同地域が全体として安定的な経済発展を維持するために貿易・投資、経済協力並びに人口、食糧、環境、エネルギー等の諸問題への対処に我が国がどのような役割を果たすべきであるかとの視点に立って調査を行った。

アジアの成功はアジア的なアプローチをしたためであるとの見方や、工業化時代のしがらみや規制に縛られることなく、新しい時代の脱工業化、ソフトを中心とした経済開発に結びついたためであるとの見方が示された。また、アジア太平洋地域は成長を続けていくのではないかとの意見が表明される一方、同地域の順調な経済発展のため中長期的な課題に適切な対応を図る必要があるとの意見、アジアの安定的な発展のため、国際分業化を進めることが大きなポイントになるとの意見も述べられた。

また、アジア太平洋地域の安定的な経済発展のため、我が国は環境破壊、貧富の格差の拡大、エネルギー問題など経済成長を制約する課題を解決するためリーダーシップをとるべきであるとの意見、APECを活用すべきであるとの意見が述べられたほか、我が国はアジア太平洋諸国の自主的な発展、我が国経済と国民を第一とする自主性を確立すべきであるとの意見も述べられた。

次に、ODAを中心とする我が国の経済協力の現状をどう評価し、いかに経済援助を進めていくかとの視点に立って調査を行った。

我が国のODAは特にアジア太平洋諸国のインフラ整備、自立的発展のための人材養成等に寄与してきたと評価する意見が示された一方、相手国国民に感謝、評価され、日本国民が納得する援助となっているか否か疑問であり、環境破壊や住民移転に伴う問題を発生させている、2国間ODAで経済基盤整備に向けられる割合が多く、人道的な援助が少ないとの意見も述べられた。

また、今後我が国が経済協力を進めるに当たり、日本の顔が見え、相手国のニーズ・発展段階に合致したODAが必要であるとの意見、飢餓、貧困の救済、途上国の経済的自立への貢献に切り替えるため理念・原則の確立が大事であるとの意見、援助の質的向上及びソフト化を推進すべきであるとの意見、国際協力に係る人材育成に本格的に取り組むべきであるとの意見、援助実施体制を見直すべきであるとの意見、ODAの重要性を国民にアピールすることが必要であるとの意見、NGOへの援助を拡大すべきであるとの意見等が示された。

国会の関与については、マイナスが起きず、国民に責任を持てる形で個別案件の国会審議が可能ではないかとの意見、関与の程度は行政と立法の関係でも難しい問題であるとの意見が示された。また、ODAに関する基本法の立法化については、理念・基本原則、国会に対する報告、NGOとの連携の強化等を盛り込んだ基本法を制定すべきであるとの意見、法律制定のメリットを明確に

し、いかにデメリットに対処するか検討する必要があるとの意見等が示された。

3. 最終年に向けて

今後、本調査会は、調査テーマである「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」の下、東アジアにおける安全保障の在り方、ODAを軸とする経済協力の在り方、ODAに関する基本法の立法化などを中心として実りある成果が得られるよう充実した調査を進めることとしている。

(2) 調査会経過

○平成9年2月5日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

神戸大学教授	五百旗頭 真君
法政大学教授	鷺見 友好君
東京大学助教授	田中 明彦君

○平成9年2月12日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における経済と経済協力の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本経済新聞アジア部長	長谷川 潔君
成蹊大学教授	広野 良吉君
慶應義塾大学教授	竹中 平蔵君

○平成9年2月24日(月) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障の在り方及びアジア太平洋地域における経済と経済協力の在り方について意見の交換を行った。

○平成9年3月3日（月）（第4回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域の安定と日本への期待について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

タマサート大学準教授 プラサート・チチャイワタナポン君
中京大学教授 リム・ホァシン君

○平成9年4月7日（月）（第5回）

- 派遣委員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成9年4月21日（月）（第6回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、東アジアの安全保障と米軍のプレゼンスについて政府委員から説明を聴き、参考人野村総合研究所主任研究員森本敏君及び軍事評論家田岡俊次君から意見を聴いた後、両参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年5月7日（水）（第7回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、我が国の今後の経済協力について政府委員から説明を聴き、参考人早稲田大学教授西川潤君及び経済団体連合会常務理事藤原勝博君から意見を聴いた後、両参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年5月19日（月）（第8回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、我が国の今後の経済協力について意見の交換を行った。

○平成9年5月21日（水）（第9回）

- 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のうち、アジア太平洋地域における安全保障について意見の交換を行った。

○平成9年6月11日（水）（第10回）

- 国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成9年6月17日（火）（第11回）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成7年8月に設置され、3年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」の下、調査を行ってきた。

第2年目においては、「アジア太平洋地域における安全保障」及び「アジア太平洋地域の経済と経済協力」について調査を進め、6月11日、早期に施策の具体化を求める提言を含む調査報告書（中間報告）を取りまとめ、同日議長にこれを提出した。その主な内容は次のとおりである。

1 アジア太平洋地域における安全保障

アジア太平洋地域は経済発展が進み、相互依存関係が深まる一方、朝鮮半島等における緊張、域内諸国の軍事力の増強等の問題が存在している。

委員から、日米安保共同宣言による新しい位置付けの中で日米同盟関係を基軸とし、節度ある防衛体制をとることは意義があるとの意見、我が国は専守防衛を堅持するとともに、我が国が先頭に立ち目に見える形でアジア太平洋地域の軍縮に努めるべきであるとの意見が述べられたほか、日本のとるべき道は、安保条約から抜け出して非核非同盟の道を進むべきであるとの意見も示された。

A S E A N地域フォーラム（A R F）等の場で行われている安全保障対話等の信頼醸成の取組については、委員から、対話と協調、話し合いによる紛争の未然防止、信頼醸成措置というアジア流の協調的安全保障はある面で正しい方向であるが、万一、予防が破綻した場合、紛争を阻止する体制を持っていない限界があり、その意味からも日米安保体制は堅持すべきであるとの意見が述べられたほか、米国が目指しているようにA P E Cを安保問題を協議する場にしてはならないとの意見も示された。

2 アジア太平洋地域の経済と経済協力

アジア太平洋地域は現在、東アジアを中心に、世界で最も経済成長が著しく、域内全体の相互依存関係が深まっている。

委員から、アジアの成功はアジア的なアプローチをしたためであるとの見

方や、工業化時代のしがらみや規制に縛られることなく、新しい時代の脱工業化、ソフトを中心とした経済開発に結び付いたためであるとの見方が示された。また、我が国は環境破壊、貧富の格差の拡大、エネルギー問題など経済成長を制約する課題を解決するため、リーダーシップをとるべきであるとの意見、アジアの安定的な経済発展のためには、国際分業化を進めることが大きなポイントになるとの意見も述べられた。

ODAを中心とする我が国の今後の経済協力の進め方については、委員から、援助は日本の顔が見えるものとしていくべきであるとの意見、援助を実効的にするため精密な国別援助計画を立てるべきであるとの意見、相手国のニーズ・発展段階に合致し、被援助国民の理解が得られるODAが求められているとの意見、飢餓、貧困の救済、途上国の経済的な自立への貢献に切り替えていくための理念、原則の確立が大事であるとの意見が示された。

3 早期に施策の具体化を求める提言

- (1) 我が国が経済協力を進めるに当たっては、その質的向上を図るため、政策支援・人材の育成等に重きを置く援助のソフト化を一層推進していくこと。
- (2) 留学生に対する奨学金制度、宿舎の確保事業を始めとする関係経費の拡充等、留学生受入れ施策の充実に努めること。このため、経済協力予算のより一層の充当を進めること。
- (3) 「アジア太平洋大学（仮称）」の創設を検討するなど、アジア太平洋地域における長期的視点に立った人的交流、知的交流の拡充を図ること。
- (4) 援助ニーズの多様化に対応し、きめ細かく息の長い援助を推進してこため、専門家として国際協力に携わる人材の計画的な育成を行うこと。
- (5) アジア地域における食糧増産技術及び造林技術について共同研究開発をより一層拡充すること。

4 最終年に向けて

本調査会は、最終年を迎えるに当たり、これまでの調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」の下、東アジア地域における安全保障の在り方、ODAを軸とする経済協力の在り方、ODAに関する基本法の立法化などを中心として実りある成果が得られるよう充実した調査を進める。

【 国民生活・経済に関する調査会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、今期の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」とし、公正で活力がある経済社会と、豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、「少子・高齢化」、「国際化」、「情報化」等に適切に対応するための経済運営の在り方について検討を進めてきた。初年度には、我が国の経済運営の現状と課題について、平成8年6月に政府からの説明、参考人からの意見を中間的にとりまとめた調査報告を議長に提出した。

2年度目に当たる本年は、社会資本整備及び社会保障の在り方を中心に調査を行うこととし、関係各省から、「社会資本整備及び社会保障に関する財政の課題」、「公共投資基本計画と社会資本の整備状況」、「新しい全国総合開発計画における社会資本整備の基本的考え方」、「社会資本整備の基本的方向」及び「21世紀に向けた社会保障の基本的考え方」について説明を聴取し、質疑を行った。また、参考人から、「社会資本整備の在り方と財政の課題」、「住宅・生活環境に関する社会資本整備の在り方」、「交通・通信に関する社会資本整備の在り方」、「社会保障の在り方と国民経済」及び「国民のニーズの変化と社会保障の在り方」について意見を聴取し、質疑を行った。さらに、委員派遣による実情調査、委員の意見表明などの活動を行った。

こうした調査を踏まえ、平成9年6月11日、本調査会は各会派の意見の一致をみて、調査報告（中間報告）の提出を決定し、これを議長に提出した。また、17日の本会議において、会長がその概要を報告した。

〔調査の概要〕

調査報告では、豊かな国民生活の実現を目指して、社会資本整備及び社会保障の在り方を中心に、現状と基本的方向について検討を加え、特に重要と考えられる事項について、社会資本整備に関して10項目、社会保障に関して12項目の提言を行った。

その概要は、次のとおりである。

(社会資本関係)

① 公共投資の重点的配分

豊かな国民生活を実現するため、公共投資は住宅・生活環境分野に重点的に配分されなければならない。同時に、交通の円滑化、日常生活や国際交流に必要な交通の維持が求められる。また、誰もが容易に利用できることにも考慮し、情報化の進展に対応できる基盤の整備が重要。

② 公共事業の在り方

公共事業の効果的・効率的な実施を確保するためには、客観的な指標で事業間の優先度を定めることが重要。

③ 地方の役割と財源の確保

個性豊かな地域社会の実現のため、その基盤である生活関連分野は地域のニーズや実情に応じて実施できるよう、地方独自の財源を確保することが重要。

④ 良質な住宅の確保

住宅の質の向上、特に、誘導居住水準の達成割合の向上、最低居住水準の引き上げが必要。

⑤ 快適な生活環境の形成

快適な生活環境を形成するには生活を取り巻く生活環境施設の重点的な整備が求められる。都市づくりや生活環境整備に当たって地域住民の意向等の適切な把握・反映が必要。

⑥ 自然環境との調和

国民が健康に暮らしていくためには、水源涵養機能の回復や森林保全、低公害車の普及、ごみ排出量の抑制など、自然環境との調和が必要。

⑦ 総合的な交通ネットワークの整備

効率的な輸送体系を構築するため、各交通機関の連携がとれた総合的な交通ネットワークを整備することが必要。

⑧ 交通機関のバリアフリー化

高齢者等が安心して生活を楽しめるよう、移動の手段となる公共交通機関の確保を図るとともに、バリアフリー化を推進することが重要。

⑨ 情報通信技術の研究開発

国の研究開発施設等の高度化、大学・公的研究機関の先端技術の公平な開放等が必要。また、誰もが利用しやすい機器等の開発に十分配慮することが必要。

⑩ 情報通信の利用者保護

情報通信の利用者保護のために必要なセキュリティガイドラインの策定や法的整備の検討、国際的なルール化の検討が必要。

(社会保障関係)

① 少子・高齢社会に対応した社会保障制度の再構築

我が国の経済社会の変化や新たな国民のニーズに的確に対応していくため、従来の制度の枠組みにとらわれることなく、他の施策や制度との整合性を図るなかで、新たな社会保障制度を構築していくことが必要。

② 高齢期における所得の安定

高齢期の所得の安定を確保するため、雇用と年金の連携及び雇用機会の確保

が必要。

③ 高齢者の就業環境の整備

我が国の経済社会の活力を維持していくため、短時間・短期間勤務など、高齢者の意欲と能力に応じて可能な限り就業できる環境を整備することが必要。

④ 保健・医療の充実

患者が医療機関を適切に選択できる情報を提供するシステムを確立すること、医療保険財政の安定的運営を確保するため、給付と負担の在り方等制度全般を検討すること、人生の各段階を通じて保健サービスが一元的に管理されるシステムの構築等が必要。

⑤ 社会参加活動の充実

高齢社会においては、高齢者が各種の地域活動に主体的に参加し、それまで培ってきた知識、経験、技術等の能力を発揮できる機会を確保することが必要。

⑥ 介護基盤の充実

高齢者が仮に要介護状態となった場合においても尊厳のある自立した生活が可能となるよう、介護基盤の充実が必要。また、有料老人ホームの運営に支障が生じた場合でも、入所者が不利益を被らない措置が必要。

⑦ ボランティア団体支援

高齢者が在宅で自立した生活を継続できる環境を整備するため、ボランティア活動を行う団体の支援措置が必要。

⑧ 成年後見制度の創設

判断能力が十分でなくなった高齢者に対し、残された能力に応じてその財産管理などを保護する制度、いわゆる成年後見制度の創設の検討が必要。

⑨ 子育ての経済的負担の軽減

少子化が経済社会に与える影響を考慮して、子どもを社会全体で育てていくという社会的合意形成が必要である。その観点に立てば、有子家庭と無子家庭との経済的負担の公平化が必要。

⑩ 育児・介護と仕事の両立支援

保育サービスの充実、介護休業期間中の経済的支援が必要。家族が協力して育児、介護ができるよう、育児・介護休業制度及び勤務時間の弾力化等が必要。

⑪ 地域社会における子育て支援

地域社会における子育て・児童の健全育成に関する子育てネットワークづくりが重要。

⑫ 情報の一元化と手続きの簡素化

社会保障サービスが国民に利用しやすいものとなるよう、ICカードの活用など情報の一元化を推進し、手続きを簡素化することが必要。

(2) 調査会経過

○平成9年1月29日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成9年2月12日(水) (第2回)

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年2月25日(火) (第3回)

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。

○平成9年3月19日(水) (第4回)

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、社会資本整備の在り方と財政の課題について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

一橋大学経済学部教授

石 弘光君

上智大学経済学部教授

山崎 福寿君

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年4月9日(水) (第5回)

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、社会保障の在り方と国民経済について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

中央大学法学部教授

貝塚 啓明君

専修大学経済学部教授

正村 公宏君

○平成9年4月16日(水) (第6回)

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、住宅・生活環境に関する社会資本整備の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

日本経済新聞社論説委員会論説委員

井上 繁君

摂南大学工学部建築学科教授 田中 直人君

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、交通・通信に関する社会資本整備の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

東京大学大学院経済学研究科教授 金本 良嗣君

大阪学院大学経済学部教授、大阪大学名誉教授

・同先端科学技術共同研究センター客員教授 鬼木 甫君

○平成9年5月7日（水）（第7回）

- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、国民のニーズの変化と社会保障の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

朝日新聞社編集委員兼論説委員 有岡 二郎君

関西大学経済学部教授 一圓 光彌君

○平成9年5月28日（水）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成9年6月11日（水）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成9年6月17日（火）（第10回）

- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要旨】

本調査会は、「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」を調査項目とし、本年は、社会資本整備及び社会保障の在り方に関して、鋭意調査

を行った。

このたび、各会派の意見の一致をみたので、報告書にとりまとめ、これを議長に提出した。

以下は、その概要である。

I 社会資本整備の在り方

1 社会資本整備の現状

安全で快適な国民生活を実現するためには、生活を取り巻く住宅や生活環境施設が一定の水準で整備され、それが適切に配置されていることが重要である。

同時に、今後の国際化や高齢化の進展に対応して、経済社会の安定的な発展と豊かな国民生活を実現するためには、環境への影響なども踏まえ、交通の円滑化、日常生活や国際交流に必要な交通の維持を図っていくことが重要となる。また、情報通信は確実に高度化しており、その活用によって、国民生活のあらゆる面で多様なサービスを提供することが可能になることから、国民誰もが容易に利用できることにも十分考慮し、情報化の進展に対応できる基盤を整備していくことが重要となる。

2 社会資本整備の基本的方向

今後の社会資本の整備にあたっては、国民生活の視点に立った実施が求められるが、同時に、現下の厳しい財政状況においては、無駄をなくし、効果的、効率的な公共投資を行うことが必要である。このため、経済社会の変化に応じて公共投資の配分を見直していかなければならない。また、公共投資における国と地方の役割分担等についても不断に見直しを行うとともに、民間事業者の活用、費用便益分析の手法の確立、公共事業のコスト低減等の課題にも取り組み、公共投資の効率性を高めていくことが必要である。

II 社会保障の在り方

1 社会保障の現状

我が国の社会保障は、昭和36年に国民健康保険制度と国民年金制度が創設されたことによって、国民すべてを対象とする「皆保険・皆年金」の体制が整った。また、その後の経済社会の変化に対応してその内容も改善されてきた。しかし、近年の急速な少子・高齢化がこのまま推移すれば、社会保障に係る負担の一層の増加、介護需要の急速かつ大幅な増加等、将来の我が国の社会保障の在り方に深刻な影響を与えることが懸念される。このため、少子・高齢化の進展を視野に入れた対応が求められ、特に子育て環境、あるいは高齢期の生活環境の整備が求められる。

2 社会保障の基本的方向

社会保障は、その時々を経済社会の構造によって、国民のニーズが変化することから、長期的視点を踏まえ、その在り方を早急に検討する必要がある。なかでも、高齢者や障害者に対する介護や福祉サービス、あるいは保育等の児童福祉や育児支援に重点をおいた施策の展開が必要である。

Ⅲ 提言

これまでの調査を踏まえ、社会資本整備及び社会保障の在り方について、特に重要と考えられる点について提言を行った。

(社会資本関係)

- (1) 公共投資の重点的配分
- (2) 公共事業の在り方
- (3) 地方の役割と財源の確保
- (4) 良質な住宅の確保
- (5) 快適な生活環境の形成
- (6) 自然環境との調和
- (7) 総合的な交通ネットワークの整備
- (8) 交通機関のバリアフリー化
- (9) 情報通信技術の研究開発
- (10) 情報通信の利用者保護

(社会保障関係)

- (1) 少子・高齢社会に対応した社会保障制度の再構築
- (2) 高齢期における所得の安定
- (3) 高齢者の就業環境の整備
- (4) 保健・医療の充実
- (5) 社会参加活動の充実
- (6) 介護基盤の充実
- (7) ボランティア団体支援
- (8) 成年後見制度の創設
- (9) 子育ての経済的負担の軽減
- (10) 育児・介護と仕事の両立支援
- (11) 地域社会における子育て支援
- (12) 情報の一元化と手続きの簡素化

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

行財政機構及び行政監察に関する調査会は3年間にわたる調査テーマ「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に基づき調査を進めてきたが、第140回国会においては調査会委員間の自由討議等を通じて「参議院における行政監視等のための機関の設置について」の調査会長案を取りまとめた。

本調査会の調査活動は当初は3年間で結論を得る予定で進められてきたが、本調査会の活動が参議院改革とのつながりを生じてきたこと、また、金融不祥事や薬害エイズ問題、高級官僚の汚職等が明るみに出て、行政に関する国会の監視、監督の強化が必要であるとの認識が高まったことから、本調査会としての結論を早期に出すこととした。

このため、調査会委員間の自由討議等を精力的に重ね、平成9年5月9日に大方の調査会委員の了承の下に、参議院における行政監視のための機関として、「オンブズマン的機能を備えた第二種常任委員会を設置する」という調査会長案を取りまとめるとともに、その立法化について議長に要請することとした。

この他、行政相談委員の実態調査のため、同年2月17日から19日までの3日間、京都府及び奈良県に委員派遣を行った。

以上のような調査の経過及び結果を中間報告としてとりまとめ、同年6月9日議長に提出した。

〔調査の概要〕

まず、これまでの調査を踏まえ、調査会としての具体的方向性を見出すために、平成9年1月28日に調査会委員間の自由討議を行った。

この自由討議において、一部の調査会委員からは国会あるいは参議院の附属機関として行政監視機能を持つオンブズマン等の機関の設置が必要であること等が指摘された。しかし、大方の調査会委員の意見は参議院は第二院として行政に対する監視機能をより強く発揮すべきであり、そのためにも、議員自らが活動しうる行政監視のための新たな常任委員会を早期に設置すべきであるというものであった。

そこで、これら自由討議の意見を整理して試案をつくり、同年4月4日に調査会委員による自由討議を行った。この試案は、参議院改革の一環として参議院に期待される行政監視機能を強めるために、オンブズマン機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置するというものであった。この自由討議

においては、一部の調査会委員から、新たな常任委員会の設置は参議院改革で提案されている委員会再編と併せて提示できるようにされたい、また、委員会方式では国民の期待に応える行政監視ができないという意見が出されたものの、試案の内容については大方の調査会委員の賛同が得られた。同時に、新設される委員会の調査の進め方、国政調査権の活用方法さらには調査スタッフの在り方等委員会の運営等に関する意見も出された。

このような意見を踏まえて、「参議院における行政監視等のための機関の設置について（案）」を調査会長案として同年5月9日の調査会に提示し、大方の調査会委員の了承を得た。

調査会長案の内容は次のとおりである。

参議院における行政監視等のための機関の設置について（案）

「オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。」

新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。具体的な所掌事項等は、以下のとおりである。

所掌事項

① 行政監視のための調査

委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。

② 「行政監察計画」等についての調査

行政監察計画、行政監察の結果報告書・勧告、及び各省庁の内部監査に関し、調査を行う。

③ 苦情請願の審査

不適正行政に対する苦情を内容とする請願（苦情請願）を審査する。その際、委員会の意向を多様に反映させるために意見書を活用することにより、オンブズマン的な苦情救済の機能を発揮する。

④ 提案、勧告等

調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図る。

調査スタッフ

委員会が行政監視機能を十分に発揮するため、調査スタッフの充実・強化を図る。

(2) 調査会経過

○平成9年1月28日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めると決定した。

○平成9年4月4日（金）（第2回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成9年5月9日（金）（第3回）

- 時代の変化に対応した行政の監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成9年6月9日（月）（第4回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告を申し出ると決定した。

○平成9年6月17日（火）（第5回）

- 行財政機構及び行政監察に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

行財政機構及び行政監察に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

本調査会は、行財政機構及び行政監察に関して長期的かつ総合的な調査を行

うため、第133回国会の平成7年8月に設置され、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」を3年間にわたる調査テーマとして調査を進めてきた。

2年目の調査としては、まず、参議院の特定事項調査団として、調査会長を始め5人の本調査会委員がイギリス、ドイツ及びフランスにおいて、議会によるオンブズマン等行政統制の実情を調査した。

また、行政監視に資する既存の諸制度のうち、国政調査権及び請願制度の検討を行うため、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、総務庁の行政相談制度の実態調査のため、京都府及び奈良県に委員派遣を行い、行政相談委員との意見交換を通じてその活動状況を調査した。

さらに、本調査会の活動が参議院改革とのつながりを生じてきたことから、当初予定していた3年間よりも早い時期に当面の対応策としての結論を出すこととし、調査会の具体的方向性を見い出すため自由討議を行った。

その後、これまでの調査及び調査会委員の意見を整理し、行政監視等のための新たな機関の設置についての試案を作成の上、これに対する自由討議を行った。さらに、この自由討議での意見を加えて、常任委員会新設を内容とする調査会長案として調査会に提示し、大方の調査会委員の了承を得るとともに、その立法化について議長に要請することとした。

調査会長案の概要は、次のとおりである。

オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。

新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。

以上の調査の経過と結果を6月9日、調査報告書（中間報告）として取りまとめ、同日議長に提出した。

1 議案審議概況

【概観】

今国会、内閣から提出された法律案は、沖縄駐留軍用地特措法一部改正案・健康保険法等一部改正案を含む92件であり、うち90件が成立した。成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は、97.8%であった。なお、本院先議の閣法は19件でありいずれも成立した。前国会から衆議院において継続していた介護保険関連3法案は、本院において継続審査となった。未成立の2件は、衆議院においていずれも継続審査になった。

予算は、6件提出されいずれも成立した。

条約は、16件提出されいずれも承認された。

衆法は、今国会新たに45件提出され、10件が成立した。衆議院を通過し、本院で継続審査となったものが4件、衆議院で継続したものが2件、委員会に付託されたものの未了となったものは11件、未付託未了となったものが12件となった。また、4件は否決され、2件が撤回された。また、前国会から継続した8件のうち1件は成立し、衆議院を通過し、本院で継続したものが1件、衆議院で否決されたものが1件であり、残り5件はいずれも未了になった。

参法は、新たに11件提出され、3件が成立し、2件は継続した。残り6件のうち、3件は委員会において審査未了となり、3件は未付託未了となった。

このほか、承認案件2件が承認され、前国会に提出された平成6年度予備費及び平成7年度予備費6件はいずれも承諾された。136回国会に提出された平成6年度決算3件は是認され、今国会提出された平成7年度決算3件は継続された。136回国会に提出された平成6年度NHK決算及び今国会提出された平成7年度NHK決算はいずれも未了となった。さらに、本会議決議案が4件提出され、3件が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成9年度総予算は、今国会の召集日（1月20日）に平成8年度補正予算とともに提出された。

衆議院における総予算の審議は、総理の施政方針演説（1月20日）に対する代表質問（1月22日から24日）が終了した後、補正予算の審議を経て2月3日から衆議院予算委員会の総括質疑が始まった。8日間の総括質疑の後、一般質疑、経済、行財政、危機管理及び沖縄問題等についての集中審議、公聴会、一般質疑、分科会を経た後3月5日に衆議院を通過した。

なお、新進党、民主党からそれぞれ平成9年度一般会計予算外2案につき撤

回のうへ編成替えを求めるの動議が提出されたがいずれも否決された。

衆議院から送付の後の参議院での審議は、3月6日から総括質議が始まり、公聴会、6つの改革及び景気等及び外交危機管理医療福祉等についてそれぞれ集中審議を経て、オレンジ共済問題について証人喚問・出張尋問、一般質疑、委嘱審査の後、3月28日に締めくくり総括質疑を行った後本会議で可決、成立した。

なお、平成会から本会議修正案が提出されたが、否決された。

〔法律案の審議〕

— 閣 法 —

閣法の審議は、補正予算関連法案の審議から始まり、年度末の3月末日までに、日切れ法案等24件が成立した。4月の成立件数は20件であり、連休前の成立率は49.4%であった。5月に21件成立したものの、6月18日の会期末を控えて、6月1日時点で重要法案を多く含む27件が未成立であった。

成立した主な閣法は、以下の通りである。我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供するため使用されている土地等の使用期限が切れても収用委員会の裁決による権原取得まで暫定使用できるようにする日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（4月17日成立、以下括弧内は成立日）、防衛招集命令等により招集された場合に自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊で勤務することとなる即応予備自衛官制度を導入する等の改正を行おうとする防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（4月25日）、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図りあわせて我が国の多様な文化の発展に寄与するため所要の措置を講じようとするアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案（5月8日）、我が国金融・資本市場の一層の活性化を図るため、資本取引や対外決済に係る許可・事前届出制度を原則として廃止するとともに、外国為替公認銀行制度を廃止する等所要の措置を講じようとする外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（5月16日）、河川の総合的管理の内容の一つとして河川環境の整備と保全を位置付けるとともに、河川の整備計画について、長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画に区分し、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映させるための手続を導入することとする等所要の改正を行おうとする河川法の一部を改正する法律案（5月28日）、児童の福祉を増進するため、利用者が選択できる保育所制度の確立及

び児童の自立支援施策の充実を図るとともに、児童扶養手当について支給要件の見直し及び費用徴収制度の創設等所要の措置を講じようとする**児童福祉法等の一部を改正する法律案**（6月3日）、環境影響評価に関し、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、調査項目等の設定、環境影響評価準備書についての地方公共団体、住民等の意見の聴取等の手続及びその結果を許認可等に適切に反映することその他所要の事項を定める**環境影響評価法案**（6月9日）、産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の問題に対処し、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物の減量化の推進、施設に係る規制の見直し、不法投棄対策の強化等所要の措置を講じようとする**廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案**（6月10日）、我が国経済の公正かつ自由な競争を一層促進し、我が国の市場をより競争的かつ開かれたものとするため、持ち株会社の設立又は転化の解禁、国際契約届け出義務の廃止等に所要の改正を行おうとする**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（6月11日）、女性労働者の職域の拡大を図るため、募集、採用、配置及び昇進について事業主が女性に対して差別することを禁止し、女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制の解消、母性保護に関する措置の充実等を図る等所要の改正を行おうとする**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案**（6月11日）、日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高め、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ政策委員会の強化等抜本的な改革を実施しようとする**日本銀行法案**（6月11日）、日本電信電話株式会社を再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする改正を行おうとする**日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案**（6月13日）、金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督等を所掌する金融監督庁を、総理府の外局として平成10年度に設置し総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法その他の関係法律について、規定の整備を図ろうとする**金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（6月16日）、特殊法人の財務内容の公開を推進するため、貸借対照表、損益計算書等の財務内容に関する書類の作成、広告等に関する規定の整備を行おうとする**特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案**（6月16日）、大幅な赤字構造体質にある医療保険制度の安定的運営の確保等の観点から、健康保険法等について給付と負担の在り方の見直し等所要の措置を講ずるとともに、国民健康保険に係る国庫負担措置の期限延長等所要の措置を講じようとする**健康保険法等の一部を改正する**

法律案（6月16日）は、衆議院において、老人医療受給対象者に係る入院一部負担金の額、薬剤に係る一部負担金、政府管掌健康保険の保険料率及び施行期日等の規定を改めるとともに、この法律の施行後の検討等の規定を加える修正が行われた。さらに、本院において薬剤に係る一部負担金の額の改定及び薬剤に係る一部負担金の免除について修正した。

なお、前国会から衆議院において継続審査になっていた介護保険法案外2件は、衆議院から修正送付されたが、本院において継続審査になった。

— 衆 法 —

成立した主な衆法は以下の通りである。ストック・オプションに関する制度の整備を図るため、株式会社について新たに取締役譲渡するための自己株式の取得及び取締役等に対する新株の引受権の付与を認める等の措置を講じようとする商法の一部を改正する法律案（5月16日）、資本市場の効率化及び活性化により、国民経済の健全な発展を図るため、公開会社の自己株式の消却に関する商法の特例を定めようとする株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案（5月16日）、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講じる小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案（6月11日）、同一の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了の日のうち後の任期満了の日前90日以内に先の任期満了の日がある場合について、議員の任期満了による一般選挙を同時に行うことができるようにする公職選挙法の一部を改正する法律案（6月16日）、臓器の移植について、本人の臓器提供に関する生前の意思の尊重、移植機会の公平性の確保等の基本理念を定め、並びに、国、地方公共団体及び医師の責務を明らかにするとともに、臓器の範囲、脳死体を含む死体からの臓器の摘出、臓器の移植に関する記録の作成、保存及び閲覧、臓器売買等の禁止、臓器あっせん機関に対する規制及び監督等について必要な事項を定めようとする臓器の移植に関する法律案（6月17日）は、本院において、臓器の摘出に係る脳死の限定、脳死判定手続の一層の厳格化及び罰則の整備等の修正を行った。

なお、衆議院から提出された市民活動促進法案、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案、スポーツ振興法の一部を改正する法律案及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、いずれも本院で継続審査となった。

— 参 法 —

今国会参法で成立したものは、大学以外の教育機関が司書教諭の講習を行うことができることとするとともに、司書教諭の設置の特例を政令で定める学校

を除き平成15年3月31日までの間とする学校図書館法の一部を改正する法律案（6月3日）、行政書士法の目的規定を創設するとともに、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ない者を加え、罰則を整備しようとする行政書士法の一部を改正する法律案（6月10日）、建築士事務所の開設者に対し書類の閲覧等を義務付けるほか、建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的として設立された団体を指定できるようにする建築士法の一部を改正する法律案（6月16日）がある。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案は継続審査となったが、その他6件の法案はいずれも未了となった。

〔条約の審議〕

条約は、16件提出され（うち4件が参議院先議）、すべてが承認された。

その主なものを挙げると、南極の環境及び生態系を包括的に保護するための諸措置について定める環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件（4月3日）、探知剤が添加されていない可塑性爆薬の領域内における製造及び領域間の移動の禁止及び防止並びに一定期間内の廃棄、国際爆薬技術委員会の設置等について定める可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件（6月6日）、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発禁止等、条約実施を確保するためのC T B T機関の設立、条約の遵守について検証するための国際監視制度、現地査察、信頼醸成措置等からなる検証制度等について定める包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件（6月6日）等がある。

〔その他の審議〕

— 承認案件等 —

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（3月26日）外1件が承認された。

オレンジ共済組合の詐欺事件に関し、参議院議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件について、1月29日に許諾を与えることに決した。

— 本会議決議 —

本会議決議案は、在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案が1月23日に可決され、在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案が4月25日に可決された。また、議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案は、4月4日に可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院		衆議院			備考
				継続	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	92	90	0	0	2	0	0	
	衆継	3	0	3	0	0	0	0	
参法	新規	11	3	2	6	0	0	0	
衆法	新規	45	10	4	0	2	4	23	撤回 2
	衆継	8	1	1	0	0	1	5	
予算		6	6	0	0	0	0	0	
条約		16	16	0	0	0	0	0	
承認		2	2	0	0	0	0	0	
予備 費等	新規	2	0	0	0	2	0	0	
	衆継	6	6	0	0	0	0	0	
決算 その他	新規	4	0	3	1				
	継続	4	3	0	1				
決議案		4	3	0	1				
規程		1	1	0	0				
逮捕許諾		1	1	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（95件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

●両院通過（90件）

- 1 平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
- 2 平成8年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案
- 3 空港整備法の一部を改正する法律案（修）
- 4 恩給法等の一部を改正する法律案
- 5 沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 酒税法の一部を改正する法律案
- 7 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案
- 9 工業標準化法の一部を改正する法律案
- 10 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 11 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案
- 12 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案
- 13 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
- 14 国立学校設置法の一部を改正する法律案
- 15 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- 16 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 17 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
- 18 男女共同参画審議会設置法案
- 19 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 総務庁設置法の一部を改正する法律案
- 21 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
- 22 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

- 23 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案
- 25 運輸施設整備事業団法案
- 26 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案
- 27 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（修）
- 28 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
- 29 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案
- 30 日本私立学校振興・共済事業団法案
- 31 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案
- 32 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 33 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 34 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案
- 35 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 健康保険法等の一部を改正する法律案（修）《修》（衆議院同意）
- 37 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
- 38 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 39 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案
- 40 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案
- 41 船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 内航海運組合法の一部を改正する法律案
- 43 郵便法の一部を改正する法律案
- 44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案
- 45 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案
- 46 森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
- 47 民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための通商産業省関係法律の一部を改正する等の法律案

- 48 放送大学学園法の一部を改正する法律案
- 49 教育公務員特例法の一部を改正する法律案
- 50 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
- 51 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
- 52 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
- 53 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
- 54 電気通信事業法の一部を改正する法律案
- 55 国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案
- 56 電波法の一部を改正する法律案
- 57 河川法の一部を改正する法律案
- 58 水産業協同組合法の一部を改正する法律案
- 59 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
- 60 商法等の一部を改正する法律案
- 61 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 62 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 63 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
- 64 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
- 65 日本銀行法案
- 66 金融監督庁設置法案
- 67 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
- 68 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 69 特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案
- 70 南極地域の環境の保護に関する法律案
- 71 児童福祉法等の一部を改正する法律案
- 72 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案
- 73 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
- 74 地方自治法の一部を改正する法律案（修）
- 75 道路交通法の一部を改正する法律案
- 76 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案
- 77 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案
- 78 環境影響評価法案

- 79 電気事業法の一部を改正する法律案
- 80 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
- 81 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 82 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 83 大学の教員等の任期に関する法律案
- 84 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 85 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案
- 86 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案
- 87 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
- 88 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 89 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案
- 91 著作権法の一部を改正する法律案

●本院継続（3件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第139回国会提出）

- 7 介護保険法案（修）
- 8 介護保険法施行法案（修）
- 9 医療法の一部を改正する法律案（修）

●衆議院継続（2件）

- 90 精神保健福祉士法案
- 92 公職選挙法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（11件）

●両院通過（3件）

- 4 学校図書館法の一部を改正する法律案
- 6 行政書士法の一部を改正する法律案
- 8 建築士法の一部を改正する法律案

●本院継続（2件）

- 5 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 公職選挙法の一部を改正する法律案

●本院未了（6件）

- 1 解雇等の規制に関する法律案
- 2 解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 3 臓器の移植に関する法律案
- 9 民法の一部を改正する法律案
- 10 民法の一部を改正する法律案
- 11 少子社会における子育て支援に関する基本法案

◎衆議院議員提出法律案（53件）（うち衆議院において前国会から継続8件）

●両院通過（11件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 平成8年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
- 10 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 11 地方公務員法の一部を改正する法律案
- 14 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
- 16 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 商法の一部を改正する法律案
- 25 株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律案
- 31 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案
- 35 公職選挙法の一部を改正する法律案

（第139回国会提出）

- 12 臓器の移植に関する法律案《修》（衆議院同意）

●本院継続（5件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 21 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案
- 22 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
- 23 スポーツ振興法の一部を改正する法律案
- 34 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

（第139回国会提出）

18 市民活動促進法案（修）

●衆議院継続（2件）

18 公職選挙法の一部を改正する法律案

38 道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

●衆議院否決（5件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

13 非営利団体に対する法人格の付与等に関する法律案

17 臓器の移植に関する法律案

20 河川法の一部を改正する法律案

30 金融委員会設置法案

（第139回国会提出）

4 市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案

●衆議院未了（28件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

2 政治資金規正法の一部を改正する法律案

3 租税特別措置法の一部を改正する法律案

4 政党助成法を廃止する法律案

5 国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

6 情報公開法案

8 平成9年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

9 地方税法の一部を改正する法律案

12 民法の一部を改正する法律案

19 行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案

26 発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報の保護に関する法律案

27 電気通信事業法の一部を改正する法律案

29 日本銀行法案

32 公共事業の長期計画の透明化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

33 国会法の一部を改正する法律案

36 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

37 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

39 国家公務員の倫理の保持に関する法律案

40 国会職員の倫理の保持に関する法律案

41 裁判官の倫理の保持に関する法律案

42 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一

部を改正する法律案

- 43 国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法の一部を改正する法律案
- 44 中高一貫教育推進のための学校教育法の一部を改正する法律案
- 45 審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案

(第139回国会提出)

- 5 国会法の一部を改正する法律案
- 6 行政監視院法案
- 7 総務庁設置法の一部を改正する法律案
- 8 法人税法等の一部を改正する法律案
- 9 地方税法の一部を改正する法律案

●撤回（2件）

- 7 経済の活性化及び経済構造の改革に資するために緊急に講ずべき税制上の措置に関する法律案
- 28 阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

◎予算（6件）

●両院通過（6件）

- 1 平成8年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成8年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 平成8年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 4 平成9年度一般会計予算
- 5 平成9年度特別会計予算
- 6 平成9年度政府関係機関予算

◎条約（16件）

●両院通過（16件）

- 1 中東・北アフリカ経済協力開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
- 2 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する1996年5月3日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1996年5月3日に改正された議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件
- 3 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる

- 通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件
- 4 1963年5月22日に地中海漁業一般理事会の第1回特別会合（同年5月21日及び22日にローマで開催）において及び1976年7月1日に同理事会の第13回会合（同年6月28日から7月2日までローマで開催）において改正された地中海漁業一般理事会協定の締結について承認を求めるの件
 - 5 航空業務に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 6 環境保護に関する南極条約議定書及び環境保護に関する南極条約議定書の附属書Vの締結について承認を求めるの件
 - 7 アジア＝太平洋郵便連合憲章の追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の締結について承認を求めるの件
 - 8 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に関する1988年の議定書の締結について承認を求めるの件
 - 9 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書の締結について承認を求めるの件
 - 10 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
 - 11 航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 12 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件
 - 13 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件
 - 14 1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件
 - 15 サービスの貿易に関する一般協定の第4議定書の締結について承認を求めるの件
 - 16 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（2件）

●両院通過（2件）

- 1 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（8件）（うち衆議院において前国会から継続6件）

●両院通過（6件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第139回国会提出）

○平成6年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成6年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○平成6年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○平成7年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成7年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成7年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院継続（2件）

○平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（8件）

●是認すると議決（3件）

（第136回国会提出）

○平成6年度一般会計歳入歳出決算、平成6年度特別会計歳入歳出決算、平成6年度国税収納金整理資金受払計算書、平成6年度政府関係機関決算書

○平成6年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成6年度国有財産無償貸付状況総計算書

●継続（3件）

○平成7年度一般会計歳入歳出決算、平成7年度特別会計歳入歳出決算、平成7年度国税収納金整理資金受払計算書、平成7年度政府関係機関決算書

○平成7年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成7年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（2件）

○日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第136回国会提出）

○日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（4件）

●可決（3件）

1 在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案

3 議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案

4 在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案

●未了（1件）

2 本年4月1日からの消費税率引き上げを行わないことを求める決議案

◎規程案（1件）

●可決（1件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

◎議員逮捕について許諾を求めるの件（1件）

●許諾（1件）

○議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,888件（193種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」228件、「消費税の五％への増税中止に関する請願」124件、「厚生省汚職の糾明、医療保険改悪反対に関する請願」121件などであった。

各委員会への付託件数は、内閣328件、地方行政5件、法務301件、外務65件、大蔵11件、文教358件、厚生1,005件、農林水産40件、商工10件、運輸72件、通信6件、労働136件、建設245件、災害対策79件、選挙制度1件、沖縄・北方1件、行革税制171件、安保実施49件、臓器移植5件であった。

請願者の総数は1,113万9,791人に上っている。

外務委員会及び沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託されたいわゆる「駐留軍用地特別措置法案」の関連請願については、4月9日、日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会が設置され、11日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。また、17日、同法案の委員会採決の直後、付託変更と11日に行った原本付託によって付託された関連請願24件の審査が行われ、いずれも保留と決定された。

請願書の紹介提出期限については、6月5日の議院運営委員会理事会において会期終了日の7日前の同月11日までと決定された。なお、最終回の付託請願については、一部の委員会で請願審査を16日に行うことが事前に予想されたため、請願文書表の配付を待たず、同日午前中に原本付託した。

6月16日、17日及び18日、各委員会において請願の審査が行われ、10委員会において653件（27種類）の請願が採択すべきものと決定された。このうち、「建設省の定員の大幅増員に関する請願」110件は多数をもって採択すべきものと決定された。次いで18日の本会議において「高齢者の雇用機会の創出等に関する請願」外652件が採択され、「北朝鮮帰国者の日本訪問実現に関する請願」1件を除く652件を、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、22.6％であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、14.0％であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委 員 会	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	328	98	0	230	98	
地方行政	5	1	0	4	1	
法 務	301	47	0	254	47	
外 務	65	4	0	61	4	内閣に送付するを 要しないもの 1件
大 蔵	11	0	0	11	0	
文 教	358	8	0	350	8	
厚 生	1,005	375	0	630	375	
農 林 水 産	40	4	0	36	4	
商 工	10	0	0	10	0	
運 輸	72	0	0	72	0	
通 信	6	0	0	6	0	
労 働	136	4	0	132	4	
建 設	245	111	0	134	111	
災 害 対 策	79	0	0	79	0	
選 挙 制 度	1	0	0	1	0	
沖 縄 ・ 北 方	1	1	0	0	1	
行 革 税 制	171	0	0	171	0	
安 保 実 施	49	0	0	49	0	
臓 器 移 植	5	0	0	5	0	
計	2,888	653	0	2,235	653	提出総数 2,888件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 内閣委員会 98件
 - 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第7号外89件）
 - 元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願（第562号外3件）
 - 山西省残留犠牲者の救済措置に関する請願（第585号外3件）

- 地方行政委員会 1件
 - 女子中学生行方不明事件の真相解明に関する請願（第410号）

- 法務委員会 47件
 - 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第1451号外24件）
 - 裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1677号外21件）

- 外務委員会 4件
 - 北朝鮮日本人妻の安否確認と里帰り早期実現に関する請願（第859号）
 - 日韓・日中新漁業協定の早期締結に関する請願（第860号）
 - 北朝鮮帰国者の日本訪問実現に関する請願（第2475号）
 - 二百海里体制早期実現のための外交展開に関する請願（第2755号）

- 文教委員会 8件
 - 私学助成制度の拡充強化に関する請願（第55号）
 - 豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願（第2031号外3件）
 - 長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願（第2162号外2件）

- 厚生委員会 375件
 - 小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第124号外1件）
 - 腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第721号外52件）
 - 重度心身障害者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願（第741号外9件）
 - 男性介護人に関する請願（第750号外8件）
 - 小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願（第1922号外227件）
 - ハンセン病対策の充実に関する請願（第2165号外2件）

- 総合的難病対策の早期確立に関する請願（第2213号外69件）

- 農林水産委員会 4 件
 - 食料・農業・農村に関する新たな基本法の早期制定に関する請願（第2166号外2件）
 - 二百海里体制の早期確立に関する請願（第2621号）

- 労働委員会 4 件
 - 高齢者の雇用機会の創出等に関する請願（第46号）
 - 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する請願（第2167号外2件）

- 建設委員会 111 件
 - 公共事業予算の確保に関する請願（第862号）
 - 建設省の定員の大幅増員に関する請願（第1651号外109件）

- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 1 件
 - 北方領土返還促進に関する請願（第2540号）

質問主意書一覧

【第140回国会（常会）】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	シベリア抑留日本人死没者に関する質問主意書	瀬谷 英行君	9. 2. 14	9. 2. 19	9. 3. 18	9. 2. 25 内閣から通知書受領 (3. 19まで答弁延期)
2	ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問主意書	荒木 清寛君	4. 8	4. 9	5. 20	4. 15 内閣から通知書受領 (5. 21まで答弁延期)
3	浜岡原子力発電所の耐震性に関する質問主意書	山口 哲夫君	4. 16	4. 21	5. 30	4. 25 内閣から通知書受領 (6. 2まで答弁延期)
4	予備費使用の国会承諾に関する質問主意書	栗原 君子君	4. 21	4. 23	5. 13	4. 25 内閣から通知書受領 (5. 14まで答弁延期)
5	労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償年金の支給に関する質問主意書	渡辺 四郎君	4. 22	4. 23	6. 10	4. 25 内閣から通知書受領 (6. 18まで答弁延期)
6	神奈川ミルクプラントの横浜ノースドックへの移設に関する質問主意書	齋藤 勁君	4. 25	4. 30	5. 16	5. 6 内閣から通知書受領 (5. 19まで答弁延期)
7	遺伝子組換え食品の表示等に関する質問主意書	荒木 清寛君	4. 28	4. 30	6. 6	5. 6 内閣から通知書受領 (6. 9まで答弁延期)
8	脳死判定基準等に関する質問主意書	竹村 泰子君	5. 13	5. 14	6. 17	5. 20 内閣から通知書受領 (6. 18まで答弁延期)
9	予備費使用の国会承諾に関する再質問主意書	栗原 君子君	5. 15	5. 19	5. 30	5. 23 内閣から通知書受領 (6. 2まで答弁延期)
10	飯能中央病院問題に関する質問主意書	山下 栄一君	6. 2	6. 4	6. 13	6. 10 内閣から通知書受領 (6. 16まで答弁延期)
11	古紙価格の大暴落への対策と古紙リサイクルに関する質問主意書	上田耕一郎君 外1名	6. 4	6. 9	6. 19	6. 13 内閣から通知書受領 (6. 23まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
12	徳島県吉野川第十堰改築計画事業等に関する質問主意書	竹村 泰子君	9. 6. 9	9. 6. 11		9. 6. 17 内閣から通知書受領 (7. 14まで答弁延期)
13	地球温暖化防止対策等に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 13	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (7. 23まで答弁延期)
14	プルトニウム利用に関する質問主意書	清水 澄子君	6. 16	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (7. 22まで答弁延期)
15	国連ハビタットに関する質問主意書	横尾 和伸君	6. 16	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (7. 9まで答弁延期)
16	ゴミ焼却処分に伴うダイオキシン類の発生防止対策等に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 17	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (9. 16まで答弁延期)
17	アスベスト除去工事に関する質問主意書	山下 栄一君	6. 18	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (7. 2まで答弁延期)
18	圏央道高尾山トンネル掘削による自然破壊に関する質問主意書	上田耕一郎君 外1名	6. 18	6. 18		6. 24 内閣から通知書受領 (7. 22まで答弁延期)

※なお、第140回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第141回国会 参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第139回国会（臨時会）答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	小麦と小麦粉の安全性に関する質問主意書	竹村 泰子君	8. 12. 12	8. 12. 16	9. 3. 21	8. 12. 20 内閣から通知書受領 (9. 3. 24まで答弁延期)
2	ダム等事業に係る事業評価方策の試行に関する質問主意書	竹村 泰子君	12. 16	12. 18	1. 28	12. 24 内閣から通知書受領 (9. 1. 29まで答弁延期)
3	遺伝子組換え食品に関する質問主意書	荒木 清寛君	12. 17	12. 18	1. 24	12. 24 内閣から通知書受領 (9. 1. 27まで答弁延期)

1 国会会期一覽

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第126回 (常会)	5. 1.22 (金)	5. 1.22 (金)	5. 6.18 (金) 衆議院解散	150	—	148
第127回 (特別会)	5. 8. 5 (木)	5. 8.12 (木)	5. 8.28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時会)	5. 9.17 (金)	5. 9.21 (火)	6. 1.29 (土)	90	45	135
第129回 (常会)	6. 1.31 (月)	6. 2. 8 (火)	6. 6.29 (水)	150	—	150
第130回 (臨時会)	6. 7.18 (月)	6. 7.18 (月)	6. 7.22 (金)	5	—	5
第131回 (臨時会)	6. 9.30 (金)	6. 9.30 (金)	6.12. 9 (金)	65	6	71
第132回 (常会)	7. 1.20 (金)	7. 1.20 (金)	7. 6.18 (日)	150	—	150
第133回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 4 (金)	7. 8. 8 (火)	5	—	5
第134回 (臨時会)	7. 9.29 (金)	7. 9.29 (金)	7.12.15 (金)	46	32	78
第135回 (臨時会)	8. 1.11 (木)	8. 1.11 (木)	8. 1.13 (土)	3	—	3
第136回 (常会)	8. 1.22 (月)	8. 1.22 (月)	8. 6.19 (水)	150	—	150
第137回 (臨時会)	8. 9.27 (金)	—	8. 9.27 (金) 衆議院解散	—	—	1
第138回 (特別会)	8.11. 7 (木)	8.11.11 (月)	8.11.12 (火)	6	—	6
第139回 (臨時会)	8.11.29 (金)	8.11.29 (金)	8.12.18 (水)	20	—	20
第140回 (常会)	9. 1.20 (月)	9. 1.20 (月)	9. 6.18 (水)	150	—	150

※直近15国会を掲載した。

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初 の国会回次	国会召集日
第 1 回	昭和 22. 4.20 (日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5.20 (火)
第 2 回	25. 6. 4 (日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7.12 (水)
第 3 回	28. 4.24 (金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5.18 (月)
第 4 回	31. 7. 8 (日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31.11.12 (月)
第 5 回	34. 6. 2 (火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6.22 (月)
第 6 回	37. 7. 1 (日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4 (土)
第 7 回	40. 7. 4 (日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7.22 (木)
第 8 回	43. 7. 7 (日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1 (木)
第 9 回	46. 6.27 (日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7.14 (水)
第 10 回	49. 7. 7 (日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7.24 (水)
第 11 回	52. 7.10 (日)	52. 7.10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7.27 (水)
第 12 回	55. 6.22 (日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7.17 (木)
第 13 回	58. 6.26 (日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7.18 (月)
第 14 回	61. 7. 6 (日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7.22 (火)
第 15 回	平成 元. 7.23 (日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7 (月)
第 16 回	4. 7.26 (日)	4. 7.26	10. 7.25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7 (金)
第 17 回	7. 7.23 (日)	7. 7.23	13. 7.22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4 (金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(会期終了日 平成 9. 6. 18 現在)

内閣総理大臣	橋本 龍太郎 (衆・自民)	建設大臣	亀井 静香 (衆・自民)
法務大臣	松浦 功 (参・自民)	自治大臣 国家公安委員会委員長	白川 勝彦 (衆・自民)
外務大臣	池田 行彦 (衆・自民)	内閣官房長官	梶山 静六 (衆・自民)
大蔵大臣	三塚 博 (衆・自民)	総務庁長官	武藤 嘉文 (衆・自民)
文部大臣	小杉 隆 (衆・自民)	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	稲垣 実男 (衆・自民)
厚生大臣	小泉 純一郎 (衆・自民)	防衛庁長官	久間 章生 (衆・自民)
農林水産大臣	藤本 孝雄 (衆・自民)	経済企画庁長官	麻生 太郎 (衆・自民)
通商産業大臣	佐藤 信二 (衆・自民)	科学技術庁長官	近岡 理一郎 (衆・自民)
運輸大臣	古賀 誠 (衆・自民)	環境庁長官	石井 道子 (参・自民)
郵政大臣	堀之内 久男 (衆・自民)	国土庁長官	伊藤 公介 (衆・自民)
労働大臣	岡野 裕 (参・自民)	内閣法制局長官	大森 政輔

4 本会議・委員会傍聴者数の推移

(第140回国会終了日 平成9年6月18日現在)

国会回次	総計	内 訳	
		本 会 議	委 員 会
131 (臨時会)	2,007	721	1,286
132 (常会)	1,389	354	1,035
133 (臨時会)	152	78	74
134 (臨時会)	1,347	727	620
135 (臨時会)	24	24	0
136 (常会)	2,732	1,068	1,664
137 (臨時会)	9	8	1
138 (特別会)	149	48	101
139 (臨時会)	402	267	135
140 (常会)	5,020	1,451	3,569

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数の推移

(第140回国会終了日 平成9年6月18日現在)

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中学	高 校	外 国 人	特 別
平成3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	99,033	15,740	81,978	727	588	0

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

6 参議院50周年記念特別参観者数

特別参観実施月日	参 観 者 数
平成9年5月24日(土)	16,102人
平成9年5月25日(日)	41,610人
総 計	57,712人

※参議院50周年記念特別参観は、参議院50周年記念行事の一環として行われ、本会議場の演壇などが一般公開された。

7 外国議会議長等招待者一覧

○ 議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
トルコ共和国大国民議会議長	8. 9. 10	4	9. 2. 20～ 2. 25
カナダ上院議長	8. 2	4	3. 23～ 3. 30
オーストリア共和国上院議長	9. 3. 4	3	3. 26～ 3. 31

○ 両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
大韓民国国会議長	8. 12. 2	5	9. 5. 7～ 5. 11

○ 上院議長会議

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
アルゼンチン共和国上院議長	9. 4. 8	1	9. 5. 16～ 5. 22
オーストラリア上院議長	4. 8	1	5. 17～ 5. 24
ベルギー王国上院議長	4. 8	1	5. 19～ 5. 24
コロンビア共和国上院議長	4. 8	1	5. 21～ 5. 24
ノルウェー王国上院部会議長	4. 8	1	5. 18～ 5. 23
フィリピン共和国上院議長	4. 8	4	5. 20～ 5. 22
ポーランド共和国上院議長	4. 8	3	5. 19～ 5. 23
ルーマニア上院議長	4. 8	3	5. 19～ 5. 22

8 参議院議員海外派遣一覽

目 的	議長決定	派 遣 議 員	派 遣 地	日 数	派 遣 報 告
第5回アジア・太平洋議員フォーラム（A P P F）総会出席並びに各国の政治経済事情等視察	8.12. 9	野間 越君 三重野栄子君	カナダ アメリカ	10 10	9. 6. 18 議院運営 委員会に 報告書提 出
タイ王国上院議長の招待による同国公式訪問及びフィリピン共和国の政治経済事情等視察	12. 13	斎藤 十朗君 陣内 孝雄君 田村 秀昭君 清水 澄子君	フィリピン タイ	8 8 8 8	—
ドイツ連邦共和国、オランダ王国及びデンマーク王国における老人介護、福祉等の制度改革等の実情調査	12. 17	南野知恵子君 西山登紀子君 中尾 則幸君	ドイツ オランダ デンマーク	10 10 10	9. 3. 26 議院運営 委員会に 報告書提 出
ニュー・ジーランド及びオーストラリア連邦における選挙制度の実情調査	12. 18	関根 則之君 依田 智治君 岩瀬 良三君 田 英夫君	オーストラリア ニュー・ジ ランド	7 7 7 7	9. 2. 14 議院運営 委員会に 報告書提 出
政治における男女間のパートナーシップに向けてのIPU特別会議（ニューデリー）出席	9. 1. 8	鈴木 栄治君 大森 礼子君	インド シンガポール	11 11	9. 6. 18 議院運営 委員会に 報告書提 出
第97回列国議会同盟会議（ソウル）出席並びに政治経済事情等視察	3. 31	沓掛 哲男君 小野 清子君 菅川 健二君	韓国	7 7 9	
メキシコ合衆国移住100年記念行事出席並びに各国の政治経済事情等視察	4. 23	浦田 勝君 福本 潤一君	メキシコ アメリカ	11 12	

9 国会関係日誌 (8.12.19 ~ 9. 6.18)

【第139回国会（臨時会）閉会后】

- 12.19(木) ○国会等移転審議会（総理の諮問機関）、初会合
 - 政府、財政健全化目標を閣議決定
 - 政府、在ペルー日本大使公邸占拠事件対策本部設置を閣議決定
- 20(金) ○大蔵省、平成9年度予算大蔵原案を報告、閣議了承
 - 政府、平成8年度補正予算案を閣議決定
 - 政府、平成9年度予算大蔵原案を内示
- 23(月) ○MRTA、ペルー日本国大使公邸から人質225人を解放
- 24(火) ○平成9年度予算閣僚折衝
 - 政府、地方分権推進委員会第1次勧告の国会への報告を決定
- 25(水) ○政府、平成9年度予算政府案と財政投融资計画を閣議決定
 - 政府、行政改革プログラムについて閣議決定
- 26(木) ○参決算委（平成6年度決算外2件及び予備費関係3件について質疑、平成4年度及び平成5年度決算についての警告に対する政府の措置について説明聴取）
 - 羽田元総理ら、新進党を離党し、太陽党結成
- 27(金) ○釘宮磐議員、外務委員長を辞任
 - 小川勝也議員、「平成会」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会
 - 北澤俊美、釘宮磐、小山峰男の3議員、「平成会」を退会、「太陽」結成
- 1. 2(木) ○島根県隠岐島沖でロシア船籍のタンカー「ナホトカ号」沈没
- 7(火) ○橋本総理、東南アジア5カ国訪問（～14日）
 - 第5回アジア・太平洋議員フォーラム(APPF総会)（カタ・バンクーバー～10日）
 - 日本海で沈没した「ナホトカ号」から流出した重油、福井県越前海岸へ漂着
- 8(水) ○斎藤十郎参議院議長一行、タイ、フィリピン訪問（～15日）
- 10(金) ○政府、第140回国会（常会）の1月20日召集を閣議決定
- 13(月) ○一井淳治、久保亘、齋藤勁、前川忠夫、松前達郎、藁科満治の6議員、「社会民主党・護憲連合」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会
- 16(木) ○参決算委（平成6年度決算外2件の総括的質疑・是認、警告決議）
 - 「無所属クラブ」、「自由の会」へ会派名変更
 - 友部達夫議員、脳梗塞で東京都内の病院へ入院

【第140回国会（常会）】

- 20(月) ○ 第140回国会（常会）召集
- 開会式
 - 参本会議（議席の指定、常任委員長の選挙、7 特別委員会の設置、政府 4 演説）
 - 衆本会議（議席の指定、常任委員長の選挙、8 特別委員会の設置、政府 4 演説）
 - 政府、平成 8 年度補正予算、平成 9 年度総予算、平成 7 年度決算を国会へ提出
 - 千葉景子議員、「社会民主党・護憲連合」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会
 - 政府、ナホトカ号流出油災害対策関係閣僚会議が初会合
- 21(火) ○ 財政構造改革会議（議長・橋本総理）が初会合
- 22(水) ○ 衆本会議（「在ペルー日本大使公邸占拠事件に関する決議案」を可決）、（代表質問 小沢一郎君、山崎拓君、菅直人君）
- 23(木) ○ 参本会議（「在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件に関する決議案」を可決）、（代表質問 平井卓志君、坂野重信君）
- 衆本会議（代表質問 神崎武法君、不破哲三君、土井たか子君、羽田孜君）
- 24(金) ○ 参本会議（代表質問 竹山裕君、小野清子君、山本正和君）（平成 6 年度決算外 2 件を是認、警告決議）
- 参予算委（平成 8 年度補正予算、平成 9 年度総予算趣旨説明聴取）
 - 衆予算委（平成 8 年度補正予算、平成 9 年度総予算の提案理由説明）
- 25(土) ○ 総理、金泳三韓国大統領と会談（別府～26日）
- 28(火) ○ 東京地裁、友部達夫議員逮捕許諾請求を提出
- 29(水) ○ 参本会議（「議員友部達夫君の逮捕について許諾を求めるの件」を可決）
- 警視庁等合同捜査本部、詐欺容疑で友部達夫議員を逮捕
 - 衆予算委（平成 8 年度補正予算を可決）
 - 衆本会議（平成 8 年度補正予算を可決・参へ送付）
- 30(木) ○ 参予算委（平成 8 年度補正予算審議）
- 衆参合同調査団、重油流出事故の被害状況等の実情調査（福井県、石川県）
- 31(金) ○ 参予算委（平成 8 年度補正予算を可決）
- 参本会議（平成 8 年度補正予算成立）
2. 1(土) ○ 橋本総理、フジモリ・ペルー大統領と在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件で会談（カナダ・トロント）
- 3(月) ○ 参本会議（平成 7 年度決算概要報告）

- 衆予算委（平成9年度総予算審議入り——総括質疑～13日）
- 6(木) ○参各派代表者懇談会、参議院制度改革検討会報告書で協議
 - 東京高裁、平成7年度参議院議員通常選挙の選挙区選挙訴訟で請求棄却の判決
- 8(土) ○G7（蔵相・中央銀行総裁会議）開幕、ドル高是正で合意(バルソ)
- 10(月) ○外務省、沖縄県鳥島射爆場での米軍劣化ウラン弾誤射事故公表
- 12(水) ○橋本総理、衆予算委で米軍誤射事故公表遅れ陳謝
 - 在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件で、ペルー政府とMRTAが予備的対話開始
- 14(金) ○IPU特別会議（～18日 インド・ニューデリー）
 - 衆予算委（一般質疑～17日午前）
- 17(月) ○衆予算委（経済・行財政・危機管理・沖縄問題等で集中審議～19日）
- 18(火) ○参運輸委（ロシアタンカー・ナホトカ号重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告聴取）
- 19(水) ○中国最高実力者鄧小平氏が死去
 - 東京地検、友部達夫議員を詐欺罪で東京地裁に起訴
- 20(木) ○ムスタファ・カレムリ・トルコ共和国大国民議会議長一行訪日（参議院議長招待～25日）
 - 参農水委（ロシアタンカー・ナホトカ号重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告聴取）
 - 衆予算委公聴会（第1日）
- 21(金) ○参科技特委（高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故に関する件について政府委員から報告聴取）
 - 衆予算委公聴会（第2日）
 - 衆厚生委（介護保険法案等関連3法案質疑開始）
- 22(土) ○池田外相、沖縄を訪問し、大田知事と会談
- 24(月) ○衆予算委（平成9年度総予算一般質疑～28日）
 - 地方制度調査会、地方自治体への外部監査制度導入等の改革案をまとめ、橋本総理に答申
- 25(火) ○鄧小平氏追悼大会（葬儀委員長は江沢民国家主席）
- 28(金) ○衆本会議（全国新幹線鉄道整備法改正案等の趣旨説明聴取）
- 3. 3(月) ○衆予算委分科会（～4日）
 - 5(水) ○衆予算委（締めくくり総括質疑、平成9年度総予算を可決）
 - 衆本会議（平成9年度総予算を可決・参へ送付）
 - 6(木) ○参予算委（総括質疑～14日）
 - 11(火) ○動燃東海事業所再処理施設火災爆発事故で作業員35名が被曝
 - 12(水) ○参予算委（動燃東海事業所火災爆発事故で科技厅長官から報告聴取）
 - 友部達夫議員、下稲葉耕吉議運委員長ら議運委の議員辞職勧告を

拒否

- 斎藤十朗議長、伊藤宗一郎衆議院議長、国会改革について両院合同の協議する場の設置について基本的に合意
- セディージャ・メキシコ合衆国大統領、参議院議場で演説
- 衆厚生委（介護保険法案等関連3法案の地方公聴会・岡山市、福島市）
- 17(月) ○ 参本会議（平成9年度地方財政計画について）
 - 参予算委公聴会
 - 参科技特委（動燃東海事業所再処理施設における火災爆発事故に関する件について質疑）
 - 衆厚生委（介護保険法案等関連3法案の地方公聴会・札幌市、新潟市）
 - 政府、ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の平和的解決に向け、高村正彦外務政務次官を総理特使としてペルー、キューバ、ドミニカ共和国へ派遣（～23日）
- 18(火) ○ 参予算委（6つの改革及び景気等に関する集中質疑）
 - 衆本会議（臓器の移植に関する法律案「中山案」の趣旨説明聴取）
- 19(水) ○ 参本会議（大久保直彦君の在職25年表彰）
 - 参予算委（外交、危機管理、医療・福祉等に関する集中質疑）
- 21(金) ○ 参本会議（児童福祉法等改正案の趣旨説明聴取）
 - 参予算委（齋藤衛証人、病気を理由に委員会を欠席）
 - 参予算委（友部達夫議員、友部百男君への出張尋問）
- 23(日) ○ カナダ上院議長一行訪日（参議院議長招待～30日）
- 24(月) ○ 参本会議（南極地域環境保護法案の趣旨説明聴取）
 - 参予算委（委員長から出張尋問についての報告、齋藤衛君の証人喚問を決定）
- 25(火) ○ 参予算委（一般質疑～26日）
- 26(水) ○ 参予算委（齋藤衛証人の体調不良で証人喚問中断、再延期）
 - オーストリア共和国上院議長一行訪日（参議院議長招待～31日）
- 27(木) ○ 参予算委（委嘱審査）
- 28(金) ○ 参予算委（締めくくり総括質疑、平成9年度総予算を可決）
 - 参本会議（平成9年度総予算成立）
 - 常田享詳議員、「平成会」を退会
- 31(月) ○ 金田誠一衆議院議員外5名、臓器の移植に関する法律案を提出
- 4. 1(火) ○ 長谷川道郎議員、「平成会」を退会
 - 衆科技委（高速増殖炉もんじゅにおけるナトリウム漏えい事故及び動燃東海再処理施設における火災爆発事故問題について質疑）
- 2(水) ○ 衆厚生委（臓器の移植に関する法律案「金田案」の趣旨説明聴取）
 - 衆予算委（理事会で議院証言法改正について合意し、議運委員長に申し入れ）

- 3(木) ○ 衆予算委 (沖縄米軍基地問題に関する集中審議)
 - 政府、駐留軍用地特別措置法改正案を閣議決定、国会提出
- 4(金) ○ 参本会議 (「議員友部達夫君の議員辞職勧告に関する決議案」を可決)
 - 参内閣委 (アイヌ文化振興・伝統等知識普及・啓発法案を可決)
 - 衆本会議 (駐留軍用地特別措置法改正案の趣旨説明聴取)
 - 衆安保土地特委 (野中広務君を特別委員長に互選)
- 8(火) ○ 衆本会議 (健康保険法等改正案の趣旨説明聴取)
- 9(水) ○ 参本会議 (日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会設置) (廃棄物処理及び清掃法改正案の趣旨説明聴取)
 - (アイヌ文化振興・伝統等知識普及・啓発法案成立)
 - 参安保実施特委 (倉田寛之君を特別委員長に互選)
 - 衆安保土地特委 (駐留軍用地特別措置法改正案で参考人意見聴取)
- 10(木) ○ 衆本会議 (環境影響評価法案の趣旨説明聴取)
 - 衆安保土地特委 (駐留軍用地特別措置法改正案を可決)
 - 第97回列国議会同盟会議 (韓国・ソウル～15日)
- 11(金) ○ 衆本会議 (駐留軍用地特別措置法改正案成立)
 - 参本会議 (駐留軍用地特別措置法改正案の趣旨説明聴取)
- 14(月) ○ 参安保実施特委 (駐留軍用地特別措置法改正案の質疑)
- 16(水) ○ 参安保実施特委 (駐留軍用地特別措置法改正案で参考人意見聴取)
- 17(木) ○ 参安保実施特委 (駐留軍用地特別措置法改正案を可決)
 - 参本会議 (駐留軍用地特別措置法改正案成立)
- 18(金) ○ 衆本会議 (私的独占禁止及び公正取引確保法適用除外制度整理等法案、私的独占禁止及び公正取引確保法改正案の趣旨説明聴取)
 - 衆大蔵委 (金融及び証券取引について参考人質疑)
 - 猪熊重二参議院議員外4名、臓器の移植に関する法律案を提出
 - 新進党、近岡科学技術庁長官不信任決議案を提出
- 21(月) ○ 参本会議 (廃棄物処理及び清掃法改正案成立)
- 22(火) ○ 参予算委 (証券問題等及び動燃東海事業所事故・虚偽報告問題について参考人質疑)
 - 衆本会議 (沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議案を可決) (近岡科学技術庁長官不信任決議案を否決) (町村厚生委員長が臓器の移植に関する法律案2法案について中間報告)
 - 衆厚生委 (健康保険法等改正案の参考人意見聴取)
- 23(水) ○ 日本国憲法施行50周年記念式典 (憲政記念館)
 - ペルー軍特殊部隊、日本国大使公邸へ強行突入、邦人24人を救出
- 24(木) ○ 衆本会議 (橋本総理、在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告) (在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件解決に対する感謝決議案を可決) (臓器の移植に関する法律案「中山案」を

- 可決、金融監督庁設置関係 2 法案の趣旨説明聴取)
- 衆科技委（動燃に関する諸問題について科学技術庁長官、参考人近藤俊幸動燃事業団理事長から説明聴取、質疑）
- 橋本総理、米国、豪州、ニュージーランド訪問に出発（～5月1日）
- 25(金) ○ 橋本総理・クリントン米大統領、日米首脳会談（ワシントン）
- 参本会議（在ペルー日本大使公邸占拠事件人質解放に関する報告聴取）（在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案を可決）
- 衆環境委（環境影響評価法案可決）
- 28(月) ○ G7で円安・ドル高の回避を盛り込んだ共同声明採択（ワシントン）
- 5. 1(木) ○ 橋本総理、米国、豪州、ニュージーランド歴訪から帰国
- 参決算委（平成6・7年度予備費等について承諾）
- 2(金) ○ 参決算委（平成7年度決算外2件審査）
- 6(火) ○ 衆本会議（環境影響評価法案成立）
- 与党3党、医療保険改革法案の修正案まとめる
- 7(水) ○ 参本会議（斎藤十朗議長の永年表彰）（外国為替及び外国貿易管理法改正案の趣旨説明聴取）
- 衆内閣委（アイヌ文化振興・伝統等知識普及・啓発法案を可決）
- 衆厚生委（健康保険法等改正案を修正議決）
- 8(木) ○ 衆本会議（アイヌ文化振興・伝統等知識普及・啓発法案成立）
- 参外務委（在ペルー日本大使公邸占拠事件に関する件について池田外務大臣から報告聴取）
- 衆本会議（健康保険法等改正案成立）（橋本総理の米国、豪州、ニュージーランド訪問に関する報告聴取）（日本電信電話株式会社法改正案等関連3法案の趣旨説明聴取）
- 9(金) ○ 参本会議（橋本総理の米国、豪州、ニュージーランド訪問に関する報告聴取）
- 橋本総理、ペルー共和国訪問（～12日）
- 11(日) ○ 嶋崎均議員（自民・比例）死去
- 12(月) ○ 参決算委（平成7年度決算審査の通産省、経企庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫関係）
- 13(火) ○ 参外務委（在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件に関する件について青木盛久駐ペルー大使を参考人招致）
- 14(水) ○ 参本会議（環境影響評価法案の趣旨説明聴取）
- 衆商工委（私的独占禁止及び公正取引確保法改正案を可決）
- 15(木) ○ 参大蔵委（外国為替及び外国貿易管理法改正案を可決）
- 衆安保委（日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しについて参考人質疑）
- 衆本会議（私的独占禁止及び公正取引確保法改正法案成立）
- 16(金) ○ 参本会議（臓器の移植に関する特別委員会設置）（外国為替及び

- 外国貿易管理法改正案成立)
- 衆労働委（雇用分野における男女均等機会及び待遇確保等のための労働省関係法整備法案を可決）
 - 衆環境委（南極地域環境保護法案を可決）
- 19(月) ○参本会議（臓器の移植に関する法律案「中山案」、臓器の移植に関する法律案「猪熊案」について順次趣旨説明聴取）
- 嶋崎均議員死去により、長尾立子氏が繰上補充当選
 - 長尾立子議員、「自由民主党」へ入会
- 20(火) ○参議院50周年記念式典（参議院議場）、天皇皇后両陛下御臨席
- 参議院50周年記念・上院議長会議（～21日 参議院）
 - 衆本会議（私的独占禁止及び公正取引確保適用除外制度整理等法案、雇用分野における男女均等機会及び待遇確保等のための労働省関係法整備法案、南極地域環境保護法案成立、包括的核実験禁止条約等2件について承認）
- 21(水) ○衆厚生委（介護保険関係3法案を修正議決）
- 22(木) ○衆本会議（介護保険関係3法案を修正議決）
- 参文教委（著作権法改正案を可決）
 - 参運輸委（全国新幹線鉄道整備法改正案を可決）
 - 衆通信委（電気通信事業法改正案、国際電信電話株式会社法改正案及び日本電信電話株式会社法改正案3案を可決）
 - 衆本会議（電気通信事業法改正案、国際電信電話株式会社法改正案及び日本電信電話株式会社法改正案3案を可決）
- 23(金) ○参本会議（健康保険法等改正案の趣旨説明聴取）（著作権法改正案成立及び全国新幹線鉄道整備法改正案成立）
- 24(土) ○参議院50周年記念特別参観・特別展示（～25日）
- 26(月) ○参本会議（雇用分野における男女均等機会及び待遇確保等のための労働省関係法整備法案の趣旨説明聴取）
- 参臓器移植特委（臓器の移植に関する法律案「中山案」「猪熊案」両案について質疑）
- 27(火) ○参地方行政委（地方自治法改正案を可決）
- 参建設委（河川法改正案を可決）
- 28(水) ○参本会議（日本銀行法案の趣旨説明聴取、地方自治法改正案及び河川法改正案成立）
- 29(木) ○衆本会議（金融監督庁設置関係2法案成立）
- 30(金) ○参本会議（私的独占禁止及び公正取引確保法改正案及び私的独占禁止及び公正取引確保法適用除外制度整理等法案の趣旨説明聴取）
- 参環境特委（環境影響評価法案公聴会、9人の公述人が意見陳述、質疑）
6. 2(月) ○参本会議（金融監督庁設置関係2法案の趣旨説明聴取）
- 3(火) ○政府、財政構造改革会議の最終報告案を閣議決定

- 8(日) ○日米両国政府、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の中間報告をまとめ、発表
- 10(火) ○参大蔵委（日本銀行法案を可決）
○参労働委（雇用分野における男女均等機会及び待遇確保等のための労働省関係法整備法案を可決）
- 11(水) ○参本会議（日本銀行法案、私的独占禁止及び公正取引確保法改正案、雇用分野における男女均等機会及び待遇確保等のための労働省関係法整備法案等成立）
- 12(木) ○参厚生委（健康保険法等改正案を修正議決）
○参商工委（私的独占禁止及び公正取引確保法適用除外制度整理等法案を可決）
○参通信委（電気通信事業法改正案、国際電信電話株式会社法改正案及び日本電信電話株式会社法改正案3案を可決）
○参臓器移植特別委（臓器の移植に関する法律案「中山案」及び臓器の移植に関する法律案「猪熊案」について地方公聴会（大阪府、新潟県）
- 13(金) ○参本会議（介護保険法案、介護保険法施行法案及び医療法改正案について趣旨説明聴取）（私的独占禁止及び公正取引確保法適用除外制度整理等法案成立）（健康保険法等改正案を修正議決）
（電気通信事業法改正案、国際電信電話株式会社法改正案及び日本電信電話株式会社法改正案3案成立）
○2005年万博、万博国際事務局総会で日本（愛知県瀬戸市）に決定
- 16(月) ○参本会議（金融監督庁設置関係2法案成立）
○参内閣委（日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめについて質疑）
○参臓器移植特別委（臓器の移植に関する法律案「中山案」を修正議決）
○衆本会議（健康保険法等改正案、参議院回付に同意、成立）
- 17(火) ○参本会議（臓器の移植に関する法律案「中山案」を修正議決）
○衆本会議（臓器の移植に関する法律案「中山案」 参議院回付に同意、成立）（平成6年度決算等及び平成7年度決算等を是認）
- 18(水) ○参本会議（常任委員長の選挙、請願、閉会中審査手続）
○参6特別委員会、委員長の補欠選任
○衆本会議（請願、閉会中審査手続）
○第140回国会（常会）終了

（日付はいずれも日本時間）

訂正のお願い

下記の箇所に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

ページ	誤	正
「第140回国会審 議概要」 P299 25行目 「通信委員会 成 立議案の要旨・附 帯決議」	今後とも、電気通信事業に おける料金算定方式等の検 討等を行い、急速に発展す る情報通信の変化に即応し	今後とも、電気通信事業に おける料金算定方式の検討 等を行い、急速に発展する 情報通信の変化に即応し